

事務事業現況調書

相模原市・津久井町・城山町・相模湖町・藤野町

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

事務事業現況調書 目次

報告第 8 号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その 1

企画部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
総務部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
財務部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	8 6
保健福祉部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	9 8
市民部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4 5

各種事務事業の取扱いについて (Cランク) その1

企 画 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	中長期経営ビジョン策定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	なし				
歳出予算額（平成16年度）	1,400千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【(仮称)都市経営ビジョン策定のねらい】</p> <p>社会的背景 長引く景気の低迷と少子高齢化の進行による収入減と支出増がもたらす財政状況の悪化 社会の成熟化に伴う市民ニーズの多様化・複雑化 国、地方の改革においてはNPM（ニュー・パブリック・マネジメントの考え方）が主流 「補充性の原理」に基づく分権による行政の関与の縮小化</p> <p>目的 将来にわたって健全な財政を維持し、市民満足度の向上を図るため、市民と行政とのパートナーシップに基づく協働・分権型の都市経営の確立に向けた経営指針として、都市経営ビジョンを策定する。</p> <p>【概要】</p> <p>位置付け 総合計画に掲げる基本構想に基づく施策の実現に向け、中長期的な視点に立った経営指針とするとともに、新相模原市行政改革大綱（平成10年度策定）の基本理念を継承する。</p> <p>策定期間 平成16年度末（平成15年度：庁内検討による行財政運営の課題整理）（平成16年度：市民参加による都市経営ビジョンの策定） 計画の実施期間 平成17年度から平成22年度までの6年間（総合計画の期間）</p> <p>【平成15年度の取組経過】</p> <p>庁内組織として各部の次長を中心とした「行財政運営対策会議」を設置し、現在の行財政運営が抱える課題を整理するとともに、中長期的に取り組むべき対応策について庁内での議論を行った。 その結果については、平成16年度市民参加による「(仮称)さがみはら都市経営ビジョン」の策定検討を行う際の基礎資料として活用するとともに、庁内における取組みの基本指針として取り扱う。</p> <p>【平成16年度の取組み】</p> <p>平成16年度は、市民公募委員や学識経験者等で構成される都市経営ビジョン策定委員会を設置し、より経営的視点に立った行財政運営のあり方</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	中長期経営ビジョン策定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p> について、市への提言を行うとともに、地域タウンミーティングの開催や市民アンケート調査を通じて、より多くの市民の意見を聴きながら、（仮称）さがみはら都市経営ビジョンを策定する。 また、庁内においては、関係部長等で構成される経営戦略会議を設置し、経営ビジョンとアクションプランを検討する。 </p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	民間活力導入促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,600千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本事業は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用することにより、市が直接実施するよりも効率的かつ効果的にサービスを提供できるPFI事業を推進するため、平成14年に策定した『PFI導入の方針』に基づき、導入の可能性等の検討を行なっている。</p> <p>【内容】 1) 1次検討調査 事業課が策定する基本事項の整理を基に、定性評価、簡易定量分析を行い、PFI事業として評価の高い事業については2次検討を行う。 2) 2次検討調査 民間意向調査、リスク分析、定量分析、VFM算定等をコンサルタントに委託し、PFI事業の可能性の判断を行う。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	ふるさと創生事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等		城山町ふるさと創生事業基金の設置、管理及び処分に関する条例	津久井町ふるさと文化振興基金条例		
歳出予算額（平成16年度）		135千円	90,611千円		
歳入予算額（平成16年度）		135千円	84,404千円		
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】</p> <p>市町村が自主的・主体的に実施する地域づくりへの取組みを支援するために創設された「自ら考え自ら行う地域づくり」事業（ふるさと創生1億円事業）により交付税措置された1億円を原資として魅力ある地域づくりに繋がる特色ある事業を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>平成元年に「城山町ふるさと創生事業基金」を設置して積み立てている。</p> <p>平成3年に「ふるさと創生1億円事業選考委員会」等により、その活用方を検討し、基金の一部を活用して保健福祉センターの中庭に、町民の健康と子供たちの健やかな成長を願い、シンボルとなるプロンズの母子象を設置した。</p> <p style="padding-left: 20px;">事業費 12,669千円</p> <p>平成15年度末基金現在高 134,344千円 平成16年度末残高見込 134,479千円</p>	<p>【目的】</p> <p>国の「ふるさと創生事業」の創設に伴い、活力と魅力ある地域文化の振興を図るために「ふるさと文化振興基金」を設置し、次の事業を選定対象として実施する。</p> <p>人材の育成 地域・国際交流 伝統文化の育成・継承 地域おこし</p> <p>【内容】</p> <p>基金を原資として種々の事業を所管課にて展開</p> <p>平成16年度事業及び予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流推進事業 2,225千円 ・中学生海外派遣事業 8,231千円 ・津久井城址城山のイメージを高める事業 3,977千円 ・郷土の偉人尾崎号堂に学ぶ事業 2,270千円 ・合唱の里づくり事業 1,200千円 ・町史編さん事業 19,506千円 <p>他4事業</p> <p>平成15年度末基金現在高 476,119千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名														
29	各種事務事業の取扱い				企画部会														
事務事業番号	事務事業名				協議ランク														
12	市町村合併を除く広域行政に関する事務				A協議会 B幹事会 C専門部会														
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町														
担当課名	企画政策課	政策秘書課・(広域)	企画政策室	合併推進課	企画課														
根拠法令等		津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約														
歳出予算額(平成16年度)	43千円	0千円	0千円	0千円	0千円														
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円														
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補完あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 津久井地域とは、1市4町で首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施してきた。町田市とは、首長懇談会を毎年1回開催し、図書館、宿泊施設、高齢者福祉センター等の相互利用、乳幼児健康診査の相互受診、広報紙の相互掲載、行政資料の相互配架などを実施するとともに、道路・交通問題への対応、災害時における相互応援、大学と地域の連携方策の調査研究などに取り組んできた。</p>	<p>【目的】 行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補完あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 1市4町では、首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施している。津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や相違も踏まえながら、広域的事業や共通目的を持つ事業を主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。</p>	<p>【目的】 町民の行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補完あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 相模原市及び郡3町とは、1市4町で首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館等の相互利用、職員交流などを実施してきた。津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や相違も踏まえながら、広域的事業や共通目的を持つ事業を主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。</p>	<p>【目的】 行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補完あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 1市4町では、首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施している。津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や相違も踏まえながら、広域的事業や共通目的を持つ事業を主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。相模湖町では、八王子市・藤野町との間に平成15年10月2日に「公の施設の相互利用に関する協定書」締結し、図書館・林間総合公園・スポーツ広場等の相互利用を行っている。</p> <p style="text-align: center;">相互利用施設</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">八王子市</td> <td>中央図書館 南大沢図書館 生涯学習センター図書館 川口図書館</td> </tr> <tr> <td>相模湖町</td> <td>桂北公民館(図書室) 林間総合公園 艇(ナックルフォア)</td> </tr> <tr> <td>藤野町</td> <td>図書室 スポーツ広場 日連運動場 吉野イベントパーク</td> </tr> </table>	八王子市	中央図書館 南大沢図書館 生涯学習センター図書館 川口図書館	相模湖町	桂北公民館(図書室) 林間総合公園 艇(ナックルフォア)	藤野町	図書室 スポーツ広場 日連運動場 吉野イベントパーク	<p>【目的】 行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補完あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 1市4町では、首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施している。津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や相違も踏まえながら、広域的事業や共通目的を持つ事業を主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。藤野町では、八王子市・相模湖町との間に平成15年10月2日に「公の施設の相互利用に関する協定書」を締結し、図書館・林間総合公園・スポーツ広場等の相互利用を行っている。</p> <p style="text-align: center;">相互利用施設</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">八王子市</td> <td>中央図書館 南大沢図書館 生涯学習センター図書館 川口図書館</td> </tr> <tr> <td>相模湖町</td> <td>桂北公民館(図書室) 林間総合公園 艇(ナックルフォア)</td> </tr> <tr> <td>藤野町</td> <td>図書室 スポーツ広場 日連運動場 吉野イベントパーク</td> </tr> </table> <p>藤野町では、上野原町・秋山村との間に平成10年8月3日に「公の施設の相互利用に関する協定書」を締結し、スポーツ施設・キャンプ場・図書室等の相互利用を行っている。</p> <p style="text-align: center;">相互利用施設</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">上野原町</td> <td>上野原スポーツプラザ町民プール 桂川少年野球場兼ソフトボール球場 桂川野球場 桂川テニスコート</td> </tr> </table>	八王子市	中央図書館 南大沢図書館 生涯学習センター図書館 川口図書館	相模湖町	桂北公民館(図書室) 林間総合公園 艇(ナックルフォア)	藤野町	図書室 スポーツ広場 日連運動場 吉野イベントパーク	上野原町	上野原スポーツプラザ町民プール 桂川少年野球場兼ソフトボール球場 桂川野球場 桂川テニスコート
八王子市	中央図書館 南大沢図書館 生涯学習センター図書館 川口図書館																		
相模湖町	桂北公民館(図書室) 林間総合公園 艇(ナックルフォア)																		
藤野町	図書室 スポーツ広場 日連運動場 吉野イベントパーク																		
八王子市	中央図書館 南大沢図書館 生涯学習センター図書館 川口図書館																		
相模湖町	桂北公民館(図書室) 林間総合公園 艇(ナックルフォア)																		
藤野町	図書室 スポーツ広場 日連運動場 吉野イベントパーク																		
上野原町	上野原スポーツプラザ町民プール 桂川少年野球場兼ソフトボール球場 桂川野球場 桂川テニスコート																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	市町村合併を除く広域行政に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
【事務事業の内容】	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
					秋山村 仲間川テニスコート 西原テニスコート 旧上野原中学校グラウンド 上野原町民会館 上野野原町立図書館 観光スポーツ広場 東部スポーツ広場 中央会館（講堂のみ） YL O会館 緑と太陽の丘キャンプ場 緑と太陽の丘キャンプ場 （テニスコート） 健康増進プール 高金山麓キャンプ場 マス釣り場 藤野町 スポーツ広場 佐野川青少年広場 図書室

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	パブリックコメントの実施		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	企画政策課 相模原市パブリック・コメント手続実施要綱	政策秘書課 城山町パブリック・コメント手続条例	企画政策室	企画財政課	企画課
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の政策等の策定にあたって、幅広い市民の意見を反映するため、政策等の策定過程における透明性、公正性を確保するとともに、市民への説明責任を果たし、市民の市政への参画を推進することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施機関 市長・教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会 対象となる市民等 市内に住所を有する者・市内の事務所又は事業所に勤務する者・市政に関し意見等を有する者 パブリック・コメント手続の対象 ・ 市の基本的な制度や方向性を定める条例の制定又は改廃 ・ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く）の制定又は改廃 ・ 総合計画等、市の基本的政策を定める計画及び部門別・分野別の計画の策定又は改定 ・ 大規模なまちづくりに関する構想等の策定又は改定 ・ 市が整備する施設の基本計画の策定又は改定 ・ その他前各号に準ずるもの 手続等 パブリック・コメント手続の実施予告…実施の10日前までに予告 条例・政策等の素案の策定 素案公表・意見募集…意見募集期間は20日以上（休日含まず） 町民意見を踏まえた原案策定 意思決定 町民意見及び町の考え方の公表 公表及び意見提出の方法 ・ 公表…市HP、指定場所での閲覧及び概要版の配付、広報紙 ・ 意見提出…指定場所への書面提出、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他 	<p>【目的】 町の政策等の形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、町の町民に対する説明責任を果たすとともに、町民の町政への積極的な参画を促進し、もって町民との協働による開かれた町政を実現することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施機関 町長・教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会 対象となる町民等 町政に関し意見等を有するすべてのもの パブリック・コメント手続の対象 ・ 町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃 ・ 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 ・ 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く）の制定又は改廃 ・ 総合計画等、町の基本的政策を定める計画及び部門別・分野別の計画の策定又は改定 ・ その他前各号に準ずるもの 手続等 パブリック・コメント手続の実施予告…実施の10日前までに予告 条例・政策等の素案の策定 素案公表・意見募集…意見募集期間は20日以上（休日含まず） 町民意見を踏まえた原案策定 意思決定 町民意見及び町の考え方の公表 公表及び意見提出の方法 ・ 公表…町HP、指定場所での閲覧及び概要版の配付、広報紙 ・ 意見提出…指定場所への書面提出、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他 	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 企画部会			
事務事業番号 6	事務事業名 東京事務所の運営	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	東京事務所	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	8,567千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 各省庁その他諸機関等との連絡調整を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各省庁その他諸機関等との連絡調整に関する こと ・ 市政に関連のある情報及び資料の収集に関する こと ・ 本市施策の紹介、宣伝等に関すること ・ その他特命事項に関すること 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	パートナーシップ推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	さがみはらパートナーシップ推進指針				
歳出予算額（平成16年度）	5,162千円				0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 「さがみはらパートナーシップ推進指針」に基づき、市民相互が協力、連携、補完しあってパートナーシップを構築することにより、個人や団体、NPO、企業、行政など、「みんなで担う市民社会」を実現する。</p> <p>【内容】 1. 市民シンポジウムの開催 市制50周年を記念し、市民シンポジウム及び市長タウンミーティングを実施する。 (事業費) 1,606千円</p> <p>2. 市民参加推進事業 市民参加手法検討会の設置 「さがみはら市民委員会」の設置に向け、あり方などを市民を交えて検討する。 (事業費) 926千円 パートナーシップモデル事業 26事業の推進を専門家の助言を得て支援する。 (事業費) 平成15年度1,200千円 平成16年度1,200千円</p> <p>3. 市民活動推進事業 パートナーシップ事業支援 市民団体が他の団体と連携して行う公益的な事業に要する経費の一部を助成する。 (事業費) 1200千円 パートナーシップ人材育成 NPO講座の開催など (事業費) 100千円</p> <p>4. 街美化アダプト制度の推進 制度の周知と普及を推進する。 (事業費) 平成15年度213千円 平成16年度130千円</p> <p>5. 企業の社会貢献推進会議への支援 平成15年度に社会貢献活動調査を実施。アドバイザーとして会議に参加。</p> <p>6. パートナーシップ意識の普及啓発 ホームページ等による情報提供や職員研修の実施。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【事業名】 特定非営利活動促進法(NPO)の推進事業</p> <p>【事業概要】 ボランティア活動をはじめとする町民の自由な社会貢献活動を行う団体に対して、活動の健全な発展を図っていく。 具体的には、主に情報提供、アドバイスを 行っている。 現在、藤野町内で二つのNPO法人が設立されている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	さがみはら市民活動サポートセンター管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	さがみはら市民活動サポートセンターの設置等に関する規程				
歳出予算額（平成16年度）	18,514千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【設置の目的】 社会福祉や環境保全など、さまざまな分野で行われている市民の自主的・非営利の社会に貢献する活動を支援する。</p> <p>【概要】 平成14年10月設置 所在地 相模原市富士見6-6-23けやき会館3階 施設内容 交流サロン、会議室、作業コーナー 開館時間 午前9時～午後10時 (12月29日から1月3日、定期点検日、定期清掃日は休館) 運営体制 公設民営（NPO法人さがみはら市民会議に運営委託。委託先は公募にて決定した。） 事業内容 ・交流サロン・会議室など打合せ用スペースの提供 ・市民活動全般に関する相談受付 ・市民活動に関する情報の収集、ホームページ・広報誌による情報提供 ・コピー機、印刷機の提供（有料） ・ロッカー、レターケースの提供（登録団体のみ） ・サポートセンターフェルティバルの開催 ・利用者懇談会の開催</p> <p>予算 平成15年度 17,059千円 平成16年度 18,514千円 平成15年度の利用状況 利用者 約14,000人 相談件数 約200件 登録利用団体 141団体</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	大学機能活用方策調査研究事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,500千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市・町田市と両市内の大学機関、NPO法人等が連携して、モデルプロジェクトの検証を通し、大学と地域の連携のあり方について研究を進める。</p> <p>【内容】 1．情報発信プロジェクト ホームページのリニューアル 平成15年度の取り組みをとおし、情報等を整理し、新たな項目の追加などにより効果的な情報発信を行う。 紙ベースによる情報発信 年2回程度の発行（10月、3月）</p> <p>2．モデルプロジェクト 予備調査で提示された7大学16の事業を実施する。</p> <p>【予算】 ・市負担金 相模原市150万円（町田市150万円） ・文部科学省モデル事業 2,473,000円（予定） ・神奈川県市町村振興協会補助金事業 595,000円（予定）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	公共用地対策の調整		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>土地利用調整会議の運営</p> <p>所掌事項 低未利用市有財産の活用方針の策定に関する事 と。 民間開発で本市の土地利用上重大な影響を及ぼす立地計画の調整に関する事。 その他本市の土地利用に関し調整を要する事項に関する事。</p> <p>対象 低未利用市有財産は、1件1000㎡以上の土地又は1件500㎡以上の建物 立地計画等にあつては、1件500㎡以上の敷地面積に該当するもの。 その他、この会議で検討を特に要すると認められたもの。</p> <p>構成 企画部長（座長） 調整参事 企画政策課長 土地利用調整課長 その他、案件により影響を受ける分野の事務を所掌する課相当の組織の長</p> <p>下部組織 市有地等検討部会（土地利用調整課長が座長） 企画政策課、土地利用調整課、財務課、管財、営繕課、開発指導課、土木計画課、事業担当課及び課題担当課の職員のうち、各課長が推薦する者で構成。 民間土地利用調整部会（土地利用調整課長が座長） 企画政策課、土地利用調整課、環境対策、産業振興課、都市計画課、開発指導課、土木計画課、学務課、課題担当課及び情報提供課の職員のうち、各課長が推薦する者で構成。</p> <p>担当職員数 主幹1名を含む3名</p>	<p>土地利用調整委員会の運営</p> <p>所掌事項 土地利用に関する諸計画の策定に関する事。 都市計画決定・変更に関する事。 その他土地利用調整を要する事項に関する事。</p> <p>構成 委員会 部長 担当部長 政策秘書課長 財務課長 環境防災課長 都市計画課長 都市整備課長 経済課長</p> <p>幹事 政策秘書課企画政策班 財務課財務班 環境防災課環境班 都市計画課計画調整班 都市整備課市街地開発班 経済課農政班</p> <p>担当職員数 3名</p>	<p>土地利用調整委員会の運営</p> <p>所掌事項 土地利用の基本方針に関する事。 土地利用に係る諸計画の策定及び調整に関する事。 道路、住宅及び工場その他土地利用上重要な施設の立地計画の調整に関する事。 適正な土地利用を図るために必要な制度及びその運用の調査に関する事。 その他土地利用に関し調整を要する事項に関する事。</p> <p>構成 助役（会長） 企画政策室長（副会長） 都市計画課長 産業経済課長 環境課長 建設課長</p> <p>下部組織 書記会 企画政策室、都市計画課、産業経済課、環境課、建設課の職員のうち、各課長が推薦する者で構成。</p> <p>担当職員数 1名</p>	<p>土地利用調整委員会</p> <p>土砂等規則及びまちづくり条例規則の適切な運用を図る。 所掌事項については、相模湖町土地利用調整委員会設置要綱による</p> <p>構成（15名） ・助役 ・相模湖町課設置条例等で定める課の長 ・相模湖町議会事務局条例で定める事務局長</p> <p>担当職員数 3名</p>	<p>土地利用協議会</p> <p>土地の有形性及び公共性の認識を基に藤野町の土地利用に関する諸問題について、総合的かつ計画的に検討し、公共の福祉を優先させ、「自然と調和した創造性豊かな文化のまち」を実現していくため、設置している。 (藤野町土地利用協議会要綱) 所掌事項 土地利用の基本方針に関する事 土地利用に係る諸計画の策定に関する事 住宅団地、工場その他土地利用上重要な施設の立地計画に関する事 その他土地利用に関する事</p> <p>構成 総務部長、民生部長、産業建設部長、総務課長、企画課長、税務課長、町民課長、健康福祉課長、まちづくり課長、地域整備課長、上下水道課長、教育総務課長、社会教育課長、議会事務局長、やまなみ温泉館長</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い				企画部会				
事務事業番号	事務事業名				協議ランク				
7	公有地の拡大の推進に関する法律に関する事務				A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
担当課名	土地利用調整課	財務課・都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課				
根拠法令等	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>基準 市街化区域で5,000㎡以上 市街化調整区域で10,000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、200㎡以上で届出が必要</p> <p>提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。</p> <p>年間受理件数：12件（H15年度） 買取件数：なし（H15年度）</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>基準 都市計画区域で200㎡以上</p> <p>提出期日 なし。</p> <p>年間受理件数：4件（H15年度） 買取件数：1件（H15年度）</p> <p>回答期限（第4条・第5条とも） 市長は届出から3週間以内に買取希望団体の有無について通知する。</p> <p>その他（第4条・第5条） 買取協議を行う旨の通知があった場合は、通知があった日から起算して3週間以内までは譲渡（売買など）できない。</p> <p>担当職員数 2名</p>	<p>該当なし</p> <p>本町では、第4、5条の届出は、經由事務のみを実施しています。</p> <p>【平成15年度經由実績】 第4条 なし 第5条 なし</p> <p>担当職員 3名（兼務）</p>	<p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>基準 都市計画区域内で10,000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上で届出が必要（都市計画区域外は、200㎡以上）</p> <p>提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。</p> <p>年間受理件数：2件（H15年度） 買取件数：なし（H15年度）</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>基準 都市計画区域で100㎡以上（都市計画区域外は200㎡以上）</p> <p>提出期日 なし。</p> <p>年間受理件数：0件（H15年度） 買取件数：0件（H15年度）</p> <p>当町においては届書の經由事務となる。 その他、買取希望の有無について県知事に申出書を送付。</p> <p>担当職員数 1名</p>	<p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>基準 10,000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上で届出が必要</p> <p>提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。</p> <p>年間受理件数：なし（H15年度） 買取件数：なし（H15年度）</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>基準 都市計画区域で100㎡以上</p> <p>提出期日 なし。</p> <p>年間受理件数：なし（H15年度） 買取件数：なし（H15年度）</p> <p>当町においては届書の經由事務となる。 その他、買取希望の有無について県知事に申出書を送付。</p> <p>担当職員数 1名（兼任）</p>	<p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>基準 都市計画区域内で10,000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上で届出が必要（都市計画区域外は、200㎡以上）</p> <p>提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。</p> <p>年間受理件数：1件（H15年度） 買取件数：なし（H15年度）</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>基準 都市計画区域で100㎡以上（都市計画区域外は200㎡以上）</p> <p>提出期日 なし。</p> <p>年間受理件数：0件（H15年度） 買取件数：0件（H15年度）</p> <p>当町においては届書の經由事務となる。 その他、買取希望の有無について県知事に申出書を送付。</p> <p>担当職員数 1名（兼任）</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	国土利用計画法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	国土利用計画法	国土利用計画法	国土利用計画法	国土利用計画法	国土利用計画法
歳出予算額（平成16年度）	201千円	0千円	65千円	64千円	52千円
歳入予算額（平成16年度）	159千円	51千円	65千円	51千円	52千円
【事務事業の内容】	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 市街化区域で2,000㎡以上 市街化調整区域で、5,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一回」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数（市からの意見書付き）：41件（H15年度） うち参考意見等あり：29件 うち参考意見等なし：12件</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>年間回答件数：41件（15年度） うち県からの勧告件数：なし うち県からの助言件数：2件 うち県からの不勧告件数：39件</p> <p>担当職員数 2名</p>	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 市街化区域で2,000㎡以上 市街化調整区域で、5,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一回」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数（町からの意見書付き）：0件（H15年度）</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>担当職員数 3名（兼務）</p>	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 非線引き都市計画区域で5,000㎡以上 都市計画区域外で、10,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一回」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数（町からの意見書付き）：2件（H15年度） うち参考意見等あり：1件 うち参考意見等なし：1件</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>年間回答件数：2件（15年度） うち県からの勧告件数：なし うち県からの助言件数：なし うち県からの不勧告件数：2件</p> <p>担当職員数 1名</p>	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 ・5,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一回」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数（町からの意見書付き）：1件（H15年度） うち参考意見等あり：1件 うち参考意見等なし：なし</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>年間回答件数：1件（15年度） うち県からの勧告件数：なし うち県からの助言件数：なし うち県からの不勧告件数：1件</p> <p>担当職員数 1名（兼務）</p>	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 非線引き都市計画区域で5,000㎡以上 都市計画区域外で、10,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一回」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数（町からの意見書付き）：1件（H15年度）</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>年間回答件数：0件（15年度）</p> <p>担当職員数 1名（兼務）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	特定地域土地利用計画に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等			特定地域土地利用計画策定指針（神奈川県）	特定地域土地利用計画策定指針（神奈川県）	特定地域土地利用計画策定指針（神奈川県）
歳出予算額（平成16年度）			0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）			0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>津久井町特定地域土地利用計画</p> <p>【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。</p> <p>【内容】 特定地域における土地利用の基本的な方向性 保全ゾーンの設定 利用検討ゾーンの設定 6箇所 75.4ha 利用検討ゾーン内訳 産業系 4箇所 72.6ha （内、土地利用転換面積 23.7ha） 住居系 2箇所 2.8ha （内、土地利用転換面積 1.9ha）</p> <p>【策定年月】 平成13年7月</p> <p>【計画期間】 平成13年度～平成17年度</p>	<p>相模湖町特定地域土地利用計画</p> <p>【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。</p> <p>【内容】 特定地域における土地利用の基本的な方向性 保全ゾーンの設定 利用検討ゾーンの設定 4箇所 123.7ha 利用検討ゾーン内訳 産業系 3箇所 122.9ha （内、土地利用転換面積 23.0ha） 社会福祉系 1箇所 0.8ha （内、土地利用転換面積 0.8ha）</p> <p>【策定年月】 平成6年3月</p> <p>【計画期間】 平成7年度～平成17年度</p>	<p>藤野町特定地域土地利用計画</p> <p>【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。</p> <p>【内容】 特定地域における土地利用の基本的な方向性 保全ゾーンの設定 利用検討ゾーンの設定 4箇所 22.9ha 利用検討ゾーン内訳 住居系 2箇所 2.3ha （内、土地利用転換面積 - ha） 産業系 3箇所 11.0ha （内、土地利用転換面積 - ha） ｽｯﾌﾟ系 2箇所 4.4ha （内、土地利用転換面積 - ha） その他 2箇所 5.2ha （内、土地利用転換面積 - ha）</p> <p>【策定年月】 平成12年9月</p> <p>【計画期間】 特に定めなし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	地籍調査事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	経済課	建設課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等		国土調査法、地籍調査作業準則、運用基準		国土調査法、地籍調査作業準則、運用基準	
歳出予算額（平成16年度）		14,627千円		30千円	
歳入予算額（平成16年度）		6,406千円		0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】</p> <p>現在の公図や登記簿は、明治の地租改正時に作られたものが基となっており、実際の土地と記載事項が合わなくなっている。これを是正するため地籍の明確化を図り、土地の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>調査 取りまとめ・閲覧 認証 登記 窓口閲覧 誤り等訂正</p> <p>【手数料】</p> <p>地籍調査成果証明（1件300円）</p> <p>【負担金】</p> <p>神奈川県国土調査推進協議会会費</p> <p>【特定財源】</p> <p>地籍調査補助金 国 50% 県 25% 町 25%</p> <p>【参考】</p> <p>町の計画面積 16.44km² 調査完了面積 2.21km²（15年度未現在） 現在の進捗状況 約13.4%</p>	該当なし	<p>【目的】</p> <p>現在の公図や登記簿は、明治の地租改正時に作られたものが基となっており、実際の土地と記載事項が合わなくなっている。これを是正するため地籍の明確化を図り、土地の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>調査 取りまとめ・閲覧 認証 登記 窓口閲覧 誤り等訂正</p> <p>【手数料】</p> <p>地籍調査成果証明（1件 300円）</p> <p>【負担金】</p> <p>神奈川県国土調査推進協議会会費</p> <p>【特定財源】</p> <p>地籍調査費補助 国 50% 県 25% 町 25%</p> <p>【参考】</p> <p>町の計画面積 1.7km² 調査完了面積 0.29km²（15年度未現在） 現在の進捗状況 約17.1%</p> <p>平成12年度より休止中。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	県土地利用調整条例に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>市内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 市街化調整区域における1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為（開発行為）。</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員数 2名</p>	<p>町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 市街化調整区域における1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為（開発行為）。</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員 3名（兼務）</p>	<p>町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為。 （主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3,000㎡以上が対象）</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員数 1名</p>	<p>町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為。 （主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3,000㎡以上が対象）</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員数 3名（兼任）</p>	<p>町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為。 （主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3,000㎡以上が対象）</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員数 1名（兼任）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	生産緑地法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	政策秘書課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	生産緑地法				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>生産緑地法に規定する、生産緑地に係る農業の主たる従事者または土地の所有が生産緑地を地方公共団体等へ買取申出する場合の調整事務</p> <p>基準 生産緑地地区に指定後、30年を経過したとき 農業の主たる従事者が死亡したとき 農業の主たる従事者に営農できなくなるような故障が生じたとき</p> <p>年間受理件数：22件（H15年度） うち買取る件数：なし うち買取らない件数：22件</p> <p>回答期限 市長は申出から1ヶ月以内に買取るまたは買取らない旨の通知をする。</p> <p>その他 買取らない場合は、他の農業従事者に斡旋をする。 申出から3ヶ月以内に所有権の移転がおこなわれなかったときは、生産緑地地区内の行為（建物の建築や宅地造成など）の制限が解除される。</p> <p>担当職員数 2名</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	広報紙発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	広聴広報課 相模原市広聴広報規則	町民課	企画政策室 津久井町情報の共有化の推進に関する規則・ 町行政情報連絡調整会議設置要綱	企画財政課 相模湖町広報規則	企画課
歳出予算額（平成16年度）	100,125千円	7,178千円	7,879千円	3,667千円	3,725千円
歳入予算額（平成16年度）	50千円	177千円	150千円	150千円	150千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市政の現状や課題、市民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。また、広報紙に掲載した記事を市民や市民生活の変遷を記録する貴重な行政資料として後世に残すと共に、一般の利用に供するため縮刷版を作成する。</p> <p>【内容】 広報さがみはらの発行 ・発行 定例号毎月2回（1日・15日）、臨時号1回（市長選挙） ・規格 タブロイド判 2ページ、8ページ、12ページ ・発行部数 平均224,000部/回 ・配布方法 新聞折込、新聞未購読者への郵送、出張所・公民館・各駅等に配置 ・事業費 99,925千円 縮刷版の発行 ・対象 1年間に発行した広報紙 ・発行部数 250部 16年度からCD版に変更 ・配布先...市議会、小・中学校、図書館など ・事業費 200千円</p> <p>【参考】 広報さがみはらの発行 ・発行回数 25回 タブロイド判 2ページ（1回）、8ページ（14回）、12ページ（10回） ・発行部数 平均224,000部/回 （内訳） ・新聞折込215,540部（朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経） ・新聞未購読者への郵送約2,500部（年平均） ・駅（JR 9、京王1、小田急3） 1,850部 ・本庁 3,000部 ・出張所・公民館（23箇所） 1,110部 縮刷版の発行 （主な配布先） 議会 46部（議員数46）、小中学校 82（82校）、公民館図書室 23（23か所）、図書情報コーナー10（本庁1か所）、博物館2（1か所）、図書館4（4か所）</p> <p>【特定財源の内容】 市町村振興協会広報掲載料等交付金</p>	<p>【目的】 町の施策や制度をはじめとして、各種相談や検診など町民の暮らしに必要な情報を分かりやすく周知することにより、町民の町政への理解と関心を高め、町政への参加を推進する。</p> <p>【内容】 - 1 広報ぶりに一ずの発行 ・発行 毎月1日発行（年12回） ・規格 A4判 平均20ページ ・発行部数 7,200部/回 ・配布方法 自治会配布、金融機関、コンビニ等に配置 - 2 広報おしらせ版ホットラインの発行 ・発行 毎月15日発行（年12回） ・規格 タブロイド判 平均4ページ ・発行部数 8,000部/回 ・配布方法 新聞折込、コンビニ等に配置 縮刷版の発行 該当なし</p> <p>【参考】 - 1 広報ぶりに一ず ・発行回数 12回 A4判 平均20ページ ・発行部数 7,200部/回 （内訳） ・自治会（12団体） 6,545部 ・金融機関（6箇所） 50部 ・コンビニ（6箇所） 50部 ・県市町村（県、郡3町、八王子市） 85部 ・報道機関など 17部 ・庁舎内 370部 - 2 広報おしらせ版ホットライン ・発行回数 12回 タブロイド判 平均4ページ ・発行部数 8,000部/回 （内訳） ・新聞折込 7,600部（朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経） ・コンビニ（6箇所） 60部 ・報道機関など 12部 ・庁舎内 200部</p> <p>【特定財源の内容】 市町村振興協会広報掲載料等交付金150千円 自衛官募集事務委託金27千円</p>	<p>【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。</p> <p>【内容】 - 1 広報つくい発行 ・発行 1日 ・規格 A4判 平均18ページ ・発行部数 9,350部/回 ・配布方法 各自治会経由での配布 郵便局等に配置 ・事業費 6,341千円 - 2 広報つくいお知らせ版の発行 ・発行 15日 ・規格 A4判 4ページ ・発行部数 10,350部/回 ・配布方法 新聞折り込み ・事業費 1,538千円 縮刷版の発行 該当なし</p> <p>【参考】 - 1 広報つくい発行 ・発行回数 12回 A4判 平均18ページ ・発行部数 9,350部/回 ・自治会経由で配布8,700部 関係機関等へ配布450部 庁舎内等200部 - 2 広報つくいお知らせ版 ・発行回数 12回 A4判 4ページ ・発行部数 10,350部/回 ・新聞折込 10,050部（朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経） ・関係機関等へ配布250部 ・庁舎内等50部</p> <p>【特定財源の内容】 市町村振興協会広報掲載料等交付金</p>	<p>【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。</p> <p>【内容】 - 1 広報さがみこの発行 ・発行 1日 ・規格 A4判 16ページ ・発行部数 3,600部/回 ・配布方法 各自治会等経由での配布 公民館、駅等に配置 ・事業費 3,332千円（広報配布謝礼金含む） - 2 広報さがみこお知らせ版の発行 ・発行 15日 ・規格 B4判（両面1枚） ・発行部数 3,000部/回 ・配布方法 新聞折込 駅・公共機関・農協などに配置 ・事業費 133千円 縮刷版の発行 該当なし</p> <p>【参考】 - 1 広報さがみこの発行 ・発行回数 12回 A4判 16ページ ・発行部数 3,600部/回 ・自治会等経由で配布3,021部 関係機関等へ配布450部 本庁等129部 - 2 広報さがみこお知らせ版 ・発行回数 12回 B4判（両面1枚） ・発行部数 3,500部/回 ・新聞折込 3,090部（朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経等） ・関係機関等へ配布375部 ・本庁等35部</p> <p>【特定財源の内容】 市町村振興協会広報掲載料等交付金</p>	<p>【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。</p> <p>【内容】 - 1 広報ふじの発行 ・発行 1日 ・規格 A4判 16ページ ・発行部数 3,000部/回 ・配布方法 各自治会等経由での配布 駅・公共機関・農協などに配置 - 2 広報ふじの「おしらせ版」の発行 ・発行 15日 ・規格 B4判（両面1枚） ・発行部数 3,000部/回 ・配布方法 新聞折込 駅・公共機関・農協などに配置 ・事業費 133千円 縮刷版の発行 該当なし</p> <p>【参考】 - 2 広報ふじの発行 ・発行回数 12回 A4判 16ページ ・発行部数 3,000部/回 ・新聞折込 2,830部（朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経等） ・県市町村関係機関等への配布9部 ・自治会配布11部 ・町内機関 60部 ・庁舎内 90部</p> <p>【特定財源】 市町村振興協会広報掲載料等交付金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	ビデオ・テレビ・ラジオ広報	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則				
歳出予算額（平成16年度）	23,398千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の取り組みやイベント、街の話題、各分野で活躍する人物などの情報を市内外に発信することで、市のPRに努める。</p> <p>【内容】 ビデオ広報 ・ビデオ番組「相模原のっくあらうんど」の制作...月1回（年間12回）、15分番組 ・ビデオは市内公共施設など47か所とJ-COM相模原で放映 事業費 14,464千円</p> <p>テレビ広報 ・スボット テレビ神奈川が放送する生番組「とっておき自遊食感ハマランチョ」の中の「市町村だより」コーナー（約3分）を利用して、市からのお知らせ・催し物等を紹介する＝毎月第2・第4月曜日 午後1時20分頃</p> <p>・定例番組 ビデオ広報「相模原のっくあらうんど」をJ-COM相模原で毎日放映 ・相模原情報番組「さがナビ」の放映 「市民レポート」「相模原なんでもいちばん!」「おしえて!さがみはら」の3コーナーで構成される15分番組。（年3回制作・各1か月放映）</p> <p>・文字放送 広報紙からピックアップした記事をJ-COM相模原で毎日放映 事業費 1,878千円</p> <p>ラジオ広報 ・相模原インフォメーション（エフエムさがみ）月～金曜日 午前7時54分、午後5時54分から5分間 土・日曜日 午前8時54分、午前11時54分から5分間 ・地域エフエムスボット（FMヨコハマ）毎週水曜日 午前9時45分～48分 事業費 7,056千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	点字・声の広報発行事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則		
歳出予算額（平成16年度）	4,220千円		200千円	45千円	
歳入予算額（平成16年度）	1,413千円		0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 月2回（1日・15日）発行している「広報さがみはら」の情報を、目の不自由な人に届ける手段として点字・録音版を作成する。</p> <p>【内容】 点字版広報さがみはら ・発行回数 月2回 年24回 ・発行部数 50部/回（利用者=36人その他関係機関に配布） ・規格 B5判 約120ページ ・委託先 点訳赤十字奉仕団 事業費 1,670千円</p> <p>声の広報さがみはら ・制作回数 月2回 年24回 ・制作数 130組/回（利用者=110人、その他関係機関に配布） ・規格 90分テープ 2本 ・委託先 録音奉仕会 事業費 2,550千円</p> <p>【補助金の概要】 身体障害者福祉費補助金（国庫補助金） 補助率2/3</p>	該当なし	<p>【目的】 月2回（1日・15日）発行している「広報つくい」の情報を、目の不自由な人に届ける手段として録音版を作成する。 作成にあたり、町録音奉仕会へ補助金を交付。</p> <p>【内容】 該当なし</p> <p>声の広報つくい ・制作回数 月2回 年24回 ・制作数 12組/回（利用者=5人、その他関係機関に配布） ・規格 90分テープ 1本 ・依頼先 町録音奉仕会 ・補助金名 録音奉仕会補助金 ・補助金額 200千円 ・補助金目的 録音版を作成する活動費</p>	<p>【目的】 町録音奉仕会の活動全般に対して補助金を交付する。その活動の中に町広報紙等の録音が含まれている。</p> <p>【内容】 該当なし</p> <p>声の広報さがみこ ・制作回数 町広報（1日号・15日号）月2回 年24回 議会だより 年4回 社協だより 年2回 ・制作数 11組/回（利用者=8人、その他関係機関に配布 公民館2、町社協1） ・規格 90分テープ 1本 ・補助金名 録音奉仕会補助金 ・補助金額 45千円 ・補助金目的 録音奉仕会の活動全般に対する補助</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 録音奉仕会が毎月行っている。社会福祉協議会から年間事務費として2万円出ている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	新聞広告による広報		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,910千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 各社新聞に広告を掲載することにより、市政や観光事業などを市民や市外の人に広くPRする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村特集 朝日・読売・毎日・産経・東京・神奈川新聞各1回掲載 ・ふるさと相模原...神奈川新聞5回掲載 ・夏の三大まつり特集 武相、相模経済新聞各1回掲載 ・ぶらり相模原 神奈川新聞年間50回掲載（毎週水曜日） ・さがみはらワンポイント 神奈川新聞（毎週土曜日）、市民カメラマンによる写真での市の行事紹介 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	インターネット広報		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市ホームページ管理運用基準	城山町ホームページ運営規程	津久井町情報の共有化の推進に関する規則・町ホームページの管理及び運用に関する要領・町ホームページの利用における個人情報の取り扱いに関する要綱・町行政情報連絡調整会議設置要綱	相模湖町ホームページに関する事務取扱規程	
歳出予算額（平成16年度）	5,312千円	506千円	857千円	1,693千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市ホームページや、iモード等の携帯電話を活用して、市の行政情報などを提供する。</p> <p>【内容】 市ホームページの作成 トピックスや施設案内等市全般に係るコンテンツは広聴広報課が作成。それ以外は原則的として各課が作成する。広聴広報課の作成・更新業務の一部は派遣職員によるホームページ編集作業として委託している（広聴広報課事務室内でパソコン・周辺機器を貸与して作業）。 なお、各課で作成するページは業者委託しているケースもある。 事業費 3,800千円 広報さがみっこ 市の仕事や街の様子など小学校4年生～中学生を対象にした広報紙を作成し、市ホームページを通して提供する。（年3回） テレモ i 情報コンテンツ作成 携帯電話等に広報紙の記事からピックアップして情報を掲載 提供先... iモード、vodafone live! EZ web、Lモード 委託先... 日本文字放送 事業費 1,512千円</p>	<p>【目的】 インターネットを利用した町のホームページを運営することにより、情報提供機能の強化、広聴手段の拡充、町民の申請などの利便性の向上を図り、町政への町民参加を推進する。</p> <p>【内容】 町ホームページの作成 原則としてすべてのコンテンツを、情報所管課からの依頼で町民課が作成。ただし各課においての作成も可としており、担当部署において作成している情報も一部有り。また掲載内容の一部は、モバイル版として携帯電話などからも見ることができる。 広報紙ふりにーず 毎月1日に発行の「ふりにーず」をPDFデータにして、ホームページ上でも見ることができる。</p>	<p>【目的】 町ホームページを公開することにより、町の行政情報等を提供する。</p> <p>【内容】 町ホームページの作成 基本的に各課の情報については、担当課でデータを作成し、内容を確認等して企画政策室でWebサーバーにアップしている。また、内容によって企画政策室でデータを作成しアップする。トップページ等の更新は、一部業者委託で対応している。 事業費 857千円 広報つくい 毎月1日発行の広報つくいをPDFのデータにして、ホームページ上で提供している。 は該当なし</p>	<p>【目的】 町ホームページを公開することにより、町の行政情報等を提供する。</p> <p>【内容】 町ホームページの作成 基本的に各課で掲載する事項の原稿を作成し、内容を確認し企画財政課で更新する。 広報さがみこ 毎月1日に発行の「広報さがみこ」をオリコミックスのページでJPEG形式のファイルでも見ることができる。</p>	<p>【目的】 町ホームページを公開することにより、町の行政情報等を提供する。</p> <p>【内容】 町ホームページの作成 基本的に各課で掲載する事項の原稿を作成し、内容を確認し企画課で更新する。しかし、随時のお知らせは、各課で入力・登載する。 該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	暮らしのガイド発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	5,000千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>市民生活に密接に関わりのある窓口案内、相談案内、各種の制度紹介などを分かりやすくまとめ、市民の「生活便利帳」として利用してもらうために発行する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行は毎年 2～3年毎に全面改訂 改訂の翌年は増刷対応 ・発行部数 180,000冊（15年度全面改訂時実績）16年度は50,000冊増刷予定 ・規格 A4判 112ページ ・配布方法 自治会を通じて個別配布（全面改訂の場合）のほか、市内転入者に窓口で配布 	<p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行 平成12年度発行 ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 32ページ ・配布方法 自治会を通じて配布 転入世帯へ窓口で配布 	<p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行 平成13年度事業 ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 36ページ ・配布対象 全戸配布・公共機関等（約9,000部） 事業費 588千円 	<p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度に作成、以後作成なし 	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度発行「暮らしの便利帳」 ・発行部数 1000部 ・配布先 転入者

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	「さがみはらマップ」発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	7,700千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内全図を掲載するほか、バス路線図や観光情報、施設情報などを載せ、市の案内図として利用してもらうために発行する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語版 発行は原則として毎年、2～3年に1回全面改訂(予定)、2年目以降は増刷対応 ・外国語版(英語・中国語) 発行は3年に1回(予定) ・規格 B2判8つ折り(最終はB5判)4色カラー(地図面は6色) ・発行部数 日本語版 210,000部(増刷は50,000部) 中国語版3,000部 英語版 7,000部 ・配布の方法 日本語版を16年9月に自治会を通して加入者へ配布(約160,000部)。その他、平成16年度中に随時、市内転入者、希望者に配布(50,000部) 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	市勢要覧・市の概要発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則		
歳出予算額（平成16年度）	9,250千円		0千円	0千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の現状やあゆみを広く紹介する。</p> <p>【内容】 市勢要覧 市の歴史、自然、都市像などをビジュアルで紹介する。 ・発行 2～3年に1回 ・発行部数 10,000部（英語か中国語を併記） ・規格 A4 72ページ程度 オールカラー ・配布対象 銀行、理・美容室、郵便局、病院などに配布、行政資料コーナーで有償刊行物としても販売 事業費 9,010千円</p> <p>市の概要 統計数値を中心に、市の概要をコンパクトにまとめたもの ・年1回発行（6月） ・発行部数 7,500部 ・規格 縦11号×横35号（折りたたみ時…横7号） ・配布対象 市職員、市民 事業費 240千円</p>	<p>該当なし</p> <p>参考 町勢要覧 ・発行 平成7年度（町制40周年） ・発行部数 8,000部 ・規格 A4判96ページ オールカラー ・配布先 町内各世帯、金融機関、学校等 ・事業費 5,490千円</p>	<p>【目的】 町の概要などを紹介する。</p> <p>【内容】 該当なし</p> <p>参考 町勢要覧 ・発行 平成13年度事業 ・発行部数 10,000部 英訳版…2,000部 ・規格 A4判 52ページ オールカラー（英語版） A4判 36ページ オールカラー ・配布対象 全戸配布・公共機関等約9,000部 英語版…必要に応じ 事業費 1,459千円 英語版…738千円</p> <p>町の概要 統計数値を中心に、町の概要をコンパクトにまとめたもの ・年1回発行 ・発行部数 150部 ・規格 縦13号×横36.5号（折りたたみ時…横8号） ・配布対象 町職員 事業費 0千円</p>	<p>該当なし</p> <p>参考 町勢要覧 ・発行 平成9年度事業 ・発行部数 5,000部 ・規格 A4判 44ページ （36ページ カラー 8ページ 白黒） ・配布先 町内各世帯、金融機関、学校等 事業費 3,738千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町勢要覧 ・発行 平成14年度事業 ・発行部数 5000部 ・規格 変形A4判 50ページフルカラー ・配布先 町内各世帯・近隣市町村・報道機関 ・その他 1冊700円販売 *事業費 3675千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	市政情報誌発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則				
歳出予算額（平成16年度）	2,200千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市を広く内外に紹介するビジュアル冊子を市民参加で作成する。</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行回数 年1回発行（10月） ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 20ページ オールカラー ・配布対象 各公共機関、銀行・郵便局、書店、理美容室 ほか 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	「今 ふれあいのあるまちづくり」発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則				
歳出予算額（平成16年度）	450千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 主要事業や新規事業など市政の事業概要を紹介する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回発行（7月） ・発行部数 4,000部 ・規格 A 4判 44ページ ・配布対象 地域市政懇談会で自治会長に配布、希望する市民へ配布（視察対応含む） 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名					
29	各種事務事業の取扱い				企画部会					
事務事業番号	事務事業名				協議ランク					
19	地域市政懇談会				A協議会 B幹事会 C専門部会					
担当課名	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町	
根拠法令等	広聴広報課 相模原市広聴広報規則・ 地域市政懇談会実施要領（年度毎に策定）		町民課		企画政策室 津久井町情報の共有化の推進に関する規則		企画財政課		企画課	
歳出予算額（平成16年度）	128千円		0千円		14千円		10千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		0千円		0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地区自治会長等と市とのコミュニケーションの場を設け、お互いの理解を深め、住みよいまちづくりを推進する。</p> <p>【内容】 市内18地区の地区自治会連合会を単位として、市長等と自治会長等が地域の課題について話し合いを行う。</p> <p>実施方法 地区自治会連合会と市との共同開催 開催日時 8月から11月までの間（9月は除く） 原則、平日の午後7時から9時まで 開催場所 本庁公民館6地区と各出張所12地区の全18地区で開催 出席者 地区の出席者は自治会長及び関係団体の代表者等 市の出席者は市長、両助役、教育長、企画部長、市民部長 議題 事前に通告するものとする。ただし、時間に余裕のある場合は、フリートークとする。</p> <p>議題数103件（平成15年度） 進行等は地区自治会連合会が行う 傍聴制度 各地区先着10名とし、発言は認めないものとする（平成15年度34人） 前日までに地区の事務局へ申し出ることを要する</p>		<p>【目的】 町民の視点での町政運営は、政策自治体を目指す城山町にとって、あらゆる課題を見出すきっかけや、施策の展開方向の指針となり得るものであり、今後の町政運営の参考とすることを目的に町長以下関係職員が各地域等へ出向き、地域の方々と町づくり、地域づくりについての懇談の場を設定する。</p> <p>【内容】 町内12地区（自治会）を単位として、町長等と自治会長等が地域の課題等について話し合う。</p> <p>実施方法 町の主催 開催日時 9月から11月までの間 自治会の意向に基づき日時を設定（土・休日でも実施） 開催場所 各自治会館 出席者 地区の出席者は自治会長及び役員等、及びその他地域の住民 町の出席者は町長、助役、教育長、各部長（除く教育部長） 議題 町からテーマを事前にお知らせし、特に必要と思われる事柄については、意見交換に入る前に町側からの説明を行う。</p> <p>運営 進行・会場設営等全て町で行う 傍聴制度 なし</p>		<p>【目的】 広聴事業として、まちづくりについて広く町民の意見を聴くとともに、町の実情や当面する課題等について情報を提供し、町政に対する理解を得ながら、地域の課題やまちづくりについて意見交換を行う。</p> <p>【内容】 町内の各地区自治会連合会又は自治会等を単位として、町長等と町民が地域の課題について話し合いを行う。</p> <p>実施方法 町自治会連合会と町との共同開催</p> <p>開催日時 日程については、年度ごとに計画 ・平成15年度 10/20～11/21 ・平成16年度 10/12以降を予定 原則、平日の午後7時30分から9時30分まで（2時間） 開催場所 各地区の自治会館又は公共施設 出席者等 地区の出席者は自治会長及び一般町民 町の出席者は町長、助役、教育長 議題 全地区共通で事前に通告するものとし、時間に余裕のある場合は、フリートークとする。</p> <p>運営 町町村合併・乗合バスについて 進行等は地区自治会連合会が行う。</p>		<p>【目的】 住民の「生きた声」を広聴することにより、住民ニーズを的確にとらえ、これらを行財政運営に反映させ、住民とともに共同して町づくりを展開していくために実施するものである。</p> <p>【内容】 ・町内の各地区自治会を単位として、町長等と町民が地域の課題について話し合いを行う。今年度に関し、4地区において開催する。ただし、自治会ごとの開催希望があれば自治会ごとに開催する。</p> <p>・実施方法 町と自治会との共同開催 ・開催日時 10月中旬から11月までの間 自治会の意向に基づき日時を設定（土・休日でも実施） ・開催場所 各地区の集会所又は公共施設 ・出席者 地区の出席者は自治会長及び一般町民等 町の出席者は町長、助役、教育長、課長職、課長補佐職、主幹職、提案議題の事務を所管する課・局等の説明者及び企画財政課職員 町からのテーマを事前にお知らせする。 各地区ごとに案件を提出してもらう。</p> <p>・運営 進行については、課長職と自治会長が協議し決定する。</p> <p>傍聴制度 なし</p>		該当なし	
<p>* その他に事業費の予算措置はないが、全自治会長62人と町長、助役、教育長が町政全般について話し合う「町政意見交換会」を年1回実施（平成15年度 参加者39人）</p>										

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	市政世論調査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則・ 市政に関する世論調査要領（年度毎に策定）		津久井町情報の共有化の推進に関する規則・		
歳出予算額（平成16年度）	2,711千円		1,115千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の市政に対する意識、意見、要望等を統計的手法によつて的確に把握し、市政運営の有効な手段とする</p> <p>【内容】 市民意識の経年変化を知る項目や単年度ごとの項目を設定した調査 調査対象 市在住の20歳以上の男女個人 標本数 3,000人 標本抽出 住民基本台帳からの等間隔系統抽出 調査方法 郵送法（郵送配布郵送回収はがき督促を2回） 回収数 1,776、59.2%（平成15年度）</p>	該当なし	<p>【目的】 町行政に対する町民満足度を把握するとともに町民の生活に係る考え方を把握し、今後の行政サービスのあり方を検討する基礎資料とする。</p> <p>【内容】 町民意識の経年変化を知る項目や単年度ごとの項目を設定した調査 調査対象 町在住の20歳以上の男女 標本数 1,000人 標本抽出 住民基本台帳からの無作為抽出 調査方法 郵送法（郵送配布郵送回収、はがき督促については該当なし） 回収数 416、41.6%（平成15年度）</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	市政モニター	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則・ 市政モニター運営要綱（年度毎に策定）		津久井町情報の共有化の推進に関する規則 津久井町町政モニター設置要綱		
歳出予算額（平成16年度）	890千円	70千円	85千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市政について、市民からの意見や提案を計画的、継続的に集約し、施策の計画立案や行政効果の測定等に活用する</p> <p>【内容】 任期 市政モニターA・Bとも任期1年（通算2年までは委嘱可能） 職務 市政モニターA モニター会議、施設見学会への出席、アンケートの提出、市政への任意提案 市政モニターB アンケートの提出、指定する課題に対する意見の提出、市政への任意提案 応募資格 公募で選考。満20歳以上の住民登録又は外国人登録をしている人</p>	<p>【目的】 町政全般について日常生活の中で感じていることや不満に思うこと、ご提言、ご要望、広報紙の感想などを町政モニターカードに記入して町へ提出する。</p> <p>【内容】 任期 任期2年 職務 地域課題のレポート提出、会議への出席、意見や要望の提出、出前役場への参加 応募資格 公募で選考。町内に在住する20歳以上の方</p>	<p>【目的】 町政について意見や提案等を計画的に収集することにより、施策の参考資料とするとともに、町政運営に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 任期 2年（ただし、平成15年度についてはH15.10.1～H17.3.31までとする。） 職務 特定のテーマに対するアンケートの提出（年数回）、町政への任意提案、モニター会議等は特に開催せず、郵送での提出とする。 応募資格 原則として公募で選考。町内在住の満20歳以上の者（ただし、常勤の公務員等を除く）</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	市内施設めぐり	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広聴広聴規則・ 市内施設めぐり実施要綱（年度毎に策定）				
歳出予算額（平成16年度）	1,017千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民に市の施設を見学していただき、市政について理解を深めていただくため実施する。</p> <p>【内容】（平成15年度） 実施回数 43回（団体33回、個人10回） 実施期間 5月～11月（8月は除く） 募集定員 各回23名（内2回は33名） 募集方法 広報紙で公募。申込み多数の場合は抽選</p> <p>使用車両 市マイクロバス21台、市中型バス2台 借上げ小型バス20台</p> <p>見学施設 博物館、公園、清掃工場、消防署等 添乗員 非常勤職員2名が交代で勤務</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名					
29	各種事務事業の取扱い				企画部会					
事務事業番号	事務事業名				協議ランク					
23	市民と市長が語る会				A協議会 B幹事会 C専門部会					
担当課名	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町	
根拠法令等	広聴広報課 相模原市広報広聴規則		町民課		企画政策室		企画財政課		企画課 藤野町みんなの声を聞く座談会要綱	
歳出予算額（平成16年度）	63千円		0千円				0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円				0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民参加のまちづくりを推進するため、幅広く市民と市長が市政について積極的に意見交換等を行い、今後の市政に反映させるため実施する</p> <p>【内容】（平成15年度実績）</p> <p>第1回 「市民総ぐるみの健康づくりについて」 日 時 5月31日（土）午前10時～正午 参加者 団体推薦5名、公募2名 計7名</p> <p>第2回 「在宅介護サービスについて」 日 時 8月2日（土）午前10時～正午 参加者 団体推薦3名、公募5名 計8名</p> <p>第3回 「市民総ぐるみの健康づくり スポーツを通じた健康づくりについて」 日 時 10月4日（土）午前10時～正午 参加者 団体推薦4名、公募4名 計8名</p>		<p>【目的】 町民と町長が直接話し合える場を設け、町政に関する意見交換等を行い、町民参加の町づくりを推進する。</p> <p>【内容】 毎月第1金曜日（原則） 午前中 1人30分を限度に町長との意見交換等を行う 来室希望者は、事前に予約する 15年度実績6名</p>		該当なし		<p>【目的】 町民と町長が直接話し合える場を設け、町政に関する意見交換等を行い、町民参加の町づくりを推進する。</p> <p>【内容】 毎月第2月曜日（原則） 午前中又は夜間 1人30分を限度に町長との意見交換等を行う 来室希望者は、事前に予約する 15年度実績1名</p>		該当なし	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名					
29	各種事務事業の取扱い				企画部会					
事務事業番号	事務事業名				協議ランク					
24	こども議会				A協議会 B幹事会 C専門部会					
担当課名	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町	
	広聴広報課		町民課		企画政策室		企画財政課		企画課	
	こども議会開催計画（年度毎に策定）									
根拠法令等										
歳出予算額（平成16年度）	139千円									
歳入予算額（平成16年度）	0千円									
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の都市像「輝きと愛があふれる人間都市さがみはら」の実現に向け、未来の自分たちの住むまちへの希望や期待などについての発言の場である「こども議会」を開催し、市政及び議会に対する関心と理解を深めてもらう</p> <p>【内容】（平成15年度） 主催 市（協力 市教育委員会、市議会） テーマ わたしたちの遊び場について 楽しいまちづくりについて 実施日時 平成15年11月15日（土） 午後1時～3時30分 実施場所 市議会議場 出席者 こども議員28名（学校推薦） 市長、両助役、収入役、教育長、企画部長、議会事務局長、学校教育部長、市議会議長、市議会副議長 議会形式 こども議長を設け、こども議員全員が発言をし、市長が答弁する</p>		該当なし		該当なし		該当なし		該当なし	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	企画部会		
29	各種事務事業の取扱い				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	わたしの提案（市長への手紙）、陳情等に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広報広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広報規則・わたしの提案等に係る電子メール取扱い要綱・電子メール利用基準	町長への手紙運営規程・城山町ホームページ運営規程	津久井町情報の共有化の推進に関する規則・津久井町要望、苦情等の取扱いに関する要綱		藤野町みんなの声を聞く座談会要綱
歳出予算額（平成16年度）	319千円	0千円	0千円	23千円	0.4千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 心のかよいあう明るい住みよいまちづくりを推進するため、市民の意見や提案等をいただく制度として実施する</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> わたしの提案（市長への手紙） 随時、市政に対する提案・要望等を受け付けし、申出人には回答を行う（市民への回答期限は、概ね2～3週間以内を目安としている）受付手段 (1)封書（郵便料は市で負担） 出張所、公民館など市の主な施設73箇所 に専用紙と封筒を設置。一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 市ホームページの「わたしの提案 B O X」において、電子メールで受付 (3)専用ファクシミリ F A X ひばり通信で受付 陳情、要望 市民団体等からの陳情、要望は、「わたしの提案」と同様に受け付けし、回答している 団体等との話し合い 団体等からの申出により、要望事項等について、事業担当職員が出席して、話し合いを行っている。 市民電子会議室「市民のひろば」 市のホームページ上で個人の意見表明や市民同士又は市民と行政との間の情報交換ができる市民電子会議室「市民の広場」を開設 <p>平成15年度実績 わたしの提案合計 337人 500件 （手紙 156人 249件） （Eメール 179人 249件） （ファクシミリ 2人 2件） 陳情、要望 56団体 642件 市民のひろば 38人 210件</p>	<p>【目的】 町政に関するご意見ご提案を手紙でいただき、町政へ反映する。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 町長への手紙 随時、町政に対する提案・要望等を受け付けし、申出人には回答を行う（町民への回答期限は、概ね2～3週間以内を目安としている）受付手段 (1)封書（郵便料は町で負担） 本庁舎、自治会館等に専用紙と封筒設置を年間1回、広報紙に専用紙を差込配布。一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 町ホームページの「町長へのメール」において、電子メールで受付 陳情、要望 市民団体等からの陳情、要望は、「町長への手紙」と同様に受け付けし、回答している 団体等との話し合い 団体等からの申出など、要望事項等について、事業所管課職員の対応により、話し合いを行っている。 電子掲示板「町政ご意見番（BBS）」 町のホームページ上で個人の意見表明や町民同士又は町民と行政との間の情報交換ができる「町政ご意見番（BBS）」を開設 <p>平成15年度実績 町長への手紙合計 67件 （手紙 59件） （Eメール 8件） 陳情、要望 23件</p>	<p>【目的】 町民の要望、苦情等を公正かつ迅速に処理することにより、その解決を促進し、町政に対する町民の信頼の確保に資する。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> わたしの提案（町長への手紙） 該当なし 陳情、要望等 随時、町政に対する提案・要望等を受け付けし、申出人には回答を行う。（回答期限は、概ね14日以内を目安としている。）受付手段 口頭又は書面 団体等との話し合い 該当なし 市民電子会議室「市民のひろば」 該当なし <p>平成15年度実績 陳情、要望等 271件</p>	<p>【目的】 町政に関するご意見ご提案を手紙でいただき、町政へ反映する。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 町政への手紙（手紙及びメール） あなたの声をお聞かせください（手紙） 随時、町政に対する提案・要望等を受け付けし、申出人には回答を行う（申出人への回答期限は、概ね1～2週間以内を目安としている）受付手段 (1)はがき（郵便料は町で負担） 本庁舎、公民館等に専用はがきを設置。一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 町ホームページにおいて、電子メールで受付 陳情、要望 陳情、要望は、その都度受付をし、回答する 団体等との話し合い 団体等からの申出により、要望事項等について、事業担当職員が出席して、話し合いを行っている。 該当なし <p>平成15年度実績 町政への手紙合計 7件 （手紙 1件） （Eメール 6件） あなとの声をお聞かせください合計 16件 陳情、要望 20件</p>	<p>【目的】 町政に関するご意見ご提案を手紙でいただき、町政へ反映する。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 町長への手紙（手紙） 随時、町政に対する提案・要望等を受け付けし、申出人には回答を行う受付手段 はがき（郵便料は町で負担） 年に二回広報ふじのへ掲載し郵便料は町で負担。一般封書、はがき等による投稿も可 陳情、要望 陳情、要望は、その都度受付をし、回答する みんなの声を聞く座談会 町民が主体で開設するものに関係職員が参加し、町政の説明や各種団体等を対象にまちづくりの課題やその解決の方向性を議論し、住民のための町政のあり方について、「みんなの声を聞く座談会」と称して開催している。 ・対象 町内在住勤務する者で構成されたグループ等（5名以上） ・実施方法 団体グループからの申請 ・出席者 団体グループ・町関係職員 ・議題 住みよいまちづくりを主体とするが制約はない ・運営 進行については団体グループ側で行う 該当なし <p>平成15年度実績 町長への手紙合計 1件 （手紙 23件） 陳情、要望 26件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	電子計算組織等の維持管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課	総務課	企画政策室	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市電子計算組織運営規程	城山町電子計算組織管理運営規程	津久井町電子計算組織管理運営規則・津久井町電子計算組織管理運営規則取扱要領		
歳出予算額（平成16年度）	874,513千円	60,717千円	101,367千円	9,266千円	26,280千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 ホストコンピュータ及び附帯周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管理</p> <p>2 事業内容 ・機器構成（平成16年4月1日現在） ホストコンピュータ NEC ACOS IPX7800/114（平成15年1月導入） CGMT装置 16台、MT装置 2台 センタプリンタ 中速4台、高速1台 オンライン端末機 449台（全97課機間に設置、出先庁舎50か所） サーバー 45台、 インパクトプリンタ 188台、証明用レーザープリンタ 60台 ・適用業務 全52業務 主なシステム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、保健福祉、固定資産税 市民税、収納管理、口座情報、下水道、成人検診、財務会計</p> <p>3 事業費（平成16年度予算 単位：千円） ・需用費（29,015） ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品(19,000)、関連施設及び物品修繕 ・役務費（2,042） 防災テープ保管料(2,000) ・委託費（31,645） ホストコンピュータ操作<オペレーター2名> (13,317)、マシン室関連設備保守(5,169)、オンライン端末の移設及び設置(9,781) ・使用料及び賃借料（811,811） 機器賃借料 ホストコンピュータ（643,999） オンライン端末機器（164,308）</p>	<p>1 目的 ホストコンピュータ及び附帯周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管理</p> <p>2 事業内容 ・機器構成（平成16年4月1日現在） ホストコンピュータ NEC ACOS IPX7300（平成13年5月導入） CGMT装置 1台、MT装置 1台 センタプリンタ 中速1台 オンライン端末機 49台 サーバー 3台 インパクトプリンタ 6台、レーザープリンタ 22台 ・適用業務 全30業務 主なシステム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、固定資産税、町民税、収納管理、口座情報、下水道、財務会計</p> <p>3 事業費（平成16年度予算 単位：千円） ・需用費（2,311） ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品(2,311) ・役務費（1,253） 出先機関通信回線使用料 ・委託費（31,524） ホストコンピュータ、オンライン端末及び関連設備保守(6,780)、ホストコンピュータ操作者1名(9,450)、システム修正業務委託(15,168) ・使用料及び賃借料（25,567） ホストコンピュータ、オンライン端末借上料</p>	<p>1 目的 ホストコンピュータ及び附帯周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管理</p> <p>2 事業内容 ・機器構成(平成16年4月1日現在) ホストコンピュータ NEC ACOS i-PX7300/300（平成15年7月導入） CGMT装置 1台、MT装置 2台 センタプリンタ 中速1台 オンライン端末機 52台（全18課機間に設置、出先庁舎6ヶ所） サーバー 3台、ページプリンタ 11台、インパクトプリンタ 11台 ・適用業務 全25業務 主なシステム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、固定資産税、町民税、収納管理、口座情報、下水道、学校給食</p> <p>3 事務諸経費（平成16年度予算 単位：千円） ・需用費（3,537） ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品(3,487)、関連施設及び物品修繕 ・役務費（1,931） 出先機関通信回線使用料 ・委託料(697) 関連設備保守</p> <p>4 事業費（平成16年度予算 単位：千円） ・委託料(25,631) ホストコンピュータ、オンライン端末機器及び関連設備保守 ・使用料及び賃借料（69,207） 電算機借上料</p>	<p>1 目的 町基幹業務システム機器の維持管理 (基幹業務委託、プログラム使用料については、業務主管課毎で執行している。)</p> <p>2 事業内容 ・機器構成（平成16年4月1日現在） 一括処理系 オフコン(MDP-450SV) (平成7年度に導入...12年度より再リース契約を単年毎に締結している。) MT装置 1台 一括帳票用プリンタ 1台 窓口業務系 サーバ(TOSHIBA MAGNIA 3100/S1000HBS) 1台 クライアント 19台 連続紙・単票兼用プリンタ 2台 レーザープリンタ 5台 ・適用業務 住民記録、国民年金、国民健康保険(資格)、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険(賦課)、収納管理、下水道、口座情報、選挙、職員給与</p> <p>・事業費(平成16年度予算 単位：千円) 需用費(265)印刷用紙、プリンタトナー等 役務費(48)委託業者遠隔操作専用回線使用料 委託料(2,205)機器保守料 使用料(6,748)C/S機器、オフコン、OCR機器</p>	<p>1 目的 町基幹業務システム機器の維持管理 (基幹業務委託、プログラム使用料については、業務主管課毎で執行している。)</p> <p>2 事業内容 ・機器構成（平成16年4月1日現在） 一括処理系 オフコン(TP90F) MT装置 1台 一括帳票用プリンタ 1台 窓口業務系 サーバ(TOSHIBA MAGNIA 5100/S550(1M)RAIDE7) 1台 クライアント 21台 連続紙・単票兼用プリンタ 2台 レーザープリンタ 6台 ・適用業務 住民記録、国民年金、国民健康保険(資格)、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険(賦課)、収納管理、下水道、口座情報、選挙、職員給与</p> <p>・事業費(平成16年度予算 単位：千円) 委託料(2,363)機器保守料 使用料(23,765)機器及びプログラム</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	行政事務情報化事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課	総務課	企画政策室	総務課	総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市職員の電子情報資産の安全管理対策に関する規定 ・ネットワークシステム管理運用要綱 ・インターネット管理運用要領 ・グループウェア管理運用要領 ・OA機器管理運用要領 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークシステム管理要綱 ・インターネット管理運用要領 ・グループウェア管理運用要領 ・インターネット等に関する個人情報保護管理要綱 ・OA機器管理運用要領 	津久井町パーソナルコンピュータ運営要領		
歳出予算額（平成16年度）	267,634千円	27,426千円	8,426千円	4,551千円	4,420千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>ITをツールとした庁内業務の効率化、高度化推進する電子自治体の実現、ノンストップ・ワンストップサービスの実現を目指します。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN，グループウェアシステム等の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・通信回線の光ファイバー化、維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 通信回線数：107回線 （内訳） <ul style="list-style-type: none"> NTT広域イーサネットサービス：47回線 NTT専用線：54回線 パスワード専用線：6回線 ネットワーク機器保守（ルータ、本庁スイッチ） ・セキュリティ対策 <ul style="list-style-type: none"> 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止への対策 ウイルス対策ソフト ライセンス数：2,602ライセンス 適用方法：リモート配信 セキュリティ診断（年2回） ・GISの整備 ・庁内ネットワークの更改検討 <ul style="list-style-type: none"> SIによるコンサルティング ・庁内システムの統合運用管理 <ul style="list-style-type: none"> ホストコンピュータ、グループウェア、ネットワーク等総合的に庁内のシステムに関わる運用管理及びヘルプデスクサービス 常駐職員：4名 常駐時間：8:15～18:00 ・パソコン、プリンタの維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 導入形態：買取 所有数：2,351台（パソコン） 288台（プリンタ） 保守形態：オンサイト保守 	<p>【目的】</p> <p>電子自治体の推進及び庁内情報化を推進</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN，グループウェアシステム等の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・通信回線の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 通信回線数：5回線 （内訳） <ul style="list-style-type: none"> ADSL回線：1回線 ISDN回線：3回線 LGWAN県域アクセス回線：1回線 ・セキュリティ対策 <ul style="list-style-type: none"> 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止への対策 ウイルス対策ソフト ライセンス数：202ライセンス 適用方法：リモート配信 ・グループウェアシステムの保守管理 ・パソコン、プリンタの維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 導入形態：リース 所有数：178台（パソコン） 22台（プリンタ） 保守形態：オンサイト保守 	<p>【目的】</p> <p>庁内業務の効率化、高度化を推進する電子自治体の実現</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN，グループウェアシステム等の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・通信回線の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 通信回線数：8回線 （内訳） <ul style="list-style-type: none"> NTT専用線高速デジタル回線：7回線 LGWAN県域アクセス回線：1回線 LAN通信機器保守（ルータ、本庁スイッチ） ・セキュリティ対策 <ul style="list-style-type: none"> 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止への対策 ウイルス対策ソフト ライセンス数：303ライセンス 適用方法：リモート配信 ・グループウェアシステムの保守管理 ・パソコン、プリンタの維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 導入形態：リース 所有数：229台（パソコン） 32台（プリンタ） 	<p>【目的】</p> <p>庁内業務の効率化、高度化の推進電子自治体事業への参加</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネット用庁内LANの維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 通信回線...16年5月よりBフルツ回線に接続 LAN通信機器保守（ルータ、ファイアウォール） セキュリティ対策 <ul style="list-style-type: none"> 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止 ウイルス対策ソフト 25ライセンス 適用方法：リモート配信 ファイアウォール（ソニックウォール） コンテンツ制御、クッキーなどの排除 機器などの維持管理 <ul style="list-style-type: none"> メールアドレス付与端末 10台（リース） その他各課端末に対してIPアドレス付与（LANの運用は試行段階にあり、主用途はプリンタ共有及びwebページ閲覧） 2. LGWAN専用端末の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 通信回線 LGWAN県域アクセス回線：1回線 現段階で運用環境は未整備の状態。7月までに手続きを完了する予定。 グループウェアは導入していない。 <p>・今後の計画</p> <p>10月に現行インターネット用庁内LANに接続されているリース物件のリース期限が到来するのを機に、LGWAN対応端末とインターネット専用端末を同一のLAN上で運用する環境を整備する予定。また、現行の運用では特に制限していないLANへの接続条件をセキュリティポリシーに従って設定する計画である。</p> <p>（LGWAN端末として各課1台、インターネット端末として最高で各班1台を配備。その他の端末は当面プリンタ共有のみ認めるよう制限する）</p> <p>なお、現行のインターネット接続に関する主管課は企画財政課、LGWANの運用については総務課が所管している"</p>	<p>【目的】</p> <p>庁内業務の効率化、高度化の推進電子自治体事業への参加</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 庁内LANの維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 通信回線：H16.7月Bフルツ回線に接続 LAN通信機器保守（ルータ、ファイアウォール） セキュリティ対策 <ul style="list-style-type: none"> 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止 ウイルス対策ソフト 110ライセンス 適用方法：リモート配信 ファイアウォール（ソニックウォール） コンテンツ制御、クッキーなどの排除 機器などの維持管理 <ul style="list-style-type: none"> メールアドレス付与可能端末 50台 （プリンタ共有及びwebページ閲覧） 2. LGWAN専用端末の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 通信回線：LGWAN県域アクセス回線1回線 現段階で運用環境は整備の状態。 <p>・今後の計画</p> <p>現行の庁内LANに接続されている機器へのメールアドレス付与とインターネット接続をする。LGWAN活用については、セキュリティポリシーに従って設定する計画である。</p> <p>（LGWAN端末として各課1台を配備）</p> <p>LGWANの運用については総務課が所管している</p>
	経費（平成16年度）				
	LGWAN関連				
	・機器保守 1,764千円				
	・機器借上 792千円				
	庁内LAN関連				
	・機器保守（リース）35台 132千円				
	・機器借上（リース）35台 844千円				
	・ウイルス対策 888千円				
	残りは買取の機器となる				
	（庁内LAN端末数 90）				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	地域情報化事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課	政策秘書課	企画政策室	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市総合情報システム利用者登録カードの交付等に関する規則				
歳出予算額（平成16年度）	122,664千円	1,000千円	1,626千円	523千円	1,158千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ホームページ及び施設予約システムを一体化した「さがみはらネットワークシステム（以下「SNET」という。）」でインタ・ネットや街頭端末機、携帯電話、電話回線による音声などのメディアにより情報発信及び公共施設予約サービスを提供します。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムオペレーション ・SNETの利用者登録処理、予約管理システム業務、情報提供サービス業務、統計管理業務 常駐職員：オペレータ3名 常駐時間：7:45～23:30 ・街頭端末機 上記のサービスを提供するためのタッチパネル式の端末機 設置箇所：55箇所 設置台数：55台 通信回線：38回線 ・SNET機器の維持管理 ・電子会議室の運用管理 ホスティングサービスによる電子会議室の提供 ・SNETサーバ・クライアントOSバージョンアップ ・申請書類、ガイドブックの作成 ・電子申請・届出システムの開発 開発体制：県及び県内市町村で構成する共同運営協議会による共同開発 稼動時期：平成17年4月予定 	<p>【目的】 町民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、電子申請・届出システムの整備について検討する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請・届出システムの開発 開発体制：県及び県内市町村で構成する共同運営協議会による共同開発 稼動時期：平成17年4月予定 	<p>【該当なし】 インタ・ネットや街頭端末機などを利用した情報発信及び公共施設予約サービスは提供していない。</p> <p>【地域情報化の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンド誘致を推進する団体へ補助金交付 予算額 300千円 ・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発 電子申請・届出システムを開発予定 稼動時期：未定 協議会負担金額 1,326千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発 電子申請・届出システムを開発予定 稼動時期：未定 ・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発 施設予約システム 稼動時期：未定 (平成17年度度脱退検討中) 	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	統計解析事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,340千円	65千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	80千円	65千円	350千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 地理情報システムによる各種統計資料の解析 【概要及び目的】 GISにより国勢調査結果等の各種統計資料を地域メッシュ統計などに加工することにより、より視覚的で、地域分析に有効なデータを提供することを目的とする。 【システム】 ArcView8.3 1ライセンス410千円 【費用】 270千円（保守委託78千円、講習会192千円）</p> <p>2 人口将来推計 【概要及び目的】 各歳別、地域別の将来人口を推計することにより福祉、教育その他各種施策・計画立案に寄与することを目的とする。市総合計画の実施計画にあわせて作成。</p> <p>3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 統計書（毎年） 国勢調査結果報告書（5年に1回） 事業所・企業統計調査結果報告書（5年に1回） 商業統計調査結果報告書（5年に1回） 工業統計調査結果報告書（全数調査のみ） 【16年度歳出予算】 統計書 620千円（700冊） 商業統計調査結果報告書 330千円（500冊） 【16年度歳入予算】80千円（物品売払収入）</p> <p>4 各種統計資料の作成 月報統計さがみはら 町丁別世帯と人口等相模原の人口と世帯（毎月） 年齢別人口（年3回）出張所別、公民館区別 有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告（学校基本調査、工業統計調査（4人以上）、就業構造基本調査、全国物価統計調査等）</p> <p>5 ホームページの作成と更新 【内容】人口と世帯、町丁別人口、年齢別人口、各種統計調査結果報告、統計書等 【更新】月1回</p>	<p>1 地域情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし</p> <p>2 人口将来推計 該当なし</p> <p>3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 統計書（毎年） 各種指定統計調査結果報告書（該当なし） 【16年度歳出予算】 統計書 表紙及び製本 55千円（250冊） 歳出のうち10千円旅費を含む</p> <p>3 各種統計資料の作成 町丁字別世帯と人口（毎月） 有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし 【16年度歳入予算】2千円（物品売払収入）</p> <p>4 ホームページの更新 【内容】人口と世帯、町丁字別人口、世帯数、人口推移 【更新】月1回</p>	<p>1 地理情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし</p> <p>2 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 統計書（毎年） 各種指定統計調査結果報告書（該当なし） 【16年度歳出予算】 統計書 庁内印刷のため予算計上なし（180冊） 【16年度歳入予算】 350千円（物品売払収入総額）</p> <p>3 各種統計資料の作成 町丁字別世帯と人口等（毎月） 有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし</p> <p>4 ホームページの作成と更新 【内容】町丁字別人口と世帯 【更新】月1回</p>	<p>1 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 ・統計書（毎年）</p> <p>2 ホームページの作成と更新 【内容】 人口と世帯、町丁別人口、年齢別人口、各種統計調査結果報告、統計書等 【更新】月1回</p>	<p>1 地域情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし</p> <p>2 人口将来推計 該当なし</p> <p>3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 統計書（毎年） 各種指定統計調査結果報告書（該当なし） 【16年度歳出予算】 統計書 表紙及び製本 150千円（100冊） * 各種統計資料の作成 町丁字別世帯と人口（毎月） 有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし 【16年度歳入予算】</p> <p>4 ホームページの更新 【内容】人口と世帯 【更新】月1回</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 企画部会			
事務事業番号 7	事務事業名 統計グラフコンクール事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,620千円				
歳入予算額（平成16年度）	80千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】統計思想の普及高揚と統計の表現技術の向上を図ることを目的に実施する。</p> <p>【平成16年の事業の概要】</p> <p>対象 市内在住の小・中学校の児童・生徒</p> <p>応募内容 第1部(小学校1・2年生) 第2部(小学校3・4年生) 第3部(小学校5・6年生) 第4部(中学生)</p> <p>に分け、統計資料の利用又は児童生徒が観察・調査した結果をB2版の紙にグラフ化したものを募集。(1作品につき3人まで合作可能) 審査:市内の小・中学校の先生、市教育委員会指導主事、県統計協会職員計19名で審査</p> <p>表彰 入賞(特選・入選・佳作)、奨励賞及び学校賞(優秀校・奨励校)</p> <p>その他 表彰式、入賞作品展の実施、入賞作品集の作成</p> <p>【平成15年度実績】</p> <p>応募状況 小学校(55校、1438点、2948人、入賞者40人) 中学校(13校、230点、348人、入賞者10人)</p> <p>【特定財源】80千円(県交付金)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	国委託統計調査	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	統計法	統計法	統計法	統計法	統計法
歳出予算額（平成16年度）	34,030千円	1,192千円	2,543千円	2,436千円	11,900千円
歳入予算額（平成16年度）	33,857千円	1,189千円	2,543千円	2,433千円	11,900千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【受託指定統計調査】（特定財源） 平成16年度 国勢調査調査区設定 予算額：2638千円 事業所企業統計調査・商業統計調査・サービス業基本調査 予算額：14732千円 調査員：382人 農林業センサス 予算額：3987千円 調査員：180人 全国消費実態調査 予算額：9005千円 調査員：20人 工業統計調査 予算額：3241千円 調査員：90人 学校基本調査 予算額：54千円 歳入のうち200千円は職員給与費へ充当</p> <p>平成17年度 国勢調査 調査区数：約5250調査区 調査員：約4600人 指導員：約520人 工業統計調査(全数) 調査員：約130人 学校基本調査 平成18年度 事業所企業統計調査 調査員：約400人 工業統計調査 学校基本調査 平成19年度 商業統計調査 調査員：約260人 工業統計調査 就業構造基本調査 調査員：約70人 全国物価統計調査 調査員：約12人 学校基本調査 平成20年度 住宅土地統計調査 調査員：約200人 工業統計調査(全数) 学校基本調査</p>	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【指定統計調査】（特定財源） 平成16年度 国勢調査調査区設定 予算額：119千円 事業所・企業統計調査、商業統計調査、サービス業基本調査 予算額：457千円 調査員：12人 農林業センサス 予算額：492千円 調査員：17人 指導員：3人 工業統計調査 予算額：116千円 調査員：3人 学校統計調査 予算額：5千円 歳入のうち8千円は一般会計へ充当</p> <p>平成17年度 国勢調査 調査区数：155 調査員：約136人 指導員：約14人 工業統計調査(全数) 調査員：約3人 学校基本調査 平成18年度 事業所企業統計調査 調査員：約12人 工業統計調査 学校基本調査 平成19年度 商業統計調査 調査員：約7人 工業統計調査 就業構造基本調査 調査員：3人 全国物価統計調査 調査員：2人 学校基本調査 平成20年度 住宅土地統計調査 調査員：約17人 工業統計調査(全数) 学校基本調査 【調査地図システム】 該当なし</p>	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【受託指定統計調査】（特定財源） 平成16年度 国勢調査調査区設定 予算額：162千円 事業所企業統計調査・商業統計調査・サービス業基本調査 予算額：722千円 調査員：20人 農林業センサス 予算額：1,350千円 調査員：52人 全国消費実態調査 該当なし</p> <p>工業統計調査 予算額：302千円 調査員：9人</p> <p>学校基本調査 予算額：7千円</p> <p>平成17年度 国勢調査 調査区数：約195調査区 調査員：約172人 指導員：約19人 工業統計調査(全数) 調査員：約12人 学校基本調査 平成18年度 事業所企業統計調査 調査員：約21人 工業統計調査 学校基本調査 平成19年度 商業統計調査 調査員：約11人 工業統計調査 就業構造基本調査 調査員：約3人 全国物価統計調査 調査員：約2人 学校基本調査 平成20年度 住宅土地統計調査 調査員：約20人 工業統計調査(全数) 学校基本調査 【調査地図システム】 該当なし</p>	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【受託指定統計調査】（特定財源） 平成16年度 国勢調査調査区設定 予算額：120千円 事業所企業統計調査、商業統計調査、サービス業基本調査 予算額：733千円 調査員：8人 農林業センサス 予算額：702千円 全国消費実態調査 予算額：761千円 調査員：2人 工業統計調査 予算額：110千円 調査員：4人 学校統計調査 予算額：7千円</p> <p>平成17年度 国勢調査 調査区数：69調査区 調査員：66人 指導員：7人 工業統計調査(全数) 調査員：4人 学校基本調査 平成18年度 事業所企業統計調査 調査員：8人 工業統計調査 学校基本調査 平成19年度 商業統計調査 調査員：8人 工業統計調査 就業構造基本調査 調査員：1人 全国物価統計調査 調査員：1人 学校基本調査 平成20年度 住宅土地統計調査 調査員：5人 工業統計調査(全数) 学校基本調査 【調査地図システム】 該当なし</p>	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【受託指定統計調査】（特定財源） 平成16年度 国勢調査調査区設定 予算額：113千円 事業所企業統計調査、商業統計調査、サービス業基本調査 予算額：336千円 調査員：8人 農林業センサス 予算額：884千円 全国消費実態調査 予算額：816千円 調査員：2人 工業統計調査 予算額：173千円 調査員：5人 学校統計調査 予算額：7千円</p> <p>平成17年度 国勢調査 調査区数：65調査区 調査員：65人 指導員：7人 工業統計調査(全数) 調査員：5人 学校基本調査 平成18年度 事業所企業統計調査 調査員：8人 工業統計調査 学校基本調査 平成19年度 商業統計調査 調査員：8人 工業統計調査 就業構造基本調査 調査員：1人 全国物価統計調査 調査員：1人 学校基本調査 平成20年度 住宅土地統計調査 調査員：5人 工業統計調査(全数) 学校基本調査 【調査地図システム】 該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	国委託統計調査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【調査地図システム】(一般財源)</p> <p>目的 各種統計調査における調査員用の調査区地図に利用</p> <p>システム内容 ゼンリンZmap O A 統計調査、パソコン 2 台、カラーレーザープリンターシステム更新費用：1ライセンス2851千円(調査区入力費用は別途)</p> <p>維持費用 363千円(更新地図データ174千円、パソコン修理代50千円、プリンター賃借料139千円)</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	企画部会		
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	県委託統計調査及び登録調査員事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	統計法・ 県条例	統計法・ 県条例	統計法・ 県条例	統計法・ 県条例	統計法・ 県条例
歳出予算額（平成16年度）	375千円	67千円	71千円	62千円	61千円
歳入予算額（平成16年度）	287千円	67千円	71千円	61千円	61千円
【事務事業の内容】	<p>1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】 106千円(旅費6千円、消耗品費100千円) 【歳入予算】106千円(県交付金)</p> <p>2 登録調査員事務 【登録調査員数】387名(定数) 【研修会】 施設見学会 年2回 事務研究会 統計功労者の表彰式と講演会 【登録調査員システム】 登録調査員のデータベースシステムにより登録調査員の調査歴等を管理 【表彰】 相模原市統計功労者 調査員歴13年以上調査回数30回以上 市政功労者 調査員歴18年以上調査回数50回以上 【歳出予算】269千円(報償費8千円、旅費12千円、需用費165千円、役務費55千円、使用料7千円) 【歳入予算】181千円(県交付金)</p>	<p>1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】 67千円、消耗品費66千円 一般会計へ1千円充当 【歳入予算】67千円</p> <p>2 登録調査員事務 【登録調査員数】12名(定数) 【研修会】 該当なし 【登録調査システム】登録調査員の調査歴・表彰歴をエクセルにより管理 【表彰】 (町)該当なし 【歳出予算】67千円(需要費67千円) 【歳入予算】67千円(県交付金)</p>	<p>1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>2 登録調査員事務 【登録調査員数】8名(定数は15名) その他に町統計調査員登録制度要綱による調査員あり。 <町登録調査員数：約65人> 【研修会】 該当なし 【登録調査システム】 該当なし 【表彰】 町功労者 調査員歴20年以上 予算については、1・2合算で 【歳出予算】71千円(旅費8千円、需用費68千円、役務費5千円) 【歳入予算】71千円(県交付金)</p>	<p>1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】 62千円(旅費18千円 需用費44千円) 【歳入予算】 61千円(県市町村統計事務交付金)</p> <p>2 登録調査員事務 【登録調査員数】4名(定数) 【登録調査員システム】登録調査員の調査・表彰歴等をエクセルにより管理</p>	<p>1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】 61千円(旅費22千円 需用費39千円) 【歳入予算】 61千円(県市町村統計事務交付金)</p> <p>2 登録調査員事務 【登録調査員数】7名(定数) 【登録調査員システム】登録調査員の調査・表彰歴等を台帳により管理</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	文化行政推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	生涯学習課・企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	20,826千円	5千円	5千円	1,045千円	5千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	1,000千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 豊かで彩りのある市民文化を創造していくため「新世紀さがみはらプラン」や文化振興の指針である「さがみはら文化振興プラン」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。</p> <p>【内容】 相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら 相模原市が21世紀において、新たなさがみはら文化を全国、世界に発信する事業として推進するもの。（相模原市共催事業） ・相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら実行委員会への補助金の交付 19,500,000円 優秀映画鑑賞推進事業 東京国立近代美術館フィルムセンターで保存している数々の名画の鑑賞を通じ、映像文化の振興を図り、市民文化の向上に寄与する。 ・優秀映画鑑賞会映写機使用料及び会場使用料 462,000円 相模原市邦舞三曲連盟への補助金の交付 相模原市邦舞三曲連盟に対して補助金を交付し、市民文化の向上に寄与する補助事業の推進を図る。 ・相模原市邦舞三曲連盟補助金 36,000円 公共施設使用料 ・フォトシティさがみはらなどの事業を行なうにあたっての公共施設使用料 728,000円</p>	<p>【目的】 個性ある地域文化の創造をめざして「新総合計画しるやま21プラン」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。</p> <p>【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している。</p> <p>【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 5,000円</p>	<p>【目的】 芸術文化振興を支援するとともに、地域文化の向上をめざして「第二次新津久井町総合計画」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。</p> <p>【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している。</p> <p>【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 5,000円</p>	<p>【目的】 美しい郷土の自然を愛護し伝統文化の保護・伝承と人間性豊かな芸術文化活動の推進を図る。</p> <p>【内容】 文化活動に対する住民参画の場と発表の機会の設定 多彩な文化的事業の推進と団体、グループの育成 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している</p> <p>【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 10,000円</p> <p>【企画財政課】 予算額 1,035千円</p> <p>根拠法令等 相模湖町における文化とうの町のまちづくり基金及び管理に関する条例 一般財源 35千円 特定財源 1,000千円（基金繰入金）</p> <p>目的 町民参加による文化活動や活性化事業を推進し、相模湖町から補助金を交付を受けていない団体に対して、事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金として交付する。</p> <p>事業内容 ・町おこし事業 ・コミュニティ活動 ・人づくり事業 広報で募集し、上記の活動団体に事業の一部を補助する。</p> <p>補助金の決定 かおる文化とうの町のまちづくり事業推進委員会に諮問し、適当と認められた団体に対して交付する。</p>	<p>【目的】 里山の伝統文化とふるさと芸術村の融合を図り、「藤野町第4次総合計画」に基づき、藤野町固有の文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。</p> <p>【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している。</p> <p>【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 5,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	相模原市民文化財団経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
文化国際課	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	民法第34条・公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律・財団法人相模原市民文化財団寄附行為				
歳出予算額（平成16年度）	465,038千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 市民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や市民文化活動の支援、文化情報の収集提供等の幅広い事業を実施する財団法人相模原市民文化財団に対し、事業費及び法人運営に係る経費の助成を行う。				
	【助成の内容】 1. 市民文化財団事業費補助金 145,284千円 （内訳） ・生活文化・芸術文化事業費 73,034千円 ・文化情報収集提供等事業費 72,250千円 2. 市民文化財団運営費負担金 319,754千円 （内訳） ・法人運営費、固有職員人件費等 181,753千円 ・市派遣職員人件費等 138,001千円				
	【財団法人相模原市民文化財団】 1. 設立年月日 平成元年4月28日 2. 設立者（設立代表者） 相模原市 3. 所在地 相模原市相模大野4丁目4番1号 4. 基本財産 100,000千円（全額相模原市出資） 5. 設立目的 市民文化の向上及び振興に関する事業を行うとともに、市民の自主的、創造的な文化活動の促進を図ることにより、いきいきとした市民文化の創造に寄与する。 6. 役員 理事長 1人 副理事長 2人 常務理事 1人 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。） 10人以上15人以内 監事 2人 7. 組織及び職員数（H16.5.1現在） 市派遣職員13人 固有職員10人 嘱託13人				
	該当なし				
	該当なし				
	該当なし				
	該当なし				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	相模原市民文化財団経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局長 1人(市) 総務課 5人 (市3人、固有2人) 事業課 9人 (市4人、固有3人、嘱託2人) 相模原市文化会館5人 (市1人、固有2人、嘱託2人) 社のホールはしもと6人 (市2人、固有1人、嘱託3人) 相模原市民会館6人 (市2人、固有1人、嘱託3人) 相模原南市民ホール4人 (固有1人、嘱託3人) <p>8.事業概要</p> <p>市民各層の多様な観賞要求に応えるため、各文化施設の規模、特性を生かした多彩な事業を実施し、舞台芸術の鑑賞機会の提供を行う。</p> <p>ワークショップ等市民自らが芸術文化活動に参加し、相互に交流できる機会を提供することで、市民の自主的な文化活動を支援し活性化を図る。</p> <p>各文化施設の利用案内、公演情報等を情報誌やホームページなどを通じて、市民等に情報提供する。</p> <p>市内の文化活動の拠点である文化施設が、利用者に最良の状態で見守ることができるよう、施設の管理運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市文化会館 ・社のホールはしもと ・相模原市民会館 ・相模原南市民ホール 				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	文化施設管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市立文化会館条例、相模原市立社のホールはしもと条例、相模原市立市民会館条例				
歳出予算額（平成16年度）	692,391千円	3,626千円			
歳入予算額（平成16年度）	157千円	293千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や市民文化活動の拠点である文化施設が、利用者に最良の状態で行えるよう施設の維持管理及び運営に努める。</p> <p>【施設名】 1.相模原市文化会館 2.社のホールはしもと 3.相模原市民会館 4.相模原南市民ホール</p> <p>【事業内容】 1.施設の管理運営業務（財団法人相模原市民文化財団に委託） 2.施設賠償責任保険料の支払 3.「社のホールはしもと」賃借料等の支払</p> <p>【主な委託業務の範囲】 1.施設の利用承認申請受付に関する業務 2.施設の維持管理に関する業務（清掃・舞台操作管理・設備保守点検・機械整備・環境衛生・備品の管理業務等）</p> <p>【利用料金】 施設ごとのホールの一日の基本利用料金は次のとおり 1.相模原市文化会館 平日 215,000円 土・日・休日 284,000円 2.社のホールはしもと 平日 80,000円 土・日・休日 107,000円 3.相模原市民会館 平日 86,000円 土・日・休日 113,000円 4.相模原南市民ホール 平日 28,000円 土・日・休日 38,000円 なお、施設の利用料金は施設管理者の収入となる利用料金制度を導入しているため、予算編成時に利用料金収入見込額を委託料から差引く。</p> <p>【ホールの利用実績】（平成15年度） 1.相模原市文化会館大ホール 208件 267,078人 2.社のホールはしもとホール 197件 64,613人 3.相模原市民会館ホール 207件 148,862人 4.相模原南市民ホール 229件 45,626人</p>	<p>【目的】 町民の多様な芸術文化活動や文化的交流を促進するため、その拠点となる文化施設等の整備について検討する。</p> <p>【内容】 ・水源地域文化交流促進施設可能性調査業務委託 3,000千円 町民要望の高いホールを備えた文化施設の整備について、現状の財政状況を踏まえ、既存施設、用地、規模など様々な面を検証し、実現化方策を見出す。</p> <p>・取得済用地の管理 333千円 中央公園計画に基づき取得した文化センター建設用地の管理（2筆 944.93㎡）</p> <p>・文化センター等建設事業基金の管理 平成5年に基金を設置し、文化センター等建設事業に充当するため積み立てている。 平成15年度末現在高 448,688千円 平成16年度末残高見込 448,981千円</p>	<p>該当なし</p> <p>・各地域センターについては、各支所等が管理、運営。 （市民部会の「地域センターの管理運営事業に記載） ・文化福祉会館については、生涯学習課が管理、運営。 （生涯学習部会の事業として記載）</p>	<p>生涯学習部会生涯学習課事務事業番号29「県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること」に別掲</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	文化施設管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【相模原市民文化財団の概要】</p> <p>1. 目的 相模原市民文化の向上及び振興に関する事業を行うとともに、市民の自主的、創造的な文化活動の促進を図ることにより、いきいきとした市民文化の創造に寄与することを目的とする。</p> <p>2. 役員 理事長 1人 副理事長 2人 常務理事 1人 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。） 10人以上15人以内 監事 2人</p> <p>3. 基本財産 100,000千円（全額相模原市出資）</p> <p>4. 職員数（H16.5.1現在） 市派遣職員13人 固有職員10人 嘱託13人</p> <p>【特定財源】</p> <p>1. 名称 貸付業者電気料等収入 2. 内容 食堂・売店・自販機等の実費負担金 3. 金額 157千円</p> <p>【その他】 平成18年4月に指定管理者制度へ移行予定</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	国際交流事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	総務課	総務課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	16,043千円		2,225千円		758千円
歳入予算額（平成16年度）	200千円		0千円		600千円
【事務事業の内容】	<p>1. 友好都市交流(相模原市国際化推進委員会委託事業)</p> <p>【目的】 世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界各都市との幅広い国際交流・国際協力を進めることを目的に、相模原市は1985年に中国江蘇省無錫市と、1991年にカナダ旧スカガロー市(現・トロント市)と友好都市を締結した。</p> <p>【事業概要】 無錫市 相互友好訪問、研修生の受入れ、友好都市締結20周年記念事業の実施(平成17年度)等 トロント市 相互友好訪問等</p> <p>2. 市国際化推進事業支援金</p> <p>【目的】 市内の市民団体に対し、国際理解と国際協力を促進するため、市が市国際化推進事業支援金を交付し本市の国際化の推進を図っている。</p> <p>【事業概要】 友好都市交流事業 市民団体が教育、文化、スポーツ等を通じて本市の友好都市を訪問する場合に交付 市内在住者1人につき5000円、1事業10万円以下 15年度交付実績 0件 0円 国内交流事業 市民団体が教育、文化、スポーツ等を通じて国外諸都市から招聘する訪日団又は外国籍の相模原市民と交流する事業に交付 1事業につき事業費の1/3以内で15万円以下 15年度交付実績 2件 284000円 国際協力事業 市民団体が国外の開発途上地域へ物的支援又は人的支援を目的として実施する事業及び国内の留学生を支援する事業に交付 1事業につき事業費の1/3以内で15万円以下 15年度交付実績 2件 300000円</p> <p>3. 市内在住外国支援(相模原市国際化推進委員会委託事業)</p> <p>【目的】 外国人と共に住みよい環境づくりを推進するため日常生活に必要な情報の提供を行っている。</p> <p>【事業概要】 日本語教授法講座の開催 通訳ボランティア派遣 外国語版暮らしのガイドブック作成</p>	該当なし	<p>1. 友好都市交流</p> <p>【目的】 世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界各都市との幅広い国際交流・国際協力を進めることを目的に、津久井町は1991年にカナダ・トレイル市と友好都市を締結した。</p> <p>【事業概要】 トレイル市 相互友好訪問</p> <p>2. 国際交流推進団体支援事業</p> <p>【目的】 町内の町民団体に対し、国際理解と国際協力を促進するため、町が国際交流推進団体支援金を交付し本町の国際化の推進を図っている。</p> <p>【事業概要】 国際交流推進団体補助 津久井国際交流の会への補助 補助金額 200,000円(平成16年度から) 団体の活動内容 (1) 町の国際交流事業の支援 (2) 町民との交流会の開催 (3) 在日外国人との交流事業の開催 (4) 講演会及び報告会の開催</p> <p>3. 財源 津久井町ふるさと文化振興基金を充当</p>	該当なし	<p>【目的】 草の根の国際交流機会を身近な地域で創出する。</p> <p>【内容】 駐日オーストリア大使館を仲介とする「オーストリア教育芸術省藤野芸術の家」としての活動拠点 駐日オーストリア大使館員と国際交流サッカー大会「ふじのカップ」を開催 かながわ自治体の国際政策研究会議に参加</p> <p>【負担金】 かながわ自治体の国際政策研究会負担金 8,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	国際交流ラウンジ管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	総務課	総務課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	22,398千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【さがみはら国際交流ラウンジ設置の目的】 地域の国際化や国際理解を推進するため、外国人市民に対する情報提供を図るとともに、市民との交流の場、外国人市民及び外国人市民を支援する団体の活動の場として「さがみはら国際交流ラウンジ」を設置した。同所は、市が設置、管理し、ボランティアを中心とした「さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会」が運営を行っている。</p> <p>【設置場所及び規模】 相模原市鹿沼台1丁目9番15号 神奈川県企業庁「プロミティふちのべビル2階」 160.2平方メートル</p> <p>【さがみはら国際交流ラウンジの施設】 (1) 談話室 (2) 会議室 (開所時間) ラウンジの開所時間は、午前10時から午後8時50分までとする。（ただし、日曜日は午後6時まで） 毎週木曜日休み、12月28日から1月3日休館</p> <p>【国際交流ラウンジ運営委員会の概要】 国際交流ラウンジの運営方針などを協議、検討、運営する機関として、ラウンジに関わる国際交流関係団体から選任された者、ラウンジスタッフ・各部会（6部会）等の代表、財団法人神奈川県国際交流協会職員及び相模原市職員の20人程度の委員をもって組織している。</p> <p>【ラウンジ事業内容】 現在、次の6部会を中心に様々なボランティア事業を自主的な活動計画を基に継続運営している ・事業部 ・広報部 ・情報部 ・通訳・翻訳会 ・防災プロジェクト ・地域国際理解プロジェクト *時代の要請に応じて、総合学習や災害時の外国人支援（平成13年4月に市と防災協定を締結）などに対応するため、自発的に各種プロジェクトチームを作って活動している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	銀河連邦サガミハラ共和国事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	10,045千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 文部科学省（旧）宇宙科学研究所の研究施設のある3市2町がユーマとバロディで連邦国家を組織し、共和国相互に経済、教育、文化、福祉等、多様な交流を通じて地域間のコミュニティの醸成・活性化を図る。</p> <p>【概要】 建国日：昭和62年10月20日 建国趣旨：銀河連邦を構成する各共和国と連携し、宇宙平和の一翼を担うとともに人々の笑顔あふれるユートピアの創造を目指す。</p> <p>【組織】 サガミハラ共和国の行政を担当するため各府省を置き、それぞれの担当課が業務にあたる 大統領府、国務省、通商産業省・農業水産省、教育文化省</p> <p>【主な事業内容】 1. 銀河連邦サミット・フォーラムへの開催 2. 各共和国行事への特使派遣 3. 市民まつり等への各共和国首脳招待 4. 銀河連邦物産展や物産幹旋などを通じての物産交流の実施 5. 銀河連邦子ども留学交流事業への参加 6. 宇宙科学啓発事業「宇宙学校」の開催 7. スポーツを通じての各共和国との交流事業の実施</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	国際交流基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	総務課	総務課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市国際交流基金条例				
歳出予算額（平成16年度）	100千円				
歳入予算額（平成16年度）	100千円				
【事務事業の内容】	<p>【背景及び目的】 世界各国の相互依存関係が深まる中、地域社会においても急速な国際化時代を迎え、本市においても「世界に開かれた地域社会の形成」を国際化施策とし、友好都市や海外諸都市の人々と市民の方々の交流をはじめ、芸術、文化での交流、在住外国人への支援など、様々な分野での活動を展開している。こうした中、市民の方々を主体とする国際交流をさらに推進するためには、継続的で安定的な環境づくりが必要と考え、平成6年4月に相模原市国際交流基金を設置した。</p> <p>【概要】 当該基金は、本市の積立金と市民の皆様や団体、企業などからの寄付金を原資として積立て、その運用益を利用して広範で多様な活動を財政的に支援することによって、本市の活動を一層推進するものである。</p> <p>【活用状況】 国際交流基金の運用額については、国際交流事業経費・国際交流ラウンジ事業経費の一部として国際化推進事業支援金などに活用している。 平成13年度寄付金実績 2件 計150,000円 平成14年度寄付金実績 1件 計100,000円 平成15年度寄付金実績 3件 計204,196円 寄付金累計 31件 9,320,963円 （平成16年5月現在） 5月27日現在の基金総合計 249,270,963円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	男女共同参画に関する事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	男女共同参画課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	男女共同参画社会基本法・さがみはら男女共同参画推進条例	男女共同参画社会基本法・男女共同社会づくり推進委員会設置要綱・神奈川県、県内市町村及び民間活動団体の協働による女性の暴力に対する緊急一時保護事業実施要綱	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法・男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法・男女共同社会プラン・神奈川県、県内市町村及び民間活動団体の協働による女性の暴力に対する緊急一時保護事業実施要綱
歳出予算額（平成16年度）	12,873千円	123千円	0千円	152千円	6.6千円
歳入予算額（平成16年度）	500千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 男女がともにその個性と能力を発揮できる社会の実現をめざし、男女共同参画推進条例に基づき基本計画の総合的、効果的な推進を図る。また、市民とのパートナーシップのもと、男女共同参画に関する啓発等の事業を実施する。</p> <p>【内容】 男女共同参画審議会の開催 ・市民、学識経験者等により男女共同参画の推進に関わる審議を行う。 786千円</p> <p>男女共同参画専門員の設置 ・男女共同参画の推進や、関連する市の施策についての意見・苦情のほか、男女共同参画に関連する人権侵害についての相談などに対して調査をし、関係機関や関係者に、助言・是正の要望等を行う。 1,905千円</p> <p>ドメスティック・バイオレンス防止等事業 ・顕在化、深刻化するDVに対応するため、防止に向けた啓発等を実施する。また、被害者を一時的に保護する施設（シェルター）を運営する民間団体に助成をする。 5,300千円</p> <p>さがみはら女と男のいきいきフォーラム等講演会の実施 ・さがみはら女と男のいきいきフォーラムの開催 ・さがみはらウィメンズカレッジの実施 1,298千円</p> <p>情報誌等の発行（男女共同参画に関する市民意識の啓発を図るため、情報誌等を発行する。） ・情報誌「と・も・に」（年3回・各8,000部） ・ハンドブック「お父さんといっしょ」 ・啓発用冊子 2,700千円</p> <p>【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省 500千円</p>	<p>【目的】 男女共同社会づくり行動プランに基づき、社会のあらゆる分野に女性と男性が共同で参画する男女共同参画社会の実現をめざし、女性施策を総合的、効果的に推進する。</p> <p>【内容】 男女共同社会づくり推進委員会の開催 ・町民、学識経験者等により男女共同社会づくり行動プランの推進に関わる審議を行う。 18千円</p> <p>男女共同参画支援事業 ・民間活動団体と協定を締結し、DV被害者の緊急一時保護事業を実施する。 65千円</p> <p>1市4町男女共同参画啓発事業 ・相模原市と津久井郡4町の共催による1市4町男女共同参画フォーラムを開催する。 40千円</p>	<p>【目的】 男女共同参画社会の実現に向け、町民意識の向上を図るとともに、夫・パートナー等からの暴力により人権侵害を受けている女性の救済を図る。</p> <p>【内容】 1市4町男女共同参画啓発事業 ・相模原市と津久井郡4町の共催による1市4町男女共同参画フォーラムを開催する。 48千円</p> <p>緊急一時保護事業 ・民間活動団体と協定を締結し、DV被害者の緊急一時保護事業を実施する。 130千円</p> <p>【負担金】 緊急一時保護施設分担金 130千円 （入所1件：65千円 平成15年度実績0件）</p>	<p>【目的】 男女共同参画プランに基づき、男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、その実現に向けて啓発活動を推進する。</p> <p>【内容】 ・フォーラム開催費 70千円 ・シェルター運営費負担金 65千円 ・協議会だよりの発行費 17千円</p>	<p>【目的】 男女共同参画プランに基づき、男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、その実現に向けて啓発活動を推進する。</p> <p>【内容】 ・フォーラム開催費 66千円 ・シェルター運営費負担金 65千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	男女共同参画推進センター管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	男女共同参画課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市立男女共同参画推進センター条例				
歳出予算額（平成16年度）	35,085千円				
歳入予算額（平成16年度）	4,607千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 男女共同参画を推進する活動拠点として、女性にも男性にも、あらゆる世代に開かれた施設として、新たなパートナーシップの創造を目指し、センター事業体系に基づき具体的な事業を推進する。</p> <p>【内容】 指定管理者による管理運営（センターで行う男女共同参画を推進するための事業並びに、管理運営を指定管理者に委任する。） ・NPO法人男女共同参画さがみはらへ委託 22,775千円</p> <p>女性相談員による女性のための相談事業 ・ソレイユさがみ女性相談室において、相談事業を実施する。（一般相談、専門相談） 11,069千円</p> <p>調査研究事業の実施 ・女性を取り巻く諸問題の解決や男女平等意識の醸成に向けた取り組みを進めるため、市民の主体的で自由な発想に基づく調査・研究活動に対する助成を行う。 330千円</p> <p>【男女共同参画推進センター使用料】 使用料 セミナールーム使用料 5,898千円... うち減免見込額 1,474千円... (25%) 個人利用分 183千円... - + = 4,607千円（収入見込）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	平和思想普及啓発事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	渉外課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	なし	なし			
歳出予算額（平成16年度）	3,867千円	190千円	0千円	20千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【概要】 「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨に基づく、平和思想普及啓発のため、関連事業の開催等を行う。</p> <p>[核兵器廃絶平和都市宣言] 昭和59年12月に、非核三原則の遵守及び全ての核兵器廃絶、世界の恒久平和を願い都市宣言をした。</p> <p>【内容】 1 「市民平和のつどい」の開催 [目的] 核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨に基づく、平和思想の普及啓発を図るため、「市民平和のつどい」開催する。 [内容] (1) 市民平和フォーラム (2) 平和映画の上映 (3) 平和写真展 (4) 被爆等戦争体験者のおはなし (5) 平和パネル巡回展 [主催] 相模原市 [企画・立案・運営] 「市民平和のつどい」実行委員会 [予算] 3,600千円</p> <p>2 日本非核宣言自治体協議会総会（長崎）及び平和祈念式典（広島）に職員を派遣 [予算] 152千円</p> <p>3 平和関連団体等の負担金、補助金及び交付金 日本非核宣言自治体協議会分担金 60,000円 日本非核宣言自治体協議会総会参加負担金 5,000円 核兵器廃絶平和行進賛助金 10,000円 原水爆禁止相模原地区平和行進激励金 10,000円 原水爆禁止世界大会賛助金 10,000円 反核・平和の火りレー激励金 10,000円 神奈川核禁会議への被爆者救援賛助金 10,000円</p>	<p>【概要】 「非核平和都市宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、平和のつどいの開催などを行う。</p> <p>[非核平和都市宣言] 昭和60年12月に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。</p> <p>【内容】 1 「平和のつどい映画会」の開催 [目的] 非核平和都市宣言の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため開催する。 [内容] 平成15年度 「えっちゃんの戦争」の上映 平成15年7月24日 (午前・午後の部の計2回上映) [予算] 190千円</p>	<p>【概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。</p> <p>[核兵器廃絶平和宣言] 昭和60年8月6日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。</p> <p>【内容】 1 近年、具体的事業の実施なし</p>	<p>【概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。</p> <p>[核兵器廃絶平和宣言] 昭和61年9月22日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。</p> <p>平和関連団体等の負担金、補助金及び交付金 日本非核宣言自治体協議会分担金 20,000円</p>	<p>【概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。</p> <p>[核兵器廃絶平和宣言] 昭和60年9月12日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。</p> <p>【内容】 1 近年、具体的事業の実施なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	基地対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	渉外課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	日米安全保障条約・ 日米地位協定・ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律・ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律・ など				
歳出予算額（平成16年度）	9,397千円				
歳入予算額（平成16年度）	1,174,940千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 市内米軍基地の返還の促進、厚木基地の米軍機による騒音の解消、基地周辺の生活環境の保全等を図る。</p> <p>【内容】 1 市内米軍基地の早期返還など基地対策 [内容] 市内の米軍基地は、市民生活やまちづくりの大きな障害となっていることから、早期の全面返還を基本として、特に必要などところについては、一部返還などにより早急に実現が図られるよう国や米軍対し、相模原市米軍基地返還促進市民協議会とともに要請している他、基地に起因する諸問題の解決に取り組んでいる。 (1) 相模総合補給廠の野積場及び北側部分の早期返還 (2) キャンプ座間の市道新戸相武台の共同使用 区域の拡大及び外周道路部分の一部返還 (3) 相模原住宅地区の共同使用 (4) PCBなど基地内の廃棄物等の対策 (5) 市民生活に不安を与える演習・訓練等の禁止 など</p> <p>[歳入予算] 施設区域提供事務委託費 450千円 [歳出予算] 1,871千円</p> <p>2 基地周辺の航空機騒音の対策 [内容] 厚木基地の航空機による騒音は、市民生活に大きな影響を及ぼしており、その対策として騒音計を設置して騒音測定を行うとともに、国や米軍対し、厚木基地周辺各市とともに要請活動等に取り組んでいる。 (1) 夜間連続離着陸訓練（NLP）の硫黄島での全面実施 (2) 訓練全般に伴う事前の情報提供 (3) 住宅防音工事助成対象区域の拡大 (4) NHKテレビ受信料助成制度の適用 など</p> <p>[航空機騒音オンライン監視システム] 市南部地域の4箇所に騒音計を設置し、航空機騒音を測定するとともに、測定機と渉外課をオンラインで結び、騒音把握把握及び騒音データ</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	基地対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>の集計等を行っている。</p> <p>[歳入予算] 騒音調査委託費 386千円</p> <p>[歳出予算] 6,870千円</p> <p>3 基地交付金 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律に伴う交付金 [基地交付金資産調査システム] 基地交付金の算定基礎となる基地内資産台帳調査のためのシステム。</p> <p>[歳入予算] 国有提供施設等所在市町村助成交付金 1,000,000千円 施設等所在市町村調整交付金 77,000千円</p> <p>4 基地関係連絡協議会等負担金、補助金及び交付金 [予算] 全国基地協議会負担金 295,000円 防衛施設周辺整備全国協議会負担金 12,000円 県基地関係県市連絡協議会負担金 60,000円 県基地関係県市連絡協議会視察費 168,680円 厚木基地騒音対策協議会負担金 70,000円 厚木基地関係8市連絡協議会負担金 40,000円 県央地区渉外連絡委員会負担金 10,000円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 1	YUIタウンプロジェクト		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課				企画課
根拠法令等					なし
歳出予算額（平成16年度）					0千円
歳入予算額（平成16年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【目的】 豊かで、かつ、持続可能な社会のあり方を見つけるための社会実験を行い、循環型社会における経済形態を模索する。その結果、地域の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 町内に土地を確保し、そこに入居希望者が建物と土地の利用権を取得する。ここでは、太陽光・バイオマスなどの自然エネルギーを利用し、畑で収穫した食物を食す、森林資源を活用する等、地域内で自立したコミュニティ・資源循環型社会の形成を目指す。ここから新しい生活サービス・産業が生まれてくる。</p> <p>以上のようなコミュニティを実現するために、現在は定期的に研究会で検討を続けている。</p> <p>当プロジェクトは、民間主体のプロジェクトであり、町は側面からの支援をしてい。</p> <p>研究会の開催（月1回程度）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 2	地域再生プログラム(旧篠原小)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課				企画課
根拠法令等					地域再生推進のための基本方針
歳出予算額(平成16年度)					32,620千円(単年度)
歳入予算額(平成16年度)					15,000千円(単年度)
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【目的】 都市部への人口流出による過疎化・少子高齢化が進み、荒廃地の増加、森林の荒廃や地域活力の低下が見られる中で、地元地域に統廃合で廃校となった小学校を無償で貸付け、地元が主体となり都市住民との交流事業を展開し、地域の活性化、地域経済の発展、地域雇用の創造及び定住人口の増加を実現していくことを目的とする。</p> <p>【内容】 地域再生計画(町・県連名で申請)の認定により「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援措置を受けた。平成16年度に農村体験等グリーンツーリズム活動の拠点施設整備のため、廃校舎の改修工事を行う。</p> <p>平成17年4月からは地元地域住民を中心とした組織「篠原の里」として、小学校跡地を拠点として農業体験・研修・宿泊・喫茶・食事提供等のプログラムを、地域が主体となって進めていく。</p> <p>【事業費内訳】(単年度) ・学校改修工事 30,000千円 ・運営費補助 2,620千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 3	一万段階段プロジェクト		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課				まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					130千円
歳入予算額（平成16年度）					一般会計
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【事業概要】</p> <p>事業コンセプト…スポーツを通じ青少年の健全育成を図り、各種スポーツの振興に貢献し、1万段の階段を多くの青少年をはじめ、精神と肉体の鍛錬を志す方々が訪れるような「聖地」づくりを目指す。</p> <p>事業箇所…藤野町佐野川地区（建設予定地である本町北部地域は、水と緑が豊かな自然と懐かしい山里の風景を残した景観地が随所に存在し、優れた自然を保護する目的でも県立自然公園に指定されている。現在この自然公園への来園者は約20万人を数えるが、地域への経済効果はそれほど期待できず、また園内の荒廃が進み眺望も悪化をたどり自然公園としての魅力の低減という現状に危機感を募らせている状況である。世界一の段数となる本事業計画は、町と地域住民の協力を頂き町のシンボリックな施設という位置付けて、進捗している。既存の観光施設や、多くの地域資源と有機的に連携しながら、世界的な施設として宣伝、広告し各種イベントを行い、集客をはかれば現状の来園数を大幅に増加させることは容易である。また、都心からのアクセスもよくJR若しくは高速自動車道を利用して約1時間ほどで到着する。）</p> <p>【施設概要】</p> <p>頂上まで約1,000mあり、尾根つたいに起伏を利用して全長約5kmの石段を建設予定。途中尾根を渡る地点2ヶ所は下りとなり、怪我やその他事故に備え林道へ抜けられるように配慮し、またアップダウンの階段昇降運動はトレーニングに最適である。入り口地点にタイムレコーダーを設置し途中数ヶ所にこれを設け、登頂認定書を発行、登頂認定書などICタグ等で通過地点の把握やデータ管理を行うデジタル化も検討中である。</p> <p>一万段階段の建設</p> <p>全長：約5キロメートル / 幅員：2.7m幅</p> <p>スタート地点は5.3m幅 / 材料：御影石の石段、手すり</p> <p>付帯施設：トイレ、休息所、タイム計測所、展望所、管理棟</p> <p>【一般会計上予算】</p> <p>平成16年度 需用費30千円、旅費100千円（熊本視察含む）計130千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 4	ふるさと芸術村構想事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課				まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					0千円
歳入予算額（平成16年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【事業概要】</p> <p>昭和61年度の「いきいき未来相模川プラン」の主要プロジェクトの一つの事業。「自然と人間の共存と融合」を基本理念に、豊かな創造性を育み、新しい芸術・文化の拠点づくりを進め、個性あるまちづくりを目指した事業。</p> <p>主な事業内容は、以下のとおりであり、それぞれ一元化調書に記載した。</p> <p>藤野ふるさと芸術村メッセージ事業（アート・スフィア）</p> <p>アーティスト・イン・レジデンス事業</p> <p>野外環境彫刻事業（一元化調書「彫刻のあるまちづくり」に記載）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 5	アーティスト・イン・レジデンス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課				まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					0千円
歳入予算額（平成16年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【目的】 地域文化交流の拠点として、アーティスト・イン・レジデンス（国内外の芸術家が滞在し創作する拠点）の整備を検討する。</p> <p>【内容】 町内の空き家を芸術家に紹介し、滞するのに必要な調整を行う。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会・財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野 6	まちづくり助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	パートナーシップ推進課				まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					400千円
歳入予算額（平成16年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【目的】 住民の地域づくりに対する自主磁力の醸成と地域の活性化を図っていくとともに、藤野町総合計画の具体化を図っていくため、まちづくりに関する自主的な住民組織の活動や事業に対し助成処置を講じる。</p> <p>【内容】 ・地域の環境美化活動又は事業 ・地域の景観づくり活動又は事業 ・地域の緑化推進活動又は事業 ・地域のコミュニティ活動又は事業 ・魅力ある地域づくりを推進する活動又は事業</p> <p>【交付基準】 助成金は、1団体、50,000円以内とし、最高4年間を限度とする。</p> <p>【予算】 平成16年度 総額 400,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		A協議会 B幹事会 C専門部会		
藤野 7	(仮称)八王子市盲学校ボランティア実習				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課				企画課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)					0千円
歳入予算額(平成16年度)					0千円
【事務事業の内容】	該当なし				東京都八王子盲学校の生徒の実習を兼ねたボランティア活動の場に藤野町の公共施設を提供する 【費用】 無料 【実習学年と人数】 3年生13人 【実習内容】 ハリ、あんま 【場所】 公共施設2箇所(現在の候補地は、やまなみ温泉と、町民センター和室) 【実習時期と日数】 秋・2日間

総務部会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	褒賞及び表彰事業（職員表彰を除く）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	秘書課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	市表彰条例	町表彰条例・町名誉町民条例	町表彰条例	町表彰条例	町表彰条例
歳出予算額（平成16年度）	3,703千円	815千円	456千円	258千円	258千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【概要】 市表彰条例に基づき、市政の振興、公共の福祉増進、文化の向上等に功労のあったもの又は広く市民の模範となるものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】 1. 表彰の種類 市政功労表彰、自治功労表彰、市民文化表彰</p> <p>(1) 市政功労表彰（対象は、市民又は市に關係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、衛生、消防等本市の公共の福祉増進、教育、芸術、科学等各分野の業績顕著なもの、善行著しいもの、その他</p> <p>(2) 自治功労表彰 市長 : 8年以上その職にあった者 市議会議員 : 10年以上その職にあった者 助役・収入役 : 12年以上その職にあった者 執行機関の委員 : 15年以上その職にあった者</p> <p>(3) 市民文化表彰（対象は市民） 教育、芸術、科学、福祉の向上等市民文化の進展に寄与し、その業績特に顕著なもの</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（11月20日）</p> <p>3. 表彰審査委員会（付属機関） 市長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 1年 報酬 12,600円（日額） 委員の数 15人以内（15年度は14人） 市議会の議員 3人 市の執行機関の委員 3人 学識経験のある者 6人 関係行政機関の職員 2人</p>	<p>【概要】 町表彰条例に基づき、町の振興寄与し、又は広く町民の模範となる行為をしたものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】 1. 表彰の種類 一般表彰、功労表彰、特別功労表彰</p> <p>(1) 一般表彰（対象は、町民又は町に關係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、消防等に尽力、教育、芸術、科学等の文化向上に寄与し、その業績顕著な者、非常災害に際し特に功績が顕著な者、善行著しい者、その他</p> <p>(2) 功労表彰 町長 : 4年以上在職した者 町議会議員 : 8年以上在職した者 議会の選挙、推薦又は同意を得て選任される各種委員及び 助役・収入役 : 12年以上在職した者 消防団の団長及び副団長、総合計画審議会委員、民生委員、地区行政委員 : 12年以上在職した者 非常勤特別職で16年以上在職し、特に功績顕著と認められる者</p> <p>(3) 特別功労表彰 町長 : 8年以上在職し退職した者 町議会議員 : 16年以上在職し退職した者 助役・収入役・教育長 : 20年以上在職し退職した者 議会の選挙、推薦又は同意を得て選任される各種委員及び その他特に功績が顕著と認められる者</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（11月3日） （消防団員や交通指導隊員は、出初式等で実施）</p> <p>3. 表彰審査委員会 町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 1年 謝礼 3,000円 委員の数 12人 例年、地区行政委員に委嘱</p>	<p>【概要】 町表彰条例に基づき、町自治の振興と徳行の高揚を図るために町政の振興、公共の福祉に功労のあったもの、又は広く町民の模範となるものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】 1. 表彰の種類 一般表彰、町民功労表彰、自治功労表彰</p> <p>(1) 一般表彰（対象は、町民若しくは本町に關係ある個人若しくは団体）生活改善・町政の進展・教育文化の振興・産業の発展等業績顕著なもの、徳行著しいもの、人命救助、多額の寄附又は奇特な行為のあったもの、その他</p> <p>(2) 町民功労表彰多年にわたり、町政の進展、教育文化の振興、産業の発展等その他功績が特に顕著なもの</p> <p>(3) 自治功労表彰 町長 : 満8年以上在職した者 町議会議員 : 満12年以上在職した者 助役・収入役 : 満10年以上在職した者 公職による委員会委員・議会の同意又は選挙による特別職の職員 : 満15年以上在職した者</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（1月）</p> <p>3. 表彰審査委員会（付属機関） 町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 2年 報酬 会長 8,000円（日額） 委員 7,400円（日額） 町議会の議員 2人 町の執行機関の委員 2人 関係行政機関の職員 1人 学識経験のある者 2人</p>	<p>【概要】 町表彰条例に基づき、町政振興に寄与し、又は広く町民の模範となる行為をしたものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】 1. 表彰の種類 一般表彰、功労表彰、</p> <p>(1) 一般表彰（対象は、町民又は町に關係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、消防等に尽力、教育、芸術、科学等の文化向上に寄与し、その業績顕著な者、非常災害に際し特に功績が顕著な者、善行著しい者、その他</p> <p>(2) 功労表彰 町長 : 8年以上在職した者 町議会議員 : 12年以上在職した者 議会の選挙、推薦又は同意を得て選任された各種委員 : 12年以上在職した者 助役・収入役 : 10年以上在職した者 町吏員 : 20年以上在職した者 その他町長が特に功績顕著と認める者</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（1月4日） （消防団員は、出初式で実施）</p> <p>3. 表彰審査会（付属機関） 町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 必要のつど。審査終了後解任 謝礼 8,100円（4時間以内は、4,100円） 委員の数 10人 4. 名誉町民 本条例により被表彰者になったものうち、特に業績、功績が顕著なものに名誉町民の称号を贈る。 現在まで13名に贈る。存命者4名</p>	<p>【概要】 町表彰条例に基づき、町の振興寄与し、又は広く町民の模範となる行為をしたものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】 1. 表彰の種類 一般表彰、功労表彰</p> <p>(1) 一般表彰（対象は、町民又は町に關係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、消防等に尽力、教育、芸術、科学等の文化向上に寄与し、その業績顕著な者、非常災害に際し特に功績が顕著な者、徳行著しい者、その他</p> <p>(2) 功労表彰（4月1日基準日） 町長 : 8年以上在職した者 町議会議員 : 10年以上在職した者 助役・収入役 : 10年以上在職した者 非常勤特別職 : 10年以上在職した者 上記の者で特に功績顕著と認める者は、その年数に達しない場合も該当できる。</p> <p>消防団員については、別に規則で定める。</p> <p>(3) 名誉町民（藤野町名誉町民条例） 2名（いずれも故人）</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（1月4日）</p> <p>3. 表彰審査委員会 町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 その都度任命する。 報酬 委員長 日額8,600円 委員 日額8,100円 委員の数 10名以内 ・町の職員 3名 ・町議会の議員 3名 ・町教育委員会の委員 1名 ・町農業委員会の委員 1名 ・知識経験のあるもの 2名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	褒賞及び表彰事業（職員表彰を除く）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>【概要】</p> <p>町名誉町民条例に基づき、町民又は町に関係の深い者で社会、政治、経済、教育、文化等の進展に貢献し、その功績が特に顕著で町民の敬愛を受けるものに対し名誉町民の称号を贈る。</p> <p>【内容】</p> <p>名誉町民には、名誉町民の称号、名誉町民章及び金一封又は記念品を贈る。</p> <p>現在まで1名に贈る。存命者なし</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	私学振興に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総務課	総務課	総務課	総務課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、私立学校が行う施設整備事業等に対し、助成を行うことにより、私立学校の健全な発達に資する事を目的とする。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>該当なし 【参考】 平成17年4月より、（仮称）学校法人シュタイナー学園が開校する予定である。新たな私立小・中学校ができることになる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	情報公開に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	総務課情報公開室 相模原市情報公開条例、同施行規則（規程）、・同事務処理規程、同情報公開審査会規則、・同情報公開審査会運営規程	町民課 城山町情報公開条例、同施行規則（規程）・同事務処理規程、同情報公開審査会規則・同情報公開審査会運営規程	企画政策室 津久井町情報公開条例、町公文書の開示手続等に関する規則、町情報公開事務処理規程、町情報公開・個人情報保護審査会条例、同審査会運営規程、同審査会条例、同審査会運営規程	総務課 相模湖町情報公開条例、同施行規則（規程）、・同事務処理規程、相模湖町情報公開・個人情報保護委員会条例、同運営規程、同不服審査部会運営規程	企画課 藤野町情報公開条例、同施行規則、同事務処理規程、相模湖町情報公開・個人情報保護委員会条例、同審査要領、同不服審査部会審査要領
歳出予算額（平成16年度）	531千円	172千円	414千円	311千円	261千円
歳入予算額（平成16年度）	2千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の請求に基づき実施機関が保有する公文書の閲覧や写しの交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：市のすべての機関 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの (3)公開請求できる者：市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者その他市政に関わりを有するもの又は市政に関し公開を必要とする理由を明示するもの (4)請求受付窓口：行政資料コーナー。なお、電子メールによる請求可 (5)請求に対する決定：請求書提出日翌日から起算して14日以内に公開する等の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資法人等の情報公開：一定の法人について必要な措置を講ずる</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 請求者数：98人 請求件数：123件 不服申立て件数：2件</p> <p>【情報公開審査会の運営状況】 委員数：5名 委員任期：2年間 15年度諮問件数：2件 15年度開催回数：7回 委員報酬：@12,600円</p>	<p>【目的】 町民等の請求に基づき実施機関が保有する公文書の閲覧や写しの交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関において管理しているものをいう。 (3)公開請求できる者：何人 (4)請求受付窓口：町民情報コーナー (5)請求に対する決定：公開請求があった日から起算して15日以内に公開する等の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資団体等の情報公開：町が出資その他の財政上の援助を行う団体（出資団体等）は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 請求者数：16人 請求件数：84件 不服申立て件数：0件</p> <p>【情報公開審査会の運営状況】 委員数：5名 委員任期：2年間 15年度諮問件数：0件 15年度開催回数：0回 委員報酬：@10,000円</p>	<p>【目的】 町の保有情報は、町民との共有財産であり、町民は知りたいと思う町の情報を公開請求できる。町もその請求に対して公開していくことで、町民参加による一層公正で開かれた町政を実現しようとするもの。</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの (3)公開請求できる者：何人もできる (4)請求受付窓口：町政情報コーナー。なお、郵送による請求可。 (5)請求に対する決定：請求書提出日から起算して15日以内に可否の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付作成に要する費用は請求者の負担。 (7)出資法人等の情報公開：一定の法人について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 請求者数：10人 請求件数：123件 不服申立件数：1件</p> <p>【審査会の運営状況】 委員数：5名 委員任期：2年間 15年度諮問件数：1件 15年度開催回数：2回 委員報酬：@7,400円</p>	<p>【目的】 町民の請求に基づき実施機関が保有する公文書の閲覧や写しの交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの (3)公開請求できる者：町内に住所を有する者、町内の事務所若しくは事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者又は公文書の公開を必要とする理由を明示するもの (4)請求受付窓口：行政資料コーナー、郵送も可 (5)請求に対する決定：請求書提出のあった日から起算して15日以内に公開する等の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資法人等の情報公開：一定の法人について必要な措置を講ずる</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 請求者数：3人 請求件数：33件 不服申立て件数：0件</p> <p>【委員会不服審査部会の運営状況】 委員数：3名 委員任期：2年間 15年度諮問件数：0件 15年度開催回数：0回 委員報酬：弁護士、大学教授14,700円・その他 8,100円</p>	<p>【目的】 町民等の請求に基づき実施機関が保有する行政文書の閲覧や写し等の交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)対象となる行政文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関において管理しているもの (3)公開請求できる者：何人も (4)請求受付窓口：企画課。なお、郵送、FAX、電子メールによる請求可 (5)請求に対する決定：公開請求のあった日から起算して15日以内に当該公開請求に対する可否の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写し等の交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資法人等の情報公開：町が出資その他財政上の援助を行う団体（出資団体）は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 請求者数：5人 請求件数：47件 不服申立て件数：0件</p> <p>【委員会不服審査部会の運営状況】 委員数：6名 委員任期：2年間 15年度諮問件数：0件 15年度開催回数：0回 委員報酬：学識経験者@15,000円 以外の者 @ 8,100円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	個人情報の保護に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総務課情報公開室	町民課	企画政策室	総務課	企画課
根拠法令等	相模原市個人情報保護条例、 同施行規則（規程）、同事務処理規程、 個人情報保護審議会規則、同運営規程、 個人情報保護審査会規則、同運営規程	城山町個人情報保護条例、 同施行規則（規程）、同事務処理規程、 個人情報保護審議会規則、同運営規程、 個人情報保護審査会規則、同運営規程	津久井町個人情報保護条例、同施行規則、同事務 処理規程、情報公開・個人情報保護審議会条例、 同審議会運営規程、同審査会条例、同審査会運営 規程	相模湖町個人情報保護条例、同施行規則（規 程）、同事務処理規程、相模湖町情報公開・個人 情報保護委員会条例、同運営規程、同不服審査部 会運営規程	藤野町個人情報保護条例、同施行規則、 同事務処理規程、 藤野町情報公開・個人情報保護委員会条 例、 同審議要領、同不服審査部会審議要領
歳出予算額（平成16年度）	1,252千円	347千円	414千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	1千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例（平成14年相模原市条例第29号）に基づき実施</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：市のすべての機関 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：行政資料コーナー (5)請求（訂正）に対する決定：請求書提出日翌日から起算して14日（30日）以内に公開（訂正）する等の決定をしなければならない。期間延長14日（30日）を限度 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、一定の出資法人が講ずべき措置</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 開示請求件数：143件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【個人情報保護審議会、個人情報保護審査会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度を実施するため、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会を設置し運営するもの。 (委員数：審議会10名 審査会5名) (2)平成15年度事業の内容 個人情報保護審議会の開催：8回 個人情報保護審査会の開催：3回 委員報酬：@12,600円</p>	<p>【目的】 個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例（平成11年城山町条例第9号）に基づき実施</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：町民情報コーナー (5)請求（訂正）に対する決定：請求書提出日から起算して15日（30日）以内に公開（訂正）する等の決定をしなければならない。期間延長60日（75日）を限度 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、出資団体等が講ずべき措置</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 開示請求件数：1件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【個人情報保護審議会、個人情報保護審査会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度を実施するため、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会を設置し運営するもの。 (委員数：審議会5名 審査会5名) (2)平成15年度事業の内容 個人情報保護審議会の開催：1回 個人情報保護審査会の開催：0回 委員報酬：@10,000円（有識者） @7,000円（委員）</p>	<p>【目的】 町が保有する個人情報の取扱いに関して具体的なルールを定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止し、基本的人権の擁護と公正で民主的な町政を推進しようとするもの。</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱い事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：町政情報コーナー (5)請求（訂正）に対する決定：請求書提出した日から起算して15日（30日）以内に公開（訂正）する等の決定をしなければならない。期間延長60日（75日）を限度 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、出資法人の責務</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 開示請求件数：3件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【情報公開・個人情報保護審議会、同審査会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度を実施するため、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会を設置し運営するもの。 (委員数：審議会9名 審査会5名) (2)平成15年度事業の内容 個人情報保護審議会の開催：5回 個人情報保護審査会の開催：2回 委員報酬：@7,400円</p>	<p>【目的】 個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例（平成13年相模原市条例第3号）に基づき実施</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：行政資料コーナー (5)請求（訂正）に対する決定：請求書提出した日から起算して15日（30日）以内に公開（訂正）する等の決定をしなければならない。期間延長60日（75日）を限度 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、一定の出資法人が講ずべき措置</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 開示請求件数：0件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【情報公開・個人情報保護委員会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護委員会を設置し運営するもの。 (委員数：7名) (2)平成15年度事業の内容 委員会の開催：2回 委員報酬：弁護士、大学教授14,700円・その他8,100円</p>	<p>【目的】 個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例（平成14年藤野町条例第15号）に基づき実施</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：企画課 (5)請求（訂正）に対する決定：請求のあった日から起算して15日（30日）以内に公開（訂正）する等の決定をしなければならない。期間延長45日（60日）を限度 (6)費用：無料。ただし写し等の交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者又は受任者の責務、出資団体等の責務</p> <p>【運用実績（平成15年度）】 開示請求件数：0件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【情報公開・個人情報保護委員会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護委員会を設置し運営するもの。 (委員数：6名) (2)平成15年度事業の内容 委員会の開催：1回 委員報酬：学識経験者@15,000円 以外の者 @8,100円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	行政資料の収集、管理及び提供事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総務課情報公開室	町民課	企画政策室	総務課	企画課
根拠法令等	相模原市行政資料コーナー管理規程・相模原市有償刊行物取扱要綱	公文書の公開に係る事務取扱要領	津久井町情報公開条例・津久井町情報の共有化の推進に関する規則・津久井町町政情報コーナー管理規程		
歳出予算額（平成16年度）	859千円	368千円	208千円	30千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	400千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 市の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、市政情報に関する相談・案内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、図録、都市計画図など地図類の市刊行物の販売や行政資料の貸出しも行っている。尚、市内12出張所でも有償刊行物の取次販売を行っている。公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 市役所本庁舎1階</p> <p>【面積】 103.9㎡（情報公開室事務室を除く）</p> <p>【資料点数】 15,130点（平成16年度当初）</p> <p>【有償刊行物数】 452種類（平成16年度当初）</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで （販売については午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで）</p> <p>【平成15年度実績】 (1)開所日数 246日 (2)利用人数 19,643人 (3)有償刊行物販売 2,841,360円（出張所販売分5,150円、資料販売1,370円含む） (4)複写機利用 ・モノクロコピー ⑩10円×61,201枚=612,010円 ⑥60円×2枚=120円 ⑩170円×1枚=170円 ・カラーコピー ⑩140円×223枚=31,220円</p>	<p>【目的】 町政をより深く理解していただくため、町民情報コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、町政情報に関する相談・案内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、都市計画図など地図類の町刊行物の委託販売を行っている。情報公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 役場庁舎1階</p> <p>【面積】 30㎡（情報公開室事務室を除く）</p> <p>【資料点数】 1,055点（平成16年度当初）</p> <p>【有償刊行物数】 54種類（平成16年度当初）</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで （販売については午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで）</p> <p>【平成15年度実績】 (1)開所日数 246日 (2)利用人数 約800人 (3)複写機利用 ・白黒 1枚 10円 ・カラー1枚100円</p>	<p>【目的】 情報公開制度を実施するため及び町政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 町や国、県等の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、町政情報に関する相談・案内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、都市計画図など地図類の町刊行物の販売や行政資料の貸出しも行っている。公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 本庁舎2階町政情報コーナー</p> <p>【面積】 約20.0㎡（企画政策室事務室を除く）</p> <p>【資料点数】 約1,200点</p> <p>【有償刊行物数】 31種類（平成16年度当初）</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで</p> <p>【平成15年度実績】 (1)開所日数 246日 (2)利用人数 約610人 (3)有償刊行物等販売 256,040円 (4)複写機利用 ・モノクロコピー ⑩10円×3,574枚=35,740円 ・カラーコピー 該当なし</p> <p>【歳出予算額】 複写機維持経費⑩12,075×12月=144,900円 プリント料金⑩5,250×12月=63,000円</p> <p>【歳入予算額】 有償刊行物等販売代金 350,000円 コピー使用料 50,000円</p>	<p>【目的】 町政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 統計書、総合計画書、予算書など町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧することができる。公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 町役場3階</p> <p>【面積】 39.6㎡</p> <p>【資料点数】 約3,000点</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで</p>	<p>【目的】 町政をより深く理解していただくため、町政資料コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 統計書、総合計画書、予算書など町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧することができる。</p> <p>【場所】 町役場1階</p> <p>【面積】 約1㎡（備え付け本棚に対応）</p> <p>【資料点数】 約300点</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	市史編さん事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	総務課市史編さん室 附属機関の設置に関する条例・ 相模原市市史編さん審議会規則・ 相模原市市史編集委員会設置要綱	教育委員会生涯学習課	企画政策室 津久井町史編さん委員会設置要綱・ 津久井町史編集委員会設置要綱・ 津久井町史編さん基本方針	企画財政課 相模湖町史編さん委員会要綱	企画課
歳出予算額（平成16年度）	39,501千円		20,571千円	11千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	5,099千円		0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【附属機関】 相模原市市史編さん審議会 【補助金／交付金等】（負担金） 県歴史的資料取扱機関連絡協 負担金10千円 【特定財源】 市史売払収入 5,099千円 【概要】 平成16年度に市制50周年を迎えるに当たり、平成13年度から市史編さん室を開設し刊行の準備を進めている。 【目的】 既刊の市史ではふれていない昭和20年8月以降の現代史及び各分野（自然・民俗・考古等）について編さんし、郷土意識の醸成に資するとともに、編さん課程で収集された資料の保存を図る。</p> <p><刊行予定> 市史統編 1 現代図録編 平成16年度刊行 2 現代資料編 平成18年度刊行 3 自然編 平成20年度刊行 4 民俗編 平成21年度刊行 5 現代通史編 平成22年度刊行 6 考古編 平成23年度刊行 7 現代テーマ編 平成25年度刊行 8 文化遺産編 平成26年度刊行 9 近代資料編 平成28年度刊行 10 別巻 平成29年度刊行 付帯刊行物 ダイジェスト版・市史ノート・市史叢書・調査報告書等</p> <p><会議等> 相模原市市史編さん審議会 委員10名 年3回 報酬12600円/回 相模原市市史編集委員会 委員10名 年3回 謝礼12600円/回 専門部会 年数回 謝礼10000円/回 近現代部会 自然部会 考古部会 民俗部会 文化遺産部会</p> <p><市史普及事業> 市史編さんだより（年6回奇数月発行） 市史講演会（年2回）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町史編さん事業は、町制施行30周年記念事業の一環として昭和58年度から準備を進め、平成8年度に終了した。 <刊行物> 町史1資料編（考古・古代・中世） 町史2資料編（近世） 町史3資料編（近現代） 町史4資料編（民俗） 町史5通史編（原始・古代・中世） 町史6通史編（近世） 町史7通史編（近現代） 資料所在目録（近現代・近世補填） 新聞記事目録 風土記1号～5号</p>	<p>【補助金／交付金等】（負担金） 1 県歴史的資料取扱機関連絡協 負担金10千円 2 相模川以西市町史編さん連絡協 負担金6千円 【特定財源】 「ふるさと文化振興基金」充当事業 【概要】 平成7年の町制40周年事業として発案され、平成10年度に編さん委員会・編集委員会を設置し、以降、本格的に調査・編集活動を行なう。 【目的】 町の歴史の発展過程を顧みて、将来の進むべき方向を展望し、町民の健全な郷土意識・郷土愛を育むとともに、収集した歴史的資料を貴重な文化遺産として後世に残す。 <刊行予定> 町史本編 資料編 近世1 平成15年度刊行 資料編 考古・古代・中世 平成16年度刊行 資料編 近・現代 平成17年度刊行 資料編 近世2 平成18年度刊行 通史編 原始・古代・中世 平成19年度刊行 通史編 近世・近・現代 平成20年度刊行 別編 地誌・自然・統計 平成21年度刊行 付帯刊行物 町史機関誌『ふるさと津久井』、資料所在目録・調査報告書、別冊 概要版 等 <会議等> 津久井町史編さん委員会 委員9名 年2回 報酬 7,400円（会長8,000円、+交通費）（以下同じ） 津久井町史編集委員会・編集会議 委員8名 年3回 報酬 同上 津久井町史編集委員会・部会 委員20名 随時開催 報酬 同上 原始・古代部会 中世部会 近世部会 近・現代部会 自然部会 地誌部会（未組織検討中） <調査活動>（現地調査） 編集委員等を調査員として雇用し、調査活動を行っている。調査員（10,000円+交通費）（15年度実績）延263日 賃金2,936,710円 <町史普及活動> 広報掲載「つくい史訪ね歩き」（隔月掲載） 機関紙『ふるさと津久井』発行 （町民参加型調査等） 中世石造遺物分布調査（毎月1回、原始・古代</p>	<p>町史編さん事業については、当初計画どおり平成5年度から平成9年度までの5年間事業として調査から執筆、編集を行ってきました。 印刷については、当初10年度予算で歴史編、民俗編、自然編を同時に作成する予定でしたが、財政事情が厳しいことを考慮して次の予定で行う。 (刊行予定) ・歴史編(500部) 平成12年度刊行 ・民俗編(500部) 平成18年度刊行 ・自然編(500部) 平成19年度刊行</p>	<p>町史編さんに事業については、平成元年から平成4年度まで、執筆、編集を行ってきました。 印刷については、平成5年度に資料編、上・下を刊行し通史編については、平成6年度で刊行しました。 (刊行実績) ・資料編上(1000部平成5年度刊行) ・資料編下(1000部平成5年度刊行) ・通史編(1000部平成6年度刊行)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	市史編さん事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p><非常勤特別職> 市史編さん室特別顧問 1人 報酬200500円/月 市史編さん調査員 3人 報酬194100円/月</p>		<p>部会調査を兼ねる) 12回開催、142人参加 身近な生き物調査(年7回、自然部会調査を兼ねる) 5回開催、70人参加 津久井町の古文書を読む会(毎月1回、町史事務局指導) 12回開催、146人参加</p> <p>町民大学「グリーンカレッジ」津久井の歴史講座への協力</p> <p><非常勤特別職> 町史編さん委員会委員 9名 報酬(同上) 町史編集委員会委員 28名 報酬(同上)</p> <p><非常勤一般職> 町史専門調査員 1名 賃金(10,000円+交通費) 町史資料整理員 1名 賃金(時給790円+交通費)</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				総務部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
6	行政改革推進事業				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	行政改革推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	307千円	70千円	180千円	45千円	120千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 新相模原市行政改革大綱の第二次実施計画『さがみの風』（平成14年度～平成16年度）に基づく行政改革の取組みを推進する。</p> <p>【事業の概要】 『さがみの風』に基づく取組みの進行管理。 ・行政改革推進本部（市長、助役、収入役、教育長、各部長、保健所長、各担当部長で構成）の開催 ・行政改革推進本部幹事会（総務部長、調整参事、調整担当の参事、企画政策・情報システム・総務・職員・財務・行革推進の各課長で構成）の開催 ・行政改革推進委員会（学識・団体・公募市民で構成）の開催</p> <p>平成16年度で『さがみの風』の計画期間終了。（平成17年度以降は、「（仮称）さがみはら都市経営ビジョン」に発展的継承。）</p>	<p>【目的】 新城山町行政改革大綱、新城山町行政改革推進計画（平成14年度～平成16年度）に基づき行政改革の取組みを推進する。</p> <p>【事業の概要】 行政改革推進計画に基づく取組みの進行管理。 ・行政改革推進本部（町長、助役、収入役、教育長、各部長で構成）の開催 ・行政改革推進本部幹事会（各課・室長で構成）の開催 ・行政改革推進委員会（学識・団体・町民で構成）の開催</p> <p>平成16年度で現推進計画の計画期間終了。（平成17年度以降は、行政評価制度により行政改革を推進する。）</p>	<p>【目的】 津久井町行政改革大綱の第二次実施計画（平成14年度～平成16年度）に基づく行政改革の取組みを推進する。</p> <p>【事業の概要】 第二次実施計画に基づく取組みの進行管理。 ・行政改革推進本部（町長、助役、収入役、教育長、合併対策室長、企画政策室長、総務課長、財務課長、教育次長で構成）の開催 ・行政改革推進町民会議（学識・公共の団体の役員、職員・公募町民で構成）の開催</p> <p>平成16年度で第二次実施計画の計画期間終了。（平成17年度以降は、今後検討。）</p>	<p>【目的】 新相模湖町行政改革大綱を推進を図るため。</p> <p>【事業の概要】 ・行政改革大綱・実施計画の策定及び実施に関すること。 ・行政改革の進捗状況の報告と公表に関すること。 ・行政改革本部（町長、助役、教育長、各課等の長の職）の開催 ・相模湖町行政改革推進委員会（町民で構成）の開催</p>	<p>【目的】 藤野町行政改革大綱の推進を図るため。</p> <p>【事業の概要】 ・平成9年3月策定した藤野町行政改革大綱を柱にしたこの間における行政改革の進捗状況を整理し成果を公表する。 ・行政改革推進委員会の開催等</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	(財)相模原市都市整備公社補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	行政改革推進課	財務課	財務課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律・相模原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例				
歳出予算額(平成16年度)	59,302千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市の100%出資により設立された(財)相模原市都市整備公社に対し、適切な指導・支援を行うことにより、健全な都市環境づくりの推進に資する。</p> <p>【(財)相模原市都市整備公社の概要(平成15年5月1日現在)】 (1)基本財産 2,000千円 (2)役員 理事 10人、監事 2人 (3)職員体制 市派遣職員 6人、固有職員 28人、嘱託職員 17.5人 (4)主な事業内容 ア 公共施設の受託管理 34施設 イ 地域整備事業 ウ 自主事業</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	外部監査契約に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	行政改革推進課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	地方自治法・相模原市外部監査契約に基づく監査に関する条例	地方自治法・城山町外部監査契約に基づく監査に関する条例			
歳出予算額（平成16年度）	19,653千円	7,194千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 責任ある行政主体として、現行の監査委員制度を補完し、より客観的で透明性の高い行政運営を推進する。</p> <p>【事業の概要】 地方公共団体と外部監査契約を締結した外部監査人が、当該地方公共団体の監査を実施、監査結果を公表</p> <p>【制度】 ・包括外部監査制度 外部監査人が必要と認める特定の事件(テーマ)について、年1回以上の監査を実施する制度 ・委託料・・・16,500千円 ・個別外部監査制度(H13年度からH15年度まで該当なし) 各種監査の請求または要求監査について、監査委員の監査に代えて外部監査人の監査によることを求めることができる制度 ・委託料・・・3,000千円</p> <p>【監査人の選考方法】 監査人として、公認会計士の職種を選定し、日本公認会計士協会東京会神奈川県会に候補者1名の推薦を依頼。</p> <p>【主な事務の内容】 (1) 包括外部監査契約の締結 (2) 包括外部監査人の監査実施への協力 (3) 包括外部監査結果報告及び措置状況の公表</p>	<p>【目的】 責任ある行政主体として、現行の監査委員制度を補完し、より客観的で透明性の高い行政運営を推進する。</p> <p>【事業の概要】 地方公共団体と外部監査契約を締結した外部監査人が、当該地方公共団体の監査を実施、監査結果を公表</p> <p>【制度】 ・包括外部監査制度(H16年度より制度化) 外部監査人が必要と認める特定の事件(テーマ)について、年1回以上の監査を実施する制度 ・委託料・・・5,000千円 ・個別外部監査制度(H16年度より制度化) 各種監査の請求または要求監査について、監査委員の監査に代えて外部監査人の監査によることを求めることができる制度 ・委託料・・・2,096千円</p> <p>【監査人の選考方法】 監査人として、公認会計士の職種を選定し、四大監査法人に候補者1名の推薦を依頼。</p> <p>【主な事務の内容】 (1) 包括外部監査契約の締結 (2) 包括外部監査人の監査実施への協力 (3) 包括外部監査結果報告及び措置状況の公表</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	市民ロビー相模大野負担金に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	行政改革推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	市民ロビー相模大野の負担金に係る覚書				
歳出予算額（平成16年度）	11,881千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【趣旨】 相模原市の要請に基づき、都市整備公社が建設、取得した「市民ロビー相模大野」の運営に対し、その公共性を考慮し、利用者負担金が見込めない「公共歩廊」について賃料相当額を都市整備公社に支払うもの</p> <p>【内訳】 その他負担金 公共歩廊：198.015㎡×@5,000円/㎡×12月 = 11,880,900円</p> <p>【支払いの相手先】 (財)相模原市都市整備公社</p> <p>【施設の概要】 市民ロビー相模大野 (1)所在地 相模原市相模大野4-5-1 (2)内容 相模大野ギャラリー 129.5㎡ 相模原商工会議所 49.7㎡ 相模原バートバンク 125.3㎡ コーヒーラウンジ 86.8㎡ (3)開設年月日 昭和63年10月1日 (4)開所時間及び休所日 8:30~19:00 年未年始休所 (5)職員体制 嘱託職員1名 臨時職員1名</p> <p>【目的】 相模原市の100%出資により設立された(財)相模原市都市整備公社に対し、適切な指導・支援を行うことにより、健全な都市環境づくりの推進に資する。</p> <p>【(財)相模原市都市整備公社の概要(平成16年5月1日現在)】 (1)基本財産 2,000千円 (2)役員 理事10人、監事2人 (3)職員体制 市派遣職員8人 固有職員28人 嘱託職員177人 計213人 (4)主な事業内容 ア 公共施設の受託管理 34施設 イ 地域整備事業 ウ 自主事業</p>		該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	職員定数の管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	行政改革推進課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市職員定数条例	城山町職員定数条例	津久井町職員定数条例	相模湖町職員定数条例	藤野町職員定数条例
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【職員定数管理計画】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>市の将来を見据えた適確な定数管理を計画的に推進すべく策定したものの、相模原職員定数管理計画（第3次計画）計画期間：平成16～18年度の3カ年目標：3カ年で定数を150人削減</p> <p>上記計画に基づき、事務事業評価、主要事業計画、予算、組織・定数を連動させるシステムを活用し、職員定数の査定を行っている。また、各部の判断で職員を配置できるように部別定数枠を各部へ内示している。</p> <p>〔スケジュール〕</p> <p>6月中 各部から定数要求 7月～ 各部ヒアリング 8月 各部へ部別定数枠の内示 9月～ 各部部内調整 1月 最終内示</p> <p>【定数管理調査】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。 調査時期：毎年5～6月</p> <p>【職員総合情報システム（事務管理システム）】</p> <p>組織及び定数の要求及び査定を行い、査定内容を帳票に出力するためのシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の要求・査定 ・定数の要求・査定 ・非常勤職員の要求・査定 	<p>【定員適正化計画】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>定員管理の適正化のため今までの取組、今後の課題を見据えて職員数の抑制を推進するため策定</p> <p>定員適正化計画</p> <p>計画期間：平成14～19年度 目標：平成12～16年度の5カ年で5%（10名）削減</p> <p>【定員管理調査】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。 調査時期：毎年5～6月</p>	<p>【職員定員適正化計画】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>現在は、策定していない。</p> <p>行政改革の取組の中で、職員数の削減を行っている。</p> <p>【定員管理調査】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。 調査時期：毎年5～6月</p>	<p>【職員定員適正化計画】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>平成15年度で計画が終了し、現在は未策定。</p> <p>行政改革の取組の中で、職員数の削減を図って行く。</p> <p>【定員管理調査】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。 調査時期：毎年5～6月</p>	<p>【職員定員適正化計画】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>平成15年度で計画が終了し、現在は未策定。</p> <p>行政改革の取組の中で、職員数の削減を図って行く。</p> <p>【定員管理調査】</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。 調査時期：毎年5～6月</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																									
29	各種事務事業の取扱い		総務部会																																									
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																									
11	事務改善制度		A協議会 B幹事会 C専門部会																																									
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																							
担当課名	行政改革推進課	総務課	企画政策室	総務課	企画課																																							
根拠法令等	相模原市職員の事務改善の報告及び提案の奨励に関する規程	城山町職員提案規定	津久井町IS09001推進組織設置要綱	相模湖町職員提案規則	藤野町事務改善委員会事務取扱要領																																							
歳出予算額（平成16年度）	397千円	0千円	1,115千円	0千円	0千円																																							
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																							
【事務事業の内容】	<p>【事務改善・提案制度】</p> <p>1 目的 事務及び作業の能率の向上及び市民サービスの向上を図るため、職場単位や各職員の参加による事務改善及び提案運動を促進するもの。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 事務改善・提案に係る庁内周知及び研修 (2) 事務改善に関する報告・提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰 (4) 提案事項の対象課への実施依頼</p> <p>3 報償の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名 称</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> <th style="text-align: center;">単 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> <tr> <td>金賞</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>銀賞</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">20,000</td> </tr> <tr> <td>銅賞</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> </tr> <tr> <td>奨励賞（努力賞）</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td>最多提案賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	単 価	市長賞	1	50,000	金賞	2	30,000	銀賞	4	20,000	銅賞	6	10,000	奨励賞（努力賞）	70	2,000	最多提案賞	1	5,000	<p>【職員提案制度】</p> <p>1 目的 職員が町行政に対する政策形成、執行等に関する提案を行うことを奨励し、かつ、その提案を迅速公平に処理実現し、能率の向上を図るとともに、効率的な行政運営に資するもの。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 職員提案制度の庁内周知 (2) 職員提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰 (4) 提案事項の対象課への実施依頼</p> <p>3 報償の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名 称</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> <th style="text-align: center;">単 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>金賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> </tr> <tr> <td>銀賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td>銅賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> </tr> <tr> <td>努力賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">平成14・15年度実績 0件</p>	名 称	数 量	単 価	町長賞	1	30,000	金賞	1	10,000	銀賞	1	5,000	銅賞	1	3,000	努力賞	1	2,000	<p>【職員提案制度】</p> <p>該当なし</p> <p>【ISO9001推進事業】</p> <p>1 目的 ISO9001国際標準による品質マネジメントシステムを活用し、本町のマネジメントシステムの構築・改善を図りながら効率的行政運営を推進する。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 内部品質監査員研修 (2) マネジメントシステム評価会議 (3) プロジェクト会議 (4) 内部品質監査の実施 (5) 外部監査の実施 (6) 品質マニュアルの改訂</p> <p>3 ISO9001の認証 (1) 認証取得日 平成14年3月22日 (2) 審査登録機関 財団法人日本品質保証機構（JQA） (3) 登録証番号 JQA-QM8000 (4) 認証の範囲 津久井町（一部出先機関を除く）が行う行政サービスの企画及び実施</p>	<p>【事務改善・提案制度】</p> <p>1 目的 町行政に対する施策形成、執行等に関する提案を行うことを奨励し、かつ、その提案を迅速公平に処理実現し、能率の向上を図る。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 事務改善・提案に係る庁内周知 (2) 事務改善に関する報告・提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰</p> <p>3 報償の内訳 審査会が決定する。</p>	<p>【事務改善・提案制度】</p> <p>1 目的 町行政に対する施策形成、執行等に関する提案を行うことを奨励し、かつ、その提案を迅速公平に処理実現し、能率の向上を図る。</p> <p>2 主な事務の内容 (1) 事務改善・提案に係る庁内周知 (2) 事務改善に関する報告・提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰</p> <p>3 報償の内訳 審査会が決定する。</p>
名 称	数 量	単 価																																										
市長賞	1	50,000																																										
金賞	2	30,000																																										
銀賞	4	20,000																																										
銅賞	6	10,000																																										
奨励賞（努力賞）	70	2,000																																										
最多提案賞	1	5,000																																										
名 称	数 量	単 価																																										
町長賞	1	30,000																																										
金賞	1	10,000																																										
銀賞	1	5,000																																										
銅賞	1	3,000																																										
努力賞	1	2,000																																										

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 総務部会		
事務事業番号 12	事務事業名 行政評価		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	行政改革推進課	政策秘書課	企画政策室		企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市21世紀総合計画（新世紀さがみはらプラン）に基づく本市の行政活動について評価を行い、評価結果を予算、主要事業及び組織定数に反映させる。更に事業の廃止や見直し、新たな施策の立案及び職員の意識改革に役立てる。また、内容を公表することにより市民への説明責任を果たす。</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価の実施 ・施策評価の実施（総合計画・実施計画の見直しに合わせて実施） ・市民満足度調査の実施（総合計画・実施計画の見直しに合わせて実施） ・事業事前評価、大規模事業評価、政策評価の導入に向けた検討、及び、既に導入している事務事業評価、施策評価の改良。 	<p>【目的】 城山町新総合計画「しろやま21プラン」に位置づけられた事業について事後評価を実施。予算・人員の適性配分・住民への説明責任・事務の簡素効率化を目的とし、結果は翌年度以降の予算へ反映させる。 結果を公表することにより職員の意識改革を進め、より効率的に行政運営をするためのツールとし併せて住民への説明責任を果たす。</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価の実施（前年度決算見込を評価） ・新規事業評価の実施（事前評価の位置付） ・上記を受け、総合計画における実施計画（毎年ローリングによる5年計画）を策定。 	<p>【目的】 津久井町第二次新津久井町総合計画に基づく本町の行政活動についてISO9001行政マネジメントを利用して評価を行い、事業の廃止や改善、職員の意識改革を行う。</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価（事業目標管理・改善目標管理）の実施 ・本町の事務事業評価は、ISO9001行政マネジメントシステムにリンク ・マネジメントシステム評価会議の実施 ・市民満足度調査は、町政世論調査の中で実施 	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	研修所研修事業（階層・特別・国内・海外・自己啓発・交流）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員課職員研修室	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	地方公務員法第39条第2項 相模原市職員研修規程	地方公務員法第39条第2項 城山町職員研修規程	地方公務員法第39条第2項 津久井町職員研修規程	地方公務員法第39条第2項 相模湖町職員研修規程	地方公務員法第39条第2項 藤野町職員研修規程
歳出予算額（平成16年度）	56,730千円	1,456千円	6,625千円	351千円	670千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1. 研修所研修 集合研修 階層研修 【概要】階層ごと又は複数の階層を対象に、共通の研修ニーズを有する職員を集め、求められる能力の習得、向上等を図るため職場外で行う研修 【内容】新採用職員研修、吏員1.2.3、主任1.2、主査1.2、副主任1.2、管理者1.2、経営層、技能労務主査、技能労務職員研修 【予算】5,493千円</p> <p>2. 研修所研修 集合研修 特別研修 【概要】市の業務に関し、特定の知識、技能等の習得を必要とする職員を対象として、職場外で行う研修又は自己啓発及び職場指導のための援助並びに研修 【内容】職場指導員研修、職場研修推進主任研修会、財務セミナー、法務セミナー、女性職員セミナー、法制執務研修、町田市合同研修、津久井4町合同研修、地方分権推進関連研修、接遇研修、救命救急講習会、交流派遣職員研修会、民間企業合同研修、セクハラ防止啓発研修、派遣研修成果報告会 【予算】1,563千円</p> <p>3. 研修所研修 派遣研修 国内派遣研修 【概要】職場に関する高度な専門知識、技能等を習得するために大学等の高等教育機関又は研修専門機関へ派遣して行う研修 【内容】自治大学校、国土交通大学校、市町村職員中央研修所、市町村研修センター、全国市町村国際文化研修所、フロンティア体験研修、都市間交流研修、民間企業派遣研修、自治体女性管理者フォーラム研修 【予算】3,067千円</p> <p>4. 研修所研修 派遣研修 海外派遣研修 【概要】外国語の習得、諸外国の実情の把握、視野の拡大等を図るため、海外の大学、諸都市等に派</p>	<p>1. 市町村研修センター等 基本研修 【概要】公務員としての基礎的能力を身につけ状況の変化に機敏に対応できる能力を育成する 【内容】新採用職員研修、初級・中級・監督者・管理者・幹部研修 【予算】181千円</p> <p>2. 市町村研修センター等 特別研修 【概要】能力開発を基盤としてより高度の専門知識を習得するとともに問題意識の喚起、問題解決能力の向上を図る 【内容】専門研修（財務担当、税務担当、用地担当、地方自治法、民法等） 【予算】677千円</p> <p>3. 職場 職場研修 【概要】職場の活性化、仕事への意欲向上を図るとともに、円滑な人間関係の確立、新採用職員の職場への早期適応を図る 【内容】職場指導員の選任による新採用職員の指導、各職場での日常の執務を通じた職務内容に応じた研修 【予算】13千円</p> <p>4. 派遣研修 【概要】先進都市、特色ある市町村へ調査・研究のための派遣、他機関による研修会等への派遣により勤務能率の増進や知識・技能の習得を図る 【内容】国内派遣研修、各種セミナーへの参加 【予算】555千円</p> <p>5. 自己啓発 【概要】町行政について自主的に研修及び研究するグループに援助することにより啓発意識の高揚を図る 【内容】自主研究グループへの助成 【予算】30千円</p>	<p>1. 階層別研修 【概要】各階層で求められる知識、技能等を習得するとともに、それぞれの職責の重要性を認識し、行政需要の変化に対応できる能力を養うための研修 【内容】管理職研修、相模原市・津久井4町合同研修 【予算】5,706千円</p> <p>2. 一般研修 【概要】行政需要の多様化に伴い、公務員としての基礎的能力を身に付け、変化に対応できる能力を育成するための研修 【内容】一般研修 【予算】384千円</p> <p>3. 専門研修 【概要】専門的知識、技能等を習得させるための研修 【内容】各課で実施（派遣） 【予算】総務課予算 0千円</p> <p>4. 職場研修 【概要】所属長及びその命を受けた職員が所属職員に対し、日常の執務等を通じ、各職員に必要な知識、技能等を習得させるために行う職場における研修 【内容】各課で実施 【予算】0千円</p> <p>5. 派遣研修 【概要】研修専門機関等に派遣して行う研修 【内容】市町村研修センター等 【予算】100千円</p> <p>6. 自己啓発 【概要】自己の能力開発、向上のため、自ら学ぶこと。</p>	<p>1. 市町村研修センター等 基本研修 【概要】公務員としての基礎的能力を身につけ状況の変化に機敏に対応できる能力を育成する 【内容】新採用職員研修、初級・中級・監督者・管理者・幹部研修 【予算】151千円</p> <p>2. 市町村研修センター等 特別研修 【概要】能力開発を基盤としてより高度の専門知識を習得するとともに問題意識の喚起、問題解決能力の向上を図る 【内容】専門研修（財務担当、税務担当、用地担当、地方自治法、民法等） 【予算】100千円</p> <p>3. 職場研修 【概要】所属長及びその命を受けた職員が所属職員に対し、日常の執務等を通じ、各職員に必要な知識、技能等を習得させるために行う職場における研修 【内容】各課で実施 【予算】0千円</p> <p>4. 派遣研修 【概要】研修専門機関等に派遣して行う研修 【内容】市町村研修センター等 【予算】100千円</p> <p>5. 職員交流派遣 【概要】他の自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。 【交流先】相模原市</p>	<p>1. 市町村研修センター等 基本研修 【概要】公務員としての基礎的能力を身につけ状況の変化に機敏に対応できる能力を育成する。 【内容】新採用職員研修、初級・中級・監督者・管理者・幹部研修 【予算】150千円</p> <p>2. 市町村研修センター等 特別研修 【概要】能力開発を基盤としてより高度の専門知識を習得するとともに問題意識の喚起、問題解決能力の向上を図る。 【内容】専門研修（財務担当、税務担当、用地担当、地方自治法、民法等） 【予算】70千円</p> <p>3. 専門知識 【概要】専門的知識、技能等を習得させるための研修 【内容】各課で実施（派遣） 【予算】総務課予算0千円</p> <p>4. 派遣研修 【概要】研修専門機関等に派遣して行う研修 【内容】市町村研修センター等 【予算】40千円</p> <p>5. 職場研修 【概要】各職場における日常に業務を通じて必要な知識、技能等の充実に向上を図るとともに、良好な人間関係の維持形成を図る。 【内容】全職員を対象とした職員の資質向上を高める研修 【予算】360千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	研修所研修事業（階層・特別・国内・海外・自己啓発・交流）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>遣して行う研修 【内容】 海外派遣研修、中国無錫市語学研修、海外自主研修 【予算】716千円</p> <p>5. 自己啓発 【概要】 職員一人ひとりが自主的、主体的に能力開発・向上に取り組み、資質向上を図る。研修担当課においては、職員が積極的に自己啓発に取り組めるよう動機付けを促すなどの支援を行う。 【内容】 自主研修グループへの援助、通信教育講座等への援助 【予算】852千円</p> <p>6. 職員交流派遣 【概要】 国や他自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。 【交流先】 国（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、文部科学省）神奈川県、横浜市、町田市、横須賀市、城山町、津久井町、相模湖町、津久井郡広域行政組合、地方自治研究機構、UDC、資産評価センター、首都圏産業活性化協会</p>	<p>6. 職員交流派遣 【概要】 県や他自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。 【交流先】神奈川県、相模原市</p>	<p>【内容】 自主研修グループへの援助 【予算】20千円</p> <p>7. 職員交流派遣 【概要】 他の自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。 【交流先】 相模原市、厚木市、財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団</p>		<p>6. 自己啓発 【概要】 町行政について自主的に研修及び研究するグループに援助することにより啓発意識の高揚を図る 【内容】 自主グループへの助成 【予算】50千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	職員の公務災害及び通勤災害		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	職員厚生課 ・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険法 ・相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・相模原市職員公務災害等見舞金条例 ・労働安全衛生法 ・相模原市職員安全衛生管理規則	総務課 ・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険法 ・城山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・城山町職員弔慰金支給規程	総務課 ・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険法 ・津久井町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・津久井町職員公務災害等見舞金条例 ・労働安全衛生法 ・津久井町職員衛生管理規程	総務課 ・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険法 ・相模湖町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・相模湖町職員公務災害等見舞金条例 ・労働安全衛生法	総務課 ・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険法 ・藤野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・藤野町職員公務災害等見舞金条例 ・労働安全衛生法
歳出予算額（平成16年度）	7,500千円	1,727千円	2,583千円	880千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 常勤職員の公務災害 【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。 【内容】 対象職員数 4,022名 負担金納付額34,269,466円（16年度） 【事務処理実績等】（14年度） 常勤職員公務災害等認定件数 3 9件 （公務災害 3 5件、通勤災害 4 件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害 【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。 【内容】 対象職員数 1,586名 労災保険料納付額6,454,186円（16年度） 休業補償（事業主負担分）38千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 労災保険対象公務災害等発生件数 1 6件 （公務災害 3 5件、通勤災害 1 件）</p> <p>3 市議会議員等非常勤職員の公務災害 【目的】 「相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。 【内容】 対象職員数 約4,300名 災害に対する補償 ・療養補償 250千円（16年度予算） ・休業補償 120千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 市条例対象公務災害等認定件数 6件 （公務災害 3 件、通勤災害 3 件）</p> <p>4 安全衛生活動 【目的】 職員の公務災害及び通勤災害防止のため、安全衛生活動を実施する。 【内容】 ・1 3の事業場において、安全衛生委員会を設置し、安全衛生活動を実施している。 ・活動内容は安全衛生委員会の開催、職場巡視、健康相談、先進事業場の視察等</p>	<p>1 常勤職員の公務災害 【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。 【内容】 対象職員数 204名 負担金納付額1,204,521円（16年度） 【事務処理実績等】（14年度） 常勤職員公務災害等認定件数 3 件 （公務災害 3 件、通勤災害 0 件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害 【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。 【内容】 対象職員数 237名 労災保険料納付額521,766円（16年度） 休業補償（事業主負担分）0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 労災保険対象公務災害等発生件数 3 件 （公務災害 3 件、通勤災害 0 件）</p> <p>3 町議会議員等非常勤職員の公務災害 【目的】 「城山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。 【内容】 対象職員数 約720名 災害に対する補償 ・療養補償 0千円（16年度予算） ・休業補償 0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 市条例対象公務災害等認定件数 0 件 （公務災害 0 件、通勤災害 0 件）</p>	<p>1 常勤職員の公務災害 【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。 【内容】 対象職員数 281名 負担金納付額1,646,025円（16年度） 【事務処理実績等】（14年度） 常勤職員公務災害等認定件数 5 件 （公務災害 5 件、通勤災害 0 件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害 【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。 【内容】 対象職員数 215名 労災保険料納付額762,222円（16年度） 休業補償（事業主負担分）0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 労災保険対象公務災害等発生件数 4 件 （公務災害 3 件、通勤災害 1 件）</p> <p>3 町議会議員等非常勤職員の公務災害 【目的】 「津久井町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。 【内容】 対象職員数 約1,290名 災害に対する補償 ・療養補償 0千円（16年度予算） ・休業補償 0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 市条例対象公務災害等認定件数 0 件 （公務災害 0 件、通勤災害 0 件）</p> <p>4 安全衛生活動 【目的】 職員の公務災害及び通勤災害防止のため、衛生活動を実施する。 【内容】 ・町に衛生委員会を設置し、衛生活動を実施している。 ・活動内容は衛生委員会の開催、職場巡視、健康講座の開催、健康相談（メンタル相談）等</p>	<p>1 常勤職員の公務災害 【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。 【内容】 対象職員数 121名 負担金納付額687,548円（16年度） 【事務処理実績等】（14年度） 常勤職員公務災害等認定件数 0 件 （公務災害 0 件、通勤災害 0 件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害 【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。 【内容】 対象職員数 204名 労災保険料納付額192,000円（16年度） 休業補償（事業主負担分）0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 労災保険対象公務災害等発生件数 0 件 （公務災害 0 件、通勤災害 0 件）</p> <p>3 町議会議員等非常勤職員の公務災害 【目的】 「相模湖町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。 【内容】 対象職員数 約313名 災害に対する補償 ・療養補償 0千円（16年度予算） ・休業補償 0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 町条例対象公務災害等認定件数 0 件 （公務災害 0 件、通勤災害 0 件）</p>	<p>1 常勤職員の公務災害 【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。 【内容】 対象職員数 121名 負担金納付額713,395円（16年度） 【事務処理実績等】（14年度） 常勤職員公務災害等認定件数 1 件 （公務災害 1 件、通勤災害 0 件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害 【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。 【内容】 対象職員数 105名 労災保険料納付額206,000円（16年度） 休業補償（事業主負担分）0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 労災保険対象公務災害等発生件数 2 件 （公務災害 2 件、通勤災害 0 件）</p> <p>3 町議会議員等非常勤職員の公務災害 【目的】 「藤野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。 【内容】 対象職員数 約788名 災害に対する補償 ・療養補償 0千円（16年度予算） ・休業補償 0千円（16年度予算） 【事務処理実績等】（15年度） 町条例対象公務災害等認定件数 0 件 （公務災害 0 件、通勤災害 0 件）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	職員の福利厚生	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	・相模原市職員被服貸与規則 ・地方公務員等共済組合法	・城山町職員被服貸与規程 ・地方公務員等共済組合法	・津久井町職員被服貸与規程 ・地方公務員等共済組合法	・相模湖町職員被服貸与規程 ・地方公務員等共済組合法	・服装基準 ・地方公務員等共済組合法
歳出予算額（平成16年度）	22,739千円	1,789千円	1,417千円	252千円	607千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1. 被服購入（職員厚生課分） 予算額 11,677千円（一般会計） 【目的】 規則に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規則に準ずる。但し、男女事務服の貸与は平成16年度より休止中。 【備考】 被服貸与所管課 下記以外 保育園の保育士、給食調理員 職員厚生課 環境整備員 保育課 学校作業員、介助員 清掃総務課 小学校の給食調理員、栄養士 教育総務課 給食センターの栄養士 学校保健課 消防職員 消防総務課</p> <p>2. その他福利厚生 予算額 11,062千円（一般会計） 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合市負担金、共済組合職員長期負担金、職員手帳の印刷費など。 【内容】 共済費 7,300千円 ・旧恩給組合に係る共済組合市負担金 ・共済組合職員分長期負担金 旅費 48千円 ・年金者連盟相模原支部総会参加旅費 需用費 3,039千円 ・職員手帳、管理職一覧の作成 ・物品等修繕費 使用料及び賃借料 461千円 ・県央4市職員球技大会送迎用バス借料 ・市町村職員球技大会送迎用バス借料 備品購入費 64千円 ・更衣箱購入費 負担金、補助及び交付金 150千円 ・県央4市職員親善球技大会負担金</p>	<p>1. 被服購入（総務課分） 予算額 1,200千円（一般会計） 【目的】 規則に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規程による。男女事務服は廃止（平成12年度）した。 【備考】 被服貸与所管課 全課 総務課</p> <p>2. その他福利厚生 予算額 589千円（一般会計） 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内容】 共済費 503千円 ・旧恩給組合に係る共済組合市負担金 ・共済組合職員分長期負担金 役務費 5千円 ・スポーツ保険料 負担金、補助及び交付金 81千円 ・共済組合主催球技大会助成金 ・都秋季野球大会助成金</p>	<p>1. 被服購入（総務課分） 予算額 255千円（一般会計） 【目的】 規則に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規程による。男女事務服は廃止した。 【備考】 被服貸与所管課 下記以外 総務課 学校給食センターの調理師 学校給食センター</p> <p>2. その他福利厚生 予算額 1,162千円（一般会計） 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内容】 共済費 900千円 ・旧恩給組合に係る共済組合市負担金 ・共済組合職員分長期負担金 需用費 93千円 ・球技大会等派遣時昼食代（1人600円） 使用料及び賃借料 152千円 ・共済組合職員球技大会送迎用バス借料 負担金、補助及び交付金 17千円 ・郡町職員連絡協議会負担金（津久井郡職員球技大会等に使用）</p>	<p>1. 被服購入（総務課分） 予算額 0千円（一般会計） 【目的】 規則に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規程による。ただし、財政事情により被服の貸与は行っていない。 【備考】 被服貸与所管課 総務課</p> <p>2. その他福利厚生 予算額 252千円（一般会計） 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内容】 共済費 206千円 ・旧恩給組合に係る共済組合町負担金 ・共済組合職員分長期負担金 負担金、補助及び交付金 ・球技大会等派遣代 36千円（1人500円） ・郡町職員連絡協議会負担金 10千円</p>	<p>1. 被服購入（総務課分） 予算額 124千円（一般会計） 【目的】 基準に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内容】 貸与規程による。ただし、事務服は廃止した。 【備考】 被服貸与所管課 総務課</p> <p>2. その他福利厚生 予算額 483千円（一般会計） 【概要】 旧恩給組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内容】 共済費 300千円 ・旧恩給組合に係る共済組合町負担金 ・共済組合職員分長期負担金 負担金、補助及び交付金 183千円 ・球技大会参加費補助 ・郡町職員連絡協議会負担金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 総務部会			
事務事業番号 8	事務事業名 職員会館の維持管理	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	203,350千円				
歳入予算額（平成16年度）	3,719千円				
【事務事業の内容】	<p>1 建設趣旨 職員会館は相模原市職員の健康管理、元気回復及び生活支援や災害時の職員の待機・休憩場所として利用を図るため、相模原市の設置依頼に基づき神奈川県市町村職員共済組合が、「長期経理の資金による職員住宅及び職員厚生施設の取得に関する要綱」に基づき、自治大臣の許可を得て建設したもので、同組合との賃貸借契約に基づき本市が維持管理を行っている。</p> <p>2 施設概要</p> <p>【位置】 相模原市中央2丁目10番8号</p> <p>【敷地面積】 2,457.47㎡</p> <p>【構造等】 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造） 地下1階、地上4階 延床面積4,513.80㎡</p> <p>【内容】 保健機能 （検診室、健康相談室、医務室等） 元気回復機能 （体育室、フィットネス室、和室等） 生活支援機能 （物資斡旋スペース、厚生会事務室等）</p> <p>3 維持管理費等 40,240千円</p> <p>4 賃借料等 163,110千円 （債務負担行為平成24年まで）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	職員の健康管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	・労働安全衛生法 ・相模原市職員安全衛生管理規則	・労働安全衛生法	・労働安全衛生法 ・津久井町職員衛生管理規程	・労働安全衛生法	・労働安全衛生法
歳出予算額（平成16年度）	87,381千円	2,480千円	2,259千円	4,734千円	982千円
歳入予算額（平成16年度）	560千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。</p> <p>【内容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断 (2) 深夜業務健康診断 (3) 定期健康診断（VDT健診を含む） (4) 腰痛健康診断 (5) 有機溶剤取扱業務従事者健康診断 (6) 上部消化管造影検査 (7) 電離放射線取扱業務従事者健康診断 (8) 乗用自動車等運転手健康診断 (9) 炉及び埋立勤務者健康診断</p> <p>2 予防接種 感染源に接触するおそれの高い業務に従事する職員に対して予防接種を実施している。 (1) B型肝炎抗原・抗体検査及びワクチン接種、C型肝炎抗体検査 (2) 破傷風予防接種 (3) ツベルクリン反応検査及びBCG接種</p> <p>3 健康相談 労働安全衛生法の規定に基づく13事業所において17名の産業医が毎月健康相談を実施する。保健師による相談は随時実施している。</p> <p>4 メンタルヘルス相談 臨床心理士によるメンタルヘルス相談を毎週実施するほか、北里大学東病院での相談・電子メールによる臨床心理士との相談を開設している。</p>	<p>【目的】 健康維持、疾病の早期発見等職員の健康管理をし、快適な職場環境の形成を図る。</p> <p>【内容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 一般健康診断（定期） (2) 胃検診 (3) 大腸がん検診 (4) 保育担当職員胸部X線間接撮影</p> <p>2 健康相談（メンタル相談） 教育委員会では、小中学校児童・生徒・教員の精神面での相談を精神科医（非常勤）にお願し毎週3回実施しているため、これを利用し、同日に町職員に対する健康相談を実施している。 実施曜日：火（午後）、木（午前）、金（1日）</p>	<p>【目的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。</p> <p>【内容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断 (2) 定期健康診断</p> <p>2 健康相談（メンタル相談） 教育委員会では、小中学校児童・生徒・教員の精神面での相談を精神科医（非常勤）にお願し毎月1回実施しているため、これを利用し、同日に町職員に対する健康相談を実施している。</p> <p>3 職場復帰訓練の実施 精神疾患による療養休暇、休職中の職員の円滑な職場復帰の実現を図るため、治療の一環として所属する職場において職場復帰のための訓練を行える制度を制定している。</p>	<p>【目的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。</p> <p>【内容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断 (2) 定期健康診断</p>	<p>【目的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。</p> <p>【内容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断 (2) 定期健康診断</p>

財 務 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	固定資産評価審査委員会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法・ 市税条例	地方税法・ 町税条例	地方税法・ 町税条例	地方税法・ 町税条例	地方税法 町税条例
歳出予算額（平成16年度）	495千円	81千円	28千円	13千円	50千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 委員 3人 任期 3年 委員報酬 1日15,000円 開催回数 9回（H15実績） 審査申出件数 3件（H15実績）</p>	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 委員 3人 任期 3年 委員報酬 1日8,500円 開催回数 3回（H15実績） 審査申出件数 3件（H15実績）</p>	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 委員 3人 任期 3年 委員報酬 1日7,700円 開催回数 1回（H15実績） 審査申出件数 0件（H15実績）</p>	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 委員 3人 任期 3年 委員報酬 1日8,100円 開催回数 1回（H15実績） 審査申出件数 0件（H15実績）</p>	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 委員 3人 任期 3年 委員報酬 1日8,100円 開催回数 1回（H15実績） 審査申出件数 0件（H15実績）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	財政状況の公表		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	地方自治法第243条の3第1項 相模原市財政状況公表条例	地方自治法第243条の3第1項 城山町財政状況の公表に関する条例	地方自治法第243条の3第1項 津久井町財政状況の作成及び公表に関する条例	地方自治法第243条の3第1項 相模湖町財政状況の作成及び公表に関する条例	地方自治法第243条の3第1項 藤野町財政状況の作成及び公表に関する条例
歳出予算額（平成16年度）	105千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日）</p> <p>【公表内容】 歳入歳出予算の内容 歳入歳出予算の執行状況 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他財政に関する事項</p> <p>【公表方法】 ・当初予算の概要（ポスター） ・歳入歳出決算の状況（ポスター） ・相模原市の財政状況（上半期・下半期）</p>	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日）</p> <p>【公表内容】 歳入歳出予算の内容 歳入歳出予算の執行状況 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他財政に関する事項</p> <p>【公表方法】 ・当初予算の概要（広報紙） ・歳入歳出決算の状況（広報紙） ・城山町の財政状況（上半期・下半期）</p>	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日）</p> <p>【公表内容】 収入及び支出の概況 住民負担の概況 公営事業の経理の概況 財産、公債及び一時借入金の現在高</p> <p>【公表方法】 津久井町広報に掲載</p>	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日）</p> <p>【公表内容】 歳入歳出予算の内容 歳入歳出予算の執行状況 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他財政に関する事項</p> <p>【公表方法】 ・当初予算の概要（広報紙） ・歳入歳出決算の状況（広報紙） ・相模湖町の財政状況（上半期・下半期）</p>	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（6月1日及び12月1日）</p> <p>【公表内容】 収入及び歳出の概要 住民の負担の概要 公営事業の経理の概要 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他町長において必要と認める事項</p> <p>【公表方法】 当初予算の概要（広報紙） 歳入歳出決算の状況（広報紙） 掲示板に告示</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	財政調整基金及び減債基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	地方自治法第241条第1項 相模原市財政調整基金条例 相模原市減債基金条例	地方自治法第241条第1項 城山町財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例 城山町減債基金条例	地方自治法第241条第1項 津久井町財政調整基金条例 津久井町減債基金条例	地方自治法第241条第1項 相模湖町財政調整基金条例 相模湖町減債基金条例	地方自治法第241条第1項 藤野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例 藤野町町債償還基金の設置、管理及び処分に関する条例
歳出予算額（平成16年度）	57,760千円	435,053千円	396,275千円	0千円	454千円
歳入予算額（平成16年度）	7,760千円	774千円	487千円	0千円	318千円
【事務事業の内容】	<p>< 財政調整基金 > 【目的】 大規模な建設事業、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源とするため。 なお、平成15年度から、人件費の節減分を退職手当への財源として積み立てている。</p> <p>【平成15年度末残高】 約64億円（うち、退職手当財源分は5億円）</p> <p>【平成16年度繰入金予算額】 25億円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 744万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p> <p>< 減債基金 > 【目的】 市債の返還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため（平成15年度のミニ市場公募債発行に伴い設置し、償還金に充てる経費を積み立てるもの）</p> <p>【平成15年度末残高】 0万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 5,032万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p>	<p>< 財政調整基金 > 【目的】 投資的事業等に充当するため。</p> <p>【平成15年度末残高】 約9億3,000万円</p> <p>【平成16年度繰入金予算額】 4億2,500万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 65万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p> <p>< 減債基金 > 【目的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するため。</p> <p>【平成15年度末残高】 約1億7,000万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 12万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p>	<p>< 財政調整基金 > 【目的】 町財政の健全な運営を図るため設置</p> <p>【平成15年度末残高】 5億2,172万円</p> <p>【平成16年度繰入金予算額】 3億2,627万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 38万円</p> <p>< 減債基金 > 【目的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するため設置</p> <p>【平成15年度末残高】 8,940万円</p> <p>【平成16年度繰入金予算額】 7,000万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 9万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p>	<p>< 財政調整基金 > 【目的】 災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源とするため。</p> <p>【平成15年度末残高】 417万円</p> <p>【平成16年度繰入金予算額】 0.1万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 0万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p> <p>< 減債基金 > 【目的】 町債の返還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる町財政の健全な運営に資するため。</p> <p>【平成15年度末残高】 28万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 0万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p>	<p>< 財政調整基金 > 【目的】 町の発展となるべき投資的事業等に充当するため設置</p> <p>【平成15年度末残高】 5億62,050万円</p> <p>【平成16年度繰入金予算額】 2億4,000万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 29万円</p> <p>【特定財源の内訳】 預金利子収入</p> <p>< 減債基金 > 【目的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するため設置。</p> <p>【平成15年度末残高】 6,573万円</p> <p>【平成16年度繰入金予算額】 2,300万円</p> <p>【平成16年度積立金予算額】 3.3万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	指定金融機関等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	地方自治法第235条第2項・相模原市収納代理機関の指定（昭和46年相模原告示第70号）・	地方自治法第235条第2項・地方自治法施行令第168条第2項・指定金融機関の指定（昭和41年城山町告示第17号）・	地方自治法第235条第2項・津久井町指定金融機関の指定（昭和41年告示第9号）・	地方自治法第235条第2項・相模湖町指定金融機関の指定（昭和41年告示第12号）・	地方自治法第235条第2項・藤野町指定金融機関の肯定（昭和47年藤野町告示第26号）
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の事務</p> <p>【指定金融機関】 横浜銀行</p> <p>【収納代理金融機関】 三井住友銀行、駿河銀行、みずほ銀行、東京三菱銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、UFJ銀行、八千代銀行、神奈川銀行、静岡銀行、東日本銀行、静岡中央銀行、住友信託銀行、市農協、八王子信用金庫、平塚信用金庫、城南信用金庫、山梨信用金庫、中央労働金庫、八才信用組合、県歯科医師信用組合、日本郵政公社</p> <p>【出張所】 本庁舎内</p> <p>【派出所】 南合同庁舎内</p>	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の事務</p> <p>【指定金融機関】 津久井郡農協川尻支所</p> <p>【指定代理金融機関】 横浜銀行中野支店</p> <p>【収納代理金融機関】 みずほ銀行橋本支店、東京三菱銀行相模原支店、三井住友銀行八王子支店、りそな銀行橋本支店、八千代銀行城山支店、山梨信用金庫城山支店、中央労働金庫相模原支店、住友信託銀行八王子支店、横浜地方貯金局</p> <p>【出張所】 なし</p> <p>【派出所】 本庁舎内</p>	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の事務</p> <p>【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合</p> <p>【指定代理金融機関】 みずほ銀行、りそな銀行、横浜銀行、山梨信用金庫、半原信用組合</p> <p>【出張所】 なし</p> <p>【派出所】 本庁舎内</p>	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の義務</p> <p>【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合</p> <p>【収納代理金融機関】 横浜銀行、山梨信用金庫、半原信用組合、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、山梨中央銀行、日本郵政公社</p> <p>【出張所】 本庁舎内</p>	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の義務</p> <p>【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合</p> <p>【指定代理金融機関】 横浜銀行、山梨信用金庫、半原信用組合</p> <p>【収納代理金融機関】 みずほ銀行、三井住友銀行、山梨中央銀行</p> <p>【出張所】 本庁舎内</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	電源立地地域対策交付金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等		発電用施設周辺地域整備法	発電用施設周辺地域整備法	発電用施設周辺地域整備法	発電用施設周辺地域整備法
歳出予算額（平成16年度）		0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）		5,929千円	4,500千円	8,315千円	4,500千円
【事務事業の内容】		<ul style="list-style-type: none"> ・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため。 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成15年度 テニスコート改修工事 6,475千円 平成14年度 町道維持工事 6,149千円 平成13年度 町道維持工事 5,501千円 平成12年度 プール塗装工事 10,500千円 平成11年度 プール管理棟塗装工事 10,981千円 ・実績 各年度交付額は 5,929千円 (13年度は5,501千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため。 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成15年度 生涯学習センター維持補修事業 6,848千円 平成14年度 消防ポンプ積載車等整備事業 5,762千円 平成13年度 防火水槽整備事業 5,135千円 平成12年度 防火水槽整備事業 5,565千円 平成11年度 防火水槽整備事業 8,574千円 ・実績 各年度交付額は、4,500千円（定額） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため。 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成15年度 消防車両購入 17,030千円 平成14年度 地域集会所建設 26,411千円 平成13年度 町道維持工事 8,793千円 平成12年度 町道改良工事 8,651千円 平成11年度 防火水槽設置工事 7,086千円 町道維持工事 5,250千円 ・実績 各年度交付額は 8,315千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため。 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成15年度 水道配水管敷設替工事 6,636千円 平成14年度 消防水利整備事業 6,836千円 消防指令車購入 3,576千円 平成13年度 町道維持修繕工事 4,536千円 平成12年度 消防水利整備事業 5,397千円 平成11年度 消防水利整備事業 6,835千円 ・実績 各年度交付額は、4,500千円（定額）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																										
29	各種事務事業の取扱い		財務部会																																										
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																										
12	相模川ダム周辺地域振興協力基金交付金		A協議会 B幹事会 C専門部会																																										
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																								
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課																																								
根拠法令等		財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議																																								
歳出予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円	0千円																																								
歳入予算額(平成16年度)		2,000千円	3,000千円	2,500千円	2,500千円																																								
【事務事業の内容】		<p>相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 <p>【補助金の実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度</td><td style="text-align: right;">2,000千円</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> </table>	平成15年度	2,000千円	平成14年度	"	平成13年度	"	平成12年度	"	平成11年度	"	<p>相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 <p>【補助金の実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度</td><td style="text-align: right;">3,000千円</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> </table>	平成15年度	3,000千円	平成14年度	"	平成13年度	"	平成12年度	"	平成11年度	"	<p>相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 <p>【補助金の実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度</td><td style="text-align: right;">2,500千円</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> </table>	平成15年度	2,500千円	平成14年度	"	平成13年度	"	平成12年度	"	平成11年度	"	<p>相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 <p>【補助金の実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度</td><td style="text-align: right;">2,500千円</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> </table>	平成15年度	2,500千円	平成14年度	"	平成13年度	"	平成12年度	"	平成11年度	"
平成15年度	2,000千円																																												
平成14年度	"																																												
平成13年度	"																																												
平成12年度	"																																												
平成11年度	"																																												
平成15年度	3,000千円																																												
平成14年度	"																																												
平成13年度	"																																												
平成12年度	"																																												
平成11年度	"																																												
平成15年度	2,500千円																																												
平成14年度	"																																												
平成13年度	"																																												
平成12年度	"																																												
平成11年度	"																																												
平成15年度	2,500千円																																												
平成14年度	"																																												
平成13年度	"																																												
平成12年度	"																																												
平成11年度	"																																												

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	土地開発基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	地方自治法第241条第1項・相模原市土地開発基金条例及び施行規則	地方自治法第241条第1項・城山町土地開発基金条例	地方自治法第241条第1項・津久井町土地開発基金条例	地方自治法第241条第1項・相模湖町土地開発基金条例	
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	75千円	113千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成15年度末残高】 35億8,000万円</p> <p>(内訳) 現金 約6億3,700万円 土地 約4億2,800万円 (9件 約9,800㎡ 及びその他隅切用地) 債権 約25億1,500万円</p> <p>【特定財源】 なし</p>	<p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成15年度末残高】 約2億8,473万円</p> <p>(内訳) 現金 約1億37万円 土地 約1億8,436万円 (3件 約1,969㎡) 債権 なし</p> <p>【特定財源】 預金利息</p>	<p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成15年度末残高】 6億1,562万円</p> <p>(内訳) 現金 約9,006万円 土地 約5億2,557万円 (24件 約6,271㎡) 債権 なし</p> <p>【特定財源】 預金利息</p>	<p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成15年度末残高】 1億4,151万円</p> <p>(内訳) 現金 約696万円 土地 約1億3,455万円 (4件 約1,379㎡) 債権 なし</p> <p>【特定財源】 なし</p>	平成16年3月29日解散

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	契約業者の登録及び指定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	契約課	財務課	契約検査課	総務課	総務課
根拠法令等	地方自治法施行令 第167条の11第2項・相模原市契約規則 第23条・相模原市指名競争入札参加者選定規程	地方自治法施行令 第167条の11第2項・城山町契約規則 第30条・指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則	地方自治法施行令 第167条の11第2項・津久井町契約規則 第32条・指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則	地方自治法施行令 第167条の11第2項・相模湖町契約規則・相模湖町指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則	地方自治法施行令 第167条の11第2項・藤野町契約規則・藤野町指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則
歳出予算額（平成16年度）	769千円	118千円	30千円	147千円	54千円
歳入予算額（平成16年度）				0千円	
【事務事業の内容】	<p>（内容） 本市指名競争入札に係る業者登録については、「相模原市指名競争入札参加者選定規程」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。 また、事務の取扱いについては、「相模原市指名競争入札参加者指名停止等措置要綱」及び「相模原市競争入札参加者選定基準」に基づき運用している。</p> <p>（登録状況） 業者登録は、工事・委託・物品・小規模修繕に分け、さらにそれぞれを市内・準市内・市外を区別している。 H16年度登録者数 ・工事：1,550社 （市内380・準市内125・市外1,045） ・委託：1,393社 （市内218・準市内127・市外1,048） ・物品：1,171社 （市内340・準市内115・市外716） ・小規模修繕：96社 （小規模修繕は市内業者のみ）</p> <p>（登録有効期間等） 2年間（登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付）</p> <p>（電算システム関連） 登録者は、汎用データベースにより管理しているが、城山町財務会計オンラインシステムにより、予算執行回から支払いまでを行っている。</p> <p>（参考） H18年度（導入年度については未確定）からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録の事務手続き等も変更が見込まれる。 システム導入により、業者登録事務は県に一元化され、各市町はその情報を利用する形になるため合併に伴う人的な影響はないと考えられるが、県のシステム開発に伴う市町村の負担金が人口割となった場合、人口増による増額が見込まれる。</p>	<p>（内容） 本町指名競争入札に係る業者登録については、「指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。 また、事務の取扱いについては、「城山町指名競争入札参加者指名要綱」及び「城山町指名競争入札参加者指名要綱運用基準」に基づき運用している。</p> <p>（登録状況） 業者登録は、工事・委託・物品・小規模工事に区別している。 H16年度登録者数 ・工事：663社 （町内本店34・町内支店3・その他626） ・委託：779社 （町内本店30・町内支店3・その他746） ・物品：426社 （町内本店23・町内支店1・その他402） ・小規模工事：10社 （小規模工事は町内業者のみ）</p> <p>（登録有効期間等） 2年間（登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付）</p> <p>（電算システム関連） 登録者は、汎用データベースにより管理しているが、城山町財務会計オンラインシステムにより、予算執行回から支払いまでを行っている。</p> <p>（参考） H18年度（導入年度については未確定）からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録の事務手続き等も変更が見込まれる。 システム導入により、業者登録事務は県に一元化され、各市町はその情報を利用する形になるため合併に伴う人的な影響はないと考えられるが、県のシステム開発に伴う市町村の負担金が人口割となった場合、人口増による増額が見込まれる。</p>	<p>（内容） 本町指名競争入札に係る業者登録については、「指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。 また、事務の取扱いについては、「津久井町指名競争入札参加者指名要綱」、「津久井町建設工事請負契約等に係る指名停止措置要綱」及び「津久井町一般競争入札実施要領」に基づき運用している。</p> <p>（登録状況） 業者登録は、工事・委託・物品・小規模工事に区別している。 H16年度登録者数 ・工事：617社 （町内本店55・町内支店4・その他558） ・委託：652社 （町内本店26・町内支店3・その他623） ・物品：350社 （町内本店33・町内支店0・その他317） ・小規模工事：15社 （小規模工事は町内業者のみ）</p> <p>（登録有効期間等） 2年間（登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付）</p> <p>（電算システム関連） 登録者は、汎用データベースにより管理しているが、予算執行回から支払いまでは津久井町財務会計システムにより行っている。</p> <p>（参考） H18年度からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録の事務手続き等も変更が見込まれる。 システム導入により、業者登録事務は県に一元化され、各市町はその情報を利用する形になるため合併に伴う人的な影響はないと考えられるが、県のシステム開発に伴う市町村の負担金が人口割となった場合、人口増による増額が見込まれる。</p>	<p>（内容） 本町指名競争入札に係る業者登録については、「相模湖町指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。 また、事務の取扱いについては、「相模湖町工事等指名審査会の設置・運営及び指名業者選定要項」に基づき運用している。</p> <p>（登録状況） 業者登録は、工事・委託・物品に区別している。 H16年度登録者数 ・工事：571社 ・委託：643社 ・物品：365社</p> <p>（登録有効期間等） 2年間（登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付）</p> <p>（電算システム関連） 電算システムは、導入していない。（汎用データベースによる管理）</p> <p>（参考） H18年度（導入年度については未確定）からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録の事務手続き等も変更が見込まれる。 システム導入により、業者登録事務は県に一元化され、各市町はその情報を利用する形になるため合併に伴う人的な影響はないと考えられるが、県のシステム開発に伴う市町村の負担金が人口割となった場合、人口増による増額が見込まれる。</p>	<p>（内容） 本町指名競争入札に係る業者登録については、「藤野町指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。 また、事務の取扱いについては、「藤野町工事等指名審査会の設置及び運営に関する要綱」「指名競争入札参加者指名要綱」に基づき運用している。</p> <p>（登録状況） 業者登録は、工事・委託・物品に区別している。 H16年度登録者数 ・工事：532社 ・委託：563社 ・物品：331社</p> <p>（登録有効期間等） 2年間（登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付）</p> <p>（電算システム関連） 電算システムは、導入していない。（汎用データベースによる管理）</p> <p>（参考） H18年度（導入年度については未確定）からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録の事務手続き等も変更が見込まれる。 システム導入により、業者登録事務は県に一元化され、各市町はその情報を利用する形になるため合併に伴う人的な影響はないと考えられるが、県のシステム開発に伴う市町村の負担金が人口割となった場合、人口増による増額が見込まれる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	用品調達基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	契約課	財務課	財務課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市用品調達基金条例 相模原市用品調達基金施行規則				
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>（基金の目的） 各課・機関が共通に使用する物品等について集中購買を実施することにより、取得価格の安定化及び購入・支払い等事務の効率化を図ることを目的とする。各課への払出し価格と実購入額との差異により、基金に収益を生じた場合は、全額一般会計に繰り入れている。</p> <p>（運用基金額） 50,000千円</p> <p>（対象品目） 307品目（文具・雑貨・燃料等）</p> <p>（一般会計繰入額） H15年度：28,976千円（H14基金収益） H16年度：34,802千円（H15基金収益）</p> <p>（電算システム） 基金の運用（共通物品の購入・管理・払出等における予算執行等）の事務は全て相模原市財務会計オンラインシステム上で行っている。</p> <p>（参考） 合併後も現行の基金額で対応可能と思われるため、基金の増額は不要。 ただし、用品調達事務については、多少事務増が見込まれるため、若干の人的な影響はある。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	納税貯蓄組合		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	納税課	収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理</p> <p>平成14年度に納税貯蓄組合連合会解散</p>	<p>【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理</p> <p>平成11年度に納税貯蓄組合連合会解散</p>	<p>【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理</p> <p>平成11年度に納税貯蓄組合連合会解散</p>	<p>【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理</p> <p>平成11年度に納税貯蓄組合相模湖支部解散</p>	<p>【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理</p> <p>平成11年度に納税貯蓄組合藤野支部解散</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課・課税班	税務課・課税班
根拠法令等	地方税法、市税条例	地方税法、町制条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例
歳出予算額（平成16年度）	1,204千円	83千円	45千円	452千円	155千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 平成15年度実績 新規 26,677台 名義変更 4,943台 廃止 22,073台 車台変更 134台 標識再交付 43台 標識の既交付件数 原付 36,171件 小型特殊 1,626件</p>	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 平成15年度実績 新規 357台 名義変更 27台 廃止 361台 車台変更 17台 標識再交付 2台 標識の既交付件数 原付 2,018件 小型特殊 53件</p>	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 平成15年度実績 新規 634台 名義変更 30台 廃止 528台 車台変更 3台 標識再交付 0台 標識の既交付件数 原付 2,711件 小型特殊 261件</p>	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 平成15年度実績 新規 328台 名義変更 73台 廃止 248台 車台変更 0台 標識再交付 0台 標識の既交付件数 原付 795件 小型特殊 91件</p>	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 平成15年度実績 新規 658台 名義変更 85台 廃止 565台 車台変更 12台 標識再交付 5台 標識の既交付件数 原付 1,340件 小型特殊 70件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	資産税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法・市税条例	地方税法・町税条例	地方税法・町税条例	地方税法・町税条例	地方税法・町税条例
歳出予算額（平成16年度）	27千円	5千円	0千円	285千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し（3月31日まで）、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 納税義務者数（平成16年度当初予算） 土地 117,375人 家屋 152,416人 土地筆数（免税点以上） 248,665筆（平成15年度概要調書） 家屋棟数（免税点以上） 140,460棟（平成15年度概要調書） 平成15年度縦覧者数 49人</p>	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し（3月31日まで）、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 納税義務者数（平成16年度当初予算） 土地 6,809人 家屋 6,477人 土地筆数（免税点以上） 21,992筆（平成15年度概要調書） 家屋棟数（免税点以上） 8,233棟（平成15年度概要調書） 平成15年度縦覧者数 0人</p>	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し（3月31日まで）、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 納税義務者数（平成16年度当初予算） 土地 9,743人 家屋 9,442人 土地筆数（免税点以上） 47,945筆（平成15年度概要調書） 家屋棟数（免税点以上） 12,795棟（平成15年度概要調書） 平成15年度縦覧者数 1人</p>	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し（3月31日まで）、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 納税義務者数（平成16年度当初予算） 土地 2,870人 家屋 3,090人 土地筆数（免税点以上） 15,915筆（平成15年度概要調書） 家屋棟数（免税点以上） 4,5970棟（平成15年度概要調書） 平成15年度縦覧者数 1人</p>	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し（3月31日まで）、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 納税義務者数（平成16年度当初予算） 土地 3,609人 家屋 3,324人 土地筆数（免税点以上） 34,628筆（平成15年度概要調書） 家屋棟数（免税点以上） 5,075棟（平成15年度概要調書） 平成15年度縦覧者数 1人</p>

保 健 福 祉 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	社会福祉審議会事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	社会福祉法・ 相模原市社会福祉審議会条例・ 相模原市社会福祉審議会条例施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	1,496千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【社会福祉審議会】 概要：社会福祉に関する基本的事項について、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、高齢者福祉等専門分科会を設置し、調査審議を行う。 委員数：39名 任 期：2年 事務内容：社会福祉審議会委員の委嘱、各専門分科会委員の選出、社会福祉審議会（全体会）の開催、委員報酬の支払 予 算：847千円（委員報酬等）</p> <p>【高齢者福祉等専門分科会】 審議事項： 老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止を命ずる場合の意見 市長が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業廃止を命じ、又は設置認可を取消す場合の意見 他の分科会の所掌事項以外の調査審議など 委員数：12名 事務内容：高齢者福祉等専門分科会の開催、委員報酬の支払 予 算：649千円（委員報酬等）</p> <p>【付属機関】 名 称 相模原市社会福祉審議会 目 的 社会福祉に関する事項を調査審議するため。 委員構成 50名以内で組織 市議会議員 1名 社会福祉事業従事者 11名 学識経験者 27名 委員報酬 1回 12,600円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	社会福祉統計調査事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	統計法・ 統計法施行令・ 国民生活基礎調査規則				
歳出予算額（平成16年度）	1,780千円				
歳入予算額（平成16年度）	1,780千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 厚生労働省からの委託により、各種福祉統計を実施して国民生活の実態を把握し、国の社会福祉施策推進のための基礎資料を得る。</p> <p>【委託内容】 社会福祉統計調査 国民生活基礎調査 社会福祉施設等調査 介護サービス施設・事業所調査 地域児童福祉事業所等調査 社会保障に関する意識調査</p> <p>【事務内容】 事務：統計調査員の委嘱、調査員説明会の開催、調査書類の内容確認、調査員報酬の支払 予算：1,780千円（調査員報酬、調査関連消耗品等）</p> <p>【特定財源】 名称 福祉統計調査委託金 内容 社会福祉統計の事務に対する国からの委託金 金額 1,780千円 補助率 100%</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	民間社会福祉施設賠償責任保険負担金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	882千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業内容】 民間社会福祉施設賠償責任保険制度は、施設の不備、欠陥又は職員の業務上の管理、指導ミス及び提供した飲食物等により施設入所者、その他第三者の身体に障害を与え、また、財物損害を与えた場合、施設管理者が法律上負うべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金として民間社会福祉施設等に代わって補うことにより、円滑な施設等の運営ができるようにするための制度である。従来、県の補助金により県社会福祉協議会が実施していたが、平成15年4月の中核市移行後は、市内社会福祉施設は対象外となったが、現行水準を確保するため、本市が保険料を支払い、これまでどおり県社協に継続して実施をお願いしている。</p> <p>【事業開始時期】 平成15年4月～（中核市移行による）</p> <p>【平成16年度予算額】 882千円</p> <p>【平成15年度実績】 ・対象施設 185施設 ・対象人数 5,921人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	防災資機材の整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,300千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市地域防災計画に位置付けられた災害弱者計画の中の「災害弱者固有の生活必需物資等の計画的備蓄」に基づき、避難所で生活する災害弱者が必要とする物資を計画的に備蓄する。</p> <p>【平成16年度予算】 1,300千円</p> <p>【平成16年度の事業内容】 災害弱者用備品の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マットレス 4個 ・担架 10個 ・車椅子 10台 ・車椅子（リクライニング型） 2台 ・歩行補助杖 10本 ・おふいひも 10本 <p>【現在の備蓄状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアマット 10個 ・マットレス 6個 ・担架 50個 ・車椅子 50台 ・車椅子（リクライニング型） 10台 ・歩行補助杖 40本 ・おふいひも 40本 <p>【備蓄場所】 南合同庁舎 緑が丘分署倉庫 大沢分署倉庫 南台倉庫</p>	<p>該当なし</p> <p>* 災害弱者計画、事業等は実施していない。災害物資の整備は環境防災課が実施している。但し、災害弱者用機材の整備計画はなし。</p>	<p>該当なし</p> <p>* 災害弱者としての整備はないが、防災資機材は防災課で一元整備している。</p>	<p>該当なし</p> <p>* 災害弱者としての整備はないが、防災資機材は総務課で一元整備している。</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	さがみはら健康都市宣言普及事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	212千円	0千円			0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【概要】 平成12年に策定した「さがみはら健康都市宣言」について、市民への普及啓発を行うとともにこの宣言を基本理念として策定した相模原市保健医療計画に定めた「市民の健康目標」について普及啓発を図る。</p> <p>【事務内容】 市民まつりや健康づくりの集い等で地域保健事業の一環として普及啓発活動を行う。</p> <p>【予算】 消耗品費 212千円</p> <p>【さがみはら健康都市宣言】 さがみはらの豊かな自然と良好な生活環境のもと 市民一人ひとりが尊重され 心身ともに健康で暮らし続けられることはわたくしたちの共通の願いです わたくしたちは「自らの健康は自らつくる」を基本に次の目標を掲げ 個人 家庭 地域社会が一体となって生涯にわたる健康づくりを進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> － 健康について学びあい 健康づくりを実践し かけがえのない健康を守り はぐくみます － 心と心のふれあいを大切にし だれもが生きがいをもち 安心して暮らせる環境づくりを進めます － スポーツや体力づくりに親しみ 人と人との交流をおして健康づくりの輪を広げます <p>わたくしたちは 21世紀へ向けて すべての市民の健康で幸せな生活を願い わたくしたちのまち さがみはらを「健康都市」とすることを宣言します 平成12年10月28日 相模原市</p>	<p>【健康都市しろやま】 すべての人々が豊かな生活を営むうえで、健康な心と体はかけがえのない財産であり、健康な生活を楽しむことは人間の基本的な権利である。 健康で、明るく、活力のある地域社会は、町民一人ひとりの自主的な努力と実践を基盤とし、住みよい環境と健康づくりの積極的な施策の展開によってもたらされるものである。 高齢化の進展など社会環境の著しい変化のなか、健やかさがこたます生活創造都市に向かって、全町民が一体となって取り組み、生涯にわたって健康な生活が送られることをねがい、ここに「健康都市しろやま」を宣言する。 (平成3年9月7日制定)</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	保健福祉センター		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,559,725千円				0千円
歳入予算額（平成16年度）	1,118,900千円				
【事務事業の内容】	<p>1. (仮称)南地区保健福祉センター建設事業 相模原市保健福祉圏域中圏域の南地区における拠点施設として、保健福祉サービスの総合的な調整・提供機能を備えた(仮称)南地区保健福祉センターを建設する。</p> <p>【設置場所】 相模原市相模大野6丁目3871番25</p> <p>【敷地面積】 3,190㎡</p> <p>【施設内容】 保健福祉総合相談窓口、保健センター、福祉センター、保健福祉情報コーナー等</p> <p>【予算】 継続事業 1,865,000千円 15年度 388,000千円 16年度 1,477,000千円</p> <p>2. (仮称)南地区保健福祉センター開設準備経費 (仮称)南地区保健福祉センターの開設にあたる初年度調弁等の経費</p> <p>【予算】 81,825千円</p> <p>3. (仮称)北地区保健福祉センター整備事業 相模原市保健福祉圏域中圏域の北地区における拠点施設として、保健福祉サービスの総合的な調整・提供機能を備えた(仮称)北地区保健福祉センターを整備する。 16年度は、(仮称)北地区保健福祉センターに関わる諸条件の検討を行う。</p> <p>【予算】 900千円</p> <p>【特定財源】 名称 一般単独事業債 内容：(仮称)南地区保健福祉センター建設事業に係る市債 金額： 895,900千円 充当率： 75% 名称 県貸付金 内容：(仮称)南地区保健福祉センター建設事業に係る県貸付金 金額： 223,000千円 充当率： 75%</p>	<p>該当なし</p> <p>既設施設 【名称】城山町保健福祉センター 【設置場所】 城山町久保沢2丁目26番1号 【敷地面積】 6,940㎡ 【施設内容】 1階 保健推進課、福祉推進課、高齢者福祉課、城山町社会福祉協議会、研修室 2階 健康運動室、和室、ヘルシーサロン 3階 会議室(A・B)</p>	<p>該当なし</p> <p>既設施設 【名称】津久井町保健センター 【設置場所】 津久井町中野633番地 【敷地面積】 862.78㎡ 【施設内容】 1階 機能訓練室、作業指導室、健康相談室、会議室、事務室 2階 集団指導室(A・B・C)、診察室(1・2)、検査室、指導室(A・B)、準備室 PH エレベーター機械室、キュービクル、空調機・自家発電機</p>	<p>該当なし</p>	<p>【事務名】 保健福祉複合施設の建設</p> <p>【内容】 保健福祉事業の中心的機能を持ち、保健福祉とその活動拠点の場として、町民参加の福祉の町づくりに取り組むため、保健福祉複合施設の検討を行ってきた。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	社会福祉法人、社会福祉施設等に係る認可、指導等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課指導監査室	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・社会福祉法 § 56、70 ・児福 § 46、59 ・老福 § 18				
歳出予算額（平成16年度）	172千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中核市の事務として、社会福祉法人・社会福祉施設等の運営状況、利用者へのサービス提供内容及び会計処理等について調査を行い、法令等に基づき適正に運営されているか指導監査を行うもの。</p> <p>【内容】 一般指導監査 定期指導監査 ・ 実地監査 全ての法人等を対象に、原則として2年に1回、個別に実地で行う指導監査 ・ 集合監査 実地監査を実施しなかった法人等を対象に、集合形式で毎年行う指導監査 ・ 書面監査 実地監査又は集合監査を実施しなかった法人等を対象に、書面により毎年行う指導監査 臨時指導監査 福祉サービスの利用者への権利侵害など、重点的かつ緊急的な指導のため、臨時的に行う指導監査 特別指導監査 一般指導監査の分析結果及びその他の状況から、特に重点的かつ継続的な指導が必要と認められた場合に行う指導監査</p> <p>【参考】 監査対象件数(H15.3.31)：203件 手数料（社会福祉法人の役員であることの証明等の証明書発行手数料） H15実績：@300円×8件=2.4千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	民生委員審査専門分科会事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課 社会福祉法	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	452千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。</p> <p>【内容】 民生委員審査専門分科会 委員数 7名 任期 2年 (平成15年4月1日から平成17年3月31日) 選出区分 (すべて市議会議員の選挙権を有する者) 市議会議員 社会福祉事業従事者 学識経験者</p> <p>【事業費】 報酬 (441) 7人×5回×@12,600円 需用費 (6) 食糧費 6,000円 使用料及び賃借料 (5) 公共施設使用料 5,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	民生（児童）委員活動事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課 民生委員法	福祉推進課 民生委員法	健康福祉課 民生委員法	健康福祉課 民生委員法	健康福祉課 民生委員法
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	82,370千円	5,489千円	3,423千円	1,162千円	3,362千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	57千円	196千円	2,080千円
【事務事業の内容】	<p>1. 民生(児童)嘱託員経費（75,709）</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 報酬 71,707 市長 @125,900円×1人 地区会長 @110,300円×17人 一般 @104,000円×656人 改選増分 34,460円×43人 *平成16年度は一斉改選、43名増予定 *支払いは年2回（9月、3月） 口座振替 旅費 300 費用弁償 300,000円 各種研修会参加費用 需用費 1,542 消耗品費 1,542,000円 委託料 883 事務作業等委託料 県民生委員研修委託 283,000円 市民生委員研修委託 600,000円 使用料及び賃借料 77 公共施設使用料 77,000円 負担金、補助金及び交付金 互助共助費事業補助金 1,200,000円 (交付先 県民生委員児童委員協議会) 民生児童委員状況 男 235人 女 393人 計628人 平均年齢 男 65歳 女 61歳 主任児童委員状況 男 4人 女 39人 計43人 平均年齢 男 51歳 女 54歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 394世帯 活動日数 延べ66,556日 8日/月 訪問回数 62,508回 8回/月</p> <p>2. 民生委員推薦会経費（999） (補助金対応なし)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p>	<p>1. 民生委員関係経費（社会福祉委員） 1,072千円</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 社会福祉委員協議会報酬 会長 @42,500円×1人 副会長 @40,500円×2人 委員 @38,500円×41人 支払いは年1回 3月 口座振替 民生委員児童委員状況 男 18人 女 23人 計41人 平均年齢 男 67歳 女 58歳 主任児童委員状況 男 1人 女 2人 計3人 平均年齢 男 55歳 女 55歳 活動状況 ひとりあたりの平均担当世帯数 197件 活動日数 延べ4,742日 8日/月 訪問回数 9,431回 17日/月</p> <p>2. 民生委員推薦会経費 132千円</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p> <p>【内容】 報酬 132 6人×3回×@7,300円 (行政1名は支出なし) 需要費 2 消耗品費 2,000円 民生委員推薦会委員 定数 7名 任期 3年 (平成13年10月1日から平成16年9月30日) 選出区分(各1名) 市議会議員 民生委員 社会福祉 事業関係者 社会福祉団体代表者 教育関係者 関係行政機関職員 学識経験者</p>	<p>1. 民生(児童)嘱託員経費（2,646）</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 報酬 1,784 会長 @38,400円×1人 一般 @32,300円×54人 *平成16年度は一斉改選 *支払いは年2回（10月、3月） 口座振替 旅費 862 費用弁償 861,110円 各種研修・訪問費用 民生児童委員状況 男 27人 女 24人 計51人 平均年齢 男 67歳 女 62歳 主任児童委員状況 男 0人 女 3人 計3人 平均年齢 女 52歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 394世帯 活動日数 延べ6,527日 /年 訪問回数 延べ5,797回 /年</p> <p>2. 民生委員推薦会経費（282）</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p> <p>【内容】 報酬 262 委員長 1人×3回×@7,700円 委員 11人×3回×@7,200円 (行政2名は支出なし) 旅費 20 費用弁償 11人×3回×@600円 民生委員推薦会委員 定数14名以内 任期 3年 選出区分(各2名) 町議会議員 民生委員 社会福祉 事業関係者 社会福祉団体代表者 教育関係者 関係行政機関職員 学識経験者</p>	<p>1. 民生児童委員（社会福祉委員兼務）経費 (876千円)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 報酬 821千円 会長 @34,000円×1人 副会長 @31,000円×1人 一般 @28,000円×27人 活動費一律 @30,150円×29人 *支払いは年2回（9月、3月） 口座振替 旅費 55千円 費用弁償 55,000円 各種研修会参加費用 特定財源 県費補助金 171千円 民生児童委員状況 男 13人 女 14人 計27人 平均年齢 男 66歳 女 59歳 主任児童委員状況 男 1人 女 1人 計2人 平均年齢 男 49歳 女 49歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 110世帯 活動日数 延べ1,763日 5日/月 訪問回数 1,462回 4回/月</p> <p>2. 民生委員推薦会経費（82千円）</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p>	<p>1. 民生児童委員（社会福祉委員兼務）経費 (1,098千円)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 報酬 774千円 会長 @31,600円×1人 副会長 @27,500円×1人 一般 @25,500円×28人 *支払いは年2回（9月、3月） 口座振替 旅費 100千円 費用弁償 100,000円 各種研修会参加費用 社会福祉委員協議会活動費補助金 200千円 民生児童委員状況 男17人 女11人 計28人 平均年齢 男67歳 女62歳 主任児童委員状況 男0人 女2人 計2人 平均年齢 男-歳 女60歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 126世帯 活動日数 延べ2,706日 /年 訪問回数 2,590回 /年 民生委員等活動費補助金 2,056千円 特定財源 2,055千円 (県費補助金)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
8	民生（児童）委員活動事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>報酬 756 12人×5回×@12,600円 (行政2名は支出なし)</p> <p>需用費 233 食糧費等 233,000円 使用料及び賃借料 10 公共施設使用料 10,000円</p> <p>民生委員推薦会委員 定数14名 任期 3年 (平成13年10月1日から平成16年9月30日)</p> <p>選出区分(各2名) 市議会議員 民生委員 社会福祉 事業関係者 社会福祉団体代表者 教育関係者 関係行政機関職員 学識経験者</p> <p>*地区民生委員推薦会協力会 (18地区に設置 委員概ね10名 任期3年)</p> <p>選出区分 社会福祉事業関係者 社会福祉団 体等関係者 教育関係者 学識経 験者</p> <p>3. 民生委員協議会運営補助金 (5,662)</p> <p>【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 5,662 運営費補助金 5,662,000円 674人×@8,400円 (交付先 市民生委員児童委員協議会) *地区民生委員児童委員協議会 18地区 本庁6地区 出張所管内12地区</p>	<p>3. 民生委員協議会補助金 (3647)</p> <p>【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 3647 運営費補助金 3,647</p>	<p>3. 民生委員協議会運営補助金 (495)</p> <p>【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 495 運営費補助金 495,000円 55人×@9,000円 (交付先 町民生委員児童委員協議会)</p>	<p>【内容】</p> <p>報酬 82千円 10人×2回×@4,100円 (行政2名、議員2名は支出なし)</p> <p>特定財源 県費補助金 25千円</p> <p>民生委員推薦会委員 定数14名 任期 3年 (平成13年8月1日から平成16年7月31日)</p> <p>選出区分(各2名) 町議会議員 民生委員 社会福祉 事業関係者 社会福祉団体代表者 教育関係者 関係行政機関職員 学識経験者</p> <p>3. 民生委員協議会運営補助金 (204千円)</p> <p>【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 204千円 運営費補助金 188,500円 29人×@6,500円 (交付先 町民生委員児童委員協議会) 都民児協負担金 15,000円</p>	<p>目的 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。 民生委員推薦会経費 208千円</p> <p>報償費 196千円 委員長 8,600円×2回 委員 8,100円×2回</p> <p>費用弁償 10千円 役務費 2千円</p> <p>特定財産 25千円</p> <p>定数14名以内 任期 3年</p> <p>選出区分 町議会議員 民生委員 社会福祉事業関係者 社会福祉団体代表者 教育関係者 関係行政機関職員 学識経験者</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	人権啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	町民課	総務課	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	5,257千円	542千円	719千円	376千円	
歳入予算額（平成16年度）	400千円	200千円	200千円	200千円	
【事務事業の内容】	<p>人権啓発推進費(4,531千円)</p> <p>【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。</p> <p>【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発冊子・新聞・研修会資料・ビデオなどの購入 エ工負担金・補助金</p> <p>人権啓発活動実施経費(442千円)</p> <p>【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 相模原地域人権啓発フェスティバルの実施委託</p> <p>【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p> <p>人権施策推進協議会経費(284千円)</p> <p>【目的】 市民・企業・NGOなどの参画を得て、平成14年3月に策定された「相模原市人権施策推進指針」に基づく施策の実施に関して検討を行う「さがみはら人権施策推進協議会」を設置する。</p> <p>【内容】（さがみはら人権施策推進協議会） 設置目的 市民参加による人権指針の進行管理 構成 市民・企業・NGOの代表者等13名 事業内訳 人権施策推進協議会の運営 会 議 年3回開催</p>	<p>人権啓発推進費(142千円)</p> <p>【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。</p> <p>【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発冊子・新聞・研修会資料・ビデオなどの購入 エ工負担金・補助金</p> <p>人権啓発活動実施経費(400千円)</p> <p>【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 研修会及び啓発活動</p> <p>【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p>	<p>人権啓発推進費(319千円)</p> <p>【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。</p> <p>【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発冊子・新聞・研修会資料などの購入 エ工負担金・補助金</p> <p>人権啓発活動実施経費(400千円)</p> <p>【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 研修会及び啓発活動</p> <p>【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p>	<p>該当なし</p> <p>人権啓発活動実施経費(400千円)</p> <p>【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 研修会及び啓発活動</p> <p>【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p> <p>【財源内訳】 ・啓発物品等購入 370千円（企画財政課） ・研修会講師謝礼 30千円（生涯学習課）</p>	<p>該当なし</p> <p>人権啓発活動実施経費(400千円)</p> <p>【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 研修会及び啓発活動</p> <p>【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p> <p>【財源内訳】 ・啓発物品等購入 60千円 ・研修会講師謝礼 140千円 ・ビデオ等借上料 200千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	市民福祉の集い開催事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	285千円	83千円	254千円		0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の連携と参加による「心のふれあう福祉の輪づくり」を推進するため福祉月間事業の一つとして「市民福祉の集い」を開催する。</p> <p>【内容】 第1部：表彰式 社会福祉功労者、福祉ポスター、作文入賞者 第2部：福祉のまちづくり講演会（主催：相模原市福祉のまちづくり推進協議会）</p> <p>*事務事業評価において見直しが求められているため、今後、相模原市社会福祉協議会が主催で開催している社会福祉大会との統合を検討していく予定。</p>	<p>【目的】 町民及び町内福祉関係者の研修として実施する。福祉教育の視点から住民一人ひとりがそれぞれの役割や持ち味を発揮し、協力し合いながら福祉の心や人を育てていくための活動や方法について学ぶことを目的として実施する。</p> <p>【主催】 城山町・城山町社会福祉協議会</p> <p>【内容】 第1部 福祉功労者表彰式 第2部 研修会（パネルディスカッション）</p>	<p>【目的】 永年にわたり社会福祉活動に尽力された方々を顕彰し、感謝の意を表すとともに、誰もが安心していきいきと暮らせる町づくりのための社会福祉事業への理解と増進を図ることを目的として「津久井町社会福祉大会」を開催する。</p> <p>【主催】 津久井町・津久井町社会福祉協議会</p> <p>【内容】 第1部 社会福祉功労者表彰 第2部 講演会</p>	<p>【目的】 一般町民への福祉の意識啓発及び社会福祉功労者への表彰等を目的として、毎年テ・マを定め福祉大会を開催する。</p> <p>【主催】 相模湖町・相模湖町社会福祉協議会</p> <p>【内容】 第1部 社会福祉功労者表彰 第2部 敬老のつどい （敬老のつどいについては、高齢者調査No17に掲載） 社会福祉大会予算 180千円 社協予算</p> <p>「敬老のつどい」と「社会福祉大会」を併せて開催。</p>	<p>【目的】 だれでもが安心して暮らしができるまちづくりをすすめるために、多くの住民が参加し、福祉団体等の日頃の活動発表や今日の福祉問題を学ぶ事を通して、より一層の福祉理解と住民相互の連携を深めることを目的に開催する。</p> <p>【主催】 藤野町・藤野町社会福祉協議会</p> <p>【内容】 第1部 福祉功労者表彰 社協20年のあゆみ 第2部 コンサート</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	社会福祉功労者、福祉作文等入賞者表彰事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,007千円	124千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会福祉の増進に功労があった者に対し、表彰の意を表して、その功をたたえ、労をねぎらうとともに、福祉作文等の入選者に対しても賞状を贈り、もって心のかよいあう明るいまちづくりを進める。</p> <p>【内容】 社会福祉功労者選考会の開催 選考 相模原市社会福祉功労者表彰審査委員会5名 （相模原市社会福祉協議会、相模原市民生委員児童委員協議会、相模原市自治会連合会、相模原公共職業安定所、相模原市） 角筒、記念品（市内地域作業所の製品の詰合せ）等の購入 ポスター、作文作品集の作成 みんなの福祉ポスター展の開催（市立あじさい会館ロビー）</p> <p>【平成15年度表彰実績】 社会福祉功労者 2事業所 44名 福祉作文入賞者 12名 福祉ポスター入賞者 12名</p>	<p>功労者表彰は城山町表彰条例により実施のため該当なし。</p> <p>【目的】 児童福祉週間（5月5日～5月11日）に際し、児童が幸福な生活を送り、明るい家庭で心身ともに健やかに育つことを目的に児童福祉週間ポスターコンクールを実施する。</p> <p>【内容】 町内中学校第2学年より各中学校20点以内で出品の募集を行い、審査委員会において入選作品を審査し、表彰を行う。 （特殊学級分は上記20点の枠とは別枠で出品可）</p> <p>【平成15年度表彰実績】 福祉ポスター入賞者 23名</p>	<p>該当なし</p> <p>*津久井町表彰条例による。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	社会福祉協議会運営助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課 社会福祉法	高齢者福祉課 城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	健康福祉課	健康福祉課 相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	健康福祉課 社会福祉法人の助成に関する条例
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	277,651千円	25,510千円	51,362千円	19,025千円	9,000千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会福祉協議会に運営費を助成することにより、市社協における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。（昭和43年度補助開始）</p> <p>【内容】 運営費助成 ・ 補助対象経費 専任職員人件費及び会議関連経費を除いた経常的事務経費 ・ 補助金 19,060千円（16年度予算） * あじさい会館事務局運営費 旅費・消耗品・リース料・各種負担金など * 南分室事務局運営費 旅費・消耗品・光熱水費・リース料など 16,180千円 * ボランティアセンター運営費 非常勤賃金・消耗品・リース料など 2,250千円 * 地区社会福祉協議会活動助成 630千円 ・ 補助率 10/10 職員給与費助成 ・ 補助対象経費 市派遣職員（3人）、専任職員（26人）、嘱託職員（1人）及び非常勤職員（3人）人件費 * 派遣法に伴う市派遣職員の人件費等への上乘せ（35,861千円） ・ 補助金 253,941千円（16年度予算） ・ 補助率 10/10 ・ 過去の実績等 平成12年度 170,076千円 平成13年度 171,983千円 平成14年度 236,433千円 平成15年度 237,263千円 南分室等初年度調弁 （仮）南保健福祉センター開設に伴う費用 平成16年度 4,650千円（予算）</p> <p>名称 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 目的 相模原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。 事業内容 ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p>	<p>【目的】 運営費等の助成をすることにより、社会福祉協議会における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。</p> <p>【内容】 社会福祉協議会運営費補助金（人件費及び福祉厚生費） 人件費 25,078千円 過去の実績 平成14年度 18,984千円 平成15年度 20,732千円</p> <p>【目的】 高齢者の介護保険制度、障害者の支援費制度に該当しない要支援者に対して、町民のたすけあいを基本としてヘルパーの利用が進むよう、町から補助金を行う。</p> <p>【内容】 町民たすけあいサービス事業補助金（ホームヘルパー事業） 人件費 432千円 過去の実績 平成14年度 7,409千円 平成15年度 1,152千円</p>	<p>【目的】 社会福祉協議会に人件費等運営にかかる経費を助成することにより、町社協における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。</p> <p>職員給与費補助金 ・ 補助対象経費 専任職員（8人）、兼任職員（4人）人件費 ・ 補助金 48,444千円（16年度予算） ・ 補助率 10/10 事務局管理補助金 事務所維持管理に関する経費 （建物賃借料、光熱水費、消耗品費など） 平成16年度予算 51,362千円 平成12年度 43,753千円 平成13年度 44,493千円 平成14年度 48,277千円 平成15年度 50,989千円 （平成15年度までは公用車駐車場用地賃借料についても補助、平成16年度廃止）</p> <p>名称 社会福祉法人津久井町社会福祉協議会 目的 津久井町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。 事業内容 ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ・ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成など</p> <p>事務局組織 総務係 福祉福祉係 在宅福祉係 （在宅支援センター） （介護保険居宅事業所） （介護保険・支援費指定事業所）</p>	<p>【目的】 運営費等の助成をすることにより、社会福祉協議会における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。</p> <p>【内容】 社会福祉協議会運営費補助金（人件費及び福祉厚生費） 人件費 16,025千円 * 過去の実績 平成14年度 22,059千円 平成15年度 15,978千円 ・ 役員構成 理事 15人 監事 3人 評議委員 34人 ・ 事務局職員 正規 4人 正規外 5人</p> <p>ふれあいのまちづくり事業運営費補助金 ふれあいのまちづくり事業は、国庫補助金として、各都道府県の中で数カ所の市町村社協を指定している。神奈川県では平成15年度から19年度までの5年間を相模湖町社協が指定を受け本年が2年度目になる。</p> <p>人件費 3,000千円 総事業費9,049,920円のうち、人件費の一部として補助する。</p> <p>参考 国 3,000,000円 県 3,000,000円 町 3,000,000円 社協 49,920円</p> <p>社協予算 人件費 6,292,977円 事業費 2,756,943円 計 9,049,920円</p>	<p>【目的】 運営費等の助成をすることにより、社会福祉協議会における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。</p> <p>【内容】 藤野町社会福祉協議会育成費補助金 9,000千円 運営費 6,000千円 地域生活支援センター運営費補助金 3,000千円 過去の実績 平成14年度 9,706千円 平成15年度 9,700千円</p> <p>役員構成 理事 10名 監事 3名 評議委員 21名 事務局職員 正規職員 4名 正規外職員 1名</p> <p>「名称」 社会福祉法人 藤野町社会福祉協議会 「目的」 社会福祉協議会は、地域における福祉の推進を目的として、ひとりひとりの生活上の問題を考え、社会福祉に関する調査、企画、連絡、調整、助成、啓発、事業等を行う民間の団体です。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	社会福祉協議会運営助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成など <p>事務局組織</p> <p>総務課 (総務グループ、あじさい会館グループ)</p> <p>福祉推進課 (地域福祉グループ、ボランティアセンターグループ、在宅福祉グループ、南分室グループ)</p> <p>役員構成</p> <p>理事 10人 監事 3人 評議委員 21人</p> <p>事務局職員</p> <p>法人採用職員 136人 正規 37人 正規外 99人 市派遣職員 3人 (合計) 139人</p>		<p>役員構成</p> <p>理事 10人 監事 3人 評議委員 21人</p> <p>事務局職員</p> <p>法人採用職員 18人 正規 18人</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 13	事務事業名 あじさい会館等売店運営助成事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	19,756千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 あじさい会館売店については、売店販売員の人件費を助成することにより、障害者の職場確保や障害者に対する理解を深め、福祉の向上を図る。また、高齢者の生きがいづくりの一環として、現在、相模原社会福祉協議会が経営する若竹園売店についても、平成10年度より福祉総務課（現在の地域福祉課）予算に一本化し運営費を社会福祉協議会に助成することとしている。</p> <p>【内容】 補助対象経費 売店販売員の人件費から売店収入を控除した額 あじさい会館（社協専任職員2人、臨時職員1人） 若竹園（非常勤職員2人） 補助率 10/10 過去の実績等 平成12年度 17,309千円 平成13年度 16,764千円 平成14年度 18,852千円 平成15年度 18,596千円 平成16年度（予算） 補助金 19,756千円 事業費 21,808千円 人件費 21,221千円 諸経費 587千円 補助金と事業費の差額は収益で補完</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	社会福祉事業振興資金補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	750千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市社会福祉協議会が民間社会福祉事業の振興の一環として、社会福祉法人が行う社会福祉施設の建設等に必要な社会福祉事業振興資金を融資するために必要な経費を補助する。</p> <p>【内容】 利子補填 本事業に係る市社協の事務経費及び市社協が金融機関へ支払う金利と市社協が法人から受取る金利との差額（利子補填）を補助金として予算措置する。 損失補償 市社協が金融機関から借入する資金に対して損失補償を行う。 融資件数等 平成15年度 2件 貸付額58,300千円 平成16年度 1件 貸付額65,615千円 （予定） 貸付対象 ・市社協の会員、または会員になることが確実なもの ・市内に社会福祉施設の建設等をしようとする社会福祉法人 ・「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」に基づく国庫補助金の交付及び福祉医療機構の借入れが確実なもの</p> <p>平成15年度補助金 100,735円 主な内容 銀行約定書及び契約書印紙代 68,000千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	社会福祉事業団本部運営補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	100,186千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市社会福祉事業団の本部運営に要する経費</p> <p>【内容】 運営助成金 <内訳> 事業団総務課職員（プロパー2名） 市からの派遣職員（4名）の給料 嘱託、非常勤職員の退職積立金 事業団総務課所管の事務費、理事会、総会等の経費</p> <p>相模原市社会福祉事業団の概要 【設立目的】 相模原市の福祉需要に対応するため、相模原市と連携して適切な福祉サービスの提供を行い、もって広く市民福祉の増進に寄与する。 【事業内容】 第一種社会福祉事業 第二種社会福祉事業 公益事業 【法人の特徴】 市が設置した障害者福祉施設及び高齢者福祉施設における事業運営を受託している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	地域福祉計画策定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	社会福祉法				社会福祉法 藤野町保健福祉推進委員会設置要綱
歳出予算額（平成16年度）	6,118千円				821千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成12年度の社会福祉法の改正等を踏まえ、一層の地域福祉の推進を図るため住民参加による地域福祉計画の策定を図る。</p> <p>【内容】 計画策定体制等 ア 相模原市地域福祉計画策定委員会（平成15年7月22日～平成17年3月31日） ・ 市民による計画づくりを進めるため、策定委員会を設置し計画案を検討する。 [構成員] 31名 学識経験者3名、福祉団体代表11名、NPO団体等代表4名、公募市民6名ほか ・ 効率的、具体的な検討を図るため、策定委員会に福祉サービス利用促進検討部会などの3部会を設置し検討する。 イ 地域福祉計画連絡会議 [構成員] 庁内関係課長等 ・ 庁内の検討及び連絡調整等を図るため設置する。 ・ 地域福祉計画策定委員会の部会に連携した3つの作業部会を設置する。 市民参加の機会 地域別説明会（市内18箇所）、市政モニター会議、ワークショップの開催、シンポジウムの開催、地域別懇談会の開催 現況調査（地域福祉に関する課題の把握、地域の社会資源調査）地域福祉ニーズ調査、地域資源調査の実施 事業費の概要 地域福祉計画の策定にあたり策定委員会やシンポジウムなどを開催する経費。 事業費の内容 報償費 委員謝礼 2,413千円 *委員会開催5回等 消耗品費 1,649千円 *再生紙等 委託料 会議録等作成 1,688千円 その他 旅費、公共施設使用料等 368千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【計画の名称】 「藤野町保健福祉総合計画」 H15年3月に完成</p> <p>【計画の内容】 「藤野町保健福祉総合計画」は、平成12年度～21年度の乳幼児から高齢者の保健と福祉を一体化した計画です。計画は次の3つの部門で構成され、障害者と高齢者の部門については平成13～14年度に「地域福祉計画」も視野に入れて改定し、乳幼児期から青年期の計画を含めて「地域福祉計画」として位置づけた。</p> <p>【計画の構成】 乳幼児期から青年期の保健福祉計画 障害者保健福祉計画 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>【計画策定体制】 ア．藤野町保健福祉推進推定委員会 イ．保健福祉計画策定部会 上記 - の3部会</p> <p>【事業内容】 計画の策定及び、進行管理。 ア．推進委員会 年1～2回 イ．策定部会 年3～4回 x 3部会</p> <p>【事業内訳】 報償費（委員謝礼） 494千円 ア．保健福祉推進委員（19名） 年1回 イ．乳幼児期から青年期計画部会（15名） 年4回 障害者計画部会（15名） 年3回 高齢者計画部会（14名） 年3回 需要費 10千円 印刷製本費 302千円（増刷費用） 役務費 15千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	地域福祉計画策定事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	国社会・環境局関係主管会議H16.3 地域課長より 「地域福祉計画は、…コミュニティ単位の小地域における取組が基盤であり、こうしたコミュニティは合併においても変わらない…。このため、…合併を控えているので計画を策定しないのではなく…取り組まれるよう支援願いたい。」				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	社会福祉基金運用事業補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	財務課	健康福祉課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	11,432千円				
歳入予算額（平成16年度）	2,374千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市民等から寄せられた寄附金及び一般財源からなる社会福祉基金の運用収益金を社会福祉推進のために助成する。</p> <p>【内容】</p> <p>交付先 相模原市社会福祉協議会</p> <p>助成対象事業</p> <p>地域における福祉活動の助成 給食サービス、在宅福祉グループ、地区社会福祉協議会拠点整備など</p> <p>ボランティア活動の助成 ボランティア協会、ヤングボランティアスクール、社会福祉研究普及校など</p> <p>健康、生きがいづくりの啓発・普及 あじさい青年学級、ほかほかふれあいフェスタ、障害者作品展など</p> <p>【特定財源】</p> <p>社会福祉基金</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	社会福祉基金積立金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	相模原市社会福祉基金条例	城山町地域福祉基金条例	津久井町地域福祉基金条例	相模湖町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例	藤野町地域福祉基金条例
歳出予算額（平成16年度）	13,000千円	0千円	0千円	427千円	86千円
歳入予算額（平成16年度）	13,000千円	0千円	1千円	427千円	86千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民等から寄せられた寄附金及び一般財源を基金に積立て、市民と行政により基金を充実し、地域での福祉活動の活発化を図る。</p> <p>【実績】 平成15年度寄附金 8,325,828円 基金総額 1,045,595,747円 （平成16年3月末現在） 運用内訳 貸付信託 206,460,000円（利率0.03%） 公共債 838,985,324円（0.5%） 定期預金等 150,423円</p>	<p>【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため城山町地域福祉基金を設置し寄附金及び予算で定める額を積み立て、事業に要する費用に充てる。</p> <p>【実績】 平成15年度寄附金 153,287円 基金総額 220,018,340円 （平成16年5月11日現在額） 定期預金（利息のみを事業に充当し運用している）</p>	<p>【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするために設置</p> <p>【実績】 平成13年度 70,000千円 平成14年度 42,000千円 平成15年度 0千円 財政状況の厳しさから、2年間で112,000千円の事業費充当を行なっている。 基金総額 784千円 果実運用型基金のための利子収入は、地域福祉事業費に充当。</p>	<p>【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため相模湖町地域福祉基金を設置し事業に要する費用に充てる。</p> <p>【実績】 平成15年度寄附金 236,660円 基金総額 70,368,000円 （平成16年3月31日現在額） 運用内訳 定期預金 平成14年度に果実運用型から取崩し型とした。 取崩額 平成14年度 40,000千円 平成15年度 52,000千円</p>	<p>【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため、藤野町地域福祉基金を設置</p> <p>【実績】 平成15年度寄附金 0円 基金総額 178,310,968円 （平成16年10月31日現在額） 運用内訳 定期預金、普通預金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	福祉機器展示室運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	11,803千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>高齢者や障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、できるだけ自立して社会参加していくとともに、介護を行う者の負担軽減を図るために、福祉用具の使用体験を通じ適切な情報提供、相談等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>実施主体 相模原市（運営は市社会福祉協議会に委託）</p> <p>施設概要 総合保健医療センター A館 2F 167.77㎡</p> <p>・福祉機器展示室 104.7㎡、福祉機器展示コーナー 63.07㎡</p> <p>展示内容</p> <p>・福祉機器展示室</p> <p>モデルルーム内に、電動昇 降式洗面化粧台、トイレ、キッチンなど実際に 使用体験できる福祉機器を配置する。</p> <p>・福祉機器展示コーナー</p> <p>モデルルーム機能とは別に、身体障害者・高齢者用の給付対象となる日常生活用具を中心とした展示紹介を行う。（食事、調理用品、衣類、靴、便利用品等）</p> <p>展示品</p> <p>展示は、市の購入物品と民間企業（市内21社、市外3社）からの無償提供貸与物品で行う。（福祉機器展示室 134点、福祉機器展示コーナー191点）</p> <p>会館日</p> <p>年末年始を除く毎日 午前9時から午後5時まで</p> <p>勤務体制</p> <p>各部屋に1名ずつ、計2名が常駐し、機器の案内、相談業務に応じられる体制とする。（社協固有職員1名、社協非常勤職員1名）</p> <p>年間来場者数 8,979人 748人/月</p> <p>相談件数 2,882件</p> <p>機器無料貸出 1,264件、用具レンタル 249件、機器購入 301件、住宅改造 16件、見学その他 1,013件</p> <p>事業運営費・市社協委託料 11,803千円 [人件費 10,442千円、消耗品費・役務費他 1,361千円]</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名															
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク															
21	人命救助者等見舞金	A協議会 B幹事会 C専門部会															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町												
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	町民課	健康福祉課	健康福祉課												
根拠法令等			津久井町町民活動保険（ふれあい保険）取扱要綱														
歳出予算額（平成16年度）	1,000千円		3,000千円														
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円														
【事務事業の内容】	<p>【目的】 人命救助者等が災害を受けたとき、その者または遺族に対し見舞金を贈呈する。</p> <p>【内容】 人命救助者等見舞金 見舞金の額 死亡 3,000千円 傷害 1,500千円 以内 実績 13・14・15年度該当する事業なし</p>	該当なし	<p>【目的】 人命救助者等が災害を受けたとき、その者または遺族に対し見舞金を贈呈する。</p> <p>【補償内容】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>傷害</td> <td>熱中・日射</td> </tr> <tr> <td></td> <td>細菌性食中毒</td> </tr> <tr> <td></td> <td>O-157</td> </tr> <tr> <td>死亡 1,300万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>入院 1日 5,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>通院 1日 3,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </table>	傷害	熱中・日射		細菌性食中毒		O-157	死亡 1,300万円	300万円	入院 1日 5,000円	3,000円	通院 1日 3,000円	2,000円	該当なし	該当なし
傷害	熱中・日射																
	細菌性食中毒																
	O-157																
死亡 1,300万円	300万円																
入院 1日 5,000円	3,000円																
通院 1日 3,000円	2,000円																

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	在宅福祉サービス供給事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	3,000千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅福祉サービスの充実を図るため、市民が相互に助け合うことを基本とした相模原市社会福祉協議会が実施する家事援助・介助サービス事業に対して助成する。（平成元年度開始）</p> <p>【内容】 サービスの種類 ア 基本サービス 相談員の定期訪問による相談・指導等（無料） イ 個別サービス 協力会員による家事・介助等のサービス（有料） 個別サービスの概要 ア 利用時間 基本時間 午前9時～午後5時 超過時間 午前7時～午前9時、午後5時～午後7時、日曜日・祝日・年末年始は全日 イ 利用料金（協力会員への謝礼も同額） 年会費 1,000円 基本時間 1時間700円、30分350円 超過時間 1時間850円、30分425円 ウ 年間延べ利用者数 14年度1,863人、15年度2,815人 エ 年間延べ利用時間 14年度21,215時間、15年度17,633時間 オ 会員の状況 14年度（協力者219人、利用者291人） 15年度（協力者194人、利用者290人） *他に平成14年度は団体利用会員6団体 15年度は団体利用会員10団体 市社会福祉協議会へ定額補助 3,000千円</p> <p>在宅福祉サービス供給事業 23,890千円 【事業費内訳】 <歳出> 人件費 5,494千円 活動謝礼 15,681千円（協力会員へ） 旅費 660千円 その他経費 2,055千円 <歳入> 市補助金 3,000千円 会費収入 510千円（利用者、協力者 510人×@1,000）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	在宅福祉サービス供給事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	ふれあい交流会参加費 90千円 利用料収入 15,413千円（会計単位間繰入金収入 4,877千円）				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	ねたきり高齢者等おむつ支給事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業実施要綱	城山町ねたきり老人等紙おむつ購入費助成要綱		介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・相模湖町在宅ねたきり老人等介護用品給付事業運営要綱	藤野町要介護高齢者等介護用品購入費支給事業実施要綱
歳出予算額(平成16年度)	21,000千円	600千円	4,259千円	675千円	800千円
歳入予算額(平成16年度)	10,500千円	0千円	375千円	513千円	800千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 低所得世帯の在宅ねたきり高齢者、心身障害者(児)等の病苦及び介護者の労苦を軽減するため、紙おむつ等の支給を行う。</p> <p>【内容】 委託料 (21,000)</p> <p>対象者条件 低所得世帯(その者の属する世帯の生計の中心者の市民税課税が非課税又は均等割のみ課税の世帯)で、在宅の60歳以上のねたきり高齢者、在宅の心身障害者(児)等利用者負担なし</p> <p>申込方法 保健福祉総合相談課 在宅介護支援センターで受付</p> <p>支給方法 業者による宅配 年6回(奇数月)又は年2回(5月11月)</p> <p>種類及び枚数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人用 <ul style="list-style-type: none"> フラット L 1回 100枚 年600枚 M 1回 100枚 年600枚 オープン L 1回 50枚 年300枚 M 1回 60枚 年360枚 S 1回 60枚 年360枚 リハビリ LL 1回 50枚 年300枚 L 1回 50枚 年300枚 M 1回 50枚 年300枚 <p>・中人用</p> <ul style="list-style-type: none"> フラット 1回 100枚 年600枚 <p>・子供用</p> <ul style="list-style-type: none"> オープン SB 1回 100枚 年600枚 B 1回 100枚 年600枚 L 1回 100枚 年600枚 M 1回 100枚 年600枚 <p>・尿取りパット</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女兼用 1回 100枚 年600枚 男性用 1回 50枚 年300枚 <p>国庫補助 介護予防・生活支援事業補助金 事業費(21,000)×1/2</p> <p>14年度実績 紙おむつ 192,540枚 17,264,016円 尿取りパット 73,600枚 1,932,000円</p>	<p>【目的】 在宅のねたきり老人等で常時紙おむつを使用している者に対し、紙おむつの購入費の全部又は一部を助成することにより、その者が属する世帯の日常生活における経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 ・町内に住所を有し、次のいずれかに該当する者ただし、他の制度において助成を受けている者は除く (1)概ね65歳以上のねたきり老人又は、痴呆性老人で、在宅で常時紙おむつを必要と認められる者。 (2)身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者、在宅で常時紙おむつを必要と認められる者。 (3)その他町長が認める者</p> <p>【対象となる世帯】 対象者の属する世帯の生計中心者の前年度所得税課税年額140,000以下の世帯とする。</p> <p>【助成金の額】 ・生計中心者が前年所得税非課税世帯 紙おむつ購入費の全額。ただし、月額10,000円を限度とする。 ・生計中心者の前年所得税課税年額14,000円以下の世帯 紙おむつ購入品の2分の1の額(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨て)ただし、月額5,000円を限度とする。</p> <p>【請求方法】 補助金の交付を受けようとする者は、ねたきり老人等紙おむつ購入費助成金請求書に紙おむつを購入した領収書を添えて請求する。</p> <p>請求の期限 4月から9月まで 9月30日 10月から3月まで 3月31日</p> <p>14年度実績上半期 7件 下半期 7件 15年度実績上半期 8件 下半期 10件</p>	<p>【目的】 在宅のねたきり高齢者、痴呆性高齢者及び重度身体障害者に対し、病苦及び介護者の労苦を軽減するため、紙おむつ等の支給を行う。</p> <p>【内容】 委託料 (4,259千円)</p> <p>・対象者条件 在宅のねたきり高齢者、痴呆性高齢者及び重度身体障害者で紙おむつの必要が認められる者</p> <p>・利用者負担なし</p> <p>・申込方法 在宅介護支援センターで受付</p> <p>・支給方法 業者により毎月(年12回)宅配</p> <p>・種類及び枚数 パンツ型(パンツタイプ) パンツ型(テープタイプ) フラット型 尿パット</p> <p>*上記の種類から希望する製品を、各製品の梱包枚数を単位とし、月90枚を限度として支給</p> <p>・県補助金 介護予防・生活支援事業補助金 事業費(500千円)×3/4</p> <p>・14年度実績 紙おむつ 78,881枚 4,100,655円</p>	<p>【目的】 長期に亘って臥床している老人、一人暮らし老人及び痴呆性老人に対し、介護用品を給付又は貸与することにより、ねたきり老人等の健康増進、日常生活の便宜を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 紙おむつ(給付) 町内に居住している者でおおむね65歳以上のねたきり老人、一人暮らし老人及び痴呆性老人で要介護4.5の者。ただし、施設(特別養護老人ホーム、養護老人保健施設等)に入所されている方、病院等に入院されている方は、対象外となります。</p> <p>【助成金の額】 支給限度額 1回9,000円以内 年3回 ・世帯の所得税が非課税の場合は、利用者負担額は無し。 ・世帯の所得税が課税の場合は、利用者負担額は10%。</p> <p>【給付方法】 ・町が委託した業者へ希望する商品を対象者が直接注文する。 ・町から委託された業者が対象者の自宅へ配達</p> <p>【平成16年度予算】 需用費 675千円 特定財源 県補助金 483千円 自己負担金 30千円</p>	<p>【目的】 在宅で要介護状態にある高齢者で紙おむつ等介護用品が必要と認められる者に対し、介護用品の購入費の支給を行い、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 次に掲げる条件を満たしている者とする。 (1)65歳以上の者及び40～64歳で介護保険の特定疾病に該当する者 (2)町内に住民票があり、1年以上居住している者 (3)介護保険法の認定結果「介護度1～5」の者</p> <p>【内容】購入費の支給対象となる物品は、次に掲げる物品とする。 (1)紙おむつ (2)尿とりパット (3)使い捨て手袋 (4)清拭剤 (5)ドライシャンプー</p> <p>【支給額】 要介護状態の高齢者1人につき購入費の2分の1に相当する額。ただし、年間50,000円を限度とする。 【支給申請】要介護高齢者等介護用品購入費支給申請書を提出しなければならない。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い				専門部会名 保健福祉部会
事務事業番号 24	事務事業名 低所得者等援護事業				協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市被爆者等慰問金支給要綱				
歳出予算額(平成16年度)	94,629千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1.低所得者等緊急援護資金貸付資金交付金</p> <p>【目的】 一時的に生活に困窮している世帯で、緊急に援護が必要と認められる世帯等に対して資金の貸付を行い、もって対象者の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、相模原市社会福祉協議会の緊急援護資金貸付へ交付するもの。</p> <p>【内容】 相模原市社会福祉協議会への交付 (1,500)</p> <p>貸付の条件 貸付限度額 10万円(特に認めた場合は15万円) 高校等修学資金は1人月額2万円以内 据置期間 2ヶ月以内 高校修学資金は卒業後6ヶ月以内 償還機関 据置期間経過後20ヶ月以内 特認は経過後30ヶ月以内 高校等修学資金は据置期間後10年以内 償還方法 月払い又は一時払い 利子 無利子</p> <p>貸付の種類 生活・療養・出産・修学・支度・進学支度・高校等通学・その他</p> <p>貸付実績 12年度 14件 852,000円 13年度 36件 2,788,000円 14年度 32件 1,803,000円 15年度 41件 2,360,000円 *件数増加等による資金の運用状況の悪化に伴い交付金は増加していない</p> <p>【参考】 相模原市社会福祉協議会へ定額補助 (1,500)</p> <p>事業費内訳 <歳出> 消耗品(督促状宛名シール) 2 通信運搬費(郵送料) 52 貸付金支出 2,970 <収入> 市補助金 1,500</p>	該当なし	該当なし	該当なし(相模湖町社会福祉協議会に対応。) 参考 ・原爆被爆者数 4名 ・在宅の重度心身障害者福祉手当受給者 3名	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 24	事務事業名 低所得者等援護事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>償還金収入 750 前期未納支払資金残高 773 利息 1</p> <p>2.生活福祉資金利子補給交付金</p> <p>【目的】 生活福祉資金(県社協受託事業)を借り受けたものが県社協の定めた償還計画に基づき遅滞なく償還期限内に元金利子を償還した場合に利子の補給を行い、もって低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長を促進し、生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 相模原市社会福祉協議会への交付 (352) 生活福祉資金(県社会福祉協議会受託事業) 利子 3% 償還期間 3年～8年 利子補給者数 13年度 24人 268件 346,691円 14年度 23人 100件 94,237円 15年度 14人 72件 112,382円 年度末の利子額確定による交付(1月1日～12月31日までの期間に償還した利子の合計額)</p> <p>【参考】 相模原市社会福祉協議会へ交付 (352) *年度末の利子額確定後に交付</p> <p>3.被爆者等援護費</p> <p>【目的】 夏期及び年末慰問金を支給し、被爆者等を慰問する。</p> <p>【内容】 対象者 原子爆弾被爆者に対する援護の関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者 相模原市重度心身障害者福祉手当条例第4条第1号から第3号までに該当する者で、現在在宅している者</p> <p>基準日 夏期(6月1日 7月支給) 年末(11月1日 12月支給)</p> <p>事業費(92,777) 需用費 126 消耗品費等 126,000円 扶助費 92,651 夏期 5,000円 年末 8,000円</p> <p>原子爆弾被爆者 夏期 347人×@5,000円 年末 347人×@8,000円</p> <p>在宅重度心身障害者 夏期 6,700人×@5,000円 年末 6,830人×@8,000円</p> <p>【参考】 平成15年度事務事業の見直しにより以下のものについて15年度をもって廃止とした。 被保護世帯 施設入所者 養護老人ホーム 身体障害者更生援護施設 知的障害者援護施設 重症心身障害児施設 未帰還者留守家庭世帯</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い				保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名				協議ランク				
25	災害援護事業				A協議会 B幹事会 C専門部会				
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
根拠法令等	地域福祉課 相模原市災害弔慰金の支給に関する条例・ 相模原市小災害見舞金支給要綱・ 相模原市災害緊急特別融資要綱・ 相模原市大規模災害見舞金要綱・	福祉推進課 城山町災害弔慰金の支給等に関する条例・ 城山町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付・ に関する条例・ 城山町災害見舞金支給条例・ 城山町災害見舞金支給条例施行規則	健康福祉課 津久井町災害弔慰金の支給等に関する条例・ 津久井町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規・ 則・ 津久井町災害見舞金支給条例	健康福祉課 相模湖町災害弔慰金の支給等に関する条例・ 相模湖町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規・ 則・ 相模湖町災害見舞金支給要綱・ 災害弔慰金支給等に関する法律・施行令	健康福祉課 藤野町災害弔慰金の支給等に関する条例 藤野町災害見舞金支給条例 藤野町災害見舞金支給条例施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	22,500千円	11,200千円	8,900千円	3,502千円	1,061千円				
歳入予算額（平成16年度）	5,625千円	9,125千円	7,250千円	0千円	1,061千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 相模原市災害弔慰金の支給に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (5,000) (特財3,750)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族に対して弔慰金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族 ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *対象となる災害の程度 ア 市内で住居の滅失した世帯の数が5以上である災害 イ 県内で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合の災害 ウ ア又はイと同等の災害と認められる特別の事情のある場合で、厚生労働大臣が定める災害</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (2,500) (特財1,875)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた者に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に労働者災害補償保険法に規定する1級程度の障害がある者。ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *1級程度の障害 両眼失明、精神に障害を残し常に介護を要するもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの等</p>	<p>1. 城山町災害弔慰金の支給に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (5,000千円) (特財3,750千円)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族に対して弔慰金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族。但し、死亡者本人による故意または重大な過失により生じた場合や令第2条に規定する場合、町長の避難指示に従わなかった場合等は支給しない。 *対象となる災害 町民が令第1条に規定する災害で死亡した場合。</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (2,500千円) (特財1,875千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた町民に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に労働者災害補償保険法に規定する1級程度の障害がある者。ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *1級程度の障害 両眼失明、精神に障害を残し常に介護を要するもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの等 *対象となる災害の程度 町民が令第1条に規定する災害で負傷し又は疾病にかかった場合。</p>	<p>1. 津久井町災害弔慰金の支給等に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (5,000) (特財3,750)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族及び障害を受けた者に対して、弔慰金・見舞金を支給し、また被害を受けた世帯主に資金貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族。(死亡者の故意・重大な過失、法令に規定する場合等除く)</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 町1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (0円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた者に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に障害がある者。(災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する障害)但し、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものは除く。 *1級程度の障害 両眼失明、精神に障害を残し常に介護を要するもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの等</p>	<p>1. 相模湖町災害弔慰金の支給に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (1千円 節設定のみ) (特財3,750千円)</p> <p>【目的】 災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して弔慰金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した町民の遺族。但し、死亡者本人による故意または重大な過失により生じた場合や令第2条に規定する場合、町長の避難指示に従わなかった場合等は支給しない。 *対象となる災害 町民が令第1条に規定する災害で死亡した場合。</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (1千円 節設定のみ) (特財1,875千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた町民に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害があるもの。ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *1級程度の障害 両眼失明、咀嚼・言語機能喪失・精神・胸腹部臓器の機能に障害を残し常に介護を要するもの 両上肢をひざ関節以上で失った者等</p>	<p>1. 藤野町災害弔慰金の支給等に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (1千円 節設定のみ) (特財3,750千円)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族及び障害を受けた者に対して、弔慰金・見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族(死亡者の故意、重大な過失、法令に規定する場合を除く。) 対象となる災害 町民が令第1条に規定する災害で死亡した場合。</p> <p>支給額 生計維持者500万円 その他の者250万円 財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 町1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (0千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた者に対して、障害見舞金を支給し援護を図る。</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	災害援護事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>*対象となる災害の程度 ア 市内で住居の滅失した世帯の数が5以上である災害 イ 県内で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合の災害 ウ ア又はイと同等の災害と認められる特別の事情のある場合で、厚生労働大臣が定める災害</p> <p>支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 *対象となる災害の程度 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯。 *所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等) 貸付を受ける世帯はその所得が法第10条第1項に規定する要件に該当すること。 貸付額 世帯主が1ヶ月以上負傷 150万円 住居・家財に被害があった場合 家財1/3以上 150万円 半壊 250万円 全壊 270万円 完全に滅失 350万円 世帯主が1ヶ月未満の負傷で、かつ下記の被害と重複した場合 家財1/3以上 150万円 半壊 170万円 全壊 250万円 滅失・流失 350万円</p> <p>2. 城山町災害見舞金支給 被害者及び被災者見舞金 (200千円)</p> <p>【目的】 町民の災害による死亡又は障害に関し災害見舞金制度を設け、被害者及び被災者に災害見舞金を支給し、もって町民の生活安定と福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 対象 町内で火災、風水害、地震等の災害により被災し死亡又は障害を受け治療のため入院したとき。ただし、被災者又は遺族の故意若しくは重大な過失又は違法行為により発生した災害を受けたときは除く。</p> <p>見舞金額 住宅の全壊・流失の場合 70,000円 住宅の半壊・半壊の場合 35,000円 死亡 100,000円 負傷(10日以上入院) 30,000円</p> <p>*参考 日本赤十字、共同募金会、町社協からの見舞金支給もあり。</p>	<p>支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 *対象となる災害の程度 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯(主) *所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等)貸付を受ける世帯は、所得が法第10条第1項に規定する要件に該当すること。 貸付額 家財の1/3以上損害 150万円 半壊 170万円 全壊 250万円 完全に滅失 350万円 * ()内は、建て直す際に、被災した住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 世帯主が1ヶ月以上負傷があり、かつ下記の被害と重複した場合 家財等損害なし 150万円 家財の1/3以上損害 250万円 半壊 270万円 全壊 350万円 * ()内は、建て直す際に、被災した住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等</p> <p>2. 津久井町災害見舞金支給条例 被災者見舞金 (400千円)</p> <p>【目的】 交通事故その他の災害に関して応急的援護を行い、生活の安定と福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象 災害により死亡・治療による入院、災害に損壊等 見舞金額 死亡 90,000円(18歳以上) 70,000円(18歳未満) 負傷 2,000円/日 (10日以上入院・50,000円限度) 住宅の全壊・全壊流失 70,000円 15年実績 1件 住宅の半壊・半壊・床上浸水 35,000円 15年実績 0件</p> <p>*参考 日本赤十字、共同募金会からの見舞金支給あり。</p>	<p>支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 *対象となる災害の程度 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯。 *所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等) 貸付を受ける世帯はその所得が法第10条第1項に規定する要件に該当すること。 貸付額 世帯主が1ヶ月以上負傷 150万円 住居・家財に被害があった場合 家財1/3以上 250万円 半壊 270万円 全壊 350万円 世帯主が1ヶ月未満の負傷で、かつ下記の被害と重複した場合 家財1/3以上 150万円 半壊 170万円 全壊 250万円 滅失・流失 350万円</p> <p>2. 相模湖町災害見舞金支給要綱 (予備費対応)</p> <p>【目的】 町民の火災、風水害、地震等の災害による被災者に対し災害見舞金を支給し町民の生活安定と福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象 町内で火災、風水害、地震等の災害により被災し死亡したとき。ただし、被災者又は遺族の故意若しくは重大な過失により発生した災害を受けたときは除く。</p> <p>見舞金額 住宅の全壊・全壊の場合 70,000円 住宅の半壊・半壊の場合 35,000円 死亡 35,000円</p> <p>*平成13年度以降実績無し</p> <p>*参考 日本赤十字、共同募金会、町社協からの見舞金支給もあり。</p>	<p>支給額 生計維持者 250万円 その他の者 125万円</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 町1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 対象となる災害の程度 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項に掲げる被害を受けた世帯。 所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等) 貸付を受ける世帯は、所得が法第10条第1項に規定する要件に該当すること。 貸付額 世帯主が1ヶ月以上の負傷 150万円 住居・家財に被害があった場合 家財1/3以上 250万円 半壊 270万円 全壊 350万円 世帯主が1ヶ月未満の負傷で、かつ下記の被害と重複した場合 家財1/3以上 150万円 半壊 170万円 全壊 250万円 滅失・流失 350万円</p> <p>2. 藤野町災害見舞金支給条例 被害者及び被災者見舞金 (1,060千円)</p> <p>【目的】 町民の一般災害、交通災害に関し被害者及び被災者に災害見舞金を支給し、生活安定と福祉の向上に寄与する。</p> <p>見舞金額 住宅の全焼・全壊の場合 100,000円 住宅の半焼・半壊の場合 50,000円 死亡 100,000円</p> <p>日本赤十字、共同募金からの見舞金支給もあり。</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	災害援護事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>して見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>対象 市内で火災、風水害、地震等の災害により被災した市民。ただし、被災世帯に属する世帯員の故意又は重大な過失により被災したものは除く。</p> <p>見舞金額</p> <p>住宅の全焼・全壊流失 1人世帯 20,000円 15年実績 5件 2人世帯 50,000円 15年実績 2件</p> <p>住宅の半焼・半壊 1人世帯 10,000円 15年実績 件 2人世帯 20,000円 15年実績 6件</p> <p>住宅の床上浸水 1人世帯 5,000円 15年実績 件 2人世帯 20,000円 15年実績 件</p> <p>死亡 100,000円 重傷 30,000円 軽傷 10,000円</p> <p>*参考 日本赤十字、共同募金会、市社協から見舞金が支払われている。</p> <p>3. 相模原市災害緊急特別融資要綱 災害緊急特別融資預託金 (10,000)</p> <p>【目的】 被災者が緊急に必要な資金の借入れができない場合等低利で簡単に利用できる融資制度で被災者之生活の安定を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>対象者 「災害救助法」の適用を受けない風水害により、家屋の全壊・半壊・床上浸水以上の被害を受けた世帯で、被害を受けた世帯の構成員のうち、融資額を返済する能力を有する者。</p> <p>融資限度額 一世帯について100万円以内。ただし、住宅の改修工事等を伴うものについては、300万円以内。</p> <p>利率 年利 3%</p> <p>償還方法・期間 元利金等月賦償還 100万円まで 5年以内(据置期間6ヶ月) 100万円超える 7年以内(据置期間6ヶ月)</p> <p>担保・保証人 100万円まで 不要 100万円超える 必要に応じて保証人を徴する。</p> <p>融資方法等 約定により融資取扱金融機関(浜銀相模原駅前支店)へ融資の原資を預託(協調倍率1.4倍)し、融資申込み者から提出された書類により融資取扱金融機関が融資決定を行う。</p> <p>4. 相模原市大規模災害見舞金要綱 大規模災害見舞金 (予算なし 予備費対応)</p> <p>【目的】 大規模災害により被災した市町村に対し、見舞金を贈呈し、相模原市民の哀痛の意を表すとともに、被災者を激励する。</p> <p>【内容】</p> <p>対象 災害救助法の適用を受ける程度の災害のう</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																											
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会																											
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																											
25	災害援護事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																											
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																								
【事務事業の内容】	<p>ち、特に市長が認めた災害。</p> <p>見舞金の基準</p> <p>基準点数</p> <table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>死者</td><td>1人</td><td>10点</td></tr> <tr><td>行方不明者</td><td>1人</td><td>10点</td></tr> <tr><td>全壊・流失</td><td>1世帯</td><td>10点</td></tr> <tr><td>半壊</td><td>1世帯</td><td>5点</td></tr> <tr><td>床上浸水</td><td>1世帯</td><td>0.1点</td></tr> </table> <p>見舞金贈呈区分</p> <table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td colspan="3">上記点数を加えた結果</td></tr> <tr><td>200点以上1,500点未満</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>1,500点以上3,000点未満</td><td>30万円</td></tr> <tr><td>3,000点以上</td><td>50万円</td></tr> </table>	死者	1人	10点	行方不明者	1人	10点	全壊・流失	1世帯	10点	半壊	1世帯	5点	床上浸水	1世帯	0.1点	上記点数を加えた結果			200点以上1,500点未満	20万円	1,500点以上3,000点未満	30万円	3,000点以上	50万円				
死者	1人	10点																											
行方不明者	1人	10点																											
全壊・流失	1世帯	10点																											
半壊	1世帯	5点																											
床上浸水	1世帯	0.1点																											
上記点数を加えた結果																													
200点以上1,500点未満	20万円																												
1,500点以上3,000点未満	30万円																												
3,000点以上	50万円																												

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
26	行事等災害見舞金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	財務課	町民課	総務課	総務課
根拠法令等		城山町総合災害補償規程	津久井町総合災害補償規程	相模湖町総合災害補償規程	藤野町総合災害補償規程
歳出予算額（平成16年度）	1,000千円	2,112千円	2,320千円	790千円	841千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市が主催（共催）する行事等及び市が所有又は管理する公共施設等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【贈呈対象事故】 市主催事業における事故 懇談会の構成員等の往復途上の事故 市が管理する施設での事故 他</p> <p>【贈呈の制限】 原因が本人の故意または重大な過失による場合 原因が風水害、震災その他非常災害による場合 他の保険制度に基づき、市から給付金を受けられる場合</p> <p>【見舞金の額】 死亡 50万円 第1級 10万円（全治180日以上の傷害） 第2級 7万円（135日～179日の傷害） 第3級 5万円（90日～134日の傷害） 第4級 3万円（45日～89日の傷害） 第5級 1万円（15日～44日の傷害） 第6級 5千円（7日～14日の傷害）</p> <p>【支給実績】 13年度 66件 530,000円 14年度 50件 365,000円 15年度 69件 510,000円</p>	<p>【目的】 城山町が主催（共催）する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【対象事故】 学校教育業務（活動） 社会体育活動（行事） 社会文化活動（行事） 社会福祉活動（行事） 社会奉仕活動（ボランティア活動） 町が主催し、住民が参加する行事</p> <p>【制限】 被災者の故意 地震、噴火、もしくは津波またはこれらに随伴して生じた事故</p> <p>【見舞金の額】 死亡 500万円 後遺障害 15～500万円 入院（1～5日） 1万円 "（6～15日） 3万円 "（16～30日） 6万円 "（31～60日） 9万円 "（61～90日） 12万円 "（91日以上） 15万円 通院（6～15日） 1万円 "（16～30日） 3万円 "（31～60日） 4.5万円 "（61日以上） 6万円</p> <p>【支給実績】 13年度 0件 14年度 1件 10,000円 15年度 1件 30,000円</p>	<p>【目的】 町が所有又は管理する公共施設等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【対象事故】 町が管理する施設での事故 他</p> <p>【制限】 他の保険制度に基づき、町から給付金を受けられる場合</p> <p>【見舞金の額】 死亡 500万円 後遺障害 15～500万円 入院（1～5日） 1万円 "（6～15日） 3万円 "（16～30日） 6万円 "（31～60日） 9万円 "（61～90日） 12万円 "（91日以上） 15万円 通院（6～15日） 1万円 "（16～30日） 3万円 "（31～60日） 4.5万円 "（61日以上） 6万円</p>	<p>【目的】 相模湖町が主催（共催）する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【対象事故】 学校の管理下にある者の活動 社会文化活動 社会体育活動 社会福祉活動 社会奉仕活動 その他町が主催する活動、行事等以上の活動等参加中の事故</p> <p>【制限】 被災者の故意 被災者の脳疾患、疾病等 地震、噴火、もしくは津波またはこれらに随伴して生じた事故</p> <p>【見舞金の額】 死亡 500万円 後遺障害 15～500万円 入院（1～5日） 1万円 "（6～15日） 3万円 "（16～30日） 6万円 "（31～60日） 9万円 "（61～90日） 12万円 "（91日以上） 15万円 通院（6～15日） 1万円 "（16～30日） 3万円 "（31～60日） 4.5万円 "（61日以上） 6万円</p>	<p>【目的】 藤野町が主催（共済）する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【対象事故】 学校管理下にある者の活動 社会文化活動 社会体育活動 社会福祉活動 社会奉仕活動 その他町が主催する活動、行事等以上の活動等参加中の事故</p> <p>【制限】 被災者の故意 被災者の自殺行為又は犯罪行為 被災者の脳疾患、疾病又は心身喪失 被災者の妊娠、出産又は流産 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに随伴して生じた事故 地震、噴火、もしくは津波又はこれらに随伴して生じた事故 核燃料物質もしくは核燃料によって汚染された物の放射性、爆発性その他有毒な特性もしくはこれらに随伴して生じた事故</p> <p>【見舞金の額】 死亡 500万円 後遺障害 15～500万円 入院（1～5日） 2万円 "（6～15日） 6万円 "（16～30日） 12万円 "（31～60日） 18万円 "（61～90日） 24万円 "（91日以上） 30万円 通院（6～15日） 2万円 "（16～30日） 6万円 "（31～60日） 9万円 "（61日以上） 12万円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い			保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名			協議ランク		
27	ボランティア活動指導者等災害保障保険料			A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	町民課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	5,000千円		3,000千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ボランティア活動を行う者が災害を負った場合に救済する制度で、市民が安心して活動できるようボランティア活動の推進を側面から支援する。</p> <p>【内容】 ボランティア活動指導者等災害保障保険料 対象者 ボランティア活動を行う者 市が主催する行事における直接参加者等 人命救助をした者 市内で発生した地震等の天災の際に、市民を援助するボランティア活動者 ～ は特約</p> <p>保障内容 損害賠償責任保険 (最高額)対人 1人1億、1事故5億円 対物 1事故 1,000万円(財物) 1事故 300万円(保管物)</p> <p>傷害保険 死亡 1人1,300万円 入院 1人5,000円(180日限度) 通院 1日3,000円(90日限度) 後遺障害 1人 39～1,300万円</p> <p>【実績】 対象件数 13年度(損害2件、傷害16件) 14年度(傷害22件) 15年度(損害1件、障害26件)</p>	該当なし	<p>【目的】 住民団体等(団体及び個人)が行う活動中に発生した事故を救済することにより、地域のコミュニティづくりに寄与し、社会の健全な発展に側面から支援する。</p> <p>【内容】 津久井町町民活動(ふれあい)保険 対象者(賠償責任保険) 津久井町 住民団体(住民により自主的に構成された団体) 指導者等 ・指導者(計画立案及び運営の指導的地位にある者又は準ずる者) ・個人(住民活動を実践している者)</p> <p>対象者(傷害保険) 指導者等、住民団体の構成員 住民団体及び個人が行う住民活動に参加した町民(町外者も含む) 人命救助にあたった者 火災現場の後始末に携わる者 国際友好の一環でホームステイを受け入れるホストファミリー 町内で営まれる通夜・告別式の会場の交通整理に携わる者 町内で発生した地震災害の復旧・救護活動のために町に来たボランティア、他自治体で発生した地震災害の復旧・救護活動を行う町民 ～ は特約</p> <p>補償内容 賠償責任保険 (最高額)対人 1人1億、1事故5億円 対物 1事故500万(財物) 1事故500万(保管物) 自己負担額 1事故5,000円(以下)</p> <p>傷害補償 死亡 1人1,300万 後遺障害 1人39万～1,300万 入院 1日5,000円(180日限度) 通院 1日3,000円(90日限度)</p> <p>傷害補償(熱中、日射、O-157) 死亡 1人300万 後遺障害 1人9万～300万 入院 1日3,000円(180日限度)</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
27	ボランティア活動指導者等災害保障保険料	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p>通院 1日2,000円(90日限度) 傷害補償(手術補償金) 入院補償金が支払われる場合、治療のために手術を受けるとき、入院補償日額に手術の種類に応じて定められた倍率(10、20、40倍)を乗じた額を支払う。</p> <p>【実績】 対象件数 13年度(傷害10件) 14年度(賠償2件、傷害18件) 15年度(傷害23件) 13年度は自治会活動保険、14年度以降は町民活動(ふれあい)保険</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	慰霊塔の維持管理	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市慰霊塔設置に関する条例			相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	
歳出予算額（平成16年度）	4,153千円	635千円	62千円	107千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 戦没者を合祀し、その霊を弔慰するため維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費（4,153） 需用費 925 消耗品費 103,000円 光熱水費 722,000円 施設修繕費 100,000円 役務費 50 手数料 5,000円 その他保険料 45,000円 委託料 3,178 施設等管理運営委託料 3,178,000円 構内清掃委託 松くい虫防除委託 慰霊塔管理委託 管理事務所警備委託 樹木剪定委託</p> <p>慰霊塔の概要 所在地 東大沼1丁目3,334番地外 合祀者数 2,148柱</p>	<p>【目的】 戦没者に対し弔慰を表し、慰霊碑周辺の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費 635千円 委託料 635 殉国碑前除草清掃委託料 136,900円 殉国碑植木剪定等業務委託 498,000円</p> <p>慰霊塔の概要 所在地 城山町久保沢二丁目2435-1</p>	<p>【目的】 先の大戦において、戦死した方々を追悼し、平和を祈念する。 町戦没者慰霊塔の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費（62） 役務費 40 草刈手数料 40,000円 使用料及び賃借料 22 慰霊塔敷地借上 21,750円</p> <p>慰霊塔の概要 所在地 青山2978番地外 合祀者数 475柱</p>	<p>【目的】 戦没者の英霊に対し敬意を表すとともに、英霊を弔慰するため維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費（107千円） 補助金 107,000円</p> <p>町遺族会へ慰霊塔の管理費として町から補助金を交付している。</p> <p>慰霊塔の概要 町内4地区に各1カ所。 与瀬地区 57柱 千木良地区 51柱 内郷地区 111柱 小原地区 10柱</p>	<p>該当なし 各地区遺族会で清掃を実施</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	慰霊祭開催事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市慰霊塔設置に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）	1,116千円	139千円	181千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市慰霊塔に合祀されている軍人・軍属等の御霊を弔慰する。</p> <p>【内容】 事業費（1,116） 報償費 8 謝礼 8,000円 需用費 193 消耗品費 193,000円 委託料 797 納骨の儀会場設置委託料 317,000円 合同慰霊祭壇設置委託料 480,000円 使用料及び賃借料 118 公共施設使用料 80,000円 納骨の儀放送機械賃借料 37,800円</p> <p>平成15年度実績 納骨の儀 10月12日 参加者 170名 （慰霊塔） 合同慰霊祭 10月17日 参加者 380名 （市民会館） 慰霊塔合祀者数 2,148柱</p>	<p>【目的】 戦没者に対し追悼の意を表することを目的とする。</p> <p>【内容】 事業費 139千円 需要費 139 消耗品費 77,000円 食料費 62,000円</p> <p>平成15年度実績 城山町追悼式 10月14日 参加者78名</p>	<p>【目的】 先の大戦において戦死した方々を追悼し、平和を祈念する。</p> <p>【内容】 事業費（181） 需用費 174 消耗品費（生花・供物等） 173,275円 役務費 7 手数料 6,450円</p> <p>平成15年度実績 慰霊祭 10月24日 参加者 126名 （町福祉会館） 慰霊塔合祀者数 475柱</p>	<p>【目的】 戦没者の英霊を弔慰するため開催。</p> <p>【内容】 相模湖町においては、4地区においてそれぞれ遺族会・自治会等が中心となり実施している。（慰霊祭に係る費用については各地区遺族会等で負担しているため、町からの支出は無し）</p> <p>平成15年度慰霊祭実施状況 与瀬地区 4月14日 参加者 60名 千木良地区 4月20日 参加者 50名 内郷地区 4月20日 参加者 80名 小原地区 8月15日 参加者 30名</p>	<p>【目的】 町内戦没者292柱の御霊を慰霊するとともにその冥福を祈るために巡拝供養を実施する。</p> <p>【内容】 町内5ヶ所において、遺族会、藤野町が主催し実施。（経費、遺族会で負担）</p> <p>平成15年度慰霊祭実施状況 実施日「平成16年3月19日」全地区 藤野地区 35名 佐野川地区 30名 名倉地区 20名 日連地区 25名 牧野地区 40名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	戦争犠牲者援護事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等				相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	
歳出予算額(平成16年度)	1,047千円	135千円	320千円	100千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	25千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>事業費 (1,047)</p> <p>報償費 136</p> <p>謝礼 56</p> <p>中国残留孤児等通訳 4人×@4,000円</p> <p>南方戦跡慰霊参加者 5人×@8,000円</p> <p>報奨金 80</p> <p>中国残留孤児等帰国 2人×@40,000円</p> <p>旅費 71</p> <p>普通旅費 71</p> <p>遺族会随行情(春) 1人×@18,300円</p> <p>遺族会随行情(秋) 1人×@34,000円</p> <p>遺族会評議委員会 1人×@18,300円</p> <p>需用費 14</p> <p>消耗品費 10</p> <p>食糧費 4</p> <p>負担金、補助金及び交付金 826</p> <p>運営費等補助金 826</p> <p>相模原市戦没者遺族会 550,000円 (会員数 1,029名)</p> <p>相模原原爆被災者之会 276,000円 (会員数 110名)</p>	<p>【目的】戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>事業費 (135千円)</p> <p>旅費 11</p> <p>普通旅費 11,000円</p> <p>需要費 41</p> <p>消耗品費 41,000円</p> <p>負担金、補助金及び交付金 83</p> <p>沖縄慰霊団参加者負担金 83,000円 1名×83,000円</p> <p>参考</p> <p>城山町遺族会 会員数95名 補助金 104千円</p>	<p>【目的】戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>事業費 (320)</p> <p>使用料及び賃借料 50</p> <p>南方戦跡慰霊参加者自動車借上 50,000円</p> <p>負担金、補助金及び交付金 270</p> <p>運営費補助金 270</p> <p>津久井町遺族会 270,000円 (会員数 301名)</p>	<p>【目的】戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>事業費 (100千円)</p> <p>補助金 100千円</p> <p>町遺族会運営費補助金 20,000円 (会員数 175名)</p> <p>南方諸地域戦没者慰霊参拝補助金 40,000円×2名=80,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>「各種社会福祉団体補助金(No.148)へ記入」</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	行旅病人・死亡人の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法
歳出予算額（平成16年度）	5,189千円	752千円	1,266千円	712千円	496千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	200千円	843千円	200千円	465千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になる場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（5,189千円） 需用費 13 消耗品費 13 葬儀用生花 5束 x @2,000円 白手袋 5組 x @ 315円 線香 2箱 x @ 500円 役務費 236 公告料 141 官報掲載料 11件 x @12,743円 手数料 95 死体検案料 2件 x @47,250円 委託料 1,890 事務作業等委託料 1,890 死亡人葬祭委託 10件 x 179,000円 扶助費 3,050 行旅病人医療費 5件 x @600,000円 行旅病人被服等 5件 x @ 10,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 15年度取扱件数 7件 取扱件数累計 215件 行旅病人 取扱件数累計 2件 昭和60年度、平成10年度各1件 納骨場所 相模原市無縁没者供養塔 （柴胡ヶ原墓地内 納骨可能数 220）</p>	<p>【目的】 市内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になる場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（752千円） 役務費 13 行旅死亡人官報掲載手数料 13,000円 委託料 689 行旅死亡人処置費 189,000円 行旅病人救護費 500,000円 使用料及び賃貸料 50 行旅死亡人遺骨保管場所使用料 50,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 15年度取扱件数 0件 行旅病人 15年度取扱件数 0件 納骨場所 宝泉寺内</p>	<p>【目的】 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になる場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（1,266千円） 報償費 412 謝礼 412 預骨謝礼（1体分） 40,000円 預骨料 15体 x 12月 x @2,000円 供養料 年4回 x @3,000円 需用費 157 消耗品費 157 本箱及び付属一式 @153,000円 供花 @ 3,150円 役務費 19 公告料 19 官報掲載料 1件 x @18,360円 使用料及び賃貸料 78 自動車借上料 78,000円 扶助費 600 行旅病人医療費 1件 x @600,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 15年度取扱件数 0件 取扱件数累計 15件 行旅病人 取扱件数累計 0件 納骨場所 町内寺院1箇所依頼</p>	<p>【目的】 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になる場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（712千円） 報償費 15 無縁墓地供養料 5回 x @3,000円 需用費 5 墓地花代 5束 x @ 700円 線香 1箱 x @ 600円 役務費 15 行旅死亡人検案書 3件 x @15,000円 委託料 477 行旅死亡人火葬一式 3件 x @145,000円 官報掲載料 3件 x @13,770円 扶助費 200 行旅病人医療費等 200,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 15年度取扱件数 3件 取扱件数累計 60件 行旅病人 取扱件数累計 0件 納骨場所 慈眼寺内無縁墓地</p>	<p>【目的】 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になる場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>「事業費」（496千円） 賃金 13千円 無縁墓地草刈賃金 12,300円 管理費 20千円 無縁墓地管理 20,000円 報償費 30千円 行旅死亡人取扱謝礼 30,000円 役務費 13千円 行旅死亡人官報掲載料 1件 x @13,000円 委託料 120千円 行旅死亡人火葬一式 1件 x @120,000円 扶助費 300千円 行旅病人医療費等 300,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 15年度取扱件数 4件 取扱件数累計 20件 行旅病人 取扱件数累計 0件 納骨場所 青蓮寺内無縁墓地</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	各種社会福祉団体補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	3,047千円	348千円	60千円	379千円	517千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>相模原市福祉のまちづくり推進協議会 【目的】 全ての市民が地域社会において生きがいに満ちた生活を営んでいけるような福祉のまちづくりを進める。 【構成】 78団体 社会福祉関係団体、保健医療関係団体、自治会、教育関係団体、民間奉仕関係団体、労働関係団体、関係行政機関 【補助金額】 2,090,000円</p> <p>相模原市保護司会 【目的】 更生保護事業推進のため、防犯・予防の世論の啓発と地域社会の浄化を図る。 【構成】 保護司定数：暫定定数 102名 【補助金額】 344,250円</p> <p>相模原市社会を明るくする運動 【目的】 全ての国民が非行・犯罪を防止し、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動。 【構成】 8機関、72団体 関係官公庁、更生保護団体、福祉関係団体、教育関係機関・団体、防犯関係団体、民間協力団体 【補助金額】 535,500円</p> <p>相模原市更生保護女性会 【目的】 明るい社会を築くため、女性の立場から更生保護事業の推進に協力するとともに、地域社会の浄化と防犯思想の普及徹底に努める。 【構成】 会員数 525名 女性保護司、保護司夫人、女性民生委員児童委員、篤志女性 【補助金額】 76,500円</p> <p>*上記4団体の事務局は地域福祉課に設置している。</p>	<p>城山町遺族会 【目的】 遺族の福祉増進と知徳の向上と、会員相互の親睦を図る。 【構成】 遺族会会員数 95名 【補助金額】 104,000円 城山町赤十字奉仕団 【目的】 日本赤十字奉仕団の基本方針に基づき身近な事柄に奉仕することを目的とする。 【構成】 奉仕団会員数 113名 【補助金額】 40,000円 城山町保護司会 【目的】 保護司法第1条の使命達成及び第13条に基づく津久井地区保護司会活動の協力を目的とする。 【構成】 保護司数 9名 【補助金額】 32,000円 ともしび運動懇話会 【目的】 県ともしび運動活動の推進を目的とする。 【構成】 会員数 26名 【補助金額】 40,000円 津久井地区保護司会 【目的】 保護司法第1条の使命達成及び第13条に基づく津久井地区保護司会活動を目的とする。 【構成】 保護司数 29名 【補助金額】 132,000円</p> <p>*、、、、は福祉推進課に事務局設置。但しは平成17年度より社会福祉協議会へ事務移管。</p>	<p>津久井町保護司会 【目的】 更生保護事業推進のため、防犯・予防の世論の啓発と地域社会の浄化を図る。 【構成】 保護司定数：暫定定数 8名 【補助金額】 60,000円</p>	<p>相模湖町分区保護司会 【目的】 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生を職務とする保護司からなる保護司会への支援により、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くことを目的とする。 【構成】 保護司数 6名 【補助金額】 相模湖町分区保護司会 5,000円 津久井地区保護司会 93,000円</p> <p>相模湖町更生保護女性会 【目的】 女性の立場から更生保護事業の推進に協力するとともに、犯罪のない明るい社会を築くために啓発運動等を実施する。 【構成】 会員数 17名 【補助金額】 なし</p> <p>相模湖町遺族会 【目的】 戦没者等の遺族からなる町遺族会への支援を通して英霊に対するの敬意を表すとともに戦没者遺族支援を図ることを目的とする。 【構成】 遺族会会員数 175名 【補助金額】 281,000円</p> <p>相模湖町赤十字奉仕団 【目的】 日本赤十字奉仕団の基本方針に基づき身近な事柄に奉仕することを目的とする。 【構成】 奉仕団会員数 29名 【補助金額】 なし</p>	<p>藤野分区保護司会 【目的】 藤野分区保護司会は、保護司法に定める保護司の使命の実現を目的に、会員相互の連携をとりつつ課題解決に積極的に取り組み、もって地域社会の浄化と、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。 【構成】 保護司数 6名 【補助金額】 藤野分区保護司会 48,000円 津久井地区保護司会 99,200円</p> <p>藤野町遺族会 【目的】 会員相互の親睦を図り戦没者の霊を慰め遺族の生活の安定を図ることを目的とする。 【構成】 会員数 198名 【補助金額】 遺族会へ369,000円 藤野町遺族会 219,000円 南方諸地域戦没者慰霊参拝補助金 150,000円 (75,000円×2名)</p> <p>藤野町日赤奉仕団 【目的】 赤十字奉仕団の基本方針に基づき、すべての人々のしあわせを願い明るく住みよい社会を築きあげていくため陰の力となり、身近な事柄に奉仕することを目的とする。 【構成】 会員数 93名 【補助金額】 0円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	防災ボランティア推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	468千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害に備えたボランティア団体等の活動体制を整備するため、相模原市社会福祉協議会が実施する防災ボランティアリーダー育成事業、防災ボランティアネットワーク活動に対し助成するもの。 (平成9年度新規) 補助率 10/10</p> <p>【内容】 防災ボランティアリーダーの育成(90千円、を含む) ・養成講座の開催(年1回開催) ・受講者累計322名(H9年77名、H10年37名、H11年52名、H12年30名、H13年36名、H14年51名、H15年39名) 目標300名 防災ボランティアフォローアップ研修の開催 ・研修の開催(年2回開催) 防災ボランティア活動用(防災訓練用)消耗品の購入(46千円) ・三角巾の購入 電話、ファックス利用料、通信運搬費 その他 ・ボランティア情報ネットワーク事業負担金 ・防災ボランティアネットワーク活動費助成 *市内の民間ボランティアネットワーク組織については、市社協が中心となり、平成11年9月に「防災ボランティアネットワーク」を設立し、「かながわ災害ボランティアネットワーク」(平成9年4月に設立)へ加入した。 市社協へ交付 468千円 ・ボランティアリーダーの育成 90千円 ・消耗品購入費 46千円 ・通信運搬費 236千円 ・その他 96千円 (会議費、ボランティア情報ネットワーク事業負担金、防災ボランティアネットワーク活動費助成)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
34	生活保護施設運営費補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	地域福祉課 介護施設及び更生施設運営費補助金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	5,082千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 被保護者が入所している県内の保護施設(生活保護法に規定する介護施設及び更生施設)に対し、施設の自主的で柔軟施設経営を促進し、福祉施設のサービス水準の維持・向上、地域間の均衡を図ることを目的に運営費補助金を交付する。</p> <p>【内容】 交付先 平塚ふじみ園</p> <p>補助金額 (5,082) @16,582円×15人×12ヶ月 =2,984,760円 処遇困難者分 @21,844円×8人×12ヶ月 =2,097,024円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	生活保護法に規定する医療機関及び介護機関の指定、指導及び施術機関の登録		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課 生活保護課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	4,664千円				
歳入予算額（平成16年度）	3,778千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活保護法に規定する医療機関及び介護機関の指定、指導及び施術機関の登録を行う。</p> <p>【内容】 事業費（1,194） 報酬 1,194 内科嘱託医 1人×15日×@31,300円 精神嘱託医 1人×13日×@31,300円 診療報酬点検員 @316,800円</p> <p>生活保護法第50条に基づく病院指導 ・委託している患者への適切な処遇の確保 ・生活保護法による医療扶助の適正な処理等の確認を目的に実施</p> <p>平成16年度実施予定病院 相和病院、東芝林間病院 相模病院、相模湖病院</p> <p>生活保護法第54条の2第4項に基づく介護機関指導 ・委託している患者への適切な処遇の確保 ・生活保護制度による介護給付の適正な処置等の確認を目的に実施</p> <p>平成16年度実施予定機関 JA訪問看護ステーション 新戸居宅介護支援センター</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
36	生活保護法に規定する保護施設等	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課 生活保護法	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>生活保護法による保護施設の認可、指導等を行う。</p> <p>市内に対応(指導等)施設は現在なし。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 37	事務事業名 市民福祉会館の管理運営事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	69,452千円	40,229千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>あじさい会館維持管理費 【内容】 本課分 (44,683千円) 施設賠償責任保険 清掃、警備等委託 社会福祉協議会委託分 (69,452千円) 人件費 管理業務等委託費 小破修繕費 その他</p> <p>相模原市立市民福祉会館の概要 【構造】 鉄筋鉄骨コンクリート造 地下1階、地上6階、塔屋1階 【規模】 建築面積 1,418.308㎡ 延床面積 7,071.531㎡</p>	<p>該当なし 【参考】 保健福祉センター維持管理事業費 【内容】 保健福祉センター建物・設備・その他全般の機能を維持し、管理する。 平成16年度予算額 (歳出) ○需用費(消耗品・燃料費・食糧費・光熱水費・備品修繕費・施設修繕費等) (11,016千円) ○役務費(通信運搬費・手数料・災害保険料) (467千円) ○委託料(総合管理業務・その他設備保守等) (25,893千円) ○使用料及び賃借料 (869千円) ○工事請負費 (1,680千円) ○備品購入費 (304千円)</p> <p>保健福祉センターの概要 【構造】 鉄筋コンクリート造 地上3階 【規模】 敷地面積 6,940㎡ 延床面積 2,808㎡</p>	<p>該当なし 【参考】 津久井町文化福祉会館は、津久井町立中央公民館と津久井町老人福祉センターとの複合施設で、管理運営は教育委員会生涯学習課にて担当しています。 【平成16年度予算】 維持管理費 37,180千円 自主事業費 115千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
38	法外援護事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課 相模原市法外援護支給要綱	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	3,960千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>生活保護費のうち被保護世帯等特別援護費 (3,960,000)</p> <p>【目的】 生活保護法による被保護者等または特定の住居を持たず、道路、公園等野宿生活を送っている状態にある者に対して法外援護を行うことにより、その自立を助長する。</p> <p>【内容】 1. 援護の種類・平成15年実績 (1) 被保護世帯新入学児童生徒援護 対象 ・翌年度小・中学校(部)に入学予定する児童生徒 金額等 1人につき5,000円 3月分支給 実績 154件 770,000円 (2) 被保護世帯保育所入所児童援護 対象 ・4月1日現在保育所に入所している児童 金額等 1人につき5,000円 5月分支給 実績 146件 730,000円 (3) 被保護者等臨時的経費 対象 ・被保護者が死亡等により住居を明渡すこととなった時の住居整備費 ただし、扶養義務者又は相続人がいるとき、遺留金等で負担ができる とき、生活保護法による扶助が受けられるとき、他からの援助が受けられるときは支給しない。 ・保護の適用にならない行路人等が目的地に赴くときの旅費等 金額等 援護を受けようとする者の申請により内容を審査し、援護の必要があると認めるとき、真にやむを得ないと認める金額を支給、又は現物を給付する 実績 246件 1,384,667円 (4) 行路人医療費等援護 対象 ・行路人が、医療機関を受診する場合の医療費及び受診する際に必要となる場合の被服費 金額等 援護を受けようとする者の申請により内容を審査し、援護の必要があると認めるとき、原則現物を給付する 実績 14件 323,350円</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>参考 《就学援助費の概要》 【目的】 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に基づく学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費の補助及び学校給食法に基づく学校給食費の補助並びに学校保健法に基づく医療費の補助等である。 (津久井町修学援助事務要領による)</p> <p>【援助対象額等】 生活保護法において教育扶助されない「修学旅行費」「医療費」について、就学援助費の対象とする。 修学旅行費：修学旅行に要する経費（交通費、宿泊費、見学科並びに保護者が均一に負担すべき記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料）</p> <p>【平成15年度実績】 小学校：1件 17,384円 中学校：2件 117,171円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	保健福祉総合相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総合相談課	福祉推進課・保健推進課・高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	47,688千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市高齢者保健福祉計画等により、高齢者等を対象とした保健・福祉サービスの総合的な提供と介護者の支援を図ることなどを目的として保健福祉総合相談課が設置された。次にあげる目的の達成のために、保健福祉総合相談システムの開発を行った。また、保健分野と福祉分野の横断的な相談に対応できるよう、一般職員のほか専門職（保健師、福祉職、相模原市社会福祉協議会職員）を配置している。</p> <p>初回相談対応窓口機能 保健福祉総合相談機能 保健福祉サービス調整機能</p> <p>【内容】 保健福祉総合相談システム ネットワーク概念 内部用端末設置箇所 31台（保健福祉総合相談課、福祉事務所、保健センター等の庁内措置・援護担当課）外部用端末設置箇所 21台（在宅介護支援センター18ヶ所、社会福祉協議会3ヶ所） 開発経費 平成9年度から11年度にかけて計 104,835,000円 相談受付等件数 32,938件 相模原市保健福祉総合相談業務委託契約 ・保健福祉総合相談課が所掌する事務の一部について社会福祉協議会に委託するもの。</p> <p>【参考】 端末等賃借料 19,954千円 専用回線使用料 19回線×12ヶ月×単価=8,067千円 運用支援委託料 90人日×単価=4,725千円 社会福祉協議会窓口業務委託料 2ヶ所分 14,123千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	基幹型在宅介護支援センター運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総合相談課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人福祉法第5条の4第2項第2号、第6条の2、第20条の7の2・在宅介護支援センター運営事業実施要綱・相模原市在宅介護支援センター運営事業実施要綱・相模原市在宅介護支援センター運営事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱）・城山町在宅介護支援センター実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱）・津久井町在宅介護支援センター実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱）・相模湖町在宅介護支援センター実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱・藤野町在宅介護支援センター実施要綱
歳出予算額（平成16年度）	330千円	15,730千円	12,185千円	9,247千円	11,997千円
歳入予算額（平成16年度）	330千円	10,800千円	9,138千円	5,694千円	6,847千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域型在宅介護支援センター（18ヶ所）を統括支援し、その資質向上のため在宅介護支援センター職員を対象にした研修・地域ケア会議を開催するために基幹型在宅介護支援センターをおく。また、在宅介護支援センター事業の円滑な運営を図るため在宅介護支援センター運営協議会を設置し、支援センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について検討を行う。</p> <p>【内容】 平成12年4月に設置。 基幹型在宅介護支援センターは市の直営。保健福祉総合相談課に専任職員2名（福祉職・保健師）を置き、南総合相談班に兼任職員2名（福祉職・保健師）を配置している。 平成16年度の計画としては、地域ケア会議（全体会）3回、地域交流会10回、在宅介護支援センター担当者協議会の開催等を予定している。 在宅介護支援センター運営協議会の構成員は医師会、歯科医師会、訪問看護ステーション、福祉施設、福祉団体等11団体16名。開催頻度は年2回の予定。 地域型在宅介護支援センターについては高齢者福祉課が所管し、相模原市社会福祉協議会等に委託している。</p> <p>【特財】 補助金名称：在宅介護支援センター運営事業費補助金（国庫補助金）330千円</p> <p>【参考】 基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所（2名） 研修講師謝礼 90千円 在宅介護支援センター運営協議会 委員謝礼 131千円 他、旅費・消耗品費・参考図書代 190千円</p>	<p>【目的】 在宅の要援護高齢者又は要援護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対しては各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係機関行政機関、サービス実施施設関係等との連絡調整等の便宜を供与し地域の要援護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 地域ケア会議を開催するとともに、地域型支援センターを支援するものであり、以下の定める事業を地域型支援センターと密接な連携を図りつつ、地域に積極的に出向き又は支援センターにおいて行うものとする。 （1）地域ケア会議の開催 介護予防・生活支援の観点から要介護となる恐れのある高齢者を対象に効果的な予防サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行う。 （2）地域型支援センターにより把握され、及び基幹型支援センターが自ら把握した要援護高齢者等の心身の状況等の情報を集約する。 （3）必要に応じて在宅福祉サービス利用状況等を他の支援センターに提供すること。 （4）各種保健福祉サービスの情報提供及び積極的利用についての啓発を行う。 （5）在宅介護等に関する各種の相談（面接・電話）を総合的に行う。 （6）要援護高齢者等の家族からの相談や介護談協力員からの連絡を受けた場合に、地域型支援センターと連携を取るとともに、必要に応じ、訪問等により在宅介護の方法等について指導助言を行う。 （7）当該所管地域において有用なインフォーマルサービスを新たに開発・普及し又、これに必要な住民組織化活動を行う。 （8）要援護高齢者等の家族からの相談や相談協力員からの連絡を受けた場合に、地域型支援センターと連携を取るとともに、必要に応じ訪問等により在宅介護の方法等について指導、助言を行う。 （9）地域の要援護高齢者等またはその家族の保健福祉サービスの利用調整を行う。</p>	<p>【目的】 在宅の要援護高齢者又は要援護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対しては各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係機関行政機関、サービス実施施設関係等との連絡調整等の便宜を供与し地域の要援護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 平成13年10月設置 津久井町社会福祉協議会に委託。 管理者1名、専任職員2名を配置。 平成16年の計画 相談事業 介護予防事業 地域ケア会議の開催 介護予防計画の作成 介護支援専門員支援 住宅改造相談 福祉用具展示会の開催</p> <p>【参考】 基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所 （兼任1名：専任2名） 委託料 12,185千円 特定財源 9,138千円</p>	<p>【目的】 在宅の要援護高齢者又は要援護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対しては各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係機関行政機関、サービス実施施設関係等との連絡調整等の便宜を供与し地域の要援護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 平成15年4月設置より相模湖町社会福祉協議会に委託（地域型と併せて委託） 専任職員2名を配置。 平成16年の計画 相談事業 介護予防事業 地域ケア会議の開催 介護予防計画の作成 介護支援専門員支援 住宅改造相談 福祉用具展示会の開催</p> <p>【参考】 基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所 （専任2名） 委託料 9,247千円 特定財源 5,694千円</p>	<p>【目的】 在宅の要援護高齢者又は要介護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対しては各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係機関行政機関、サービス実施施設関係等との連絡調整等の便宜を供与し地域の要援護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 平成12年4月設置。 藤野町社会福祉協議会に委託。 専任職員2名を配置。 平成16年度の計画 相談事業 介護予防事業 地域ケア会議の開催 介護予防計画の作成 介護支援専門員支援 住宅改造相談 福祉用具展示会の開催</p> <p>【参考】 基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所 （2名） 委託料 11,997千円 特定財源 6,847千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	基幹型在宅介護支援センター運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		(10) 福祉用具の展示、対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介、福祉用具の選定及び具体的な使用方法並びに高齢者向け住宅への増改築に関する相談及び助言を行う。			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	保健及び福祉に係る相談並びにサービスの決定（福祉事務所の主管に属するものを除く）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総合相談課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 初回相談対応窓口機能と保健福祉総合相談機能を実現することにより、複数の課が関係する横断的な相談への対応や保健と福祉など多方面に渡る適切な情報の提供を行い、また、各種申請書などの受付を行い、事業によってはサービスの決定まで行うなど市民の多様なニーズを一か所で受け止め、用件がなるべく相談窓口のみで完結することを目的とする。</p> <p>【内容】 申請受付 地域医療課、地域福祉課、子育て支援課、介護保険課等保健福祉部各課及び保健所 保健予防課等への申請。計75種類 平成15年度申請受付件数 22,996件 サービスの決定 高齢者福祉サービスのうちの寝たきり高齢者等移送サービス助成、生きがい デイサービス等16種類 平成15年度決定件数 5,138件(申請受付件数の内数) 専門相談 (1)母子相談（母子自立支援員による相談） ・相談員 2名×2ヶ所 ・相談日：月～金（予算は子育て支援課、所属は福祉事務所） (2)女性相談（婦人相談員による相談） ・相談員 2名×2ヶ所 ・相談日：月～金（予算は子育て支援課、所属は福祉事務所） (3)家庭児童相談員（家庭児童相談員による相談） ・相談員1名×2ヶ所 ・相談日：各窓口で週3回（予算は子育て支援課、所属は福祉事務所） ・住宅改修相談（一級建築士による相談） ・相談員1名×2ヶ所 ・相談日：各窓口で週2回（予算・所属は高齢者福祉課）</p>	該当なし	該当なし *各部署にて対応。	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	保健福祉サービス調整機構の運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総合相談課	高齢者福祉課 福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円			75千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円			37千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高齢者及び障害児等の保健福祉ニーズに対して、その処遇等を総合的に調整し、円滑でかつ効果的な保健福祉サービスの提供を図る。</p> <p>【内容】 保健福祉サービス調整会議 保健福祉サービスを総合的に調整するとともに個別処遇検討会を円滑に進めることを目的に開催する。構成員は保健福祉部内の関係課長及び地域保健課、中央保健センター所長。（平成15年度2回開催） 保健福祉サービス個別処遇検討会 個別ケースを対象とした保健福祉サービスを調整する。構成員はその事例に応じ、各担当等・関係者を招集して開催。（平成15年度40回開催）</p>	<p>高齢者については、該当なし 障害児者についても該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>【内容】 住民の地域保健及び福祉の向上に資するため、相模湖町保健福祉サービス調整機構を設置しその組織及び運営を推進する。 （県）地域福祉サービス調整機構運営費補助事業 補助率：県1/2 町1/2</p>	<p>藤野町保健福祉サービス調整機構平成13年3月31日廃止 下記となる。 社会福祉法の改正等を踏まえ、住民参加による、地域福祉計画の策定を平成15年3月末を持って完成。今後は管理運営を推進して行く。 藤野町保健福祉推進委員会 委員数 20名 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会 委員数 15名 障害者保健福祉計画策定部会 委員数 15名 幼児期から青年期の保健計画策定部会 委員数 15名 No133「地域福祉計画策定事業」に記載</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	重度障害者医療費助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市医療費助成条例・ 神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金・ 交付要綱	城山町重度障害者等の医療費扶助に関する規則・ 城山町の結核予防法、精神保健及び精神障害者・ 福祉に関する法律の公費負担対象医療費の一部・ 負担金に係る助成要綱・神奈川県重度障害者医・ 療費給付助成事業補助金交付要綱	(県)神奈川県重度障害者医療費給付助成事業・ 補助金交付要綱 (町)津久井町重度障害者医療費助成条例・ (町)津久井町重度障害者医療費助成条例施行・ 規則	相模湖町医療費の支給に関する条例・ 神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金・ 交付要綱	藤野町重度心身障害者等の医療費扶助に 関する規則 神奈川県重度障害者医療費給付助成事業 補助 金交付要綱
歳出予算額(平成16年度)	1,089,107千円	45,909千円	50,974千円	18,428千円	16,524千円
歳入予算額(平成16年度)	562,200千円	22,368千円	24,088千円	8,980千円	8,262千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I Q(知能指数)が35以下の方 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、 かつI Qが50以下の方、 1・2級の精神障害者保健福祉手帳を お持ちの方 の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 は市単独の対象者で、平成16年10月1日 から対象。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 対象者数(月平均) 県補助対象者 6,855人 市単独対象者 765人 合 計 7,620人</p> <p>助成金額(扶助費) 県補助対象者分 1,040,500千円 市単独対象者分 28,000千円 合 計 1,068,500千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・重度障害者医療費補助金 437,200千円 ・高額療養費返還金 125,000千円 合 計 562,200千円</p> <p>【電算システムの概要】 ・機種：NEC ・保守：NEC ・処理内容 資格判定 医療証発行 医療証年次更新処理(2年に1度) 償還払い 高額療養費調整 各種統計</p>	<p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。 精神医療費を受ける場合に要する公費負担対象 医療の一部負担金に対し、必要な助成を行うこと により、生活の安定を図る。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I Q(知能指数)が35以下の方 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、 かつI Qが50以下の方、 精神保健福祉法第32条の通院医療費公費負 担制度(自己負担額5%)適用者 の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>、 は重度障害者医療費関係、 は精神医療費関係。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 対象者実数 県補助対象者：329人(平成16年4月1日現在) 町単独対象者：165人(平成16年4月1日現在) 町単独対象者は精神保健福祉法第32条(患者 票取得者) 助成金額(扶助費) 県補助対象者分 44,736千円 町単独対象者分 720千円 合 計 45,456千円 県補助対象者分は重度障害者医療費関係、町 単独対象者分は精神医療費関係</p> <p>【特定財源の内訳】 ・重度障害者医療費補助金 22,368千円</p>	<p>【目的】 重度障害者の健康を保持するため、医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I Q(知能指数)が35以下の方 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、 かつI Qが50以下の方、 の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 対象者実数 ・H15年度月平均人数 413人 ・H16.4.1日現在人数 403人</p> <p>助成金額(扶助費) 扶助費合計 50,476千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・重度障害者医療費補助金 23,988千円 ・高額療養費返還金 100千円 合 計 24,088千円</p> <p>【電算システムの概要】 ・機種：NEC ・保守：町企画政策室(電算システム係) ・処理内容 医療証発行(再発行) 各種統計</p>	<p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入している方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I Q(知能指数)が35以下の方 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、 かつI Qが50以下の方、 の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 対象者実数 ・H15年度月平均人数 130人 ・H16.4.1日現在人数 133人</p> <p>助成金額(扶助費) 扶助費合計 18,204千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・重度障害者医療費補助金 8,980千円</p>	<p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I Q(知能指数)が35以下の方 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、 かつI Qが50以下の方、 の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 対象者実数 ・H15年度月平均人数 207人 ・H16.4.1日現在人数 155人</p> <p>助成金額(扶助費) 扶助費合計 16,524千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・重度障害者医療費補助金 8,262千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名										
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会										
事務事業番号	事務事業名		協議ランク										
7	障害者歯科診療事業		A協議会 B幹事会 C専門部会										
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町								
担当課名	地域医療課	福祉推進課・保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課								
根拠法令等	相模原口腔保健センタ 運営費補助金交付要綱												
歳出予算額（平成16年度）	43,811千円												
歳入予算額（平成16年度）	7,990千円												
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>一般の歯科診療所では治療困難な障害者の歯科診療を確保するため、相模原口腔保健センター内で障害者歯科診療を実施する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>補助金交付先 社団法人相模原歯科医師会</p> <p>内容</p> <p>1) 対象者 一般の歯科診療所では治療困難な障害者。ただし、全身麻酔や入院を要する者を除く。</p> <p>2) 受付 電話予約制。月曜日から金曜日（休日を除く）</p> <p>3) 診療内容 口腔衛生指導、治療、アフター・ケア</p> <p>4) 診療体制 歯科医師4人、歯科衛生士等9人、事務員1人</p> <p>5) 診療日 原則として週2日（火曜日・木曜日）午後1時から午後5時</p> <p>補助金積算内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1) 総事業費</td> <td style="text-align: right;">59,544千円</td> </tr> <tr> <td>2) 診療収入その他の収入</td> <td style="text-align: right;">15,733千円</td> </tr> <tr> <td>3) 補助基本額（1 - 2）</td> <td style="text-align: right;">43,811千円</td> </tr> <tr> <td>4) 補助金額</td> <td style="text-align: right;">43,811千円</td> </tr> </table> <p>【補助金の概要】</p> <p>名称 相模原口腔保健センタ 運営費補助金交付要綱</p> <p>補助率 補助対象事業に係る総事業費から診療収入、県補助金、雑入その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>【社団法人相模原歯科医師会の概要】</p> <p>目的 地域社会の住民の健康の保持、会員の学術研修等を行い、もって住民の健康の増進並びに公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>活動内容等</p> <p>1) 地域住民の健康増進 2) 休日急患歯科診療所の管理運営</p>	1) 総事業費	59,544千円	2) 診療収入その他の収入	15,733千円	3) 補助基本額（1 - 2）	43,811千円	4) 補助金額	43,811千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
1) 総事業費	59,544千円												
2) 診療収入その他の収入	15,733千円												
3) 補助基本額（1 - 2）	43,811千円												
4) 補助金額	43,811千円												

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	障害者歯科診療事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>3) 障害者歯科診療所の管理運営 4) 歯科医学の研究及び研修 5) 予防歯科医学の研究及び研修 6) 公衆衛生及び地域歯科医療活動 7) 歯科医療制度、社会保険その他関係法令の調査、研究等 8) その他</p> <p>役員構成 会長1人、副会長2人、専務理事1人、常務理事2人又は3人、理事15人以上22人以内、監事2人</p> <p>組織の状況 会員数304人、事務局長1人、職員4人</p> <p>市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>【特定財源】 名称及び内容 ・ 障害者歯科診療推進事業費県補助金 障害者歯科診療所の運営費補助事業に対する県補助</p> <p>・ 補助金額 7,990千円 ・ 補助率 定額補助</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	29		合併協議事項		
	各種事務事業の取扱い		専門部会名		
事務事業番号	10		保健福祉部会		
	事務事業名		協議ランク		
	ひとり親家庭等医療費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	地域医療課 ・相模原市医療費助成条例 ・神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱	福祉推進課 城山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則 ・神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱	児童福祉課 津久井町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱 ・神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱	こども課 相模湖町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 ・神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱	健康福祉課 藤野町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱 ・神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱
歳出予算額（平成16年度）	272,752千円	6,471千円	9,258千円	1,676千円	1,616千円
歳入予算額（平成16年度）	123,400千円	3,214千円	4,611千円	832千円	808千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。（対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで）</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。（児童扶養手当の一部支給水準以下と同額） 所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 、の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算</p> <p>県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 対象者数(月平均) 8,887人 助成金額(扶助費) 253,000千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 117,400千円 ・高額療養費返還金 6,000千円 合計 123,400千円</p> <p>【電算システムの概要】 ・機種： N E C ・保守： N E C</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。（対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで）</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。（児童扶養手当の一部支給水準以下と同額） 所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 、の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算</p> <p>県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 対象者数(月平均) 160人 助成金額(扶助費) 6,144千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 3,214千円</p> <p>【電算システムの概要】 ・機種： N E C (福祉医療システム) ・保守： N E C</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。（対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで）</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。（児童扶養手当の一部支給水準以下と同額） 所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 、の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算</p> <p>県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 対象者数(月平均) 360人 助成金額(扶助費) 8,640千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 4,611千円</p> <p>【電算システムの概要】 ・機種： N E C</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。（対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで）</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。（児童扶養手当の一部支給水準以下と同額） 所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 、の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算</p> <p>県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 対象者数(月平均) 77人 助成金額(扶助費) 1,600千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 832千円</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入している母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。（対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで）</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。（児童扶養手当の一部支給水準以下と同額） 所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 、の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算</p> <p>県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要 対象者数(月平均) 77人 助成金額(扶助費) 1,616千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金808千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	ひとり親家庭等医療費助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・処理内容 資格判定 医療証発行 医療証年次更新処理 償還払い 高額療養費調整 各種統計 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理内容 資格判定 医療証発行 医療証年次更新処理 各種統計 			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	老人保健医療給付費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	町民課	健康福祉課	町民課	町民課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法
歳出予算額（平成16年度）	28,040,441千円	1,151,738千円	1,765,609千円	749,475千円	840,000千円
歳入予算額（平成16年度）	26,362,583千円	1,075,596千円	1,653,744千円	703,147千円	787,230千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度（保険者・国・県・市がそれぞれの負担分を、特別会計において医療給付費として支出するもの）</p> <p>【老人医療受給者の要件】 次のいずれかに該当する保険加入者で、本市に居住地を有する者 75歳以上の者（平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする） 65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 高齢者の所得を判定し、一定以上の所得がある者（一定以上所得者）は医療費の2割を、それ以外の者（一般）は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費（内科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等）を支出する。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 老人医療受給者数(月平均) = 42,400人 受給者数の内訳（一定以上所得者 = 4,300人） （一般 = 38,100人） 医療給付費の支出額 = 28,040,441千円 （1人当たり医療給付費 = 1か月 55,111円）</p> <p>《特定財源の内訳》 （支払基金）医療費交付金 17,958,305千円 （国）医療費負担金 6,719,590千円 （県）医療費負担金 1,679,388千円 損害賠償返還金 5,000千円 医療給付費返納金 300千円 合 計 26,362,583千円</p> <p>《一般会計繰入金》 （市）医療給付費繰入金 1,677,858千円 医療給付費の支出額のうち、「（支払基金）医療費交付金」が保険者の負担分であり、「（国）医療費負担金・（県）医療費負担金・（市）医療給付費繰入金」が国・県・市のそれぞれの負担分である。</p>	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度（保険者・国・県・町がそれぞれの負担分を、特別会計において医療費（本町は、現物給付分を医療給付費、現金給付分を医療費支給費として分けている。このため、ここでは、2者を総称して医療費とする。）として支出するもの）</p> <p>【老人医療受給者の要件】 次のいずれかに該当する保険加入者で、本町に居住地を有する者。 75歳以上の者（平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする） 65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 高齢者の所得を判定し一定以上の所得がある者（一定以上所得者）は医療費の2割をそれ以外の者（一般）は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費（内科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等）を支出する。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 老人医療受給者数(月平均) = 1,788人 受給者数の内訳（一定以上所得者 = 125人） （一般 = 1,663人） 医療費の支出額 = 1,151,738千円 （1人当たり医療給付費 = 1か月 53,679円）</p> <p>《特定財源の内訳》 （支払基金）医療費交付金 694,879千円 （国）医療費負担金 304,569千円 （県）医療費負担金 76,142千円 損害賠償返還金 1千円 医療給付費返納金 2千円 その他 3千円 合 計 1,075,596千円</p> <p>《一般会計繰入金》 （町）医療給付費繰入金 76,142千円 医療給付費の支出額のうち、「（支払基金）医療費交付金」が保険者の負担分であり、「（国）医療費負担金・（県）医療費負担金・（町）医療給付費繰入金」が国・県・町のそれぞれの負担分である。</p>	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度（保険者・国・県・町がそれぞれの負担分を、特別会計において医療費（本町は、現物給付分を医療給付費、現金給付分を医療支給費として分けている。このため、ここでは、2者を総称して医療費とする）として支出するもの）</p> <p>【老人医療受給者の要件】 次のいずれかに該当する保険加入者で、本町に居住地を有する者 75歳以上の者（平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする） 65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 高齢者の所得を判定し一定以上の所得がある者（一定以上所得者）は医療費の2割をそれ以外の者（一般）は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費（内科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等）を支出する。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 老人医療受給者数(月平均) = 2,818人 受給者数の内訳（一定以上所得者 = 174人） （一般 = 2,644人） 医療費の支出額 = 1,765,609千円 （1人当たり医療給付費 = 1か月 52,212円）</p> <p>《特定財源の内訳》 （支払基金）医療費交付金 1,094,266千円 （国）医療費負担金 447,563千円 （県）医療費負担金 111,890千円 損害賠償返還金 5千円 医療給付費返納金 5千円 その他 15千円 合 計 1,653,744千円</p> <p>《一般会計繰入金》 （町）医療給付費繰入金 111,890千円 医療給付費の支出額のうち、「（支払基金）医療費交付金」が保険者の負担分であり、「（国）医療費負担金・（県）医療費負担金・（町）医療給付費繰入金」が国・県・町のそれぞれの負担分である。</p>	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度（保険者・国・県・町がそれぞれの負担分を、特別会計において医療給付費として支出するもの）</p> <p>【老人医療受給者の要件】 次のいずれかに該当する保険加入者で、本町に居住地を有する者 75歳以上の者（平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする） 65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 高齢者の所得を判定し、一定以上の所得がある者（一定以上所得者）は医療費の2割を、それ以外の者（一般）は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費（内科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等）を支出する。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 老人医療受給者数(月平均) = 1,184人 受給者数の内訳（一定以上所得者 = 76人） （一般 = 1,108人） 医療給付費の支出額 = 749,472千円 （1人当たり医療給付費 = 1か月 52,750円）</p> <p>《特定財源の内訳》 （支払基金）医療費交付金 471,506千円 （国）医療費負担金 185,312千円 （県）医療費負担金 46,329千円 合 計 703,147千円</p> <p>《一般会計繰入金》 （町）医療給付費繰入金 46,328千円 医療給付費の支出額のうち、「（支払基金）医療費交付金」が保険者の負担分であり、「（国）医療費負担金・（県）医療費負担金・（町）医療給付費繰入金」が国・県・町のそれぞれの負担分である。</p>	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度（保険者・国・県・町がそれぞれの負担分を、特別会計において医療給付費として支出するもの）</p> <p>【老人医療受給者の要件】 次のいずれかに該当する保険加入者で、本町に居住地を有する者 75歳以上の者（平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする） 65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 高齢者の所得を判定し、一定以上の所得がある者（一定以上所得者）は医療費の2割を、それ以外の者（一般）は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費（内科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等）を支出する。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 老人医療受給者数(月平均) = 1,392人 受給者数の内訳（一定以上所得者 = 85人） （一般 = 1,307人） 医療給付費の支出額 = 840,000千円 （1人当たり医療給付費 = 1か月 50,287円）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名							
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会							
事務事業番号	事務事業名	協議ランク							
20	老人保健医療給付費	A協議会 B幹事会 C専門部会							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
【事務事業の内容】	<p>【電算システムの概要】</p> <p>NEC 資格・所得・給付データを保有 システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) ・償還払い ・高額医療費の支給 ・統計 	<p>【電算システムの概要】</p> <p>NEC 資格・所得データを保有 システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) 	<p>【電算システムの概要】</p> <p>NEC 資格・所得データを保有 システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) 	<p>【電算システムの概要】</p> <p>日本電子計算(株) 資格・所得データを保有 システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) 	<p>《特定財源の内訳》</p> <p>(支払基金)医療費交付金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">523,380千円</td> </tr> <tr> <td>(国)医療費負担金 211,080千円</td> </tr> <tr> <td>(県)医療費負担金 52,770千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計 787,230千円</td> </tr> </table> <p>《一般会計繰入金》</p> <p>(町)医療給付費繰入金 52,770千円</p> <p>医療給付費の支出額のうち、「(支払基金)医療費交付金」が保険者の負担分であり、「(国)医療費負担金・(県)医療費負担金・(町)医療給付費繰入金」が国・県・町のそれぞれの負担分である。</p> <p>【電算システムの概要】</p> <p>日本電子計算(株) 資格・所得データを保有 システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) 	523,380千円	(国)医療費負担金 211,080千円	(県)医療費負担金 52,770千円	合計 787,230千円
523,380千円									
(国)医療費負担金 211,080千円									
(県)医療費負担金 52,770千円									
合計 787,230千円									

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	老人保健医療審査支払手数料	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	町民課	健康福祉課	町民課	町民課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法
歳出予算額（平成16年度）	139,308千円	5,254千円	7,598千円	3,477千円	3,627千円
歳入予算額（平成16年度）	137,139千円	5,196千円	7,368千円	3,389千円	3,544千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約1,270,000件 審査支払手数料の支出額 = 139,308千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約1,242,000件 136,078千円 支払基金交付金対象外分 約28,000件 3,230千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 137,139千円</p> <p>審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。 なお、「支払基金交付金対象分」の金額と「(支払基金)審査支払手数料交付金」の金額が相違するのは、前年度の交付金の精算額が平成16年度分に算入されているためである。</p>	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約48,192件 審査支払手数料の支出額 = 5,254千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約47,736件 5,196千円 支払基金交付金対象外分 約456件 58千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 5,196千円</p> <p>審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。</p>	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約69,000件 審査支払手数料の支出額 = 7,598千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約67,000件 7,368千円 支払基金交付金対象外分 約2,000件 230千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 7,368千円</p> <p>審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。</p>	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約31,000件 審査支払手数料の支出額 = 3,477千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約30,250件 3,389千円 支払基金交付金対象外分 約750件 88千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 3,389千円</p> <p>審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。</p>	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成16年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約31,820件 審査支払手数料の支出額 = 3,627千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約31,200件 3,554千円 支払基金交付金対象外分 約620件 73千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 3,544千円</p> <p>審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		
事務事業番号 22	事務事業名 県立千木良診療所敷地借上料		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	保健推進課		健康福祉課	
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)				503千円	
歳入予算額(平成16年度)				0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	【事業概要】 県立千木良診療所借地にかかる経費 【参考】 平成15年度決算額 502千円 平成16年度予算額 503千円 事業費の内訳 需用費 1 印紙代 1千円 使用料及び賃借料 502 県立千木良診療所敷地借地料 502千円	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会・審査部会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市社会福祉審議会：社会福祉法第7条第1項、相模原市社会福祉審議会条例・ 身体障害者福祉専門分科会：社会福祉法第11条・ 社会福祉審議会条例第6条・ 審査部会：社会福祉法施行令第3条 社会福祉審議会条例第7条				
歳出予算額（平成16年度）	4,194千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 障害者福祉に関する事項等の調査・審議する。 【内容】 1 身体障害者福祉専門分科会（20名うち11名は臨時委員） 審議事項 ・障害福祉に関する事項の調査審議 ・身体障害者更生支援施設又は養護施設の事業停止又は廃止を命ずる場合の意見 2 審査部会（12名） 審議事項 ・身体障害者の障害程度に関する事項 ・身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害が法別表に該当しないと認める場合の諮問の実施 ・身体障害者手帳交付に係る診断書交付医師に関する事項 ・身体障害者手帳交付のための診断書を交付する医師の指定及び取消に関する意見 ・更生医療を担当する医療機関に関する事項 ・更生医療を担当させる医療機関を市長が指定又は取り消す場合の意見 ・指定更生医療機関の医療種類の変更申請に対し、市長が承認することへの意見 開催回数 ・定例会 年3回開催（6、10、2月） ・審査会 年24回開催（月2回） 【参考】 身体障害者福祉専門分科会：20名うち11名は臨時委員 日額報酬12,600円 審査部会：12名 日額報酬19,000円 身体障害者手帳交付件数（平成15年度） ・新規交付件数：1,601件/年 ・紛失等再交付件数：320件/年 身体障害者手帳交付に係る診断書交付医師の指定：40件（平成15年度） 更生医療を担当させる医療機関（指定更生医療機関）の指定等（平成15年度） ・指定：0件 ・変更：4件	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	社会福祉協議会補助金（障害者・高齢者財産安全管理センター運営費）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	障害福祉課 相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則	高齢者福祉課 城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	健康福祉課 津久井町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	健康福祉課 相模湖町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	健康福祉課
歳出予算額（平成16年度）	5,049千円	4,699千円	863千円	808千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 日常生活（在宅）において、財産の保全または管理が困難な意思能力のある障害者及び高齢者の権利を擁護し、居宅生活の安定を図る。</p> <p>【内容】 実施主体：（福）相模原市社会福祉協議会 実施内容 （1）財産保全サービス 定期及び定額の預貯金通帳、実印、不動産の権利証等を金融機関の貸し金庫を利用して保管する。 （2）財産管理サービス 日常生活に必要な預貯金の出し入れや公共料金の支払の代行等を行う。 （3）権利擁護相談 弁護士による権利擁護相談等 （4）利用支援サービス 福祉サービスに関する情報提供、手続の援助及び利用料の支払（代行、代理等）、苦情解決制度の利用援助等を行う。</p> <p>【参考】 <対応> 専門員：3名 生活支援員：4名 権利擁護相談員：1名 <賃金、報償費（平成16年度）> 専門員：3名（賃金@174,500円×延べ36月＝6,282,000円） 生活支援員：4名（賃金@840円×6時間×500日＝2,520,000円） 審査会委員等報償費 審査会委員謝礼（@12,600円×4回×4人＝201,600円） 顧問弁護士謝礼（@30,000円×12月×1人＝360,000円） 権利擁護相談員謝礼（@25,000円×12月×1人＝300,000円） <契約状況> 平成16年度予算 （ ）内障害者数再掲 ・保全サービス：55（26）件 ・管理サービス：55（23）件 ・利用支援サービス：24（10）件 ・弁護士による権利擁護相談：18件</p>	<p>【目的】 痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人や身体に障害がある方などが、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な、金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類を預かり保管するなどの支援を通じて、高齢者や障害者等の権利擁護を図る。</p> <p>【内容】 ・福祉サービスの利用支援 福祉サービスの利用、利用料の支払い、苦情解決制度の利用、その他日常生活に必要な事務に関する手続きを行う。 ・日常的金銭管理サービス 年金及び福祉手当の受領、医療費の支払、税金、社会保険料、公共料金、家賃等の支払い、日用品等の代金の支払い、以上の支払いに伴う貯金の払い戻し、貯金の受け入れの手続きを代行を行う ・書類当預かりサービス</p> <p>【対象】 1．痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者等であること（但し、障害者手帳の有無に関わらない） 2．日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで適切に行うことができない。 3．契約締結能力（契約締結能力ガイドラインによる）がある。</p> <p>【実施方法】 実施主体：城山町社会福祉協議会</p> <p>【参考】 「対応」 専門員（社会福祉協議会常勤職員）1名 生活支援員（非常勤職員）1名 「賃金・報償費（平成16年度）」 顧問弁護士謝礼（@25,000円×10月×1人＝250,000円）</p>	<p>【目的】 痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人や身体に障害がある方などが、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な、金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類を預かり保管するなどの支援を通じて、高齢者や障害者等の権利擁護を図る。</p> <p>【内容】 実施主体（福）津久井町社会福祉協議会 実施開始 平成11年10月から 実施内容 ・福祉サービスの利用支援 福祉サービスの利用、利用料の支払い、苦情解決制度の利用、その他日常生活に必要な事務に関する手続きを行う。 ・日常的金銭管理サービス 年金及び福祉手当の受領、医療費の支払、税金、社会保険料、公共料金、家賃等の支払い、日用品等の代金の支払い、以上の支払いに伴う貯金の払い戻し、貯金の受け入れの手続きを代行を行う ・書類等預かりサービス ・権利擁護相談（平成16年6月より実施） 弁護士による権利擁護相談等</p> <p>【参考】 「対応」 専門員（社会福祉協議会常勤職員）1名 生活支援員（非常勤職員）4名 平成16年度予算 福祉サービス利用援助：5件 日常的金銭管理サービス：5件 書類等預かりサービス：2件 弁護士による権利擁護相談：3件 生活支援員：4名（賃金@13,000円×4名×12月＝624,000円） 審査会委員等報償費 審査会委員謝礼（@15,000円×2回×4人＝120,000円） 顧問弁護士謝礼（@25,000円×10月×1人＝250,000円）</p>	<p>【目的】 痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人や身体に障害がある方などが、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な金銭管理、預貯金、通帳や各種証書等の重要書類の預かり保管などの支援を通じて、高齢者、障害者等の権利擁護を図る。</p> <p>【内容】 （1）利用支援・金銭管理サービス 福祉サービスに関する情報提供・助言、手続きの援助及び契約の同行、代理等や苦情解決制度の利用手続き支援また、日常生活に必要な金銭の出し入れや、手続きの援助及び利用料、公共料金等の支払い代行を行う。 （2）書類等預かりサービス 定期及び定額の預貯金通帳、実印、不動産権利書等各種証券などを金融機関の貸し金庫を利用して保管する。</p> <p>【対象】 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者などで判断能力が不十分な方や金銭の管理に困っている方が対象になります。</p> <p>【実施主体】 神奈川県社会福祉協議会 国、県からの委託金を受け、町から1/3の補助を貰い事業運営を行なっている。</p> <p>【参考】 「対応」 専門員（社会福祉協議会常勤職員）1名 専門員（社会福祉協議会兼務職員）1名 生活支援員（非常勤職員等）5名 書類等預かりサービス 7件 利用支援・金銭管理サービス 8件 平成16年6月9日現在契約数 平成16年延べ相談訪問回数 相談236回 訪問174回</p>	<p>平成13年度補助金廃止</p> <p>地域福祉権利擁護事業（県社協委託） 日頃のちょっとしたお手伝いをするにより、住みなれた家で、（地域）で暮らせるように支援するため、次の業務を実施する。（対象：痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者） 福祉サービスの利用援助 福祉サービスを利用するための手続き、利用料を支払う手続き等 日常的金銭管理サービス 年金および福祉手当の受領に必要な手続き、医療費を支払う手続き等 書類等の預かりサービス 年金証書、預貯金の通帳等の保管 契約締結審査委員会を相模湖社協と合同開催 締結委員会委員5人（弁護士・医師・学識経験者・精神保健福祉士・社会福祉士） 「参考」 対応 専門員「社会福祉協議会常勤職員」1名 専門員「社会福祉協議会非常勤職員」1名 実施状況 問合せ相談 12件 利用に関する相談 149件 専門員等活動件数 161件 実利用者数 痴呆・高齢 2人・障害 2人・知的 1人 契約件数 福祉サービス利用支援 4件・日常的金銭管理 3件 生活支援状況 111回</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	社会福祉協議会補助金（障害者・高齢者財産安全管理センター運営費）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>生活支援員1名(賃金@920円×6時間×168日 = 927,360円 審査会委員謝礼 (@15000円×4回×5名 = 300,000円 権利擁護相談弁護士謝礼 (25,000円) 「契約状況」 平成16年度予算 福祉サービス利用援助 : 5件 日常的金銭管理サービス : 5件 書類等預かりサービス : 2件 弁護士による権利擁護相談 : 3件</p>	<p>< 契約状況 > 平成16年度予算 () 内障害者数再掲 ・保全サービス : 8 (2) 件 ・管理サービス : 1 8 (7) 件 ・利用支援サービス : 1 8 (6) 件 ・弁護士による権利擁護相談 : 1 0 回</p>	<p>【賃金・報酬費等事業費内訳】 生活指導員1,000円/時間×7時間/日×250日 /年 = 1,750,000円 交通費 300円/日×250日/年 = 75,000円 労働保険1,825,000円×10.5/1,000 = 19,162円 生活支援員 800円/時間×6時間/日×52週/ 年×3名 = 748,800円 交通費 300円/日×52週/年×3名 = 46,800円 労働保険 748,800円×5.5/1,000 = 4,118円 旅費交通費 45,600円(1,900円×2回/月 ×12ヶ月) 消耗品42,763円(ファイルFD、契約書資料等) 審査委員会費用弁償 小計 345,000円 弁護士30,000円×6回/年÷2町 = 90,000円 医師 25,000円×6回/年÷2町 = 75,000円 社会福祉士、精神保健福祉士、学識経験者 20,000円/回×6回×3名÷2町 = 180,000円 事業保険 98,000円 貸金庫費 50,000円 手数料 50,000円 上記予算の内808,000円を町から活動助成金と して頂いています。 生活指導員1,000円/時間×7時間/日×250日 /年 = 1,750,000円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	福祉バス提供事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市福祉バス提供事業実施要綱				
歳出予算額（平成16年度）	6,720千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 福祉団体が目的遂行のために行う行事に使用するバスを提供することにより、経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 対象：福祉団体等（身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者等） 実施方法：利用団体の申請に基づいて提供する。（1回につき2日間を限度とする。） 利用者負担：無料</p> <p>【参考】 提供団体数（平成16年度予算）17団体 <障害者団体> （身体障害者関係） ・相模原市身体障害者連合会 ・相模原市肢体障害者協会 ・相模原市視力障害者協会 ・相模原市聴覚障害者協会 ・相模原市車いす友の会 ・相模原市肢体不自由児者父母の会 ・相模原市傷痍軍人会 ・相模原市腎友会 ・生きる会（脳性マヒ者） （知的障害者関係） ・（社）相模原市手をつなぐ育成会 ・あじさい・青年学級（知的当事者） ・やまびこ会（相模原市自閉症児・者親の会） （精神障害者関係） ・みどり会（相模原市精神障害者家族会） （障害その他） ・相模原市障害者地域作業所等連絡協議会 （その他） ・相模原市戦没者遺族会 ・相模原市原爆被災者の会 ・相模原市母子寡婦福祉協議会 バス台数：日帰り36台、宿泊14台 計50台</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	障害者福祉団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	津久井町補助金等に係る予算執行に関する規則	相模湖町福祉活動補助金交付要綱	藤野町福祉団体活動補助金交付要綱
歳出予算額（平成16年度）	3,216千円	244千円	327千円	100千円	60千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 対象：市内福祉団体10団体 実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 交付団体（10団体） 市障害児者福祉団体連絡協議会 225千円 みどり会（市精神障害者家族会） 135千円 市身体障害者連合会 405千円 市傷痍軍人会 135千円 市肢体不自由児者父母の会 135千円 市腎友会 135千円 市失語症友の会 135千円 市手をつなぐ育成会 180千円 市自閉症児・者父母の会 135千円 市障害者地域作業所等連絡協議会（福祉ショップ含む） 1,596千円</p>	<p>【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 対象：町内福祉団体3団体 実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 交付団体（3団体） 町身体障害者福祉会 168千円 町肢体不自由児父母の会 48千円 町めばえ会 28千円</p>	<p>【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 対象：町内福祉団体2団体 実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 交付団体（3団体） 町身体障害者福祉会 219千円 町肢体不自由児父母の会 54千円 町のぞみの会 54千円</p>	<p>【目的】 会員各位の親睦を深めつつ、福祉の向上を図るため補助金を交付する。</p> <p>【内容】 対象：町内福祉団体1団体 実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 交付団体（1団体） 相模湖町身体障害者福祉会 100千円</p>	<p>【目的】 会員各位の親睦を深めつつ、福祉の向上を図るため補助金を交付する。</p> <p>【内容】 対象：町内福祉団体1団体 実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 交付団体（1団体） 藤野町たんぼほの会 60千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	支援費制度経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等・知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等・児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等・知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等・児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等・知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等・児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等・知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等・児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等・知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等・児童福祉法第21条の10等
歳出予算額（平成16年度）	5,601千円	434千円	344千円	268千円	191千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席（年16回） かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 支払総合システム回線：1回線 支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割（市/県）7% 平成16年4月1日現在市人口：620,599人 <平成16年度予算> 旅費 106千円 需用費 186千円 役務費（支払総合システム回線使用料） 90千円 委託料 189千円 負担金、補助及び交付金（かながわ支援費システム負担金）5,030千円 （一般事務費） 委託料（支援費システム保守委託料） 2,100千円 システム開発委託料（データクレンジング処理） 4,016千円</p>	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席（年12回） かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入</p> <p>【参考】 支払総合システム回線：1回線 支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割 <平成16年度予算> 旅費 21千円 需用費 61千円 役務費（支払総合システム回線使用料） 92千円 委託料 173千円 使用料及び賃借料 87千円</p>	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 支払総合システム回線：1回線 支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割（市/県）0.3% 平成16年4月1日現在町人口：29,268人 <平成16年度予算> 旅費 20千円 需用費 11千円 役務費（支払総合システム回線使用料） 18千円 委託料 220千円（かながわ支援費システム運営委託料）</p>	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席（年8回） かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 支払総合システム回線：1回線 支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割 平成16年4月1日現在市人口：10,357人 <平成16年度予算> 旅費 18千円 需用費 61千円 役務費（支払総合システム回線使用料） 108千円 委託料 0千円 負担金、補助及び交付金（かながわ支援費システム負担金） 78千円 神奈川県身体障害者・知的障害者福祉連絡協議会負担金 3千円</p>	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席（年8回） かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 支払総合システム回線：1回線 支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割 平成16年4月1日現在市人口：10,839人 <平成16年度予算> 旅費 21千円 需用費 42千円 役務費（支払総合システム回線使用料等） 45千円 （かながわ支援費システム負担金） 82千円 負担金補助及び交付金 神奈川県身体障害者・知的障害者福祉連絡協議会負担金 1千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	障害福祉相談員設置事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第12条の3・ 知的障害者福祉法第15条の2・ 相模原市障害福祉相談員設置要綱				
歳出予算額（平成16年度）	705千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、障害者に対する援護思想の普及など、障害のある者の福祉の増進に資する。</p> <p>【内容】 員数：身体障害者相談員17名 （身体障害者本人） 知的障害者相談員 9名 （保護者） 計26名 資格：原則として、民生委員及び児童委員の職になく、身体障害者当事者又は知的障害者の保護者 活動：主に、電話での相談 （全員ボランティア保険に加入） 報告：半年に一度、市に活動報告を行う 手当：月額2千円を半年毎に支給 研修：年1回実施</p> <p>【参考】 相談員謝礼 2千円/月額 研修講師謝礼 60千円 ボランティア保険 600円/一人あたり年</p> <p>障害種別相談員数 ・肢体不自由：10人 ・聴覚障害：2人 ・視覚障害：2人 ・腎臓機能障害：3人 ・知的障害：9人 障害者数（障害種別：平成16年4月現在） ・肢体不自由：7,320人 ・聴覚障害：1,081人 ・視覚障害：999人 ・腎臓機能障害：1,076人 ・知的障害：2,456人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																	
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会																																																	
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																	
15	身体障害者福祉バス（あじさい号）運行事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																														
担当課名	障害福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																																														
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・相模原市身体障害者用福祉バスあじさい号運行事業要綱																																																		
歳出予算額（平成16年度）	38,502千円																																																		
歳入予算額（平成16年度）	1,448千円																																																		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 車イス等を使用したままで乗車できる車両を運行することにより、通院・買い物等、日常生活の行動範囲を拡大し、障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者：歩行が困難な身体障害者で車イス等を使用している者 ・市内に住所を有している在宅者で、障害の程度がおおむね1級及び2級の下肢・体幹機能障害（児）者 ・上記者の介護人</p> <p>利用の範囲 病院への通院、入退院等 福祉施設への通所、入退所 福祉団体等が主催する事業 公共機関での手続き 買い物等</p> <p>台数：リフト付車両4台 （大型2台、小型2台）</p> <p>運行内容 日時：月～金…9：00～16：30 土 …9：00～11：30</p> <p>範囲：原則として、市内及び隣接市町</p> <p>利用者負担：無料</p> <p>実施方法：市社会福祉協議会に委託</p> <p>特定財源：国庫補助金（2/3） 身体障害者福祉費補助金 1,448千円</p> <p>【参考】 対象者数：市内に住所を有している在宅者で、障害の程度がおおむね1級及び2級の下肢・体幹機能障害（児）者：約2,900人 利用者負担：無料 台数：リフト付車両4台 （大型2台、小型2台） 平成15年度実績 ・申込件数5,691件 7,922人 （障害者5,068人、介護者2,854人） ・内容（医療6,620人、買い物16人、行事会議772人、ショートステイ41人、公的手続38人、その他施設204人、その他231人）</p>	<p>（城山町移送サービス事業） 事務事業番号D-6-23に記載</p> <p>【事業目的】 家庭において移送することが困難な高齢者及び重度身体障害者に対して、ハンディキャップ等を利用して移送を行うことにより、寝たきり高齢者等の福祉の向上を図る。</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【対象者】 （1）おおむね60歳以上のものであって床にしている状態がおおむね3ヶ月以上経過している者 （2）身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳に交付を受け、その障害の程度が1級又は2級であり、かつ、著しく歩行が困難な者 （3）町長が特に認めた者</p> <p>【利用の範囲】 （1）病氣治療（通院治療、入退院） （2）福祉施設への通所、入退所 （3）福祉団体等が主催する事業、会議に参加するとき （4）公共機関の手続き （5）買い物 （6）その他町長が認めたとき</p> <p>【運行範囲】 原則町内及び30キロ以内の近隣市町村</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>町内</td><td>片道200円</td></tr> <tr><td>町外5キロ未満</td><td>片道250円</td></tr> <tr><td>町外5～10キロ未満</td><td>片道300円</td></tr> <tr><td>町外10～15キロ未満</td><td>片道400円</td></tr> <tr><td>町外15～20キロ未満</td><td>片道500円</td></tr> <tr><td>町外20～25キロ未満</td><td>片道600円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>片道700円</td></tr> </table> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>委託料</td><td>7632千円</td></tr> <tr><td>補助金</td><td>3429千円</td></tr> <tr><td>利用者負担金</td><td>646千円</td></tr> </table> <p>【利用状況】 平成14年度 1196回 平成15年度 1596回</p>	町内	片道200円	町外5キロ未満	片道250円	町外5～10キロ未満	片道300円	町外10～15キロ未満	片道400円	町外15～20キロ未満	片道500円	町外20～25キロ未満	片道600円	その他	片道700円	委託料	7632千円	補助金	3429千円	利用者負担金	646千円	<p>（津久井町移送サービス事業） 事務事業番号D-6-23に記載</p> <p>【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、ハンディキャップ等による送迎を行い、外出の支援、社会参加の促進を図るとともに、介護者の負担の軽減を図り、高齢者の生活の向上を図る。</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【対象者】 町内に居住し次の各号のいずれかに該当し、交通機関の利用に支障のある者 （1）身体障害者の手帳交付を受けている者 （2）介護保険による要介護者及び要支援者 （3）前項に準ずる者で町長が認めた者</p> <p>【利用の範囲】 （1）医療機関への通院。 （病状悪化等緊急の場合を除く） （2）福祉施設への入退所時。 （3）官公庁への事務手続き （4）その他町長が必要と認めたとき</p> <p>【運行範囲】 原則として30キロ圏内</p> <p>【利用状況】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成12年度</td><td>6 7 2 8 回</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>6 8 4 3 回</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>7 8 8 7 回</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>8 5 5 4 回</td></tr> </table> <p>【参考】 町内に住所を有している在宅者で、障害の程度がおおむね1級及び2級の下肢・体幹機能障害（児）者 対象者： 218人</p>	平成12年度	6 7 2 8 回	平成13年度	6 8 4 3 回	平成14年度	7 8 8 7 回	平成15年度	8 5 5 4 回	<p>（相模湖町ハンディキャップ（リフト付）運行事業） 事務事業番号D-6-23に記載</p> <p>【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャップ等を行うことにより、交通の不便の解消、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図る。</p> <p>【事業内容】 歩行が不自由な65歳以上の高齢者で一般の交通機関の利用が困難な者 60歳以上の高齢者で下肢が不自由な者 障害者手帳の交付を受けている者等</p> <p>【利用者負担】 町内 一律 300円 町外1kmにつき 70円 50km以上 1km毎50円</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【利用状況】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度</td><td>町内 952回</td></tr> <tr><td></td><td>町外 1,377回</td></tr> </table> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事業委託料</td><td>1,799千円</td></tr> <tr><td>特定財源 県補助金</td><td>千円</td></tr> </table>	平成15年度	町内 952回		町外 1,377回	事業委託料	1,799千円	特定財源 県補助金	千円	<p>藤野町ハンディキャップ（リフト付）運行事業</p> <p>【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャップ等を行うことにより、交通の不便の解消、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図る。</p> <p>【事業内容】 歩行が不自由な65歳以上の高齢者で一般の交通機関の利用が困難な者 60歳以上の高齢者で下肢が不自由な者 障害者手帳の交付を受けている者等</p> <p>【利用者負担】 町内 一律 600円 相模湖町・上野原町 1,000円 津久井町・城山町 1,200円 相模原市・八王子市 1,800円＋待機時間 （利用料は、往復）</p> <p>【実施方法】 藤野町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【利用状況】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度</td><td>町内 238回</td></tr> <tr><td></td><td>町外 283回</td></tr> </table> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事業委託料</td><td>4,005千円</td></tr> <tr><td>（うち、障害者分）</td><td>327千円</td></tr> <tr><td>特定財源 県補助金</td><td>218千円</td></tr> </table>	平成15年度	町内 238回		町外 283回	事業委託料	4,005千円	（うち、障害者分）	327千円	特定財源 県補助金	218千円
町内	片道200円																																																		
町外5キロ未満	片道250円																																																		
町外5～10キロ未満	片道300円																																																		
町外10～15キロ未満	片道400円																																																		
町外15～20キロ未満	片道500円																																																		
町外20～25キロ未満	片道600円																																																		
その他	片道700円																																																		
委託料	7632千円																																																		
補助金	3429千円																																																		
利用者負担金	646千円																																																		
平成12年度	6 7 2 8 回																																																		
平成13年度	6 8 4 3 回																																																		
平成14年度	7 8 8 7 回																																																		
平成15年度	8 5 5 4 回																																																		
平成15年度	町内 952回																																																		
	町外 1,377回																																																		
事業委託料	1,799千円																																																		
特定財源 県補助金	千円																																																		
平成15年度	町内 238回																																																		
	町外 283回																																																		
事業委託料	4,005千円																																																		
（うち、障害者分）	327千円																																																		
特定財源 県補助金	218千円																																																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
16	障害児者入浴サービス事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	(国)相模原市障害者入浴サービス事業運営要綱・相模原市障害者入浴サービス事業実施要綱	城山町入浴サービス事業実施要綱	津久井町入浴サービス事業実施要綱	相模湖町在宅障害者訪問入浴サービス事業実施要綱	藤野町重度障害児者巡回入浴サービス事業実施要項	
歳出予算額(平成16年度)	30,413千円	5,841千円	11,989千円	1,532千円	300千円	
歳入予算額(平成16年度)	15,206千円	161千円	1,752千円	1,267千円	300千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅において入浴が困難な障害者に対し、入浴サービスを提供し健全で安らかな生活を営むことができるよう援助するとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象：市内に居住する重度障害者(身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2)で、家庭において入浴が困難な方(介護保険対象者を除く) 実施方法：民間業者に委託 特定財源：国庫補助金(1/2) 障害者入浴サービス事業補助金 15,206千円</p> <p>【参考】 平成16年度利用状況(見込) ・登録者人数・・・48人 ・延回数・・・・・・2,433回 利用者負担：無料</p>	<p>【目的】 家庭において入浴することが困難な高齢者及び重度心身障害者に対し、特殊浴槽を利用して入浴サービスを行うことにより、ねたきり高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 町内に居住するねたきり老人等で次の各号に該当する者 (1)自力で入浴することが困難でかつ、家庭では入浴させることが困難な者 (2)このサービスを受けることについて、家族の同意と医師の承認を受けている者</p> <p>【内容】 (1)入浴及び洗髪 (2)血圧、脈拍及び体温の測定 (3)健康相談、助言その他必要な措置</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会へ委託</p> <p>平成16年度予算 委託料 5841千円 特定財源：利用者負担額 161千円</p> <p>平成16年度 利用状況(見込み) 登録者 11人</p>	<p>【目的】 家庭において入浴の困難な、要介護者及び重度心身障害者に対して入浴サービスを提供することにより、衛生管理を行うとともに、健康な生活を維持できるよう援助を行い、また家族の身体的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 (1)訪問入浴サービス(入浴車両を利用) 対象：町内に居住する重度心身障害者(身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2)、又は要介護者で、家庭において入浴が困難な方 実施方法：津久井町社会福祉協議会に委託 利用者負担：1回 1,250円 *生活保護世帯 なし 事業費：1,989千円 特定財源： 障害者入浴サービス事業補助金 472千円 国庫補助金(1/2) 県補助金(1/4) 236千円 利用者負担金 180千円</p> <p>(2)施設入浴サービス(福祉施設を利用) 対象：町内に居住する要介護者及び重度心身障害者(身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2)、又は要介護者で、家庭において入浴が困難な方(介護保険サービス優先) 実施方法：津久井町社会福祉協議会に委託 利用者負担：1回 1,250円 *生活保護世帯 なし 事業費：10,001千円 特定財源：利用者負担金 864千円</p> <p>【参考】 平成16年度利用状況(見込) (訪問)・登録者人数・・・3人 ・延回数・・・・・・126回 (施設)・登録者人数・・・18人 ・延回数・・・・・・756回 利用者負担：1,250円</p>	<p>【目的】 在宅において入浴することが困難な在宅重度障害者に対して、移動入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを行うことにより重度障害者の福祉の向上及びその家庭の身体及び精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象：町内に居住する重度障害者(身体障害者手帳1・2級)で、自力で入浴することが困難なもの(家庭の同意及び医師の承認を受けている者) 実施方法：社会福祉協議会に委託 特定財源：国庫補助金(1/2) 障害者入浴サービス事業補助金 780千円 県費補助金(1/4) 487千円</p> <p>【参考】 平成16年度利用状況(見込) ・登録者人数・・・3人 ・延回数・・・・・・156回 利用者負担：無料</p>	<p>【目的】 在宅において入浴することが困難な在宅重度障害者に対して、移動入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを行うことにより重度障害者の福祉の向上及びその家庭の身体及び精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象：町内に居住する重度障害者(身体障害者手帳1・2級)で、自力で入浴することが困難なもの(家庭の同意及び医師の承認を受けている者) 実施方法：民間業者に委託 特定財源：国庫補助金(1/2) 障害者入浴サービス事業補助金 300千円 県費補助金(1/4) 150千円</p> <p>【参考】 平成16年度利用状況(見込) ・登録者人数・・・1人 ・延回数・・・・・・53回 利用者負担：所得階層により 「無料区分」 0円 「有料区分」 1,250円/回</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	重症心身障害児者通園事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	(国)重症心身障害児(者)通園事業実施要綱・相模原市市重症心身障害児(者)通園事業実施要綱				
歳出予算額(平成16年度)	18,123千円				
歳入予算額(平成16年度)	9,061千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に依る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させ、もって在宅重症心身障害児(者)の福祉の増進に資する。</p> <p>【内容】 在宅で生活している重症心身障害児(者)が施設に通園して、リハビリ訓練等をうけるもの 対象：市内在住の重症心身障害児者 実施方法：社会福祉法人等に委託 (福)慈恵療育会に委託 利用者負担：給食サービス利用料 (食費相当額)等の実費相当額 特定財源：国庫補助金(1/2) 心身障害児(者)福祉対策費補助金 9,061千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 利用者数 登録者数15名 平成16年度延べ利用者1,200人(見込み) (一日5人×240日) 重症心身障害児(者)数 ・施設入所者47人 ・入院 3人 ・在宅者 82人 在宅者については、平成16年1月21日現在 他は平成15年4月1日現在</p>	該当なし	該当なし	該当の事業はないが、相模湖町心身障害児通園事業バンドこあら教室において、重症心身障害児の療育や家庭への支援、相談、助言を行っている。	当該趣旨としては該当しない

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	手話・要約筆記通訳者養成・派遣事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・相模原市手話通訳者設置要綱・相模原市要約筆記通訳者派遣事業実施要綱	(福)神奈川聴覚障害者総合福祉協会手話通訳者・派遣事業実施要綱・(福)神奈川聴覚障害者総合福祉協会要約筆記者・派遣事業実施要綱			
歳出予算額(平成16年度)	8,923千円	48千円			
歳入予算額(平成16年度)	3,691千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 聴覚障害者のコミュニケーションを円滑化し社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を養成するとともに、設置、派遣する。</p> <p>【内容】 <手話通訳者等養成事業> 対象：手話通訳者、手話奉仕員及び要約筆記員を希望する方(市に登録し活動できる方) 実施方法：市社会福祉協議会に委託 <手話通訳者設置・派遣事業> 窓口設置：窓口において障害者の相談・手続き等の手話通訳にあたる。(相模原福祉事務所、南福祉事務所) 派遣：福祉事務所への派遣依頼により手話通訳者を派遣する。(市等が開催する大会等の通訳、個人的な用務で病院、市役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳) <要約筆記通訳者派遣事業> 派遣：福祉事務所への派遣依頼により手話通訳者を派遣する。(市等が開催する大会等の通訳、個人的な用務で病院、市役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳) 特定財源：国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金3,691千円</p> <p>【参考】 実施の根拠：(国)市町村社会参加促進事業実施要綱に基づき実施。(国カリキュラムにそって実施) <手話通訳者等養成事業> 平成16年度 手話奉仕員養成講座(入門課程1講座(35時間)、基礎課程1講座(45時間)) 手話通訳者養成講座(基本課程1講座(35時間)) 要約筆記奉仕員養成講座(基本課程1講座(32時間)) <手話通訳者設置・派遣事業> 平成16年度予算 通訳者：4名 手話通訳者謝礼(4時間未満：4,000円、4時間以上6時間未満：6,000円、6時間以上：8,000円) 設置件数：79回</p>	<p>【目的】 聴覚障害者のコミュニケーションを円滑化し社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。</p> <p>【内容】 <手話通訳者・要約筆記者派遣事業> 派遣：(福)神奈川聴覚障害者総合福祉協会への派遣依頼により手話通訳者を派遣する。(町等が開催する大会等の通訳、個人的な用務で病院、役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳)</p> <p>【参考】 <手話通訳者・要約筆記者派遣事業> 平成16年度予算 手話通訳者・要約筆記者謝礼(6回)</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	手話・要約筆記通訳者養成・派遣事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>派遣件数：789回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市派遣 4時間未満 643回 <ul style="list-style-type: none"> 4～6時間 33回 6時間以上 17回 ・県派遣 2時間 44回 <ul style="list-style-type: none"> 3時間 19回 4時間 23回 5時間 0回 6時間 3回 7時間 4回 8時間 3回 <p><要約筆記通訳者派遣事業> 平成16年度 通訳者：23名 要約筆記通訳者謝礼（4時間未満：3,360円、 4時間以上6時間未満：5,040円、6時間以上 6,720円） 派遣回数：235回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会等派遣 <ul style="list-style-type: none"> 4時間未満 92回 4～6時間 4回 6時間以上 0回 ・個人派遣 <ul style="list-style-type: none"> 4時間未満 115回 4～6時間 13回 6時間以上 11回 				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	身体障害者スポーツ・レクリエーション等事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・(県)身体障害者スポーツ大会実施要綱	(県)身体障害者スポーツ大会実施要綱	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・(県)身体障害者スポーツ大会実施要綱	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・(県)身体障害者スポーツ大会実施要綱	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・(県)身体障害者スポーツ大会実施要綱
歳出予算額(平成16年度)	2,627千円	28千円	0千円	11千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	882千円	5千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 県身体障害者スポーツ大会 練習会への支援、参加者送迎、参加者贈 全国障害者スポーツ大会 参加者送迎 身体障害者作品展 看板作成 障害者スポーツ講座 8講座(卓球他) 障害者ふれあい文化講座 9講座(陶芸他) 特定財源：国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金 882千円</p> <p>【参考】 県身体障害者スポーツ大会 ・参加者：3回計191人(平成15年度実績) 選手送迎方法：借り上げバスにより市内から会場へ送迎 全国障害者スポーツ大会 参加者送迎：5人(H15年度実績) 選手送迎方法：借り上げバスにより市内から県庁まで送迎</p> <p>(大会バス送迎用バス使用料 平成16年度予算：11台 884千円)</p> <p>身体障害者作品展 看板作成(1回) 障害者スポーツ講座 参加者：8講座37回延べ1,225人(H16年度予算) 知的障害者含む 障害者ふれあい文化講座 参加者：9講座27回延べ556人(H16年度予算) 知的障害者含む</p>	<p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 県身体障害者スポーツ大会 参加者送迎、参加者贈</p> <p>特定財源：日本赤十字社神奈川県支部 県身体障害者スポーツ大会参加助成金 5千円</p> <p>【参考】 県身体障害者スポーツ大会 ・参加者(陸上競技会)：12人(平成15年度実績)</p> <p>選手送迎方法：町マイクロバスにより町内から会場へ送迎</p>	<p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進並びに活発的な精神活動の促進を図る。</p> <p>【内容】 県身体障害者スポーツ大会 参加者送迎、参加者贈</p> <p>【参考】 県身体障害者スポーツ大会(平成16年度見込) ・参加者：計0回 計0人 現在参加予定者なし 県身体障害者スポーツ大会(平成15年度実績) ・参加者：計2回 計2人</p> <p>日本赤十字社神奈川県支部より各市町村選手団宛の助成金5,000円有り</p>	<p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」 参加者に対し、昼食の手配等の支援(参加者贈)</p> <p>【参考】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」 ・参加者：3人(平成16年度実績)</p>	<p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」 参加者に対し、昼食の手配等の支援(参加者贈)</p> <p>【参考】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」 ・参加者：0人(平成16年度実績)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
20	身体障害児者支援費事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法、児童福祉法、身体・知的・児童福祉法に基づく居宅生活支援費、施設訓練等支援費の支給等に関する規則、身体・知的・児童福祉法に基づく居宅支援、施設入所等の措置に係る費用の徴収に関する規則、相模原市居宅生活支援措置実施要綱	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、障害児に係る児童福祉法施行細則、身体障害者福祉法施行細則、知的障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、津久井町身体障害者福祉に関する規則・津久井町知的障害者福祉に関する規則・津久井町障害児居宅生活支援費支給規則	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、
歳出予算額（平成16年度）	946,027千円	66,601千円	51,855千円	23,159千円	9,187千円	
歳入予算額（平成16年度）	465,129千円	49,950千円	40,085千円	17,367千円	4,592千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） 特定財源 国庫負担金（5/10）施設福祉対策費負担金（施設入所事業）183,942千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉事業費補助金（居宅介護事業・短期入所事業）234,538千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉対策費補助金（デイサービス事業）46,649千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 （平成16年度予算） デイサービス事業 109,066千円 利用回数：12,881回 居宅介護事業（知的障害者も含む） 461,577千円 （内訳） 居宅440,728千円 児童 20,849千円 ・居宅介護 利用実人数：470人（身体345人、知的98人、児童27人） 延利用時間：88,225時間 ・移動介護 利用実人数：1,071人（身体256人、知的566人、児童249人） 延利用時間：67,362時間</p>	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（基本的に国基準） ただし、学齢に満たない児童居宅支援にかかる利用者負担額は、一律0円で決定。 特定財源：施設支援事業 国庫負担金（5/10） 県費負担金（2.5/10） 28,627千円 居宅介護 国庫補助金（5/10） 県費補助金（2.5/10） 17,126千円 短期入所事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 105千円 デイサービス事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 4,092千円 【参考】 （平成16年度予算） デイサービス事業 5,456千円 利用回数：779回</p>	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） 特定財源 （施設入所事業） 身体障害者保護費国庫負担金（1/2） 20,490千円 身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金（1/4） 11,411千円 （居宅介護事業・短期入所事業） 国）在宅福祉事業費補助金（1/2） 5,436千円 県）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（1/4） 2,718千円 （デイサービス事業） 現在利用なし 【参考】 （平成16年度予算） 居宅介護事業（知的障害者も含む） 10,210千円 （内訳）居宅 10,047千円 児童 163千円 ・居宅介護 利用実人数 21人（身体20人、知的 1人、児童 0人）</p>	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） 特定財源 国庫負担金（1/2）身体障害者保護費負担金（施設入所事業）8,528千円 県費負担金（1/4）施設訓練等支援費負担金（施設入所事業）4,264千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉事業費補助金（居宅介護事業・短期入所事業）3,050千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金 1,242千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉事業費補助金（居宅介護事業・短期入所事業） 2,108千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（居宅介護事業・短期入所事業） 1,054千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉対策費補助金（デイサービス事業） 0千円 【参考】 （平成16年度予算） デイサービス事業 0千円 利用回数：0回 居宅介護事業（知的障害者も含む） 3,705千円 （内訳） 居宅3,705千円 児童 0千円</p>	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） 特定財源 国庫負担金（1/2）身体障害者保護費負担金（施設入所事業） 2,484千円 県費負担金（1/4）施設訓練等支援費負担金（施設入所事業） 1,242千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉事業費補助金（居宅介護事業・短期入所事業） 2,108千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（居宅介護事業・短期入所事業） 1,054千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉対策費補助金（デイサービス事業） 0千円 【参考】 （平成16年度予算） 居宅介護事業（知的障害者も含む） 0千円 利用回数：0回 居宅介護事業（知的障害者も含む） 0千円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	身体障害児者支援費事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	施設入所事業 367,884千円 延人数：1,368人（施設数25） 短期入所事業 7,500千円 利用実人数：42人延利用日数：916日	居宅介護・移動介護（知的障害者も含む） 22,835千円 利用実人数25人 延利用時間：9,000時間 施設支援事業 38,170千円 延人数：132人月（施設数9） 短期入所事業 140千円 利用人数：身体2人（延利用日数：10日）、児童2人（延利用日数：10日）	延利用時間：2,820時間 ・移動介護 利用実人数：8人（身体6人） 延利用時間：393時間 施設入所事業 40,982千円 延人数：132人（施設数 7ヶ所） 短期入所事業 666千円 利用実人数：3人延利用日数：80日	・居宅介護 利用実人数：2人（身体2人、知的0人、児童0人） 延利用時間：1,428時間 ・移動介護 利用実人数：0人（身体0人、知的0人、児童0人） 延利用時間：0時間 施設入所事業 17,057千円 延人数：48人（施設数3） 短期入所事業 2,397千円 利用実人数：3人延利用日数：288日	【参考】 （平成16年度予算） デイサービス事業 0千円 利用回数：0回 居宅介護事業（知的障害者も含む） 4,218千円 （内訳） 居宅 4,126千円 児童 92千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	身体障害児者補装具・日常生活用具給付事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
歳出予算額（平成16年度）	278,753千円	11,041千円	8,964千円	3,980千円	4,218千円
歳入予算額（平成16年度）	117,046千円	7,620千円	5,497千円	2,330千円	2,108千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 <身体障害者日常生活用具給付（国）> 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 <身体障害者補装具給付（国）> 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 <身体障害児補装具・日常生活用具給付（国）> 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。</p> <p>【内容】 <身体障害者日常生活用具給付（国）> 対象者：概ね障害程度が2級以上の者 種目：国制度41品目、市制度2品目（エアーマットレス、シャワーチェア） 費用負担：国の費用負担基準有だが、市の自己負担金補給制度により、全額市で負担 <身体障害者補装具給付（国）> 対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） 種目：16品目 費用負担：国の費用負担基準有だが、市の自己負担金補給制度により、全額市で負担 <身体障害児補装具・日常生活用具給付（国）> 対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） 種目：補装具20品目、日常生活用具35品目、市単独2品目（エアーマットレス、シャワーチェア） 費用負担：国の費用負担基準有だが、市の自己負担金補給制度により、全額市で負担 点字図書については、自己負担有り</p> <p>特定財源：国庫補助金（1/2）日常生活用具給付等事業補助金23,759千円、難病患者等居宅生活支援事業補助金406千円 ・国庫負担金（5/10）身体障害者福祉費負担金58,428千円 身体障害児福祉費負担金34,453千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p>	<p>【目的】 <身体障害者日常生活用具給付（県）> 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 <身体障害者補装具給付（国・県）> 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。</p> <p>【内容】 <身体障害者日常生活用具給付（県）> 対象者：概ね障害程度が2級以上の者 種目：国制度41品目 費用負担：国の費用負担基準有 <身体障害者補装具給付（国・県）> 対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） 種目：16品目 費用負担：国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） 種目：補装具20品目、日常生活用具35品目 費用負担：補装具は国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担。日常生活用具については国の費用負担基準有 点字図書については、自己負担有り</p> <p>特定財源：国庫負担金（1/2） 身体障害者保護費負担金 2,970千円 身体障害児保護費負担金 972千円</p>	<p>【目的】 <身体障害者日常生活用具給付（県）> 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 <身体障害者補装具給付（国・県）> 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。</p> <p>【内容】 <身体障害者日常生活用具給付（県）> 対象者：概ね障害程度が2級以上の者 種目：国制度41品目 費用負担：国の費用負担基準有 <身体障害者補装具給付（国・県）> 対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） 種目：16品目 費用負担：国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） 種目：補装具20品目、日常生活用具35品目 費用負担：補装具は国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担。日常生活用具については国の費用負担基準有 点字図書については、自己負担有り</p> <p>特定財源：国庫負担金（1/2） 身体障害者補装具交付費負担金 2,500千円 身体障害児補装具交付費負担金 600千円</p>	<p>【目的】 <身体障害者日常生活用具給付（県）> 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 <身体障害者補装具給付（国・県）> 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。</p> <p>【内容】 <身体障害者日常生活用具給付（県）> 対象者：概ね障害程度が2級以上の者 種目：国制度41品目 費用負担：国の費用負担基準有 <身体障害者補装具給付（国・県）> 対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） 種目：16品目 費用負担：国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） 種目：補装具20品目、日常生活用具35品目 費用負担：補装具は国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担。日常生活用具については国の費用負担基準有 点字図書については、自己負担有り</p> <p>特定財源：国庫負担金（1/2） 身体障害者保護費負担金 853千円 身体障害児保護費負担金 461千円</p>	<p>【目的】 <身体障害者日常生活用具給付（県）> 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 <身体障害者補装具給付（国・県）> 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。</p> <p>【内容】 <身体障害者日常生活用具給付（県）> 対象者：概ね障害程度が2級以上の者 種目：国制度41品目 費用負担：国の費用負担基準有 <身体障害者補装具給付（国・県）> 対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） 種目：16品目 費用負担：国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） 種目：補装具20品目、日常生活用具35品目 費用負担：補装具は国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担。日常生活用具については国の費用負担基準有 点字図書については、自己負担有り</p> <p>特定財源：国庫負担金（1/2） 身体障害者保護費負担金 1,019千円 身体障害児保護費負担金 709千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	身体障害児者補装具・日常生活用具給付事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【参考】</p> <p>平成16年度予算（）は市単</p> <p><身体障害者日常生活用具給付（国）></p> <p>給付件数：567件（22件）</p> <p>自己負担金補給額：2,937,216円</p> <p><身体障害者補装具給付（国）></p> <p>給付件数：7,848件（交付6,721件、修理1,127件）</p> <p>自己負担金補給額：24,692,150円</p> <p><身体障害児補装具・日常生活用具給付（国）></p> <p>給付件数：3,000件（補装具2,931件、日常生活用具69件）</p> <p>自己負担金補給額：8,266,235円</p>	<p>県負担金（1/4）</p> <p>身体障害者援護費負担金 1,485千円</p> <p>身体障害児言語事業費負担金 486千円</p> <p>県補助金（3/4）</p> <p>在宅障害者福祉対策推進事業補助金日常生活用具給付等事業補助金 1,707千円</p> <p>【参考】</p> <p>平成16年度予算</p> <p><身体障害者日常生活用具給付（県）></p> <p>給付件数：23件</p> <p><身体障害者補装具給付（国・県）></p> <p>給付件数：200件（交付180件、修理20件）</p> <p>自己負担金交付額660,000円</p> <p><身体障害児補装具給付（国・県）></p> <p>給付件数30件</p> <p>自己負担金補給額：216,000円</p> <p><身体障害児日常生活用具給付（県）></p> <p>給付件数：2件</p>	<p>県負担金（1/4）</p> <p>身体障害者補装具交付費負担金 1,250千円</p> <p>身体障害児補装具交付費負担金 300千円</p> <p>県補助金（3/4）</p> <p>重度身体障害者日常生活用具給付事業補助金 708千円</p> <p>重度身体障害児日常生活用具給付事業補助金 139千円</p> <p>障害者システム：なし</p> <p>【参考】</p> <p>平成16年度予算</p> <p><身体障害者日常生活用具給付（国）></p> <p>給付件数：10件</p> <p>自己負担金補給額：なし</p> <p><身体障害者補装具交付（国）></p> <p>件数：180件（交付140件、修理40件）</p> <p>自己負担金補給額：1,500,000円</p> <p><身体障害児日常生活用具給付（国）></p> <p>給付件数：3件</p> <p>自己負担金補給額：なし</p> <p><身体障害児補装具交付（国）></p> <p>件数：35件（交付30件、修理5件）</p> <p>自己負担金補給額：133,500円</p> <p>平成15年度実績</p> <p><身体障害者日常生活用具給付（国）></p> <p>給付件数：12件</p> <p>公費負担額：1,508,865円</p> <p>自己負担金補給額：なし</p> <p><身体障害者補装具交付（国）></p> <p>件数：272件（交付198件、修理74件）</p> <p>公費負担額：5,723,734円</p> <p>自己負担金補給額：1,394,289円</p> <p><身体障害児日常生活用具給付（国）></p> <p>給付件数：1件</p> <p>公費負担額：81,900円</p> <p>自己負担金補給額：なし</p>	<p>県負担金（1/4）</p> <p>身体障害者援護事業負担金 426千円</p> <p>身体障害児援護事業費負担金 326千円</p> <p>県補助金（3/4）</p> <p>在宅障害者福祉対策推進事業補助金日常生活用具給付等事業補助金 360千円</p> <p>【参考】</p> <p>平成16年度予算</p> <p><身体障害者日常生活用具給付（県）></p> <p>給付件数：4件</p> <p><身体障害者補装具給付（国・県）></p> <p>給付件数：158件（交付150件、修理8件）</p> <p>自己負担金交付額569,035円</p> <p><身体障害児補装具給付（国・県）></p> <p>給付件数32件（交付28件、修理4件）</p> <p>自己負担金補給額：307,532円</p> <p><身体障害児日常生活用具給付（県）></p> <p>給付件数：3件</p>	<p>県負担金（1/4）</p> <p>身体障害者援護事業負担金 509千円</p> <p>身体障害児援護事業費負担金 354千円</p> <p>県補助金（3/4）</p> <p>在宅障害者福祉対策推進事業補助金日常生活用具給付等事業補助金 570千円</p> <p>【参考】</p> <p>平成16年度予算</p> <p>身体障害者日常生活用具給付（県）</p> <p>給付件数 9件</p> <p>身体障害者補装具給付（国・県）</p> <p>給付件数 120件（交付100件、修理20件）</p> <p>自己負担助成額 611,000円</p> <p>身体障害児補装具給付（国・件）</p> <p>給付件数 15件（交付10件、修理5件）</p> <p>自己負担助成額 425,000円</p> <p>身体障害児日常生活用具給付（県）</p> <p>給付件数 2件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	更生医療給付事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第13条の2・相模原市身体障害者補装具等自己負担金補給要綱	身体障害者福祉法第13条の2・	身体障害者福祉法第13条の2・(国)身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱・(県)身体障害者援護費県費負担金交付要綱	身体障害者福祉法第13条の2・	身体障害者福祉法第13条の2・
歳出予算額(平成16年度)	33,867千円	467千円	380千円	253千円	871千円
歳入予算額(平成16年度)	15,086千円	349千円	283千円	187千円	652千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 給付内容：診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置及び手術、病院又は診療所(指定医療機関)への収容、看護、移送など 費用負担：国の費用負担有だが、市自己負担金補給制度により、自己負担金を全額市が負担</p> <p>特定財源： 国庫負担金(5/10) 身体障害者福祉費負担金 15,086千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成16年度予算 給付者数：140人 給付延人数：792人</p>	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 給付内容：診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置及び手術、病院又は診療所(指定医療機関)への収容、看護、移送など 費用負担：国の費用負担有</p> <p>特定財源： 国庫負担金(1/2) 身体障害者保護費負担金 232千円 県負担金(1/4) 身体障害者援護費負担金 116千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算 給付者数：4人 給付延人数：4人</p>	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 給付内容：診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置及び手術、病院又は診療所(指定医療機関)への収容、看護、移送など 費用負担：国の費用負担による自己負担あり</p> <p>特定財源： 国庫負担金(5/10)：189千円 県負担金(1/4)：94千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・給付者数 3人 ・給付延人数 6人 ・県国保連支払手数料 2千円 ・更生医療給付費 378千円 平成15年度実績 ・給付者数 2人 ・給付延人数 5人 ・県国保連支払手数料 1千円 ・更生医療給付費 400千円 平成14年度実績 ・給付者数 4人 ・給付延人数 11人 ・県国保連支払手数料 1千円 ・更生医療給付費 774千円</p>	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 給付内容：指定医療機関へ医療費等の給付 費用負担：国庫負担金(1/2) 県費負担金(1/4)</p> <p>【参考】 平成16年度予算 給付者数：1人 給付延人数：1人 更生医療審査事務手数料 2千円 更生医療費 251千円</p>	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 給付内容：指定医療機関へ医療費等の給付 費用負担：国庫負担金(1/2) 県費負担金(1/4)</p> <p>【参考】 平成16年度予算 給付者数：3人 給付延人数：9人 更生医療審査事務手数料 2千円 更生医療費 869千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	障害者手帳交付診断料助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市身体障害者手帳等交付診断料助成要綱	城山町身体障害者手帳等交付診断料助成要綱	津久井町身体障害者手帳交付診断料助成要綱		藤野町身体障害者手帳診断料補助事業実施要綱
歳出予算額（平成16年度）	7,412千円	242千円	384千円		1千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者手帳等の交付申請に必要な診断書の作成及び、診断書作成に必要な診断・検査経費の一部を助成し、負担の軽減を図る。</p> <p>【内容】 対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 助成額：限度額4,000円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・助成件数1,853件 （身障分1,359件、精障分494件） 精神障害者保健福祉手帳新規発行件数（各年度4月1日現在） ・平成14年度： 749件 ・平成15年度： 927件 ・平成16年度： 1,130件</p>	<p>【目的】 身体障害者手帳交付のために要する診断料を助成することにより、手帳取得にかかる負担を軽減する。</p> <p>【内容】 対象者：身体障害者手帳の交付を受けた者 助成額：限度額4,000円</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・助成件数60件</p>	<p>【目的】 身体障害者手帳等の交付申請に必要な診断書の作成及び、診断書作成に必要な診断・検査経費の一部を助成し、負担の軽減を図る。（知的障害者の療育手帳交付の診断は、児童相談所が無料で行っている）</p> <p>【内容】 対象者：町内に居住する身体障害者手帳の交付を受けた者 （精神障害者手帳の診断料に対する助成は行っていない） 助成額：限度額4,000円 障害者システム：なし</p> <p>【参考】 平成14年度実績： 60件 219千円 平成15年度実績： 76件 293千円 平成16年度予算： 96件 384千円</p> <p>精神障害者保健福祉手帳新規発行件数（各年度4月1日現在） ・平成14年度： 11件 ・平成15年度： 18件 ・平成16年度： 2件</p>	<p>該当なし（平成16年度より廃止）</p> <p>精神障害者保健福祉手帳新規発行件数（各年度4月1日現在） ・平成14年度： 3件 ・平成15年度： 10件 ・平成16年度： 1件</p>	<p>【目的】 身体に重度の障害をもつ方が身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書の作成及び診断書作成に必要な診断・検査経費の一部を助成し、負担の軽減を図る。（知的障害者の療育手帳交付の診断は、児童相談所が無料で行っている）</p> <p>【内容】 対象者：障害が重いため身体障害者手帳の交付申請に際し、身障法第15条指定医の往診を求めることが止むを得ないと町長が認めた者 助成額：限度額7,000円 障害者システム：なし</p> <p>【参考】 平成14年度実績： 0件 0千円 平成15年度実績： 0件 0千円 平成16年度予算： 0件 0千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	住宅設備改善費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱・相模原市重度障害者住宅設備改善費助成要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱・城山町原市重度障害者住宅設備改良費補助要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱・津久井町重度障害者住宅設備改良費補助金交付事業実施要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱・相模湖町重度障害者住宅設備改良事業費補助金要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱・藤野町重度障害者住宅設備改良事業費補助金要綱
歳出予算額(平成16年度)	33,148千円	800千円	900千円	400千円	800千円
歳入予算額(平成16年度)	5,943千円	400千円	500千円	200千円	400千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者：身体障害者手帳1・2級の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額40万円) 天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円) 環境制御装置の設置(限度額60万円) 視覚障害者用音声インターネットソフトの購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入(補助率2/3限度額10万円) 特定財源： 県補助金(1/2, 10/10) 在宅障害者福祉対策事業補助金5,943千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成16年度予算見込助成人数：120人</p>	<p>【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者：身体障害者手帳1・2級の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額40万円) 天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円) 環境制御装置の設置(限度額60万円) 視覚障害者用音声インターネットソフトの購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入(補助率2/3限度額10万円) 特定財源： 県補助金(1/2, 10/10) 在宅障害者福祉対策事業補助金 400千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算見込助成人数：2人</p>	<p>【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成し、生活環境整備の促進を図ることにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者：身体障害者手帳1・2級の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額40万円) 天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円) 環境制御装置の設置(限度額60万円) 視覚障害者用音声インターネットソフトの購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入(補助率2/3限度額10万円) 特定財源： 県補助金(1/2, 10/10) 在宅障害者福祉対策事業補助金 500千円 障害者システム：なし</p> <p>【参考】 平成16年度予算 助成件数：3件 900千円 平成15年度助成状況(実績) 助成件数：1件 184千円 平成14年度助成状況(実績) 助成件数：0件(事業実績なし)</p>	<p>【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者：身体障害者手帳1・2・3級 + I050以下、知的障害I035以下の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額 1件40万円) ただし、所得区分に応じて自己負担額あり 特定財源： 県補助金(1/2) 在宅障害者福祉対策事業補助金200千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算見込助成件数：1件</p>	<p>【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者：身体障害者手帳1・2・3級 + I050以下、知的障害I035以下の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額 1件40万円) ただし、所得区分に応じて自己負担額あり 特定財源： 県補助金(1/2) 在宅障害者福祉対策事業補助金 400千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算見込助成件数：2件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	自動車運転訓練費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・相模原市下肢等障害者自動車運転訓練費助成要綱	城山町下肢等障害者自動車運転訓練費助成要綱	(町単)津久井町下肢等障害者自動車運転訓練費・補助事業実施要綱		(県)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・藤野町下肢等障害者自動車運転訓練費助成要綱
歳出予算額(平成16年度)	700千円	100千円	100千円		200千円
歳入予算額(平成16年度)	466千円	0千円	0千円		133千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下肢等の障害者が、自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害のある者 助成額：自動車教習所において、技能教習を受けるために直接要する費用の2/3以内の(限度額10万円)を助成する。 特定財源： 国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金 466千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成16年度予算見込 助成件数：7件</p>	<p>【目的】 自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、下肢等障害者が日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進する。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害を有する者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害を有する者 助成額：自動車教習所において、技能試験に合格するまで技能教習に直接要する費用の2/3以内の額(限度額10万円)。</p> <p>【参考】 平成16年度予算見込 助成件数：1件</p>	<p>【目的】 自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、下肢等の障害者が日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害のある者 助成額：自動車教習所において、技能教習を受けるために直接要する費用の2/3以内の額(限度額10万円)を助成する。</p> <p>特定財源： 国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金 0千円 障害者システム：なし</p> <p>【参考】 平成16年度予算見込 助成件数：1件 100千円 平成15年度助成状況(実績) 助成件数：0件(事業実績なし) 平成14年度助成状況(実績) 助成件数：0件(事業実績なし)</p>	該当なし	<p>【目的】 下肢等の障害者が、自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害のある者 助成額：自動車教習所において、技能教習を受けるために直接要する費用の2/3以内の(限度額10万円)を助成する。 特定財源： (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(2/3) 市町村障害者社会参加促進事業補助金 133千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算見込 助成件数：2件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	自動車改造費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・相模原市障害者自動車改造費助成要綱	城山町身体障害者自動車改造費助成要綱	(町単)津久井町重度身体障害者自動車改造費補助事業実施要綱		(県)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 藤野町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱
歳出予算額(平成16年度)	1,600千円	100千円	100千円		200千円
歳入予算額(平成16年度)	1,066千円	0千円	0千円		133千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、 ・ともに該当する者 自らが所有し運転する自動車で操縦操作等(ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部を改造する必要がある者 前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 助成額：改造に要する経費(限度額10万円) 特定財源：国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金 1,066千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成16年度予算 助成件数：16件</p>	<p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、その自動車を障害に適するように改造する経費を助成することにより、日常生活の利便を図る。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、 ・ともに該当する者 自らが所有し運転する自動車の操縦装置等の一部(ハンドル・ブレーキ・アクセル等)を改造する必要がある者 前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 助成額：改造に要する経費(限度額10万円)</p> <p>【参考】 平成16年度予算 助成件数：1件</p>	<p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、 ・ともに該当する者 自らが所有し運転する自動車で操縦操作等(ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部を改造する必要がある者 前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 助成額：改造に要する経費(限度額10万円) 特定財源：国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金 0千円 障害者システム：なし</p> <p>【参考】 平成16年度予算 助成件数：1件 100千円 平成15年度助成状況 助成件数：0件(事業実績なし) 平成14年度助成状況 助成件数：1件 100千円</p>	該当なし	<p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、 ・ともに該当する者 自らが所有し運転する自動車で操縦操作等(ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部を改造する必要がある者 前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 助成額：改造に要する経費(限度額10万円) 特定財源： (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(2/3) 市町村障害者社会参加促進事業補助金 133千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算 助成件数：2件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	自動車燃料費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市身体障害者自動車燃料費助成要綱	城山町重度障害者社会参加促進事業費助成要綱			
歳出予算額（平成16年度）	29,240千円	7,521千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の重度障害者等が自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成することにより、重度障害者等の社会参加及び生活圏の拡大を促進し、福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1・2級 （6,795人） ・知的障害者A1・A2 （1,259人） ・知能指数35以下と判定された者 （2,498人） ・特定疾患に罹患している者 （1,673人） ・小児特定疾患に罹患している者 （842人） ・精神障害者保健福祉手帳1・2級（842人） 助成額（燃料券） ・自己運転（自己所有）@1,000円×24枚 = 24,000円/年 ・家族運転（家族所有）@1,000円×12枚 = 12,000円/年 年度途中からの助成は、月割枚数を交付 タクシー利用料助成との重複受給不可</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・交付者数：1,900人（本人運転470人、 家族運転1,430人） ・利用枚数：28,440枚（本人運転11,280枚、 家族運転17,160枚）</p>	<p>【目的】 重度障害者の積極的な社会参加及び生活圏の拡大を進める一助として、重度障害者及び当該介護者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1・2・3級 （383人） ・知的障害者A1・A2 （54人） ・特定疾患に罹患している者（16年6月現在 把握者数） （22人） ・リウマチ患者で身体障害者手帳（6級以 上）を所持している者 （1人） ・精神障害者保健福祉法第32条の医療の適用 を受けている者 （165人） 助成額（ガソリン券） @600円×72枚=43,200円/年 年度途中からの助成は、月割枚数を交付 （4、5月に関しては満額を助成）</p> <p>現在社会参加促進事業として一本化されており タクシー券、バス共通カード、ガソリン券の内 から一つのみ選択。（タクシー券・バス共通カ ードは福祉タクシー 利用料助成事業内）</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・交付者数：270人 ・利用枚数：19,440枚</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	障害児者宿泊費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市障害児者等宿泊費助成				
歳出予算額（平成16年度）	5,754千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害児者が宿泊施設を利用した場合に宿泊費用の一部を助成し、社会参加の促進を図る。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 障害者更生相談所・児童相談所で知的障害と判定された者 (+ = 16,514人) 特定疾患に罹患している者 (2,498人) その他市長が認めた者 - の家族等介護者1名 助成内容：年度1回1泊分に対し、3,000円の助成</p> <p>【参考】 平成16年度予算見込み 利用者数：1,918人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	更生訓練費等支給事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法17条の14・ (国)身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱	身体障害者福祉法17条の14・ (県)身体障害者施設訓練等支援費等費負担金交付要綱	身体障害者福祉法17条の14・ (県)身体障害者施設訓練等支援費等費負担(補助)金交付要綱	身体障害者福祉法17条の14・ (県)身体障害者施設訓練等支援費等費負担金交付要綱	身体障害者福祉法17条の14・ (県)身体障害者施設訓練等支援費等費負担金交付要綱
歳出予算額(平成16年度)	2,913千円	283千円	76千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	1,456千円	212千円	56千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を市が負担する。 身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。 対象者 身体障害者更生支援施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額)から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者 身体障害者更生支援施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者 対象費用 更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月(施設種別ごとに異なる) ・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回(国基準) 就職支度金@36,000円 特定財源: 国庫負担金(5/10) 施設福祉対策費負担金1,456千円 障害者システム: 障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 平成16年度予算 ・受給者延人数: 更生訓練330人、通所5,276人</p>	<p>【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を町が負担する。 身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。 対象者 身体障害者更生支援施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額)から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者 身体障害者更生支援施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者 対象費用 更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月(施設種別ごとに異なる) ・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回(国基準) 就職支度金@36,000円 特定財源: 県負担金(3/4) 身体障害者更生訓練費給付費等補助金212千円 【参考】 平成16年度予算 ・受給者延人数: 更生訓練48人、通所243人</p>	<p>【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を市が負担する。 身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。 対象者 身体障害者更生支援施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額)から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者 身体障害者更生支援施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者 対象費用 更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月(施設種別ごとに異なる) ・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回(国基準) 就職支度金@36,000円 【参考】 平成16年度予算(該当者なし)</p>	<p>【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を町が負担する。 身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。 対象者 身体障害者更生支援施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額)から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者 身体障害者更生支援施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者 対象費用 更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月(施設種別ごとに異なる) ・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回(国基準) 就職支度金@36,000円 【参考】 平成16年度予算(該当者なし)</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	特別障害者等福祉手当支給事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	151,022千円				
歳入予算額（平成16年度）	112,683千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の障害児者に対し手当を支給し福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者 特別障害者手当：20歳以上の在宅の重度障害者で日常生活に常時特別の介護を必要とする者(国民年金障害等級の1級に該当する者のうち、特に重度の障害者) *障害基礎年金との併給可 障害児福祉手当：20歳未満の在宅の最重度障害児で日常生活に常時特別の介護を必要とする者(国民年金障害等級の1級に該当する者のうち、特に重度の障害児) 経過的福祉手当：昭和61年の法改正(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)の際、20歳以上の従来の福祉手当の受給者であって、特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない者(概ね国民年金障害等級の1級に該当する者)</p> <p>支給額(月額) 特別障害者手当：26,620円(旧26,860円)平成15年4月1日から 障害児福祉手当：14,480円(旧14,610円)平成15年4月1日から 経過的福祉手当：14,480円(旧14,610円)平成15年4月1日から</p> <p>支給方法 5月・8月・11月・2月の支給月に前3ヶ月分を口座振替により支給 特定財源：国庫負担金 特別障害者手当等給付費負担金112,683千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成16年度予算 特別障害者手当：実人数269人 障害児福祉手当：実人数292人 経過的福祉手当：実人数 78人</p>	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	在日外国人障害者等福祉給付金支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	県外国籍県民高齢者・障害者等給付金助成事業補助金交付要綱・市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要綱				
歳出予算額（平成16年度）	2,160千円				
歳入予算額（平成16年度）	1,080千円				
【事務事業の内容】	【目的】国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たす事が出来ない者(国籍要件や居住要件により加入できなかった者)で国民年金や厚生年金などの公的年金を受給していない者に福祉給付金を支給し、その福祉の増進を図る。 【内容】 対象者《共通要件》～を全て満たし、《個別要件》～のいずれかに該当する者 《共通要件》 昭和61年(1986年)3月31日以前から日本に居住している 本市に1年以上、外国人登録又は住民登録している 原則として、公的年金を受給していない 《個別要件》 昭和37年(1962年)1月1日に生まれた重度又は中度の在日外国人の障害者で、昭和57年(1982年)1月1日前に障害が発生した者 昭和22年(1947年)1月1日に生まれた重度又は中度の在日外国人の障害者で、昭和57年(1982年)1月1日から昭和61年(1986年)3月31日までの間に障害が発生した者 昭和36年(1961年)4月1日から昭和61年(1986年)3月31日までの間に障害が発生した重度又は中度の日本人の障害者で、障害が発生したときに日本国内に住所がなかった者 *生活保護の受給と本人の所得額による支給制限有り (重度障害者)身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する者 (中度障害者)身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかに該当する者 支給額 重度障害者：月額36,000円 中度障害者：月額24,000円 支給方法 9月(4月～9月分)と3月(10月～3月分)に口座振替により支給 特定財源：県補助金(1/2)外国籍高齢者・障害者等福祉給付金助成1,080千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 平成16年度予算・実人数：5人(重度5人、中度0人)		該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
34	身体障害者ケア付住宅設置運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)身体障害者自立支援事業実施要綱・ (国)身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱・ 相模原市身体障害者ケア付住宅設置運営事業補助金交付要綱				
歳出予算額(平成16年度)	31,281千円				
歳入予算額(平成16年度)	13,288千円				
【事務事業の内容】	【目的】 介護体制が整い、必要な整備が施された住宅の運営や、これらの住宅を運営する団体への助成を行ない、重度身体障害者の自立生活を支援する。 【内容】 設置運営基準 入居対象者 身辺動作の介助、生活関連動作の援助を必要とし、自立の意欲がある18歳以上の身体障害者 入居定員 市制度：概ね5人程度 国制度：5～9、10～14、15～の3区分 ケア体制 身辺動作の介助、生活関連動作の援助及び緊急時の対応を図るなどのサービスを安定的に供給する体制を確保する。 運営委員会の設置 入居者、指導員、介助者等を構成員とした運営委員会を設ける。 費用負担 入居者は、飲食費・光熱水費・家賃その他私的な生活費を負担する。 事業内容 市制度(運営費補助金) 障害者の住まいを考える会「シャローム」 @95,000×入居者数×月数 国制度(委託) (福)県福祉会3ヶ所 @8,859,000円(予算)×3 特定財源：国庫補助金(1/2) 身体障害者福祉費補助金13,288千円 【参考】 市制度(運営費補助金)：1か所 国制度(委託)：3か所	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	身体障害者ケア付住宅家賃助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市生活ホーム等家賃助成事業補助金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	3,282千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ケア付住宅利用者の家賃を助成することにより、経済的負担を軽減し、地域での自立した生活を支援する。</p> <p>【内容】 交付対象：ケア付住宅運営主体 補助対象経費：家賃（管理費、共益費、消費全を含む）とし、入居者が負担する分に充てる 補助率：1/2 月額120,000円を限度とする。</p> <p>【参考】 平成16年度予算 対象施設：4か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	重症心身障害児施設建設資金借入償還金補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市重症心身障害者等福祉施設整備に係る建設資金の借入償還金補助金助成要綱				
歳出予算額（平成16年度）	4,060千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会福祉法人が重症心身障害者等の施設建設に要する費用を、「独立行政法人福祉医療機構」及び「県社会福祉協議会」から借入をした場合に、その償還金の一部を助成することにより施設整備を促進する。</p> <p>【内容】 助成内容：借入償還金（元金）の1/4を補助金として交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元金分の負担割合 県3/4・市1/4 ・利子分の負担割合 県社会福祉協議会が全額負担 <p>（但し、平成13年度からは県が全額補助）</p> <p>【参考】 補助金交付先：1か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
37	民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課・地域整備課
根拠法令等	(県) 民営鉄道垂直移動施設設備整備事業補助金交付要綱・相模原市民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金交付要綱・			(県) 民営鉄道垂直移動施設設備整備事業補助金交付要綱・	
歳出予算額 (平成16年度)	66,664千円			33,332千円	
歳入予算額 (平成16年度)	33,332千円			16,666千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 民営鉄道事業者が駅舎にエレベーター・エスカレーターを整備する際その経費の一部を助成し、障害者や高齢者の利用に配慮した環境の整備を促進する。</p> <p>【内容】 補助対象経費：1基5,000万円を上限額とする。 補助基準額：補助対象経費の1/3 (県1/2・市1/2) 補助対象経費の各負担割合については、国1/3、県市1/3、事業者1/3、となる。 特定財源：県補助金 (1/2) 民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金 33,332千円</p> <p>【参考】 平成16年度整備：2駅 (エレベーター4基)</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 民営鉄道事業者が駅舎にエレベーター・エスカレーターを整備する際その経費の一部を助成し、障害者や高齢者の利用に配慮した環境の整備を促進する。</p> <p>【内容】 補助対象経費：1基5,000万円を上限額とする。 補助基準額：補助対象経費の1/3 (県1/2・町1/2) 補助対象経費の各負担割合については、国1/3、県町1/3、事業者1/3、となる。 特定財源：県補助金 (1/2) 民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金 16,666千円</p> <p>【参考】 平成16年度整備：1駅 (エレベーター2基)</p>	平成17年度実施

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	身体障害者手帳交付事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第15条・相模原市身体障害者障害程度認定に関する要綱・相模原市身体障害者障害程度再認定に関する要綱等。	身体障害者福祉法第15条・身体障害者福祉法施行令第1条第3項・身体障害者福祉法施行令第3条第1項	身体障害者福祉法第15条	身体障害者福祉法第15条・身体障害者福祉法施行令第1条第3項・身体障害者福祉法施行令第3条第1項	身体障害者福祉法第15条・身体障害者福祉法施行令第1条第3項・身体障害者福祉法施行令第3条第1項
歳出予算額（平成16年度）	371千円		0千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法に定められた身体障害の障害程度に該当する人に対し、身体障害者手帳を交付する。</p> <p>【内容】 手帳交付の流れ 手帳交付申請 指定医師の診断書を添えて申請する。（福祉事務所） 内部審査 市障害福祉課で診断書内容の審査を行う。 審査部会審査 内部審査で基準に適合しない場合、市から社会福祉審議会に諮問し、審査委員が審査して結果を市に答申する。 診断書に疑義がある場合は、申請者に返戻せず診断書作成医師に内容を照会する。 手帳交付等 審査結果に基づき手帳を交付し、却下・返戻の場合は通知をする。 約2週間を1サイクルとして事務を実施する。 ただし、紛失等再交付は、約1週間を1サイクルとして実施する。 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 事業経費の内訳（平成16年度予算） 身障手帳交付経費 371千円 （内訳：旅費、需用費等） 新規交付件数：1,601件/年 紛失等再交付件数：320件/年</p>	<p>県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を経由するのみ。</p>	<p>県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を経由するのみ。</p>	<p>県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を経由するのみ。</p>	<p>県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を経由するのみ。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
40	在宅障害者家庭内作業指導運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市在宅障害者家庭内作業指導事業補助金交付要綱 相模原市在宅障害者家庭内作業指導事業実施要領				
歳出予算額（平成16年度）	4,800千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 外出が困難な在宅障害者を対象に家庭内で行える作業を提供・指導し、働く喜びと社会参加の意識を高める。</p> <p>【内容】 対象者：知的障害・肢体不自由・視覚・言語等の障害があり、企業等への就労や、地域作業所等への通所が困難な者で、市長が適当と認められた者 実施主体：本企業が適切かつ効果的に行なわれると市長が認めた団体（市から運営費補助） 利用定員：原則10名以上 Aランク 20名以上 Bランク 15～19名 Cランク 10～14名 指導員等：1名以上を配置する。 作業内容：作業材料の配布・作業指導・製品の回収・作業意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 工賃：収入から必要経費を控除した額を工賃として支払う。</p> <p>【参考】 平成16年度対象数：1（Bランク） 運営費補助基準額 ・Aランク：5,100千円/年 ・Bランク：4,800千円/年 ・Cランク：4,500千円/年</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	障害者地域作業所運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、(県)精神障害者地域作業所指導事業補助金交付要綱、相模原市障害者地域作業指導事業補助金交付要綱、相模原市障害者地域作業指導事業実施要領	町立障害者地域作業所条例・障害者地域作業所等の重度加算負担に関する協定書・障害者地域作業所等の運営費補助にかかる負担に関する協定書	町障害者地域作業所条例・(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、藤野町障害者地域作業所運営費補助金交付要綱
歳出予算額(平成16年度)	404,608千円	31,537千円	12,271千円	13,085千円	12,891千円
歳入予算額(平成16年度)	114,697千円	13,842千円	5,125千円	8,975千円	4,425千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者の地域ケア対策の一環として、地域の協力により、就労することが困難な障害者に対し、作業活動等を通じて、地域社会の一員として生活することを促進する。</p> <p>【内容】 対象：知的障害、肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害等の身体障害、精神障害があり、企業等に就労することが困難な者で市長が適当と認められた者 実施主体：本事業が適切かつ効果的に行われると市長が認めた団体 利用定員等：定員は原則10名以上とし、概ね週5日以上実施すること。 ・Aランク：20名以上、Bランク：15～19名 Cランク：10～14名 作業内容：作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 特定財源：県補助金(激減緩和措置、1/2) 障害者地域作業指導事業補助金113,220千円・諸収入(障害者地域作業所等運営費負担金)1,477千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算 民間 ・作業所数(身体・知的)：20か所 精神：15か所 ・通所者数(身体・知的)：295人 精神：218人 運営費補助基準額 ・Aランク：10,450千円/年 ・Bランク：9,050千円/年 ・Cランク：8,250千円/年</p>	<p><施設維持管理経費(つくしの家)> 【目的】町立つくしの家の適切な維持管理を図る。 【内容】施設修繕・工事、警備委託、土地借上等 【参考】 平成16年度予算見込み 2,572千円 <地域作業所運営委託事業費(つくしの家)> 【目的】就労が困難な在宅障害者に働く場を提供し、必要な作業及び訓練を行い、地域社会の一員として生活することを促進する。 【内容】 作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の取得・生活習慣等の指導を行う。 つくしの家運営委員会に運営を委託。(公設民営) 平成16年度より知的障害者福祉法のデイサービス事業所に認定 【参考】 平成16年度予算 委託料総額 26,291千円 (国)在宅福祉事業費補助金(1/2)9,229千円 (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(1/4)4,615千円 <地域作業所等補助事業費> 相模原市諸収入に該当 【目的】 本町の在宅重度障害者が相模原市所在の障害者地域作業所等(障害者地域活動センター含む)を利用する場合、当該障害者が重度障害者加算対象者であれば、相模原市が当該作業所等に補助金交付を行うため、本町負担分を相模原市に支払うものとし、また、当該作業所等を利用する場合に負担することとなる運営費負担金についても、本町負担分として相模原市に支払うものとする。 【内容】 対象：重度障害者加算(1人1月10,000円)、運営費負担金(作業所等補助基準額のうち市町村負担分(1/2)を、当該年度4月1日付けの在籍者数で割る) 【参考】 平成16年度予算 民間 (重度障害者加算) ・作業所数・通所者数</p>	<p>【目的】 町内に居住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。 【内容】 対象：町内に居住し、就労することが困難な在宅心身障害者 実施主体：津久井町障害者地域作業所(竹の子作業所) 民間 利用定員等 Bランク：15～19名 作業内容：作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 県補助金(1/2) 障害者地域作業指導事業補助金5,125千円 【参考】 平成16年度予算 民間 ・作業所数(身体・知的)：1か所 ・通所者数(身体・知的)：17人 運営費補助基準額 ・Bランク：9,050千円/年 【平成16年度予算額】 町補助金 10,250千円 (内 重度加算 1,200千円) 通所交通費補助 984千円 施設管理委託 1,037千円 計 12,271千円</p>	<p>【目的】 町内に在在し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。 【内容】 対象：知的障害、肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害者・その他の身体障害者 実施主体：相模湖町障害者地域作業所(マープリングハウス)民間 利用定員等 Cランク：10～14名 作業内容：作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 1自主作業 石敲づくり・雑巾縫い 2受注作業 製袋作業・プラスチック材作業・シール貼り等 ・工賃 1日 250円程度 県補助金(1/2) 障害者地域作業指導事業補助金3,750千円 【参考】 平成16年度予算 民間 ・作業所数(身体・知的)：1か所 ・通所者数(身体・知的)：13人 運営費補助基準額 ・Cランク：8,250千円/年 (やまのべ館)民間 在宅精神障害者地域作業所 県補助 5,225,000円 町負担分 5,585,000円 計 10,810,000円 (町負担内訳)4町の人口割・通所者割で算定 城山町(3人) 617,058円 津久井町(18人) 2,883,891円 相模湖町(9人) 1,239,531円 藤野町(6人) 844,520円 計(36人) 5,585,000円 通所者交通費助成 やまのべ館(7人分) 186,000円 かわせみの家(2人分) 137,000円</p>	<p>【目的】 町内に居住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。 【内容】 対象：町内に居住し、就労することが困難な在宅心身障害者 実施主体：藤野町障害者地域作業所(共同作業所たんぼの家) 民間 利用定員等 Cランク：10～14名 作業内容：作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 サポートスペース：3障害(身体・知的・精神)の相談を実施 県補助金(1/2) 障害者地域作業指導事業補助金 4,425千円 【参考】 平成16年度予算 民間 ・作業所数(身体・知的・精神)：1か所 ・通所者数(身体・知的・精神)：14人 運営費補助基準額 ・Cランク：8,250千円/年 【平成16年度予算額】 町補助金 12,670千円 (内 重度加算 300千円) 通所交通費補助 221千円 施設管理費 509千円 計 13,400千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	障害者地域作業所運営事業		A協議会	B幹事会	C専門部会
【事務事業の内容】		<p>1か所・1人(知的) ・活動センター・通所者数 1か所・1人(知的) (運営費負担金) ・作業所数・通所者数 2か所・2人(知的・精神) ・活動センター・通所者数 2か所・2人(知的)</p> <p><精神障害者地域作業指導事業(やまのへ館)> 【目的】就労することが困難な在宅精神障害者の作業訓練等を実施する団体に対する運営費の補助を実施する。 【内容】郡内の地域作業所(相模湖町:やまのへ館)への運営費負担金の支出。本町からの通所者分の負担。 地域作業所の所在地である相模湖町を窓口として、郡4町で人口割20%、通所者割80%により運営費を負担している。</p> <p>【参考】 平成16年度予算 在籍者3人 741千円/年</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
42	障害者小規模通所授産施設運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)知的障害者施設措置費国庫負担金交付要綱・ (国)身体障害者保護費国庫負担金交付要綱・ (国)精神保健費等国庫負担金交付要綱・ 相模原市小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱	(県)神奈川県障害者社会復帰施設運営費補助金交付要綱・ (県)神奈川県障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱・ 城山町精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱			
歳出予算額(平成16年度)	15,182千円	13,052千円	1,310千円	318千円	1,176千円
歳入予算額(平成16年度)	8,326千円	10,701千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対して、その施設の運営に係る人件費等を補助し、併せて就労困難な障害者を対象に、作業活動を通じて地域社会の一員として生活することを促進する。</p> <p>【内容】 対象：知的障害・肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害・精神障害等の障害があり、企業等に就労することが困難な者で、市長が適当と認める者。 設置・運営主体：社会福祉法人または公益法人 利用定員等：10～19名 施設整備基準：作業室又は作業所・静養室・食堂・洗面所・便器 他施設との共同使用可能。 職員配置：知的障害者及び身体障害者小規模通所授産施設にあつては、施設長・生活指導員・作業指導員 施設長にあつては生活指導員又は作業指導員と兼務が可。精神障害者小規模通所授産施設にあつては、施設長1人以上が常勤。施設長にあつては、精神保健福祉士、作業療法士、又は精神障害者社会復帰指導員と兼務が可。 特定財源：県補助金(3/4、1/2) 精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金 8,326千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・対象施設：1か所 補助金 15,182千円 (内訳) ・補助基本額 11,000千円 ・家賃補助額 2,400千円 ・重度加算額 480千円 ・事務費特別加算額 1,150千円 ・県補助金負担分 152千円 事務費特別加算は、新規の法人設立の場合のみ当初3年間補助を行う。</p>	<p>【目的】 小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対して、その施設の運営に係る人件費等を補助し、併せて就労困難な障害者を対象に、作業活動を通じて地域社会の一員として生活することを促進する。</p> <p>【内容】 対象：町内において精神障害者小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人 設置・運営主体：社会福祉法人 利用定員等：30～40名 職員配置：施設長(精神保健福祉士)1名、常勤指導員1名、指導員3名 特定財源：県補助金(3/4、1/2)、津久井郡他3町及び相模原市運営費負担金 精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金 8,249千円(3/4) 426千円(1/2) 津久井郡他3町及び相模原市運営費負担金 2,026千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・対象施設：1か所 補助金 13,052千円 (内訳) ・補助基本額 11,000千円 ・家賃補助額 1,200千円 ・県補助金負担分 852千円</p>	<p>城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4町で人口割及び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費負担金として支出。</p>	<p>城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4町で人口割及び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費補助金として支出している。</p>	<p>城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4町で人口割及び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費補助金として支出している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
43	障害者地域活動センター設置運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(県)在宅)障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱・相模原市障害者地域活動センター補助金交付要綱・相模原市障害者地域活動センター設置運営要綱				
歳出予算額(平成16年度)	114,360千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法定(法内)施設に準ずる介護・支援体制を有する、重度障害者等の地域活動(社会参加)の場として整備し、社会的自立を図る。あわせて、施設退所者等の活動の場として位置付け、施設からの退所を促進する。</p> <p>【内容】 対象者：知的障害・肢体不自由・視覚・聴覚言語等の障害があり、企業等に就労することが困難な者で、市長が適当と認めたる者。 設置・運営主体：社会福祉法人または公益法人 利用定員等：Aランク 定員20人以上、基準面積146.0㎡、Bランク 定員15～19人、109.5㎡ 施設設備基準等：活動室・消火設備・食堂兼休憩室・事務室・便所(男女各1以上)・洗面所 他施設との共同使用可 職員配置：Aランク 常勤2・非常勤2・パート1・嘱託医1、Bランク 常勤2 非常勤1・パート1・嘱託医1 特定財源：県補助金(激減緩和措置分) 障害者地域活動センター設置運営事業補助金 32,687千円 諸収入(障害者地域作業所等運営費負担金) 1,260千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・通所者数：118人(身障3人、知的113人、精障2人) ・活動センター数：7か所</p>	<p>該当なし 事務事業41において記載。(相模原市への負担金)</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
44	精神障害者地域生活支援センター運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市精神障害者地域生活支援センター施設整備等補助金交付要綱	城山町精神障害者地域生活支援事業実施補助要綱			
歳出予算額（平成16年度）	4,800千円	2,000千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の日常生活支援、日常的な相談等を行い、社会復帰の自立、社会参加を促進する支援センターの運営費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 補助金の内容 ・家賃補助：月額40万円を限度に補助する。 （@400,000×12ヶ月＝4,800,000） 施設運営経費については国、県により補助されている。 （県精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要綱） （@1,796,660×1.01【加算分】×12ヶ月＝21,775,512） 補助対象施設 ・名称 地域生活支援センターカミング ・運営主体 NPO法人エヌビーオーかむ ・設置場所 相模原市淵野辺4-15-6ヴィーナス2F 設置年月日 平成15年6月1日</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・対象施設：1か所</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応及び地域交流活動等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図り、精神障害者に対する理解の促進を図る。</p> <p>【内容】 補助金の内容 ・人件費、家賃等（2,000,000） 郡内における生活支援センターが未設置のため、本町が独自に実施しているもの。 （町単） 実施主体：城山町 運営主体：社会復帰施設を運営する非営利法人（ただし精神保健福祉法による生活支援センターは除く） 実施場所：社会復帰施設に附して実施することを原則。 利用対象者：原則として町内の精神障害者が対象。 事業内容：生活支援プログラム、自立支援プログラム、地域交流プログラム、当事者活動支援</p> <p>補助対象施設 ・名称 かわせみ生活サポートセンター ・運営主体：社会福祉法人かわせみ会 ・設置場所：城山町原宿2-12-37 設置年月日：平成15年4月1日</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・対象施設：1か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
45	知的障害者スポーツ・レクリエーション等事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・ (県)知的障害者スポーツ大会実施要綱				
歳出予算額(平成16年度)	880千円				
歳入予算額(平成16年度)	33千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 知的障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援等の促進を図る。</p> <p>【内容】 県知的障害者スポーツ大会 参加者送迎、参加者膳等 選手送迎方法：借り上げバスにより市内から会場まで送迎 全国障害者スポーツ大会 参加者送迎等 選手送迎方法：借り上げバスにより市内から県庁まで送迎 本人活動支援 知的障害者本人達が集まり、社会参加及び自立に向けての各種活動を行っている団体等に対し助成 特定財源：国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費負担金33千円</p> <p>【参考】 県知的障害者スポーツ大会 ・参加者：計396人(平成15年度実績) 全国障害者スポーツ大会 参加者送迎：3人(H15年度実績)</p> <p>(大会バス送迎用バス使用料 平成16年度予算：5台 420千円 他に自己車両で送迎する施設あり。)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		
事務事業番号 46	事務事業名 知的障害児者支援費事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	知的障害者福祉法・児童福祉法・知的障害者・児童福祉法に基づく居宅生活支援費・施設訓練等支援費の支給等に関する規則・知的障害者・児童福祉法に基づく居宅支援・施設入所等の措置に係る費用の徴収に関する規則・相模原市居宅生活支援措置実施要綱	知的障害者福祉法・児童福祉法・知的障害者法施行細則、障害児に係る児童福祉法施行細則	知的障害者福祉法・児童福祉法・津久井町知的障害者福祉に関する規則・津久井町障害児居宅生活支援支給規則		
歳出予算額（平成16年度）	1,978,019千円	86,513千円	128,224千円	47,884千円	78,032千円
歳入予算額（平成16年度）	969,804千円	64,884千円	97,072千円	35,910千円	58,522千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 <施設訓練等支援> 施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） 特定財源：国庫負担金（5/10） 施設福祉対策費負担金（施設入所事業） 794,095千円 ・国庫補助金（1/2） 在宅福祉事業費補助金（短期入所事業） 36,279千円 心身障害児（者）福祉対策費補助金（デイサービス事業・地域生活支援事業・短期入所事業） 139,430千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 （平成16年度予算） デイサービス事業 87,544千円 利用回数：14,694回 施設入所事業 1,588,190千円 延人数：7,836人（施設数83） 短期入所事業 97,204千円 利用人数：知的336人（延利用日数：9,002日）、児童171人（延利用日数：2,503日）</p>	<p>【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 <施設訓練等支援> 施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（基本的に国基準） ただし、知的障害者デイサービス支援費及び学齢に満たない児童居宅支援費に係る利用者負担額は、一律0円。 特定財源：施設支援事業 国庫負担金（5/10） 県費負担金（2.5/10） 57,802千円 短期入所事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 1,722千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 5,360千円</p> <p>【参考】 （平成16年度予算） デイサービス事業 4,403千円 利用回数：677回 施設支援事業 77,070千円 延人数：336人月（施設数16） 短期入所事業 2,296千円 利用人数：知的16人（延利用日数：298日）、児童10人（延利用日数：</p>	<p>【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 <施設訓練等支援> 施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（基本的に国基準） ただし、知的障害者デイサービス支援費及び学齢に満たない児童居宅支援費に係る利用者負担額は、一律0円。 特定財源：施設支援事業 国庫負担金（5/10）58,302千円 県費負担金（2.5/10）30,549千円 短期入所事業 ・国庫補助金（1/2）1,867千円 ・県費補助金（1/4） 933千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 ・国庫補助金（1/2）2,960千円 ・県費補助金（1/4）2,461千円</p> <p>【参考】 （平成16年度予算） （平成16年度予算） デイサービス事業 1,684千円 利用回数：276回 施設支援事業 116,606千円 延人数：528人月（施設数 25ヶ所） 短期入所事業 3,734千円 利用人数：知的12人（延利用日数：492日）、児童8人（延利用日数：110日）</p>	<p>【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 <施設訓練等支援> 施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） 特定財源：施設支援事業 国庫負担金（5/10） 県費負担金（2.5/10） 31,378千円 短期入所事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 208千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 4,324千円</p> <p>【参考】 （平成16年度予算） デイサービス事業 0千円 利用回数：0回 施設支援事業 4,324千円 延人数：192人月（施設数10） 短期入所事業 279千円 利用人数：知的1人（延利用日数：60日）、児童0人（延利用日数：0日）</p>	<p>【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 <施設訓練等支援> 施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） 特定財源：施設支援事業 国庫負担金（5/10） 県費負担金（2.5/10） 49,789千円 短期入所事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 6,459千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 2,274千円</p> <p>【参考】 （平成16年度予算） デイサービス事業 0千円 利用回数：0回 施設支援事業 66,386千円 延人数：314人月（施設数11） 短期入所事業 8,612千円 利用人数：知的8人（延利用日数：924日）、児童9人</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
46	知的障害児者支援費事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	地域生活援助（グループホーム）事業 205,081千円 ホーム数：40（市内27、市外13） 延人数：1,632人（市内1,452人、市外180人）	30日） 地域生活援助（グループホーム）事業 2,744千円 ホーム数：2（町外2） 延人数：24人（町外24人）	地域生活援助（グループホーム）事業 6,200千円 ホーム数：5（町外5） 延人数：60人（町外60人）	地域生活援助（グループホーム）事業 5,766千円 ホーム数：4（町外4） 延人数：48人（町外48人）	（延利用日数：146日） 地域生活援助（グループホーム）事業 4,350千円 ホーム数：2（町外1） 延人数：36人（町外12人）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
47	生活ホーム等設置運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)知的障害者通所療養及び福祉ホーム設置運営要綱、相模原市民間知的障害者福祉ホーム運営費取扱要領、市知的障害者生活ホーム設置運営要綱、同設置・改修費補助金交付要綱、市精神障害者グループホーム等設置運営費助成要綱他	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱・県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱・町精神障害者グループホーム設置運営費助成要綱	精神保健等国庫負担(補助)交付要綱・県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱・町精神障害者地域生活援助事業運営要綱・町精神障害者地域生活援助事業補助金交付要綱	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱・県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱・県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱・社会福祉法人の助成に関する条例
歳出予算額(平成16年度)	132,550千円	3,456千円	6,912千円	1,184千円	1,335千円
歳入予算額(平成16年度)	44,296千円	0千円	6,213千円	0千円	500千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 知的障害者、精神障害者の自活に必要な住宅である「生活ホーム・グループホーム・福祉ホーム」の運営費等の助成を行なうことにより障害者の地域での生活を促進する。</p> <p>【内容】 概要： <知的障害者運営費(一人あたり月額)> ・生活ホーム 重度130,480円 一般95,000円 ・グループホーム 重度130,480円 一般95,000円 (支援費単価との差額を助成) ・福祉ホーム 48,000円 (慈仁舎に運営事業を委託) ・グループホーム設置費500,000円 <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) ・福祉ホーム 48,000円 (県基準単価) グループホーム設置費 500,000円 特定財源：国庫補助金(1/2) 知的障害者地域生活支援事業補助金2,844千円 ・県補助金(1/2・10/10) 生活ホーム等設置運営費補助金41,452千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算 (福祉ホーム運営) 知的：2か所(延人数192)、精神：1か所(延人数12人) (生活ホーム・グループホーム運営) 知的生活ホーム：10か所(延人数462人)、精神グループホーム：14か所(636人) か所数には市外含む。</p>	<p>【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。</p> <p>【内容】 概要： <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) 特定財源：国庫補助金(1/2)</p> <p>【参考】 平成16年度予算 (グループホーム運営) 精神障害者グループホーム：1か所(延人数36人) か所数は町内のみ。</p>	<p>【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。</p> <p>【内容】 概要： <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) 特定財源：国庫補助金 1/2</p> <p>【参考】 平成16年度予算 精神障害者グループホーム 1ヶ所 (延人数72人)</p>	<p>【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。</p> <p>【内容】 概要： <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) 特定財源：国庫補助金(1/2)</p> <p>【参考】 平成16年度予算 (グループホーム運営) 精神障害者グループホーム：1か所(延人数12人)</p>	<p>【目的】 社会福祉法人が行う知的障害者グループホームの設置に要する経費への補助及び社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。</p> <p>【内容】 概要： <知的障害者生活ホーム設置費> ・500,000円 特定財源：県補助金(10/10) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金500千円 <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) 特定財源：国庫補助金(1/2)</p> <p>【参考】 平成16年度予算 (グループホーム運営) 精神障害者グループホーム：1か所(延人数24人)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
48	生活ホーム等家賃助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市市知的障害者生活ホーム等家賃助成事業補助金交付要綱	町精神障害者グループホーム家賃助成事業補助金交付要綱	津久井町精神障害者地域生活援助事業補助金交付要綱		
歳出予算額（平成16年度）	40,532千円	315千円	228千円		35千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活ホーム及びグループホームの市民利用者の家賃を助成することにより、経済的負担を軽減し、地域での自律した生活を支援する。</p> <p>【内容】 補助金交付対象：生活ホーム、グループホームの運営主体 補助対象経費：家賃（管理費、共益費、消費税を含む）とし、入居者が負担する分に充てる。</p> <p>補助率 （月額家賃（限度額240,000円）×1/2×（市民利用者数 - 生活保護受給者数 / 定員数） + 生活保護住宅扶助を超えた額 × 対象者数）×月数 生活保護受給者の住宅扶助（46,000円）を超えた負担については、その差額を市単で家賃助成している。</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・施設数：46か所 ・市民利用者数：199人 ・生活保護受給者数：30人 ・定員：226人</p>	<p>【目的】 精神障害者グループホームの入居者の家賃に対して助成を行うことにより、経済的負担を軽減するとともに、精神障害者が地域で自立した生活を実現できるように支援する。</p> <p>【内容】 補助金交付対象：精神障害者グループホームの運営主体 補助対象経費：家賃（管理費、共益費、消費税を含む）とし、入居者が負担する分に充てる。</p> <p>補助率 （月額家賃（限度額100,000円）×1/2×（町民利用者数 / 定員数）×月数 生活保護受給者も家賃助成している。</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・施設数：1か所 ・町民利用者数：3人（延36人） ・定員：4人（延48人）</p>	<p>【目的】 グループホームの入居者が集居室として利用するための家賃の運営費を補助することにより、経済的負担を軽減し、地域での自律した生活を支援する。</p> <p>【内容】 補助金交付対象：グループホームの運営主体 補助対象経費： 共通ルームとして使用する家賃に係る賃借料 補助額 38,000円（家賃）×12ヶ月×1/2 = 228,000円 （252,000円限度）</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・施設数：1か所</p>	該当なし	<p>【目的】 精神障害者グループホームの入居者の家賃に対して助成を行うことにより、経済的負担を軽減するとともに、精神障害者が地域で自立した生活を実現できるように支援する。</p> <p>【内容】 補助金交付対象：精神障害者グループホームの運営主体 補助対象経費：家賃（管理費、共益費、消費税を含む）とし、入居者が負担する分に充てる。</p> <p>補助率 （月額家賃（限度額100,000円）×1/2×（町民利用者数 / 定員数）×月数 生活保護受給者も家賃助成している。</p> <p>【参考】 ・町民利用者数：2人</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
49	更生施設等通園・通所者交通費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市障害者施設通所交通費助成金支給要綱	城山町精神障害者地域作業所及び精神障害者小規模通所授産施設交通費助成要綱	(町単)津久井町障害者地域作業所通所交通費・助成要綱・ (町単)津久井町精神障害者地域作業所通所・交通費助成要綱	相模湖町精神障害者地域作業所交通費助成要綱	(町単)藤野町障害者等共同作業所たんぼぼの家通所交通費助成要綱 (町単)藤野町精神障害者地域作業所通所・交通費助成要綱
歳出予算額(平成16年度)	48,975千円	545千円	2,430千円	324千円	656千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者が更生施設等に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 対象者：施設等に通所している身体障害者・知的障害者・精神障害者（主：地域作業所・活動センター・第三陽光園・たんぼぼの家・虹の家・ロシナンテ・第1松が丘園・第2松が丘園） 対象経費：居所から施設等への通所に要する交通費（バス及び鉄道の当該区間の運賃） 補助率：1/2 算出方法：通所日数×往復交通費×1/2 定期乗車券の額×1/2 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・助成対象者：実人員886人 ・延べ通所者数：9,801人 ・1人当り1か月平均交通費：4,997円</p>	<p>【目的】 在宅精神障害者が精神障害者地域作業所及び精神障害者小規模通所授産施設に通所するための交通費を全額助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 対象者 ・郡内の施設等（やまのべ館・かわせみの家）に通所している精神障害者。 生活保護対象者（交通費扶助対象者）及び障害者手帳割引対象者は除く。 対象経費 ・居所から施設等への通所に要する交通費。（バス及び鉄道の当該区間の運賃） 補助率：100%（全額）</p> <p>算出方法：通所日数×往復交通費</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・助成対象者：実人員7人 ・延べ通所者数：84人 ・1人当り1か月平均交通費：6,488円</p>	<p>【目的】 障害者が郡内の地域作業所に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 対象者： 町内に住所を有する津久井町地域作業所に通所する障害者（竹の子作業所） 町内に住所を有する郡内の精神障害者地域作業所に通所する障害者（かわせみの家、やまのべ館） 対象経費：居所から施設等への通所に要するバス運賃 補助率：1/2 算出方法： 半額（通所日数×往復交通費×1/2） 全額（通所日数×往復交通費）</p> <p>障害者システム：なし</p> <p>【参考】 平成16年度予算 通所実人数：18人 984千円 延人数：216人 1人当り1か月平均交通費：9,111円 通所実人数：23人 1,455千円 延人数：276人 1人当り1か月平均交通費：5,272円</p>	<p>【目的】 障害者が更生施設等に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 対象者：施設等に通所している精神障害者（主：地域作業所・やまのべ館・かわせみの家） 対象経費：居所から施設等への通所に要する交通費（バス及び鉄道の当該区間の運賃） 補助率：全額 算出方法：通所日数×往復交通費</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・助成対象者：実人員9人 ・延べ通所者数：2,268人 ・1人当り1か月平均交通費：11,993円</p>	<p>【目的】 障害者が町内（精神障害者のみ郡内）の地域作業所に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 対象者： 町内に住所を有する藤野町内の地域作業所に通所する障害者（共同作業所たんぼぼの家） 町内に住所を有する郡内の精神障害者地域作業所に通所する障害者（かわせみの家、やまのべ館） 対象経費：居所から施設等への通所に要するバス運賃 補助率：100% 算出方法：通所日数×往復交通費</p> <p>障害者システム：なし</p> <p>【歳出予算額内訳】 町共同作業所たんぼぼの家通所交通費助成（福祉班担当） 221千円 郡精神障害者地域作業所通所交通費助成（保健班担当） 435千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算 町共同作業所たんぼぼの家通所交通費助成通所実人数：5人 221千円 延人数：60人 1人当り1か月平均交通費：3,683円 郡精神障害者地域作業所通所交通費助成通所実人数：8人 435千円 延人数：96人 1人当り1か月平均交通費 4,531円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
50	施設入所医療費等経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱・(県)知的障害者施設訓練等補助金事業交付要綱	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱・(県)知的障害者施設訓練等補助金事業交付要綱	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱
歳出予算額(平成16年度)	34,326千円	2,178千円	1,440千円	511千円	468千円
歳入予算額(平成16年度)	16,117千円	1,595千円	1,080千円	360千円	351千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 (国庫補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を市が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの (市単独事業：中核市移行事務) 十愛病院に入所しているものに対して、入所にかかる費用を負担するもの</p> <p>【内容】 対象者：知的障害者入所施設に入所している者 対象経費：医療費の自己負担分 十愛病院入所に係る費用 (@49,610円/月) 特定財源：国庫負担金(5/10) 施設福祉対策費負担金 16,117千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 医療費審査事務件数 平成16年 7326件 医療費延べ件数 平成16年 7326件 十愛病院加算(市単) 平成16年 24件</p>	<p>【目的】 (国庫補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を町が措置することにより入所者の福祉の向上を図るもの</p> <p>【内容】 対象者：知的障害者入所施設に入所している者 特定財源：国庫負担金(5/10) 1,063千円 県費負担金(2.5/10) 532千円</p> <p>【参考】 医療費審査事務件数 平成16年 450件 医療費延べ件数 平成16年 450件</p>	<p>【目的】 (国庫補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を町が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの</p> <p>【内容】 対象者：知的障害者入所施設に入所している者 対象経費：医療費の自己負担分 特定財源： 国庫負担金(5/10) 720千円 県費負担金(1/4) 360千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・医療費延べ件数 400件 ・医療費審査事務手数料 400件 68千円 ・施設入所者医療費 1,440千円 平成15年度実績 ・実績延べ件数 368件 ・医療費審査事務手数料 368件 41千円 ・施設入所者医療費 1,412千円 知的障害者事務の事務委託に伴い、平成15年度より実施</p>	<p>【目的】 (国庫補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を町が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの</p> <p>【内容】 対象者：知的障害者入所施設に入所している者 対象経費：医療費の自己負担分 特定財源： 国庫負担金(5/10) 240千円 県費負担金(1/4) 120千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・医療費延べ件数 14件×12ヶ月=168件 ・医療費審査事務手数料 168件 31千円 ・施設入所者医療費 400千円×12ヶ月=480千円</p>	<p>【目的】 (国庫補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を町が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの</p> <p>【内容】 対象者：知的障害者入所施設に入所している者 対象経費：医療費の自己負担分 特定財源： 国庫負担金(5/10) 234千円 県費負担金(1/4) 117千円</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・医療費延べ件数 15件×12ヶ月=180件 ・医療費審査事務手数料 180件 21千円 ・施設入所者医療費 39千円×12ヶ月=468千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
51	健康診断料助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市在宅福祉サービス健康診断料助成要綱				
歳出予算額（平成16年度）	51千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の低所得世帯の障害者が、福祉施設に一時入所する際に必要となる健康診断書の取得に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【内容】 対象者：世帯の生計中心者の前年度市民が、非課税または均等割りのみ課税の世帯であって、止むを得ない事由により支援費の支給を受けることが著しく困難な者。 対象経費：診断書作成に必要な診察及び検査に要する費用、ならびに文書代。 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・助成件数：3件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
52	障害者福祉的就労協力事業所奨励事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実施要綱	城山町障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実施要綱			藤野町障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実施要綱
歳出予算額（平成16年度）	9,390千円	90千円			360千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。</p> <p>【内容】 対象者：一般就労が困難な知的障害者（最低賃金が適用されない者） 事業主体：市長が指定する協力事業所 奨励金：対象者1人あたり30,000円/月（協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。）</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・対象事業所数：23事業所 （対象者28人 延べ人数313人）</p>	<p>【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。</p> <p>【内容】 対象者：一般就労が困難な知的障害者（最低賃金が適用されない者） 事業主体：市町村長が指定する協力事業所 奨励金：対象者1人あたり30,000円/月（協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。）</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・対象事業所数：1事業所 （対象者1人 延べ人数3人）</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。</p> <p>【内容】 対象者：一般就労が困難な知的障害者（最低賃金が適用されない者） 事業主体：市町村長が指定する協力事業所 奨励金：対象者1人あたり30,000円/月（協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。）</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・対象事業所数：1事業所 （対象者1人 延べ人数12人）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
53	障害者地域作業所等健康診断事業補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市地域作業所等健康診断事業実施要綱				
歳出予算額（平成16年度）	2,444千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域作業所等の通所者及び職員の疾病の早期発見や健康の増進を図る。</p> <p>【内容】 地域作業所等連絡協議会が毎年実施している健康診断受診事業に対し助成を行なう。 補助対象額：受診料の実費（一人当たり限度額6,000円） 補助率 2/3</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・施設数56か所、対象人数611人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
54	障害者一時ケア事業補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市市在宅障害者一時ケア事業補助金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	27,539千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害児者の保護者や家族等が地域活動、通院及び休養等のために、家庭内での介護が困難となった場合に、障害児者を一時的に介護する「障害者一時ケア事業」を実施する団体に補助金を交付することにより、障害児者のいる家庭を援護する。</p> <p>【内容】 事業実施施設 <施設名> 一時ケアもみの木ホーム（デイケア） 運営主体（社）市手をつなぐ育成会 一時ケアもみの木ホーム（ナイトケア） 運営主体（社）市手をつなぐ育成会 ふれあいデイホーム（デイケア） 運営主体（福）市社会福祉協議会 ヘルピングハンズ（デイケア） 運営主体（福）すずらんの会 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・対象施設：4施設 ・延利用者数：4,934名</p>	<p>該当なし</p> <p>平成17年度 事業検討</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
56	障害福祉施設運営費補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市障害福祉施設運営費補助金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	231,082千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市の障害者が通所・入所する神奈川県内の障害福祉施設の自主的で柔軟な施設運営を促し、福祉サービスの維持向上及び地域間の均衡を図る。</p> <p>【内容】 民間障害福祉施設の自主的で柔軟な施設経営を促進し、サービス水準の維持・向上を目的に、社会福祉法人等が設置する障害福祉施設の運営に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>対象：相模原市の障害者が通所・入所する神奈川県内の障害福祉施設（人件費等の経費について補助）</p> <p>【参考】 平成16年度補助対象数 ・知的障害者更生施設等53施設 ・身体障害者授産施設等13施設 利用者 665名 障害福祉施設運営費補助金 231,082千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
57	知的障害者援護施設建設資金借入償還金補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市知的障害者援護施設整備に係る市有地の貸付け及び建設費補助等助成要綱				
歳出予算額（平成16年度）	30,384千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会福祉法人が知的障害者の援護施設の建設に要する費用を、「独立行政法人福祉医療機構」、「県社会福祉協議会」及び「市社会福祉協議会」から借入をした場合に、その償還金の一部を助成することにより施設整備を促進する。</p> <p>【内容】 <平成16年度着工分以降> 借入償還金（元金）の3 / 4 を補助金として交付する。 元金：市3/4、法人1/4 利子：市3/4、法人1/4</p> <p>平成15年度着工案件に限り（中核市移行時） 元金：市4/4 利子：市3/4</p> <p>平成13・14年度着工分 元金：県3/4、市1/4 利子：県3/4、法人1/4</p> <p>平成12年度以前着工分 元金：県3/4、市1/4 利子：県社協4/4</p> <p>【参考】 補助金交付先：12か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
58	社会福祉事業団経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱・相模原市障害者支援センター条例				
歳出予算額(平成16年度)	143,403千円				
歳入予算額(平成16年度)	13,794千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】就労が困難な知的障害者及び身体障害者の社会的、経済的自立の促進や障害者地域作業等々の支援を行う。</p> <p>【内容】障害者支援センター松が丘園の運営を「相模原市社会福祉事業団」に委託</p> <p><支援部門(公益事業)></p> <p>障害者施設支援事業 地域で生活する障害者の活動の場として大きな役割を果たしている地域作業所等に対して活動の支援を行う。</p> <p>障害者就労援助事業 一般就労が困難な障害者の就労を推進するため、地域就労援助センター事業実施要綱に基づき、在宅の知的障害者等を対象として事業を実施する。</p> <p>障害者自立生活支援事業 障害者が地域で自立した生活が営めるよう基礎的な生活技術や情報の提供を行い具体的な課題の解決方法について支援し、また、夜間の生活援助の場としての重要な役割が期待されている生活ホーム等を育成する。</p> <p>障害者余暇活動支援事業 障害者の地域生活の中で重要な課題となっている余暇について、養護学校卒業後も親や設等の職員に頼らず自立できるよう支援する。</p> <p>障害者一時ケア事業 障害者の家族等が通院や冠婚葬祭またはレスパイトを必要とする時障害児者を一時的にケアする。</p> <p><施設部門(社会福祉事業)></p> <p>知的障害者通所授産施設(第一松が丘園 定員40名)、身体障害者通所授産施設(第二松が丘園 定員20名)の運営 利用料金:管理受託者の収入 特定財源:国庫補助金(2/3)身体障害者福祉費補助金1,294千円、県補助金(1/2)地域就労援助センター事業補助金12,500千円</p> <p>【参考】 平成15年度実績 ・就労の状況:28人(就労援助事業21人、第一松が丘園6人、第二松が丘園1人) ・施設通所の状況:第一松が丘園40人、第二松が丘園20人 ・障害者一時ケア事業の状況:登録者数508人、利用実人数229人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
59	障害児検討委員会運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市障害児検討委員会運営要綱			児童福祉法・相模湖町心身障害児通園事業/バンダこあら教室運営規定・相模湖町児童虐待防止ネットワーク運営要綱 等	児童福祉法 藤野町心身障害児生活訓練会実施要綱
歳出予算額（平成16年度）	1,122千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害児の保健福祉ニーズに対して、その処遇等を統合的に調整し、円滑かつ効率的な保健福祉サービスの提供を図る。</p> <p>【内容】 障害児検討委員会での具体的な協議事項 保育園、幼稚園での障害児保育（統合保育）の対象、非対象についての協議等</p> <p>【参考】 検討委員会委員 医師 3名 歯科医 1名 学識経験者 1名 児童相談所 1名 私立保育園長 1名 私立幼稚園長 1名 市職員 6名 平成15年度協議対象児：84名 検討委員会開催回数：4～5回/年</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>「検討委員会」は立ち上げず、児童福祉課内や保育所などの関係機関と連絡を取り合っている。</p>	<p>検討委員会ではないが、相模湖町心身障害児通園事業ケースカンファレンスを実施</p> <p>【目的】 障害児及び障害が懸念される児童、教育上配慮の必要な児童、情緒的な問題が懸念される児童に関して、適切な療育体制、支援体制が作られるよう関係機関の連携のもと、その処遇や支援体制の構築を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ケースカンファレンスでの具体的な協議事項 ・児童に関する療育体制 ・各関係機関の調整、連絡 ケースカンファレンス参加関係機関 相模原児童相談所 CW・心理 県立総合療育相談センター CW 県総合リハビリテーションセンター七沢学園 地域担当 県立津久井やまゆり園 地域支援 CW・心理・指導員 県立津久井養護学校 支援部 町教育委員会 指導主事 町通園事業 療育相談員 対象児童在籍機関職員 町母子保健担当保健師 町こども課職員 平成15年度協議対象児童：78名 ケースカンファレンス開催数：年4回 必要に応じ、関係機関でチームを組んで対応にあたっているケースに関しては、この会議以外にチームでのケア会議を随時開催。</p>	<p>該当なし</p> <p>検討委員会は立ち上げておらず、関係部署と連絡を取り合っている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
60	障害者福祉計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等		障害者基本法	障害者基本法		障害者基本法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	3,138千円	0千円	1,656千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【策定年月】 平成10年3月（基本計画、前期実施計画） 平成14年3月（中期実施計画）</p> <p>【計画期間】 平成10年度～平成22年度 基本計画：平成10年度～22年度 施策の基本的方向を示すもの。 実施計画：具体的な方策を示すもの。 （前期）平成10年度～14年度 （中期）平成15年度～18年度 （後期）平成19年度～22年度</p> <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、福祉・保健・教育・労働などの諸施策相互が連携し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市総合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画を策定した。</p> <p>【参考】 今後のスケジュール（概要） ・平成17～18年度：後期実施計画の策定 ・平成21～22年度：基本計画の見直し</p>	<p>【策定年月】 平成16年12月</p> <p>【計画期間】 平成16年度～平成22年度 基本計画：平成16年度～22年度 施策の基本的方向を示すもの。 推進計画：平成16年度～22年度 具体的な方策を示すもの。</p> <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も地域の中でともに生きる社会づくりを進めるため、城山町新総合計画を踏まえ、障害者基本法に基づく「城山町障害者福祉計画」を策定し、障害者を主体とした施策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p> <p>【参考】 今後のスケジュール（概要） ・平成21～22年度：基本計画の見直し ・平成21～22年度：推進計画の見直し</p> <p>【事業の実績】 平成14年度 ・基礎調査（障害者アンケート・障害者団体ヒアリング・ボランティア団体会議） ・策定懇話会（2回） ・策定委員会（3回） ・策定WG（3部会6回） ・委託業者選考委員会（2回） ・障害福祉研修会（1回） 平成15年度 ・基礎調査（まちづくり点検調査） ・策定懇話会（3回） ・策定委員会（2回） ・策定WG（5部会6回） 平成16年度 ・策定懇話会（3回） ・策定懇話会小委員会（1回） ・策定委員会（2回） パブリック・コメント手続き条例に基づき町民から意見募集を実施。（9月）</p>	<p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、福祉・保健・教育・労働などの諸施策相互が連携し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町総合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画の策定を目指す。</p> <p>【策定スケジュール】 《平成15年度》 策定委員会設置、第1回策定委員会、第1回部会開催 《平成16年度》 ・基礎数値を把握するためのアンケート調査の実施。 ・策定委員会及び部会の開催 ・「障害福祉計画」策定及び公表</p> <p>【参考】 今後のスケジュール（概要） ・策定期間 平成15～16年度 ・計画期間 平成17～22年度（予定）</p>	<p>【策定年月】 平成16年7月</p> <p>【計画期間】 平成16年度～平成20年度（本計画）</p> <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も地域の中でともに生きる社会づくりを進めるため、相模湖町総合計画を踏まえ、障害者基本法に基づく「相模湖町障害者福祉計画」を策定し、障害者を主体とした施策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p> <p>【参考】 今後のスケジュール（概要） ・平成18～22年度（見直し）</p>	<p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、福祉・保健・教育・労働などの諸施策相互が連携し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町総合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画の策定を目指す。</p> <p>【策定スケジュール】 《平成13年度》 保健福祉委員会設置、第1回保健福祉委員会開催 第1回～第5回ワーキンググループ会議開催 《平成14年度》 第1回～第5回計画策定部会開催 第1回保健福祉委員会開催 『藤野町障害者保健福祉計画』策定 ・計画期間 平成15～21年度</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
61	身体障害者福祉法に規定する売店設置に係る協議等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>身体障害者福祉法第22条に基づき、身体障害者から公共的施設内に売店設置の申請があった場合に協議を図る。</p> <p>売店設置数：3か所</p> <p>設置者 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
63	指定居宅支援事業者、指定施設等の指定	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の4、知的障害者福祉法第15条の5及び児童福祉法第21条の10に基づく・指定居宅支援事業者の指定 身体障害者福祉法第17条の10及び知的障害者福祉法第15条の11に基づく指定施設の指定 市規則に基づく基準該当居宅支援事業者の登録				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>支援費支給決定障害者が、指定居宅支援、指定施設支援を受けた場合、指定事業者・指定施設が支援費を代理受領することとされている。</p> <p>この場合の、事業者・施設の指定について、厚生労働省令の定めるところにより居宅支援事業者や施設設置者の申請により、市がサービスの種類及び事業所ごとに行う。</p> <p>県支援費支払総合システム：指定事業者に対しての支援費等の支払及び事業者指定を行うもの<事務の流れ></p> <p>事前相談・調整</p> <p>指定（登録）申請書受付</p> <p>審査</p> <p>指定・登録（原則毎月1日付け）</p> <p>通知 （指定事業者・施設へ指定書・登録書を送付）</p> <p>公告・情報提供 （県支援費支払総合システムに情報提供）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
64	障害者支援センターの管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市立障害者支援センター条例 相模原市立障害者支援センター条例施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	14,673千円				
歳入予算額（平成16年度）	49千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的・内容】 就労が困難な知的障害者及び身体障害者の社会的、経済的自立の促進や障害者地域作業所等の支援を行う松が丘園の施設の管理等を「相模原市社会福祉事業団」に委託するもの。 委託内容：設備保守管理委託、清掃委託等 特定財源：諸収入（松が丘園自動販売機光熱水費実費負担金）49千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
65	けやき体育館の管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市立けやき体育館条例・ 相模原市立けやき体育館条例施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	44,812千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的・内容】 障害者の健康の増進、機能の回復及び教養文化活動の促進を図り、もって障害者の福祉の向上に寄与する。管理運営については、「相模原市社会福祉事業団」へ委託し、利用料金制度を導入している。</p> <p>【内容】 施設の概要：建物1,657.64㎡ 施設 体育室、機能訓練室、教室、和室、教養室、談話コーナー、事務室他</p> <p>【参考】 利用料（全日利用9～22時の場合） ・体育室（全面）：10,200円 ・機能訓練室、教養室、和室、教室：3,900円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
66	市立身体障害者デイサービスセンターの管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第18条第1項第2号・相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【設置目的】</p> <p>在宅身体障害者及びその介護を行なう者に対し、通所による機能訓練、創作的活動、介護方法の指導等のサービスを提供することによって、身体障害者の自立と社会参加を促進し、福祉の増進に寄与するため。</p> <p>【施設の概要】</p> <p>名称：相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター</p> <p>【施設の運営内容】</p> <p>(1) 維持管理に関すること 設備保守点検、機械警備、施設内清掃、備品管理、その他施設の維持管理に必要なこと</p> <p>(2) 運営事業に関すること 身体障害者福祉法に基づく身体障害者デイサービス事業、その他デイサービスセンターの管理運営に必要な事業</p> <p>運営費：委託業務を実施するために身体障害者福祉法に定める居宅生活支援費を事業収入として收受し、これをもって委託業務を実施する。</p> <p>施設等使用料：委託者に施設、設備及び備品を無償で使用させる。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
67	進行性筋萎縮症療養給付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国) 進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱・身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱		(国) 進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱・身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱・津久井町進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱		
歳出予算額(平成16年度)	4,487千円		0千円		
歳入予算額(平成16年度)	2,243千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 進行性筋萎縮症者を入所措置し、必要な医療訓練及び生活指導を行う。</p> <p>【内容】 事業内容：医療機関に収容もしくは通所させ、必要な医療・訓練及び生活指導を行う。 実施方法：国立療養所箱根病院に委託 対象者：身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者で、その治療等に長期間を要する者(18歳未満の者については、児童福祉法第27条2項により同様に委託することができる。) 給付内容：医療費及び日用品費、期末一時扶助費等 費用負担基準(世帯の前年の所得税額によって23区分)により自己負担あり 特定財源：国庫負担金(5/10) 身体障害者福祉費負担金2,243千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・入所実日数：1人 ・入所延月(人)数：12</p>	該当なし	<p>【目的】 進行性筋萎縮症者を入所措置し、必要な医療訓練及び生活指導を行う。</p> <p>【内容】 事業内容：医療機関に収容もしくは通所させ、必要な医療・訓練及び生活指導を行う。 実施方法：国立療養所箱根病院に委託 対象者：身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者で、その治療等に長期間を要する者(18歳未満の者については、児童福祉法第27条2項により同様に委託することができる。) 給付内容：医療費及び日用品費、期末一時扶助費等 費用負担基準(世帯の前年の所得税額によって23区分)により自己負担あり</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
68	障害者地域作業所指導監査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	地方自治法第221条第2項・ 相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則・ 相模原市地域作業所等指導監査指針				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市障害者地域作業所補助金交付要綱等に基づく地域作業所等への運営費補助金について、当該補助金の交付を受ける団体の当該事業の運営の適正化を指導することで、利用者の処遇向上を図る。 【内容】 対象団体：下記の施設を運営する補助金交付団体 ・障害者地域作業所 ・障害者地域活動センター ・在宅障害者家庭内作業所 ・生活ホーム・グループホーム ・ケア付住宅 指導監査概要：事業の実施に使用する施設の設備等の現地施設監査を含む、補助金交付に係る帳簿等の書面監査とする。 【参考】 指導監査対象団体 ・障害者地域作業所 35か所 ・障害者地域活動センター 7か所 ・在宅障害者家庭内作業所 1か所 ・生活ホーム・グループホーム 42か所 ・ケア付住宅 4か所 ・障害者小規模通所授産施設 1か所		該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
69	支援費制度における指定事業者・施設等指導監査	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の21、28・知的障害者福祉法第15条の21、28・児童福祉法第21条の21				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>支援費制度における指定居宅支援事業者、指定施設及び基準該当居宅支援事業者に対し、支援内容、支援費の請求等に関して指導監査を実施することにより、支援内容の質の確保及び支援費請求の適正化を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>指導監査の対象</p> <p><居宅支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅支援事業者（居宅介護、デイサービス、短期入所、地域生活援助（グループホーム）） ・基準該当居宅支援事業者（居宅介護、デイサービス） <p><施設支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定施設（療護施設、更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園） <p>指導内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の適法性、適正運営等に関する指導・助言を行い、支援内容や支援費請求等について周知徹底を図る。 <p>監査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・是正指導によっても改善がみられない場合、支援内容、支援費請求等について不平等が疑われる場合等に監査を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることをとする。 <p>【参考】</p> <p>平成16年度指導監査対象</p> <p><支援費制度の指定事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準該当登録事業者> ・居宅介護事業者41 ・デイサービス事業者15 ・短期入所事業者6 ・知的障害者地域生活援助（グループホーム）23 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	高齢者入所判定委員会運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課 ・相模原市高齢者入所判定委員会要綱	高齢者福祉課	健康福祉課 津久井町高齢者サービス供給部会設置要綱	健康福祉課 相模湖町福祉サービス検討部会設置要綱	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	311千円		90千円	60千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済的理由により、居宅養護困難な者に対して、養護老人ホームへの入所措置が最も適切なものとして行われるよう、入所判定委員会において、措置の可否を総合的に判定する。 また、委員会へ諮る事項の事前協議を行うため、検討会を設置している。</p> <p>=委員構成= 市医師会、市歯科医師会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉施設、市職員</p> <p>【開催状況（平成15年度）】 入所判定委員会...2回 検討会...2回</p> <p>【平成16年度予算】 入所判定委員会 医師謝礼@41,700×6人=250,200円 委員謝礼@5,000×6人=30,000円 検討会 委員謝礼@5,000×6人=30,000円</p>	該当なし	<p>【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済的理由により、居宅養護困難な者に対して、養護老人ホームへの入所措置が最も適切なものとして行われるよう、高齢者サービス供給部会において、措置の可否を総合的に判定する。</p> <p>=委員構成= 町医師会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉施設、福祉推進委員協議会、社会福祉協議会職員、津久井保健福祉事務所職員、町職員</p> <p>【開催状況（平成15年度）】 なし</p> <p>【平成16年度予算】 委員謝礼@5,000×9人×2回=90,000円</p>	<p>【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済的理由により、居宅養護困難な者に対して、養護老人ホームへの入所措置が最も適切なものとして行われるよう、入所判定委員会において、措置の可否を総合的に判定する。</p> <p>=委員構成= 町医師会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、津久井保健福祉事務所職員、町保健師</p> <p>【開催状況（平成16年度より開催）】</p> <p>【平成16年度予算】 入所判定委員会 医師謝礼@10,000円×3人=30,000円 委員謝礼@5,000×6人=30,000円</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	高齢者保健福祉計画推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の8・ ・老人保健法第46条の18・ ・介護保険法第117条 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の8・ ・老人保健法第46条の18・ ・介護保険法第117条 			<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の8 ・老人保健法第46条の18 ・介護保険法第117条
歳出予算額（平成16年度）	10,195千円			1,656千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理 次期計画（3年ごとに行われる計画の見直し）の適切かつ円滑な策定</p> <p>【平成16年度事業内容】 高齢者保健福祉推進会議（計画の進行管理組織）の開催 【委員構成（20名）】 学識経験者、医療関係者、福祉関係者、各種団体、公募市民 高齢者等実態調査の実施 市民シンポジウムの開催</p> <p>【推進会議開催状況（15年度）】 推進会議...2回 勉強会...1回 施設見学...2回</p> <p>【高齢者保健福祉計画の概要】 沿革 平成5年度（旧）老人保健福祉計画（計画終期平成11年度） 平成12年度 第1期高齢者保健福祉計画（計画終期平成16年度） 平成15年度 第2期高齢者保健福祉計画（計画終期平成19年度） 第2期高齢者保健福祉計画の概要 ・計画期間 平成15年度～19年度（5か年） ・基本理念 「いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成」</p> <p>【平成16年度予算】 シンポジウム謝礼 171千円 推進会議委員謝礼（3回分） 264千円 実態調査委託 9,730千円 施設使用料 30千円</p>	<p>該当なし</p> <p>見直し・策定については、平成17年度行うため、平成15・16年度は事業執行はありません。</p> <p>平成17年度予算(新規事業計画書より) 4,466千円 (介護保険事業計画で再掲)</p>	<p>該当なし</p> <p>*平成17年度に計画の見直しに係る事業を予定。</p>	<p>平成14、15年度で保健福祉総合計画（仮称）策定 【高齢者保健福祉計画】 【障害者福祉計画】 【子育て支援計画】 【健康さがみこ21】 【介護保険事業計画】策定済</p> <p>平成16年度で印刷製本の実施（委託）</p> <p>【平成16年度予算】 委託料 1,656千円</p>	<p>【事業目的】 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理 次期計画（3年ごとに行われる計画の見直し）の適切かつ円滑な策定。</p> <p>【事業内容】 藤野町保健福祉推進委員会 1回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会 3回</p> <p>【事業費内訳】 地域福祉課、3-17、地域福祉計画策定事業に計上</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会																		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																		
10	高齢者大学運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市高齢者大学設置運営要綱 ・あじさい大学開催要項 			<ul style="list-style-type: none"> ・相模湖町高齢者の生きがいと健康づくり企画推進会議運営要綱 																	
歳出予算額（平成16年度）	27,509千円	0千円	0千円	85千円																	
歳入予算額（平成16年度）	13,754千円	0千円	0千円	0千円																	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者の方々が、心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活を送るために、学習活動を通じて仲間づくりを図りつつ、知識と技能の習得を図る。</p> <p>【平成16年度事業内容】 学科数：4学部29学科 芸術学部…書道4学科、刻字1学科、美術4学科、版画1学科、陶芸2学科、民謡1学科、詩吟1学科 健康学部…健康3学科、調理2学科 文学部…文芸1学科、文学3学科、歴史4学科 園芸学部…園芸2学科 定員：912人 授業時間：週1回2時間（各学科年間平均24回前後） 授業料：無料 教材費は自己負担</p> <p>【平成15年度実績】 4学部28学科 定員888人 入学希望者 1,849人 倍率2.08倍 修了者850 事業費決算額 17,980千円</p> <p>【保健福祉オンライン】 申込者の氏名、住所等のほか、受講状況等を把握するために使用</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>講師謝礼</td><td style="text-align: right;">20,653千円</td></tr> <tr><td>システム開発委託料</td><td style="text-align: right;">3,279千円</td></tr> <tr><td>施設使用料</td><td style="text-align: right;">1,640千円</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td style="text-align: right;">920千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,017千円</td></tr> <tr><td>特定財源 国庫補助金</td><td style="text-align: right;">13,754千円</td></tr> </table>	講師謝礼	20,653千円	システム開発委託料	3,279千円	施設使用料	1,640千円	備品購入費	920千円	その他	1,017千円	特定財源 国庫補助金	13,754千円	<p>該当なし</p> <p><参考> 町民の生涯学習の場として「しroyama町民大学」シニア講座を実施している。 教育委員会生涯学習課において所管している。</p>	<p>該当なし</p> <p><参考> 生涯を通じた町民の学習の場として「津久井町民大学」-グリーンカレッジつくい-を実施、教育委員会生涯学習課、生涯学習センターにおいて所管しています。</p>	<p>【事業目的】 高齢者が充実した生活を創造するため学習活動を通して生きがいと社会参加することを目的とする。</p> <p>平成16年度事業内容 学部数 3学部 教養学部 園芸学部 保健体育部 定員 180人</p> <p>【平成15年度実績】 3学部 定員 180人 延参加人員 1,414人 実施回数 41回 事業費決算額 614千円</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>講師謝礼</td><td style="text-align: right;">35千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> </table>	講師謝礼	35千円	その他	50千円	該当なし
講師謝礼	20,653千円																				
システム開発委託料	3,279千円																				
施設使用料	1,640千円																				
備品購入費	920千円																				
その他	1,017千円																				
特定財源 国庫補助金	13,754千円																				
講師謝礼	35千円																				
その他	50千円																				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	生きがい農園運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市生きがい農園設置及び運営要綱				
歳出予算額（平成16年度）	1,600千円		26千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		19千円		
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者が土に親しみ、作物を育てることを通じて、生きがいを高めるとともに、地域における高齢者の交流を図る。</p> <p>【事業内容】 相模原市市民農園運営協議会に対し、生きがい農園に関する運営費用の助成を行う。</p> <p>= 生きがい農園の概要 = ・農園数 21農園（958区画）H16.4現在 ・耕作面積 1人1区画 10㎡ ・耕作期間 4月から翌々年の1月までの22ヶ月 耕作地については、地権者から無償で6年間の使用貸借契約で借り上げ。</p> <p>【対象】 60歳以上の市民</p> <p>【平成16年度予算】 生きがい農園運営費補助金 1,600千円</p>	該当なし	<p>【事業目的】 高齢者が土に親しみ、作物を育てることを通じて、生きがいを高めるとともに、地域における高齢者の交流を図る。</p> <p>【事業内容】 津久井町老人クラブ連合会に生きがい農園に関する運営を委託して実施。</p> <p>= 生きがい農園の概要 = ・耕作面積 2,000㎡ ・耕作期間 4月から翌年の3月まで1年間 *耕作地：津久井町借上 *その他：農業用倉庫に対する損害保険に加入</p> <p>【対象】 老人クラブ会員等高齢者</p> <p>【平成16年度予算】 生きがい農園運営費 26千円</p> <p>特定財源 県補助金 19千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	高齢者交流事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	高齢者福祉課 ・相模原市高齢者交流事業実施要綱	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	6,628千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 市内の公衆浴場を利用して親湯会を開催し、高齢者の仲間づくりと健康づくりを進めるとともに相互の交流と親睦を深め、高齢者福祉の向上を図る。</p> <p>【事業内容】 実施日...前期(7～9月)後期(11～1月)の平日 祝日及び12月27日から1月7日を除く 利用回数...月4回まで 利用方法...市に登録し利用券発行 利用者負担...100円 実施施設...市内11浴場</p> <p>【対象】 65歳以上の市民</p> <p>【過去の利用実績】（延べ人数） 平成13年度 16,584人 平成14年度 36,727人 平成15年度 24,499人</p> <p>【平成16年度予算】 協力謝礼 6,591千円 利用券用紙 37千円</p>	該当なし	該当なし * 高齢者交流については、町老人クラブ連合会主催により実施。	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																								
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会																																								
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																								
13	シルバー人材センター育成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																																								
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																						
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																																						
根拠法令等		高齢者の雇用の安定等に関する法律		相模湖町福祉活動費補助金交付要綱																																							
歳出予算額（平成16年度）	129,258千円	5,815千円	6,965千円	4,945千円																																							
歳入予算額（平成16年度）	32,920千円	1,800千円	1,800千円	1,800千円																																							
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 高齢者の就業と仲間づくりの機会の提供を目的とする（社）相模原市シルバー人材センター育成のための助成を行う。</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>運営費補助金</td><td style="text-align: right;">104,038千円</td></tr> <tr><td>運営資金貸付金</td><td style="text-align: right;">25,000千円</td></tr> <tr><td>県シルバー人材センター負担金</td><td style="text-align: right;">120千円</td></tr> <tr><td>全国シルバー人材センター負担金</td><td style="text-align: right;">100千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助金</td><td style="text-align: right;">7,920千円</td></tr> <tr><td> 貸付金元金収入</td><td style="text-align: right;">25,000千円</td></tr> </table>	運営費補助金	104,038千円	運営資金貸付金	25,000千円	県シルバー人材センター負担金	120千円	全国シルバー人材センター負担金	100千円	特定財源		県補助金	7,920千円	貸付金元金収入	25,000千円	<p>【事業目的・内容】 高齢者の短期的就業機会の確保と就業に伴う生きがいづくりの機会の提供を目的とする城山町生きがい事業団の運営のための補助を行う。</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>運営費補助金</td><td style="text-align: right;">5,800千円</td></tr> <tr><td>その他（県シルバー人材センター負担金）</td><td style="text-align: right;">15千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助金</td><td style="text-align: right;">1,800千円</td></tr> </table>	運営費補助金	5,800千円	その他（県シルバー人材センター負担金）	15千円	特定財源		県補助金	1,800千円	<p>【事業目的・内容】 高齢者の就業と仲間づくりの機会の提供を目的とする津久井町生きがい事業団育成のための助成を行う。</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>運営費補助金</td><td style="text-align: right;">6,950千円</td></tr> <tr><td>その他（県シルバー人材センター負担金）</td><td style="text-align: right;">15千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助金</td><td style="text-align: right;">1,800千円</td></tr> </table>	運営費補助金	6,950千円	その他（県シルバー人材センター負担金）	15千円	特定財源		県補助金	1,800千円	<p>【事業・目的】 高齢者が知識・経験・技能を生かし相互の協力のもと、生きがいを見出し、相互の交流を深めるため相模湖町生きがい事業団に助成を行う。</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>運営費補助金</td><td style="text-align: right;">4,945千円</td></tr> <tr><td>その他（県シルバー人材センター負担金）</td><td style="text-align: right;">15千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助金</td><td style="text-align: right;">1,800千円</td></tr> </table>	運営費補助金	4,945千円	その他（県シルバー人材センター負担金）	15千円	特定財源		県補助金	1,800千円	該当なし
運営費補助金	104,038千円																																										
運営資金貸付金	25,000千円																																										
県シルバー人材センター負担金	120千円																																										
全国シルバー人材センター負担金	100千円																																										
特定財源																																											
県補助金	7,920千円																																										
貸付金元金収入	25,000千円																																										
運営費補助金	5,800千円																																										
その他（県シルバー人材センター負担金）	15千円																																										
特定財源																																											
県補助金	1,800千円																																										
運営費補助金	6,950千円																																										
その他（県シルバー人材センター負担金）	15千円																																										
特定財源																																											
県補助金	1,800千円																																										
運営費補助金	4,945千円																																										
その他（県シルバー人材センター負担金）	15千円																																										
特定財源																																											
県補助金	1,800千円																																										

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	老人クラブ補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市老人クラブ連合会運営費補助金交付要綱	・城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則	・相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	
歳出予算額（平成16年度）	23,181千円	913千円	2,473千円	894千円	
歳入予算額（平成16年度）	3,667千円	485千円	1,133千円	567千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと仲間づくりを目的に設立された老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の助成を行う。</p> <p>【平成16年度補助対象クラブ数】 適正クラブ 222クラブ 小規模クラブ 8クラブ</p> <p>【平成16年度予算】 運営費補助金 23,181千円 特定財源 国庫補助金 3,667千円</p>	<p>【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。</p> <p>【補助対象クラブ予定数】 適正クラブ 13(連合会1団体含む) 単位地区クラブ 12</p> <p>【平成16年度予算】 運営費補助金 913千円 特定財源 県費補助金 485千円</p>	<p>【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。</p> <p>【補助対象クラブ予定数】 適正クラブ 35(連合会1団体含む) 単位地区クラブ 34</p> <p>【平成16年度予算】 運営費補助金 2,473千円 特定財源 県費補助金 1,133千円</p>	<p>【事業目的・内容】 高齢者の生きがい、健康増進、仲間づくりを目的として活動している老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の補助を行う。</p> <p>【補助対象クラブ予定数】 適正クラブ 16(連合会1団体含む) 単位地区クラブ 15 小規模クラブ 1</p> <p>【平成16年度予算】 運営費補助金 894千円 特定財源 県費補助金 567千円</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	老人いこいの家の維持管理	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	総務課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市立老人いこいの家条例			相模湖町立集会所等の設置及び管理に関する条例	
歳出予算額（平成16年度）	775千円			37千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 高齢者が相互の親睦、レクリエーション、老人クラブ活動を行う場を提供し、相互の交流と高齢者福祉の向上を図る。</p> <p>【施設概要】 開設...昭和50年2月 所在地...相模大野8-9-5 規模...敷地面積186.88㎡ 床面積122.55㎡ 和室2室 利用時間...午前9時～午後4時 休所日...日曜・祝日、年末年始 管理...(社)相模原市シルバー人材センターへ委託</p> <p>【平成16年度予算】 管理委託料 500千円 光熱水費 119千円 その他 156千円</p>	該当なし	該当なし	<p>【施設概要】 開設...昭和60年3月 所在地...相模湖町千木良363-2 規模...敷地面積211.63㎡ 床面積97.50㎡ 管理...赤馬自治会へ委託</p> <p>地域集会所として、他の地域集会所と一括して「町立集会所等の設置及び管理に関する条例」を設置条例としている。 管理委託については、団体を特定してこれを認めており、委託契約の中で管理補助金として年額20,000円を交付するものとしている。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	福祉施策紹介冊子作成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	665千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【事業内容】 高齢者に関する各種サービスの内容をわかりやすく簡単に紹介するため、介護保険、保健、医療、年金、税金などの制度、事業等を全般的に掲載した冊子を発行する。 また、平成13年度から、高齢者一般福祉施策の紹介パンフレットをあわせて作成している。</p> <p>平成16年度発行部数（予定） ・冊子...7,000部 ・パンフレット...15,000部</p> <p>【平成16年度予算】 福祉施策紹介冊子印刷製本費 665千円 （パンフレットは、庁内印刷対応）</p>	<p>【事業内容】 高齢者に関する各種サービスの内容をわかりやすく簡単に紹介するため、介護保険、検診、老人医療など事業を掲載した冊子を発行する。</p> <p>【平成16年度発行部数】 500部</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	敬老会開催事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知）・ ・相模原市敬老会実施要領 	<ul style="list-style-type: none"> ・「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知）・ ・城山町敬老のつどい実施要綱 		<ul style="list-style-type: none"> ・「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知）・ 	
歳出予算額（平成16年度）	16,820千円	1,967千円	410千円	423千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	651千円	410千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 対象の高齢者を送迎バスで招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【対象】 9月15日現在77歳と80歳以上で、4月1日から引き続き市内に住んでいる者</p> <p>【平成16年度事業計画】 期日...9月17日～19日（3日間、5回開催） 会場...市民会館ホール 内容...式典、演芸</p> <p>【過去の参加者人数】 平成12年度 4,962人 平成13年度 5,287人 平成14年度 4,241人 平成15年度 4,116人</p> <p>【平成16年度予算】 会場整理員等謝礼 495千円 演芸等委託料 5,760千円 バス借料 9,765千円 施設使用料 429千円 その他 371千円</p>	<p>【事業目的】 対象の高齢者を招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【対象】 9月15日現在75歳以上の者に招待状を送付。表彰は満80歳と長寿夫妻（結婚50・60年で本人申請による）</p> <p>【平成16年度事業計画】 期日...9月18日（9月の第3土曜日） 会場...町立川尻小学校体育館 内容...式典、演芸 表彰者には記念品あり 来場者には送迎バスを3台運行している。</p> <p>【過去の参加者人数】 平成12年度 408人 平成13年度 417人 平成14年度 464人 平成15年度 375人</p> <p>【平成16年度予算】 報償費（記念品） 625千円 冷房委託料 763千円 バス借料 116千円 需用費（食糧費他） 429千円 その他（筆耕料） 34千円</p> <p style="text-align: right;">県補助金 651千円</p>	<p><補助金等交付事業> 財産区からの原資をもって敬老会運営費を助成する。</p> <p>【内容】 中野地区敬老会助成金 300千円 三ヶ木地区敬老会助成金 110千円</p> <p>他地区においても自治会にて開催。</p> <p>【対象】 敬老会運営団体 2団体</p> <p>【平成16年度予算】 補助金 410千円</p> <p>特定財源 財産区繰出金 410千円</p>	<p>【事業目的】 対象の高齢者を送迎バスで招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【対象】 老人クラブ会員若しくは町内に在住の65歳以上の者</p> <p>【平成16年度事業計画】 期日...9月17日 会場...相模湖交流センター 内容...式典、演芸</p> <p>【過去の参加者人数】 平成13年度 382人 平成14年度 436人 平成15年度 437人</p> <p>【平成16年度予算】 需用費 291千円 バス借料 132千円</p>	<p>該当なし 各地区自治会において開催。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	敬老訪問事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知）	城山町敬老祝品贈呈事業実施要領 城山町老人週間慰問品贈呈事業実施要領	津久井町敬老祝品条例	・相模湖町敬老金交付金要綱	藤野町敬老祝品金支給条例 藤野町敬老祝品金支給に関する規則
歳出予算額（平成16年度）	106千円	855千円	0千円	40千円	240千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	1千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 100歳以上の高齢者を訪問し、長寿を祝い、多年にわたり社会に寄与されことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【事業内容】 市の幹部職員（原則として市長）が対象者を訪問し、記念品（市長筆耕色紙）を贈呈する。</p> <p>【過去の事業実績】 平成15年度 対象者数48人 訪問者数10人 平成14年度 対象者数36人 訪問者数 4人 平成13年度 対象者数21人 訪問者数 3人</p> <p>【平成16年度予算】 消耗品費（色紙、額等） 99千円 印刷製本費（記念写真） 7千円</p>	<p>【事業目的】 高齢者に対し敬老祝品を贈呈することにより、長寿を祝い、敬老の意を表わすことを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・ 90歳以上の高齢者 9月中旬に、町長が対象者宅を訪問し贈呈する（カタログギフト） ・ 100歳高齢者 原則として、誕生日に町長が対象者宅を訪問し贈呈する（希望の品）</p> <p>【過去の事業実績】 平成15年度 90歳以上 103人 100歳 1人 平成14年度 90歳以上 91人 100歳 なし</p> <p>【平成16年度予算】 報償費 855千円</p>	<p>【事業目的】 賀寿を迎える高齢者に対し、敬老祝品を支給し長寿を祝い、敬老の意を表する。</p> <p>【事業内容】 ・ 88歳以上の賀寿 誕生月に、町長が対象者を訪問し、祝品を贈呈する。 （80歳については、民生委員による贈呈） ・ 町最高齢者、最長寿夫妻及び町内老人ホーム入所者に対し敬老の日に、町長が対象者を訪問し、花束を贈呈する。</p> <p>【対象者】 （1）80歳、88歳、99歳及び100歳を迎える者 （2）年齢に達する日現在で引き続き6月以上居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている者。</p> <p style="text-align: center;">敬老祝金等支給事業（D-6-19）参照</p> <p>【祝品】 （1）80歳の者 7,000円相当の品物 （2）88歳の者 10,000円相当の品物 （3）90歳の者 13,000円相当の品物 （4）99歳の者 15,000円相当の品物 （5）100歳の者 25,000円相当の品物</p> <p>【祝金支給実績】 平成14年度 94人 平成15年度 99人</p> <p>【平成16年度予算】 報償費（祝品） 1,310千円 消耗品費 5千円</p>	<p>【事業目的】 100歳以上の高齢者を訪問し、長寿を祝い、多年にわたり社会に寄与されことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【事業内容】 町長が対象者を訪問し、祝い金を贈呈する。</p> <p>【過去の事業実績】 平成15年度 対象者数 2人 訪問者数 1人 平成14年度 対象者数 1人 訪問者数 1人 平成13年度 対象者数 1人 訪問者数 1人</p> <p>【平成16年度予算】 報償費(祝い金) 40千円</p>	<p>【事業目的】 88歳（米寿）及び100歳以上の高齢者に対し、長寿を祝福しもってその家庭の平和と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 町長が対象者を訪問し、祝品を贈呈する。 88歳・100歳祝品金</p> <p>【過去の事業実績】 平成15年度 88歳 29人 100歳 1人 平成14年度 88歳 23人 100歳 1人</p> <p>【平成16年度予算】 報償費（祝品） 265千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	敬老祝金等支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市敬老金条例	城山町敬老祝金要綱	津久井町敬老祝品条例	相模湖町敬老金交付金要綱	藤野町敬老祝品支給条例 藤野町敬老祝品支給に関する規則
歳出予算額（平成16年度）	54,116千円	3,014千円	1,315千円	230千円	3295千円
歳入予算額（平成16年度）	36千円	0千円	0千円	1千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 77歳以上の高齢者に祝い金や祝品を贈り、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【事業概要】 祝い金 ・77歳 5,000円 ・80歳 7,000円 ・88歳 10,000円 ・90歳 10,000円 ・95歳 20,000円 ・99歳 30,000円 ・100歳以上 50,000円 祝品 ・市長の色紙（90歳以上の者）</p> <p>【祝い金支給実績】 平成12年度 4,838人 平成13年度 4,999人 平成14年度 5,847人 平成15年度 5,973人</p> <p>【平成16年度予算】 祝い金 53,277千円 祝袋等印刷製本費 558千円 祝い金運搬警備委託 126千円 その他 155千円 特定財源 県委託金 36千円</p>	<p>【事業目的】 高齢者に対し敬老祝金を支給することにより、長寿を祝い敬老の意を表わすことを目的とする。</p> <p>【対象者】 （1）9月15日現在で77歳、88歳、99歳又は100歳以上である者 （2）9月15日現在で引き続き6月以上本町に在住かつ、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている者。</p> <p>【祝金の額】 （1）77歳の者 15,000円 （2）88歳の者 20,000円 （3）99歳の者 25,000円 （4）100歳以上者 30,000円</p> <p>【祝金支給実績】 平成14年度 107人 平成15年度 225人</p> <p>【平成16年度予算】 印刷製本費 4千円 祝い金 3,010千円</p>	<p>【事業目的】 賀寿を迎える高齢者に対し、敬老祝品を支給し、長寿を祝い、敬老の意を表する。</p> <p>【事業内容】 ・88歳以上の賀寿 誕生月に、町長が対象者を訪問し、祝品を贈呈する。 （80歳については、民生委員による贈呈） ・町最高齢者、最長寿夫妻及び町内老人ホーム入所者に対し敬老の日に、町長が対象者を訪問し、花束を贈呈する。</p> <p>【対象者】 （1）80歳、88歳、99歳及び100歳を迎える者 （2）年齢に達する日現在で引き続き6月以上居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている者。</p> <p>【祝品】 （1）80歳の者 7,000円相当の品物 （2）88歳の者 10,000円相当の品物 （3）90歳の者 13,000円相当の品物 （4）99歳の者 15,000円相当の品物 （5）100歳の者 25,000円相当の品物</p> <p>【祝金支給実績】 平成14年度 94人 平成15年度 99人</p> <p>【平成16年度予算】 報償費（祝品） 1,310千円 消耗品費 5千円</p>	<p>【事業目的】 多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表しその長寿を祝う。</p> <p>【事業概要】 祝い金 ・88歳 5,000円 ・98歳 15,000円 ・100歳 20,000円 ・100歳以上 20,000円</p> <p>【祝い金支給実績】 平成12年度 98人 平成13年度 76人 平成14年度 108人 平成15年度 91人</p> <p>【平成16年度予算】 祝い金 230千円 特定財源 県委託金 1千円</p>	<p>【事業目的】 多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表しその長寿を祝う。</p> <p>【事業内容】 祝い金 ・88歳～89歳 5,000円 ・90歳～99歳 7,000円 ・100歳以上 10,000円 祝品 ・88歳（米寿） 5,000円相当の品物 ・100歳 30,000円相当の品物 ・長寿夫婦（結婚70年） 30,000円相当の品物</p> <p>【祝金支給実績】 平成14年度 478人 平成15年度 516人</p> <p>【平成16年度予算】 祝い金 3,240千円 祝袋等印刷製本費 55千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名					
29	各種事務事業の取扱い				保健福祉部会					
事務事業番号	事務事業名				協議ランク					
20	高齢者能力活用施設運営事業				A協議会 B幹事会 C専門部会					
	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町	
担当課名	高齢者福祉課		高齢者福祉課		健康福祉課		健康福祉課		健康福祉課	
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱）									
歳出予算額（平成16年度）	1,657千円									
歳入予算額（平成16年度）	374千円									
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者の能力や技能の活用及び趣味や活動を通じての社会参加や地域交流を促進するための事業を行う。 また、高齢者の短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供する（社）相模原市シルバー人材センターの運営を支援する。</p> <p>【事業内容】 講座等の開催 健康づくりや介護予防に関する講座等、家庭でできる軽易な補修技能などの修得を目的とした講習、高齢者の趣味や活動の支援のため講座等を行う。 施設管理運営委託 施設の管理運営について（社）相模原市シルバー人材センターへ委託する。</p> <p>【平成16年度予算】 施設賠償責任保険 8千円 施設管理運営委託 901千円 事業実施委託 748千円 特定財源 国庫補助金 374千円</p>		該当なし		該当なし		該当なし		該当なし	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	れんげの里あらいその管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市立ふれあいセンター条例 ・相模原市立大風センター条例 ・相模原市立こどもセンター条例 				
歳出予算額（平成16年度）	78,550千円				
歳入予算額（平成16年度）	145千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】</p> <p>れんげの里あらいそ（相模原市立新磯ふれあいセンター、相模の大風センター、新磯こどもセンター）の施設管理運営を行う。各施設の事業運営はそれぞれが別個に行うものとし、施設全体の維持管理は、複合による施設の効率性による3施設一括管理を行っている。管理運営については、（財）相模原市都市整備公社へ委託し、利用料金制度を導入している。</p> <p>新磯ふれあいセンターは、市民の健康の保持及び増進並びに高齢者の福祉の向上に寄与するために設置している。</p> <p>【施設概要】</p> <p>敷地面積 5,908㎡ 延床面積 3,068.8㎡</p> <p>新磯ふれあいセンター 1,611.35㎡ 相模の大風センター 937.82㎡ 新磯こどもセンター 519.63㎡</p> <p>【利用料金】</p> <p>新磯ふれあいセンター基本利用料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室：1回 大人200円 小人100円 ・陶芸窯室：1時間300円 ・大広間：夜間（18時～22時）1,000円 ・交流広場：1日（9時～22時）2,800円 ・多目的ホール（全面）：1日（9時～22時）9,300円 <p>相模の大風センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作室：1日（9時～22時）6,100円 <p>【平成16年度予算】</p> <p>管理運営委託 77,511千円 その他 1,039千円</p> <p>特定財源</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話使用 25千円 自動販売機光熱水費負担金 120千円 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				保健福祉部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
22	給食サービス事業				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・ ・相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・ 城山町配食サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱・ 津久井町給食サービス事業実施要綱	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・ ・相模湖町福祉給食サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 藤野町給食サービス事業実施要綱
歳出予算額(平成16年度)	186,780千円	8,412千円	13,240千円	1,113千円	1,330千円
歳入予算額(平成16年度)	42,085千円	7,076千円	9,405千円	834千円	997千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅の要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、定期的に栄養のバランスのとれた食事を自宅まで届けるサービスを提供することにより、食生活の維持向上を支援するとともに、安否の確認、孤独感の軽減等を図り、生活の自立支援に資する。</p> <p>【事業内容】 対象者に、週4回(月・火・木・金)以内、夕食を自宅まで直接届ける。</p> <p>【対象】 在宅で自分で食事の支度をすることが困難かつ家族等からも食事の提供を受けることが困難な以下の世帯の者 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦 重度障害者</p> <p>【実施方法】 (福)相模原市社会福祉協議会へ委託(調理等は再委託。老人ホーム等20施設、3業者へ。)</p> <p>【利用者負担】 1食当たり400円</p> <p>【過去の実績(延配食数)】 平成12年度 167,201食 平成13年度 183,021食 平成14年度 210,908食 平成15年度 208,996食</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 186,780千円 特定財源 国庫補助金 42,085千円</p>	<p>【事業目的】 定期的に居宅を訪問し配食サービスを行うことで孤独感の解消及び安否確認、栄養バランスの取れた食事の提供による健康管理等を目的とする。</p> <p>【事業内容】 対象者に昼食週3回(月・火・木)また夕食(金)自宅までボランティアが届けている。</p> <p>【対象】 町内に居住し、自分で食事の支度をすることが困難であり、かつ、家族等からの食事の提供が受けられない状況にあって配食が必要と認められる次に該当する者。 (1) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦等 (2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級である。 (3) その他必要と認める者</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会へ委託 社会福祉法人 かわせみ会</p> <p>【利用者負担】 1食当たり400円</p> <p>【過去の実績(延配食数)】 平成14年度 5,116食 平成15年度 7,096食</p> <p>【平成16年度予算】 委託料 8412千円 県補助金 4004千円 利用者負担金 3072千円</p>	<p>【事業目的】 食事作りの困難な在宅の一人暮らし高齢者に対して、健康管理・孤独感の解消・安否確認等を目的に昼食を配食することにより、安全で健康的な生活を支援する。</p> <p>【事業内容】 1 会食会開催事業(昼食交流会) 町内の対象者を一堂に会し、昼食と演芸会を催す中で、年2回開催する。 また、会場までの送迎を実施する。</p> <p>2 配食サービス事業 対象者に週4回(火・水・木・金)昼食を自宅まで委託業者が届ける。</p> <p>【対象】 町内に居住し、自分で食事の支度をすることが困難であり、かつ、家族等からの食事の提供が受けられない状況にあって会食又は配食が必要と認められる次に該当する者。 (1) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦 (2) 障害者手帳の交付を受けている者 (3) その他必要と認める者</p> <p>【実施方法】 1 会食会開催事業 津久井町社会福祉協議会へ委託(調理は再委託)</p> <p>2 配食サービス事業 民間業者へ委託(1業者)</p> <p>【利用者負担】 1 会食会開催事業 無料 2 配食サービス事業 1食当たり300円</p> <p>【過去の実績(延配食数)】 平成12年度 10,979食 平成13年度 11,294食 平成14年度 13,564食 平成15年度 10,928食</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らしの高齢者等に対して、食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否確認を行う。</p> <p>【事業内容】 対象者に昼食週4回(火・水・木・金)の昼食を自宅まで届けている。</p> <p>【対象】 町内在住のひとり暮らし老人、老人夫婦世帯のみの世帯等</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会へ委託(調理は再委託)</p> <p>【利用者負担】 1食当たり450円</p> <p>【過去の実績(延配食数)】 平成14年度 2,362食 平成15年度 2,577食</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 1,113千円 特定財源 県補助金 834千円</p>	<p>【事業目的】 食事作りの困難な在宅の一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯及び障害者等に対して、健康管理、孤独感の解消、安否の確認等を行う。</p> <p>【事業内容】 対象者に週2回(火・金)昼食を自宅まで届ける。</p> <p>【対象】 ・一人暮らしの高齢者 ・高齢者夫婦世帯 ・障害者</p> <p>【実施方法】 藤野町社会福祉協議会へ委託(調理は再委託)</p> <p>【利用者負担】 1食当たり 300円</p> <p>【過去の実績(延配食数)】 平成14年度 3,960食 平成15年度 4,000食</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 1,330千円 県費補助金 997千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	給食サービス事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p>【平成16年度予算】</p> <p>事業委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会食会開催事業委託料 700千円 ・配食サービス事業委託料 12,540千円 <li style="text-align: right;">計 13,240千円 <p>特定財源</p> <ul style="list-style-type: none"> 県補助金 5,985千円 諸収入(負担金) 3,420千円 		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・城山町移送サービス事業実施要綱	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・津久井町移送サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模湖町ハンディキャブ（リフト付）運行業業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・藤野町移送サービス事業実施要綱
歳出予算額（平成16年度）	1,176千円	7,632千円	25,000千円	1,799千円	3,678千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	4,075千円	10,725千円	1,349千円	2,758千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、全介助を伴う移送サービスに要する料金の一部を助成することにより、利用者負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。</p> <p>【事業内容】 ねたきり高齢者等が通院等の目的で、外出しようとする時、居室から移送車両までの介助及びストレッチャー対応の車両により目的地までの移送、目的地での引継ぎのサービスの提供に対して助成する。助成にあたっては、利用券を交付する。</p> <p>助成内容 市民税非課税世帯...2,700円の利用券を年間36枚、年度途中の申請は申請月から1月当り3枚交付 その他世帯...5,000円の利用券を年間12枚、年度途中の申請は申請月から1月当り1枚交付</p> <p>【対象】 介護保険の要介護4、5の認定を受けた者及び要介護3の内市長が特に認める者で、次の各号の全てに該当する者。ただし、生活保護法により移送扶助を受けることができる被保護者及び相模原市在宅重度障害者タクシー利用助成要綱により利用助成を受けている者を除く。 身体的要因により、ストレッチャー又は車椅子等による特別な移送を必要とする者 居室から移送車両まで全介助を要する者</p> <p>【実施方法】 移送事業者へ委託</p> <p>【利用券交付人数】 平成12年度 7人 平成13年度 36人 平成14年度 50人 平成15年度 82人</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 1,176千円</p>	<p>【事業目的】 家庭において移送することが困難な高齢者及び重度身体障害者に対して、ハンディキャブ等を利用して移送を行うことにより、寝たきり高齢者等の福祉の向上を図る。</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【対象者】 （1）おおむね60歳以上のものであって床にしている状態がおおむね3ヶ月以上経過している者 （2）身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳に交付を受け、その障害の程度が1級又は2級であり、かつ、著しく歩行が困難な者 （3）町長が特に認めた者</p> <p>【利用範囲】 （1）病気治療（通院治療、入院院） （2）福祉施設への通所、入退所 （3）福祉団体等が主催する事業、会議に参加するとき。 （4）公共機関の手続き （5）買い物 （6）その他町長が認めたとき</p> <p>【運行範囲】 原則町内及び30キロ以内の近隣市町村 町内 片道200円 町外5キロ未満 片道250円 町外5～10キロ未満 片道300円 町外10～15キロ未満 片道400円 町外15～20キロ未満 片道500円 町外20～25キロ未満 片道600円 その他 片道700円</p> <p>【平成16年度予算】 委託料 7,632千円 補助金 3,429千円 利用者負担金 646千円</p> <p>【利用状況】 平成14年度 1,196回 平成15年度 1,596回</p>	<p>【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、ハンディキャブ等による送迎を行い、外出の支援、社会参加の促進を図るとともに、介護者の負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【対象者】 町内に居住し次の各号のいずれかに該当し、交通機関の利用に支障のある者 （1）身体障害者の手帳交付を受けている者 （2）介護保険による要介護者及び要支援者 （3）前項に準ずる者で町長が認めた者</p> <p>【利用の範囲】 （1）医療機関への通院。 （病状悪化等緊急の場合を除く） （2）福祉施設への入退所時。 （3）官公庁への事務手続き （4）その他町長が必要と認めたとき</p> <p>【運行範囲】 原則として30キロ圏内</p> <p>【利用者負担】 1kmにつき 50円</p> <p>【利用状況】 平成12年度 6,728回 平成13年度 6,843回 平成14年度 7,887回 平成15年度 8,554回</p>	<p>【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャブ等を運行することにより、交通の不便の解消、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図る。</p> <p>【対象者】 （1）概ね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者 （2）概ね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由な者 （3）車いす等を使用している重度身体障害者 （4）町長が特に認めた者</p> <p>【利用者負担】 町内 一律 300円 町外1kmにつき 70円 50km以上 1km毎50円</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【利用状況】 平成15年度 町内 952回 町外 1,377回</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 1,799千円 特定財源 県補助金 1,349千円</p>	<p>【事業目的】 車いすを使用している者やねたきりの状態にある者など既存の交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャブ等を運行するなど、社会参加の手段の充実を図り、社会福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>【実施方法】 藤野町移送サービス事業実施要綱</p> <p>【対象者】 （1）概ね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者 （2）概ね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由な者 （3）障害者手帳の交付を受けている者 （4）町長が特に認めた者</p> <p>【利用の範囲】 （1）医療機関への移送。 （2）福祉施設へ入退所するとき。 （3）福祉団体等が主催する事業、会議に参加するとき。 （4）町長が必要と認めたとき。</p> <p>【運行範囲】 町内及び隣接市町村</p> <p>【利用状況】 平成14年度 1,652回 平成15年度 1,566回</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 3,678千円 県補助金 2,758千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																															
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会																															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																															
24	寝具消毒乾燥事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																												
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																												
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市ねたきり高齢者等寝具消毒乾燥事業実施要綱 		<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 津久井町ねたきり老人等寝具消毒乾燥事業実施要綱 																														
歳出予算額（平成16年度）	3,149千円		38千円																														
歳入予算額（平成16年度）	1,574千円		28千円																														
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅の要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者及び障害者等に対し、寝具の水洗い及び消毒乾燥等のサービスを提供することにより、日常生活における衛生管理の向上と生活の自立支援に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 寝具乾燥の業者が家庭を訪問し、寝具（掛け布団、敷きふとん、毛布、枕）の消毒と乾燥を、それぞれ年3回ずつ行う。</p> <p>【対象】 寝具乾燥の必要があるが、自宅において寝具の衛生管理等が困難な状況にある市内に居住する次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者とする。 おおむね65歳以上のねたきり高齢者又は痴呆性高齢者の世帯 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯 重度障害者（身体障害者1・2級又は療育手帳A1・A2の者）世帯 前各号に規定する世帯のほか、特に市長が必要と認める世帯</p> <p>【実施方法】 民間事業者へ委託</p> <p>【延べ実施者数】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成12年度</td><td style="text-align: right;">428人</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td style="text-align: right;">492人</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td style="text-align: right;">567人</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td style="text-align: right;">441人</td></tr> </table> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>事業委託料</td><td style="text-align: right;">3,149千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td> 国庫補助金</td><td style="text-align: right;">1,574千円</td></tr> </table>	平成12年度	428人	平成13年度	492人	平成14年度	567人	平成15年度	441人	事業委託料	3,149千円	特定財源		国庫補助金	1,574千円	該当なし	<p>【事業目的】 在宅の要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者及び障害者等に対し、寝具の水洗い及び消毒乾燥等のサービスを提供することにより、日常生活における衛生管理の向上と病苦の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 寝具乾燥の業者が家庭を訪問し、寝具（掛け布団、敷きふとん、毛布、枕）の消毒と乾燥を、それぞれ年1回ずつ行う。</p> <p>【対象】 おおむね65歳以上のねたきり高齢者又は痴呆性高齢者で寝具乾燥が必要と認められるもの前各号に規定する世帯のほか、特に町長が必要と認める世帯 過去の延べ実施者数</p> <p>【実施方法】 民間事業者へ委託</p> <p>【延べ実施者数】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成12年度</td><td></td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td></td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td></td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td style="text-align: center;">実績なし</td></tr> </table> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>事業委託料</td><td style="text-align: right;">38千円</td></tr> <tr><td> 特定財源</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助金（3/4）</td><td style="text-align: right;">28千円</td></tr> </table>	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	実績なし	事業委託料	38千円	特定財源		県補助金（3/4）	28千円	該当なし	該当なし
平成12年度	428人																																
平成13年度	492人																																
平成14年度	567人																																
平成15年度	441人																																
事業委託料	3,149千円																																
特定財源																																	
国庫補助金	1,574千円																																
平成12年度																																	
平成13年度																																	
平成14年度																																	
平成15年度	実績なし																																
事業委託料	38千円																																
特定財源																																	
県補助金（3/4）	28千円																																

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	家事援助事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
		担当課名			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	高齢者福祉課 ・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・ ・相模原市高齢者家事援助条例・ ・相模原市高齢者家事援助条例施行規則	高齢者福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・ ・ 城山町軽度生活援助事業実施要綱	健康福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要綱 ・津久井町生活支援型ホームヘルパー派遣事業運営・ 規則	健康福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・ ・相模湖町生活支援ホ・ムヘルプサ・ビス事業実施要綱	健康福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 藤野町生活支援型ホームヘルプサ・ビス事業実施要綱
歳出予算額(平成16年度)	35,442千円	551千円	2,182千円	92千円	
歳入予算額(平成16年度)	18,429千円	426千円	1,551千円	68千円	103千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 家事等の日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ホームヘルパーを派遣し、家事に関する援助(調理、衣類の洗濯及び補修、住居等の掃除及び整理、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、その他必要な家事)、日常生活に関する相談及び援助等を行う。サービス提供は原則週1回2時間以内。</p> <p>【対象】 市内に住所を有する60歳以上の高齢者で、加齢、虚弱、傷病等により日常生活を営むのに支障がある者(介護保険認定者は除く)。</p> <p>【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・市民税非課税世帯 60円/時間 ・上記以外の世帯 210円/時間</p> <p>【実施方法】 相模原市社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延べ利用時間】 平成12年度 8,081時間 平成13年度 11,841時間 平成14年度 10,720時間 平成15年度 9,712時間</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 35,442千円 特定財源 国庫補助金 17,010千円 利用者負担金 1,419千円</p>	<p>【目的】 家事等の日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助する。</p> <p>【事業内容】 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる高齢者で、加齢、虚弱、傷病等の身体的理由又は、社会的理由により日常生活を営むのに支障がある者(介護保険法の要支援認定を受けている者、身体障害者福祉法により、施設訓練等支援費の支給に係るもの、知的障害者福祉法による、施設訓練等支援費の支給にかかる者を除く)。</p> <p>【対象】 町内に居住する高齢者</p> <p>【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・上記以外の世帯 150円</p> <p>【実施方法】 介護保険指定事業所へ委託</p> <p>【延べ利用時間】 平成14年度 なし 平成15年度 54時間</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 551千円 県補助金 372千円 利用者負担金 54千円</p>	<p>【事業目的】 在宅で生活する高齢者に対し簡易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者の在宅での自立した生活の継続を可能とし、また要介護状態への防止及び進行を防ぐことにより高齢者福祉の向上を図り健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ホームヘルパーを派遣し、家事に関する援助(調理、衣類の洗濯及び補修、住居等の掃除及び整理、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、その他必要な家事)、健康管理・栄養管理に関する助言等を行う。</p> <p>【対象】 在宅で生活するおおむね65歳以上の高齢者等で、生活に関する援助がなければ居宅での生活を営むのに支障がある者(介護保険認定者は除く)。</p> <p>【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・30分未満まで 80円 (以後30分毎に80円)</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延べ利用時間】 平成12年度 142.7時間 平成13年度 478.9時間 平成14年度 924.0時間 平成15年度 543.9時間</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 2,182千円 特定財源 県補助金 0千円 利用者負担金 60千円</p>	<p>【事業目的】 家事等の日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 65歳以上の高齢者で日常生活に支障のある方(介護サ・ビス利用者は対象外)にホ・ムヘルパ・を派遣し、家事に関する援助、日常生活に関する相談及び助言する。</p> <p>【対象】 町内に居住する高齢者</p> <p>【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・上記以外の世帯 100円</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延利用時間】 平成14年度 なし 平成15年度 10時間</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 92千円 県補助金 68千円 利用者負担 9千円</p>	<p>【事業目的】 家事等の日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者で、日常生活を営むのに支障のある者(介護サービス利用者は対象外)にホームヘルパーを派遣し、家事に関する援助、日常生活に関する相談及び助言等を行う。</p> <p>【対象】 町内に居住する高齢者</p> <p>【利用者負担】 週2回2時間以内 1時間 150円</p> <p>【実施方法】 町が委託したサービス提供者</p> <p>【延利用時間】 平成14年度 124時間 平成15年度 59時間</p> <p>【平成16年度】 事業委託料 138千円 県補助金 103千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	住宅改修相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市住宅改修相談員設置要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 城山町住宅改修相談事業実施要綱 			
歳出予算額（平成16年度）	3,352千円	1,230千円			
歳入予算額（平成16年度）	1,665千円	922千円			
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者や障害者の自立と家族の介護負担軽減のための住宅改修に対し、情報の提供と専門的指導・助言を行う。</p> <p>【事業内容】 保健福祉総合相談課及び南保健福祉総合相談班に住宅改修相談員（非常勤特別職）を配置し、住宅改修に係る各種相談への対応、情報提供を行う。</p> <p>【対象】 住宅設備の改善を必要とする高齢者及び障害者とその家族（それらの依頼を受けたケアマネージャー及び改修業者からの相談にも対応） 高齢者に備えた住宅設備・構造の情報提供については市民一般も対象とする。</p> <p>【相談件数】 平成13年度 131件 平成14年度 188件 平成15年度 246件</p> <p>【平成16年度予算】 相談員報酬 3,330千円 その他 22千円 特定財源 国庫補助金 1,665千円</p>	<p>【事業目的】 身体状況や家屋の構造等により、在宅生活に支障を来している高齢者及び障害者に対し住宅の改善等に関する相談や助言等を行うことにより、自立生活の助長、介護者の負担軽減および二次的障害の予防等を目的に行う。</p> <p>【対象者】 (1) 町内に居住し、在宅で生活していく上で、住環境の改善を考えている高齢者等とその家族 (2) 町長が必要と認める者</p> <p>【相談日及び回数】 (1) 家屋の構造、高齢者等の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえ相談に応じ、助言を行う。 (2) 施工後において、適宜相談に応じ、助言を行う。 (3) 住宅改善が円滑に行われるよう関係機関との連絡を調整する。</p> <p>【事業実施】 社会福祉協議会に委託</p> <p>【相談件数】 平成14年度 76件 平成15年度 97件</p> <p>【平成16年度予算】 委託料 1230千円 補助金 922千円</p>	<p>該当なし</p> <p>基幹型在宅支援センターにて相談事業を実施。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業実施要綱 				
歳出予算額（平成16年度）	1,021千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅のねたきり高齢者が、居宅での理容又は美容サービスが受けられるよう、居宅までの理容師又は美容師の出張料金を助成することにより、利用者の負担の軽減を図り、生活の支援に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 在宅のねたきり高齢者が、居宅での理容又は美容サービスを受ける場合における出張料金を助成する。助成にあたっては、年間6枚、年度途中の申請は、申請月から2月当たり1枚の助成券を交付する。</p> <p>【対象】 市内に居住するおおむね65歳以上の在宅ねたきり高齢者</p> <p>【実施方法】 神奈川県理容生活衛生同業組合（理髪組合）相模原支部・相模原南支部及び神奈川県美容業生活衛生同業組合（美容組合）相模原支部へ委託 平成16年度から、個人事業者へも委託</p> <p>【利用券交付人数】 平成12年度 95人 平成13年度 100人 平成14年度 114人 平成15年度 125人</p> <p>【平成16年度予算】 協力謝礼 150千円 助成券印刷費 52千円 事業委託料 819千円</p>	該当なし（検討作業中）	該当なし	該当なし	該当なし
			<p>【該当者】 町内に居住するおおむね65歳以上の在宅ねたきり高齢者数 22人（4月1日現在）</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	生きがいデイサービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・相模原市高齢者生きがいデイサービス事業実施要綱	城山町虚弱高齢者孤独解消	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・津久井町生きがい対応型デイサービス事業実施要綱	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・相模湖町生きがい対応型デイサービス事業実施要綱	藤野町生きがい対応型デイサービス事業実施要綱
歳出予算額(平成16年度)	8,580千円	3,532千円	4,800千円	471千円	2,293千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	1,620千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 市内のデイサービスセンターにおいて生きがい活動及び昼食などのサービスの提供をとおして、社会的孤立感の解消、要介護状態になることの予防を行うことを目的とする。</p> <p>【事業内容】 生きがい活動等のサービス提供により、社会的孤立の解消や介護予防を図る。サービス内容は、生きがい活動(趣味・レクリエーション活動)、昼食提供。</p> <p>【対象】 60歳以上の高齢者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険の要支援・要介護に認定された者は除く。 一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で近隣との関係が薄い。 日中独居となり家に閉じこもりがちである。 虚弱・軽度痴呆等により家に閉じこもりがちである。 転入後間もないため近隣との関係が保てない。 その他家に閉じこもりがちで介護予防が必要である。</p> <p>【利用者負担】 1回当たり500円(昼食相当分) 利用者が送迎、入浴を希望する場合は、実費負担。</p> <p>【実施方法】 市内でデイサービスセンターを運営する社会福祉法人等へ委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成14年度 1,649回 平成15年度 1,448回</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 8,580千円</p>	<p>【事業目的】 家に閉じこもりがちな虚弱高齢者に対し、生きがいづくりや社会参加を促進し、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図り、心身機能の維持向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 介護保険の対象外で、概ね65歳以上のひとり暮らしや心身の見守り支援が必要な虚弱高齢者</p> <p>【実施日時】 週2回(火曜日・金曜日)午前10時～午後3時</p> <p>【実施場所】 城山町保健福祉センター</p> <p>【利用人数】 1回の人数は15～20人</p> <p>【事業内容】 1. 歓談・レクリエーション・軽体操・手芸・外出・調理等 2. 年間行事として日帰り旅行・忘年会・新年会等</p> <p>【参加費】 1回150円 500円(昼食代)</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託</p> <p>【事業目的】 家に閉じこもりがちな虚弱高齢者に対し、自宅ヘルパーが訪問し社会的孤立感の解消と安否の確認及び見守りを行うことを目的とする。</p> <p>【対象】 65歳以上のひとり暮らしや身体、生活に不安を感じている高齢者で、原則として介護保険対象外の方を対象とする。</p> <p>【実施回数】 1人につき、月1回から数回とする。</p>	<p>【事業目的】 在宅の高齢者に対し、通所の方法により各種のサービスを提供することにより、高齢者の自立生活の助長、孤独感の解消、生きがい・趣味活動の習得心身機能の維持向上を図り、要介護状態になることの予防を行うことを目的とする。</p> <p>【事業内容】 生きがい活動等のサービス提供により、社会的孤立の解消や介護予防を図る。サービス内容は、生きがい活動(趣味・レクリエーション活動)、日常動作訓練、生活指導、健康チェック、昼食、入浴、送迎サービス提供。</p> <p>【対象】 町内に居住するおおむね65歳以上の高齢者。ただし介護保険の要支援・要介護に認定された者は除く。</p> <p>【利用者負担】 ・1回当たり1,000円(飲食物費等) ・生活保護世帯に属する場合 なし</p> <p>【実施方法】 社会福祉法人(特養旭ヶ丘老人ホーム)へ委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成12年度 308回 平成13年度 293回 平成14年度 438回 平成15年度 536回</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 4,800千円</p>	<p>【事業目的】 おおむね60歳以上の高齢者等であって、家に閉じこもりがちな者を対象に社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 日常動作訓練、軽体操、レクリエーション、趣味、生活指導等を行う。</p> <p>【対象者】 町内居住者でおおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちな者</p> <p>【実施日時】 週3回(月、火、金)10:00～15:00</p> <p>【実施場所】 さがみ湖リフレッシュセンター</p> <p>【利用者負担】 1回当たり 300円 その他材料費 150円(必要時徴収) お茶代 150円(必要時徴収) 移送サ・ビス・給食サ・ビス希望者は実費負担</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成14年度 139回 平成15年度 137回</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 471千円</p>	<p>【事業目的】 家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 軽体操、レクリエーション、趣味、日常動作訓練、生活指導等</p> <p>【対象】 60歳以上のひとり暮らし高齢者等 ・要介護状態のおそれのある高齢者等 ・閉じこもりがちな高齢者等</p> <p>【実施日時】 週1回(水) 午前10時～午後3時</p> <p>【実施場所】 藤野町中央市民センター</p> <p>【利用者負担】 1回当たり 500円</p> <p>【実施方法】 藤野町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延利用回数】 平成14年度 44回 平成15年度 44回</p> <p>【目的】 高齢者の生きがいづくりと引きこもり予防のために高齢者が歩いて参加できる範囲の会場に集い交流する。</p> <p>【事業名】 のびのびクラブ</p> <p>【事業内容】 上記と同じ。</p> <p>【対象】 概ね60歳以上の地区住民</p> <p>【実施日時】 町内15地区で実施 各地区月2回</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	生きがいデイサービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>【事業内容】 ヘルパーが定期的に対象者の自宅を訪問し、安否確認を行うとともに身体的、生活等での心配事があれば在宅介護支援センターと連絡を取り合い専門スタッフが相談に応じる。</p> <p>【利用料】 原則無料</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成15年度 1,287件 平成14年度 1,674件</p> <p>【平成16年度予算】 委託料 3532千円</p>			<p>午前10時～午後2時</p> <p>《実施場所》 各地区の集会所等</p> <p>《利用者負担》 一回あたり500円</p> <p>《実施方法》 藤野町社会福祉協議会へ委託</p> <p>《延実施回数》 300回</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 2,293千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名										
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会										
事務事業番号	事務事業名		協議ランク										
30	緊急一時入所事業		A協議会 B幹事会 C専門部会										
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町								
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課								
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市高齢者緊急一時入所事業実施要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 城山町在宅ねたきり高齢者等一時入所実施要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 津久井町在宅高齢者等短期入所実施要綱 		<ul style="list-style-type: none"> 藤野町生活支援型ショートステイ実施要綱 								
歳出予算額（平成16年度）	54,748千円	205千円	276千円		96千円								
歳入予算額（平成16年度）	950千円	0千円	223千円		0千円								
【事務事業の内容】	<p>【事業内容】 介護保険の要介護・要支援認定を受けている者は、短期入所生活介護の日数を含めて、2か月が限度。介護疲れは1ヶ月に1週間以内を限度。なお、介護保険の要介護・要支援認定を受けている者は、短期入所生活介護を優先して利用。 また、低所得世帯に対して、12,778円を限度に緊急一時入所利用の際に必要な健康診断書の取得に要する費用を助成する。</p> <p>【対象】 在宅の60歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険非該当者で、身体上又は精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障のある者 ・介護保険の要介護・要支援の認定を受けた者で、介護保険給付の上限まで利用し、なお一時入所が必要なる者 </p> <p>【利用者負担】 短期入所生活介護の介護報酬の1割と食材料費等を合わせた額 介護保険非該当者は、305円/日と食材料費等を合わせた額 生活保護受給者は、食材料費等を除き無料</p> <p>【実施方法】 市内で特別養護老人ホーム及び養護老人ホームを経営する社会福祉法人へ委託</p> <p>【延べ利用日数】 平成12年度 1,380日 平成13年度 2,002日 平成14年度 4,571日 平成15年度 3,149日</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業委託料</td> <td style="text-align: right;">54,682千円</td> </tr> <tr> <td>健康診断料</td> <td style="text-align: right;">66千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">950千円</td> </tr> </table>	事業委託料	54,682千円	健康診断料	66千円	特定財源		国庫補助金	950千円	<p>【事業内容】 在宅のねたきり高齢者及び痴呆性高齢者を介護している者が緊急な理由により一時的に介護することができなくなった場合、高齢者等を一定期間、施設に入所させることにより高齢者福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に居住し、かつ住民基本台帳法の規定に基づき住民登録している者又は、外国人登録法の規定に基づき外国人登録原票に登録されている概ね65歳以上の虚弱高齢者、介護保険法において、要支援、要介護1及び要介護2に認定された高齢者</p> <p>【入所の範囲】 (1) 災害により居住地を失ったとき。 (2) 介護者が疾病及び傷病により入院したとき (3) 介護者及び対象者が在宅にいないことができない心身状態にあるとき。 (4) 前各号以外の理由により対象者の介護が一時的にできなくなったとき。 (5) その他やむを得ない理由により町長が認めるとき。</p> <p>【利用期間】 (1) 前条第1号から第4号までの理由が解消されるまでの期間とし、原則として30日間を限度とする。 (2) 前条第5号による入所は、原則として6月に1回の7日間を限度とする。</p> <p>【入所の指定施設】 町内の特別養護老人ホーム及び近隣市町村の特別養護老人ホーム</p> <p>【利用者負担金】 入所の範囲第1号から第3号までの理由による時は要支援・要介護状態区分により短期入所生活介護の介護報酬額の3割と食材料費等の負担額を合計した額。入所の範囲第4号の理由による時は、介護報酬額の5割と食材料費負担額を合計した額</p> <p>【延べ利用日数】 平成14年度 該当者なし 平成15年度 38日</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 205千円</p>	<p>【事業内容】 介護保険の要介護者及び要支援者で、介護者又は同居する者の緊急な理由により一時的に介護することができなくなった場合、高齢者等を一定期間施設に入所させることにより高齢者福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に居住するおおむね65歳以上の高齢者及び要支援者で、次のいずれかに該当する者は除く。 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び感染症及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定により医療機関に入院すべき人。 (2) 医療機関で医療を受ける必要があると認められる者。 (3) その他入所させることが適当でない判断される者。</p> <p>【入所の範囲】 (1) 心身機能の低下により一時的に在宅生活が出来ない場合。 (2) 介護者等の疾病、事故、出産、冠婚葬祭、災害、失踪、出張等の理由により対象者の介護が一時的にできなくなったとき。</p> <p>【利用期間】 (1) 原則として、1回7日間を限度とする。 ただし、町長が特に必要と認めた場合は延長することができる。 (2) 年間利用日数は50日間を限度とする。</p> <p>【実施方法】 町内の特別養護老人ホーム及び近隣市町村の特別養護老人ホームへ委託</p> <p>【利用者負担金】 ・1日当たり 3,000円 ・生活保護世帯 なし</p> <p>【延べ利用日数】 平成12年度 22日 平成13年度 43日 平成14年度 11日 平成15年度 該当なし</p>	該当なし	<p>【事業内容】 在宅の虚弱高齢者等を介護している者が一時的に当該高齢者を介護できなくなった場合に、一定期間、特別養護老人ホームに入所させることにより、虚弱高齢者等及び介護者の福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に居住する65歳以上の在宅高齢者であって次のいずれかに該当する者は除く。 (1) 感染症疾患を有し、他の施設利用者等に感染させるおそれがある者 (2) 入院治療等に医療行為を必要とする者 (3) 他の施設利用者等に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者</p> <p>【入所の範囲】 (1) 介護者等の疾病、事故、出産、冠婚葬祭、災害、失踪、出張等の理由により対象者の介護が一時的に出来なくなったとき。</p> <p>【利用期間】 原則として7日間以内</p> <p>【入所の実施施設】 あらかじめ町長が指定した特別養護老人ホーム</p> <p>【利用者負担金】 1日当たり2,340円</p> <p>【延利用回数】 平成14年度 該当者なし 平成15年度 該当者なし</p>
事業委託料	54,682千円												
健康診断料	66千円												
特定財源													
国庫補助金	950千円												

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																					
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会																					
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																					
31	徘徊高齢者家族支援サービス助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																		
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																		
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市徘徊高齢者等検索サービス事業実施要綱 		津久井町徘徊高齢者位置探知システム事業運営実施要綱																				
歳出予算額（平成16年度）	2,089千円		126千円																				
歳入予算額（平成16年度）	824千円		94千円																				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 徘徊のみられる痴呆性高齢者・知的障害者を抱える家族に対し、痴呆性高齢者等が徘徊した場合に、早期発見ができるシステムを活用し、その居場所を伝えることにより、事故の未然防止を図り、家族の身体的・精神的負担の軽減に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 痴呆性高齢者等に小型の端末機を携帯してもらい、万一、徘徊によりその居場所がわからなくなった際に、家族等がオペレーション・センターへ問い合わせることで、検索システムを使って居場所を特定し、家族等に知らせる。</p> <p>【対象】 次のすべてに該当する60歳以上の在宅高齢者と市長が特に認めるもの（知的障害者など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に規定する要介護・要支援認定を受けた者 ・痴呆症による徘徊の常習があると認められる者 <p>【利用者負担】 月額機器レンタル料等 生活保護世帯：無料 市民税非課税世帯：420円 その他世帯：1,155円</p> <p>【登録者数（年度末現在）】 平成14年度 14人 平成15年度 29人</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>業務委託料</td><td style="text-align: right;">151千円</td></tr> <tr><td>端末機利用料</td><td style="text-align: right;">1,650千円</td></tr> <tr><td>ファクシミリリース料</td><td style="text-align: right;">135千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">153千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td>国庫補助金</td><td style="text-align: right;">824千円</td></tr> </table>	業務委託料	151千円	端末機利用料	1,650千円	ファクシミリリース料	135千円	その他	153千円	特定財源		国庫補助金	824千円	該当なし	<p>【事業目的】 徘徊のみられる痴呆性高齢者・知的障害者を抱える家族に対し、痴呆性高齢者等が徘徊した場合に、早期発見ができるシステムを活用し、その居場所を伝えることにより、事故の未然防止を図り、家族の身体的・精神的負担の軽減に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 痴呆性高齢者等に小型の端末機を携帯してもらい、万一、徘徊によりその居場所がわからなくなった際に、家族等がオペレーション・センターへ問い合わせることで、検索システムを使って居場所を特定し、家族等に知らせる。</p> <p>【対象】 町内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者で次の各号の全てに該当する者。ただし65歳未満で初老期痴呆に該当する者も含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)介護保険法に規定する要介護・要支援認定を受けた者 (2)痴呆症による徘徊の常習があり、「つくい・はいかいネットワーク」に登録している者 <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【登録者数（年度末現在）】 平成14年度より実施しているが、これまで利用実績なし</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>業務委託料</td><td style="text-align: right;">126千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td>国庫補助金</td><td style="text-align: right;">94千円</td></tr> </table>	業務委託料	126千円	特定財源		国庫補助金	94千円	該当なし	該当なし
業務委託料	151千円																						
端末機利用料	1,650千円																						
ファクシミリリース料	135千円																						
その他	153千円																						
特定財源																							
国庫補助金	824千円																						
業務委託料	126千円																						
特定財源																							
国庫補助金	94千円																						

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	家族介護慰労金支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市家族介護慰労金支給事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・城山町在宅寝たきり老人等介護手当交付要綱 ・城山町家族介護者元気回復事業実施要綱			介護予防・地域支え合い事業実施要綱 藤野町家族介護慰労事業実施要綱
歳出予算額（平成16年度）	1,480千円	1,832千円			500千円
歳入予算額（平成16年度）	350千円	249千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅でねたきり等の高齢者を介護する者の経済的負担等の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 家族介護慰労金の支給 ・市民税非課税世帯 年額100,000円 ・その他の世帯 年額 60,000円</p> <p>【対象】 介護保険の要介護4・5と認定された（またはそれに相当すると判断された）65歳以上の高齢者を、過去1年間介護保険のサービス（1週間程度のショートステイの利用を除く）を受けずに在宅で介護している家族等</p> <p>【支給決定件数】 平成13年度 20件（うち非課税世帯7件） 平成14年度 12件（うち非課税世帯5件） 平成15年度 12件（うち非課税世帯5件）</p> <p>【平成16年度予算】 慰労金 1,480千円 特定財源 国庫補助金 350千円</p>	<p>【事業目的】 寝たきり老人等介護手当 在宅において、寝たきり老人及び痴呆性老人を常時介護する介護者の日頃の苦労を労い、合わせて寝たきり老人等の福祉の向上を目的として、介護慰労金及び介護手当を交付する。</p> <p>【対象者】 （1）本町に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている満65歳以上の者 （2）要介護認定に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1号の規定に基づく要介護状態区分の要介護3から5の範囲の者又は、それに相当する状態と認められる者 （3）上記の状態が8月1日において3か月以上継続し、引き続き継続すると認められる在宅生活者</p> <p>【介護慰労金】 要介護状態区分4または5の範囲の者並びにそれらに相当する状態と認められる者で、住民税の非課税世帯に属し、介護保険法に基づく介護保険サービスが未利用（1週間程度の短期入所サービスの利用を除く）の者に対し交付する。</p> <p>【介護手当】 （1）要介護状態区分4または5の範囲の者で、慰労金対象者は除く （2）要介護状態区分3の者</p> <p>【交付の額】 慰労金 100千円 介護手当4.5 30千円 3 20千円</p> <p>【支給決定件数（介護手当）】 平成14年度 45件 平成15年度 46件</p> <p>【平成16年度予算】 慰労金 100千円 介護手当 1500千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 介護保険の要介護4・5と認定された65歳以上の高齢者数 142人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 要介護4・5と認定された高齢者数 72人（16.4.1現在）</p>	<p>【事業目的】 在宅で高齢者等を介護している家族に対し、家族介護慰労金を支給することにより、高齢者等の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に住所を有し、毎年1月1日を基準とし、次に掲げる条件を満たして者を在宅で介護している家族とする。 （1）基準日において、1年間継続して介護保険法の「要介護度4又は5」の認定を受け在宅で介護を受けている者とする。 （2）医療が必要となり医療保険適用で病院等に入院した場合、又はショートステイを利用した場合は、それぞれ60日以内を限度として在宅とみなす。</p> <p>【交付額慰労金】100千円 【支給決定件数】 平成14年度 3件 平成15年度 5件</p> <p>【平成16年度予算】 慰労金 500千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名										
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会										
事務事業番号	事務事業名		協議ランク										
32	家族介護慰労金支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会										
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町								
【事務事業の内容】		<p>家族介護者元気回復事業</p> <p>【事業目的】 利用対象者に対して、介護から一時的に解放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加するなど、心身の元気回復（リフレッシュ）を図る。</p> <p>【対象者】 高齢者を現に介護している家族</p> <p>【事業内容】 日帰り研修 年1回（6月ごろ） 講座 保健福祉センター（2～3回）</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>報償費</td><td style="text-align: right;">60千円</td></tr> <tr><td>需用費</td><td style="text-align: right;">24千円</td></tr> <tr><td>役務費</td><td style="text-align: right;">14千円</td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td style="text-align: right;">134千円</td></tr> </table>	報償費	60千円	需用費	24千円	役務費	14千円	使用料及び賃借料	134千円			
報償費	60千円												
需用費	24千円												
役務費	14千円												
使用料及び賃借料	134千円												

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
33	生活援助員派遣事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市生活援助員派遣事業実施要綱 				
歳出予算額（平成16年度）	41,097千円				
歳入予算額（平成16年度）	12,291千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）及び高齢者世帯向け借上げ型市営住宅（あじさい住宅）に居住する高齢者等に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう生活援助員を派遣するもの。</p> <p>【事業内容】 毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後3時まで（祝日及び年末年始を除く）、生活援助員を派遣し、生活指導及び相談、安否の確認、一時的な家事援助等を行う。</p> <p>【対象】 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）及び高齢者世帯向け借上げ型市営住宅（あじさい住宅）に居住する高齢者等</p> <p>【利用者負担】 生計中心者の前年所得税年額に応じて、0～3,400円</p> <p>【実施方法】 市内で通所介護等を実施する社会福祉法人へ委託</p> <p>【派遣先】 平成13年度 12か所 平成14年度 15か所 平成15年度 16か所</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 41,097千円 特定財源 国庫補助金 11,571千円 利用者負担金 720千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会																				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																				
34	成年後見制度利用支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																		
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																		
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市成年後見制度利用支援事業実施要綱 			<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模湖町成年後見制度利用支援事業実施要綱 																			
歳出予算額（平成16年度）	848千円			170千円																			
歳入予算額（平成16年度）	423千円			127千円																			
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 痴呆性高齢者など判断能力が不十分な者が、財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、市長が、本人に代わって審判申立ての手続きを行う。</p> <p>【対象】 65歳以上の高齢者、知的障害者、精神障害者で次の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者や四親等以内の親族がいない ・親族がいても申立てを拒否 ・親族がいても虐待や放置される場合 ・親族が戸籍確認できるが、連絡がつかない場合 <p>【申請件数】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">平成14年度</td> <td style="width: 50%;">1件</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">審判申立手数料</td> <td style="width: 50%;">781千円</td> </tr> <tr> <td>健康診断料</td> <td>67千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td>423千円</td> </tr> </table>	平成14年度	1件	平成15年度	2件	審判申立手数料	781千円	健康診断料	67千円	特定財源		国庫補助金	423千円	該当なし	該当なし	<p>【事業目的・内容】 痴呆性高齢者など判断能力が不十分な者が、財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、町長が、本人に代わって審判申立ての手続きを行う。</p> <p>【対象】 65歳以上の高齢者、知的障害者、精神障害者で次の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者や四親等以内の親族がいない ・親族がいても申立てを拒否 ・親族がいても虐待や放置される場合 ・親族が戸籍確認できるが、連絡がつかない場合 <p>【申請件数】</p> <p>平成14・15年度 実績なし</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">審判申立等経費</td> <td style="width: 50%;">170千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県補助金</td> <td>127千円</td> </tr> </table>	審判申立等経費	170千円	特定財源		県補助金	127千円	該当なし
平成14年度	1件																						
平成15年度	2件																						
審判申立手数料	781千円																						
健康診断料	67千円																						
特定財源																							
国庫補助金	423千円																						
審判申立等経費	170千円																						
特定財源																							
県補助金	127千円																						

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	高齢者住宅設備改善費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市高齢者住宅設備改善費助成要綱				
歳出予算額（平成16年度）	3,975千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者の介護予防を目的として、手すりの設置、段差解消等による転倒防止等の住宅を改造するために要する費用の一部を助成するもの。</p> <p>【事業内容】 既存の住宅に施工するもので、次の工事（維持補修的工事は除く。）を行う場合に、工事経費（上限額20万円）の5割（市民税非課税世帯は9割、生活保護世帯は10割）を助成する。助成は高齢者の属する世帯につき原則として1回とする。 手すりの取付け工事 床段差の解消工事 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更工事 扉の取替え工事 その他必要と認められる工事</p> <p>【対象】 次の条件のすべてに該当する者（ただし、介護保険で認定された方や重度障害者住宅設備改善費の助成対象の者を除く） 虚弱、傷病等により日常生活を営むのに支障がある60歳以上の高齢者。 高齢者の属する世帯が市民税非課税世帯または市民税均等割のみ課税世帯であること。</p> <p>【助成件数】 平成12年度 6件 平成13年度 11件 平成14年度 13件 平成15年度 16件</p> <p>【平成16年度予算】 扶助費 3,975千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
37	緊急通報システム運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課 ・相模原市ひとり暮らし高齢者等緊急通報サービス事業実施要綱	高齢者福祉課 ・城山町ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業運営要綱	健康福祉課 ・津久井町緊急通報システム事業運営要綱	健康福祉課 ・相模湖町緊急通報システム事業運営要綱	健康福祉課 ・藤野町緊急通報システム事業運営要綱	健康福祉課 ・藤野町緊急通報システム事業運営要綱
根拠法令等						
歳出予算額（平成16年度）	11,149千円	2,454千円	2,124千円	2,302千円	2,445千円	2,445千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	1,725千円	1,373千円	1,686千円	1,833千円	1,833千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、在宅中の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切に対応するサービスを提供することにより、日常生活における不安感の解消を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅に、緊急ボタンを押すと自動的に119番通報ができる装置（電話機設置式及びペンダント式）を設置し、利用者の支援情報（かかりつけの医療機関等）を消防指令センターの受信装置に登録し、緊急通報時に迅速かつ適切に対応する。 あじさい住宅入居者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受診し、必要に応じて委託業者と契約している警備会社社員が住宅に急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象】 ・60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 ・ひとり暮らし重度身体障害者及び重度身体障害者のみの世帯 ・常時注意を要する高齢者又は重度身体障害者がいる世帯 ・あじさい住宅入居者</p> <p>【利用者負担】 緊急通報装置使用料として月額400円程度</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成12年度 512件 平成13年度 763件 平成14年度 968件 平成15年度 1,100件</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 電話料（取付工事料） 31千円 ボランティア保険料 240千円 業務委託料 10,878千円</p>	<p>【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者に対し、緊急事態発生における臨機の処置を講じ、もって緊急事態に対する不安解消及び日常生活の安全を確保するために実施</p> <p>【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受診し、必要に応じて近隣の協力員が住宅に急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象】 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する必要がある方 申請に際して民生委員が協力員となっていた</p> <p>【利用者負担】 緊急通報装置の設置負担金として3000円程度 尚、生活保護世帯・住民税非課税世帯等は免除 H16年度から施行</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成14年度 27件 平成15年度 37件</p> <p>【平成16年度予算】 設置手数料 153千円 業務委託料 2,301千円</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急事態発生における臨機の処置を講じ、もって緊急時の不安を解消し、日常生活の安全確保することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅に、緊急通報システムを設置、緊急ボタン（電話機設置式又はペンダント型）を押すと電話回線により自動的に委託業者へ通報、緊急時に迅速かつ適切な対応を行う。 また安否確認及び健康相談を行うため月1回以上電話をかける。 緊急時は、救急車の出動要請を行い、正誤報判断が困難な場合は、協力員に確認要請する。</p> <p>【対象】 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態の者 一人暮らしの重度障害者 その他特に必要と認められる者</p> <p>【実施方法】 安全センター - 株式会社へ委託</p> <p>【利用者負担】 なし（通話料金は実費負担）</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成13年度 38人（平成13年度より実施） 平成14年度 39人 平成15年度 33人</p> <p>【平成16年度予算】 手数料（設置・撤去） 293千円 業務委託料 1,831千円</p>	<p>【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受信し、必要に応じて近隣の協力員が住宅に急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象者】 60歳以上のひとり暮らし老人、ねたきり老人等を抱える高齢者世帯</p> <p>【実施方法】 安全センター - 株式会社へ委託</p> <p>【利用者負担】 前年度の所得税額により負担あり 設置時のみ</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成14年度 49件 平成15年度 48件</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 2,302千円 補助金 1,686千円</p>	<p>【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者などの緊急事態発生における臨機の処置を講じ、緊急事態に対する不安を解消し、日常生活の安全を確保することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受信し、必要に応じて近隣の協力員が急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象者】 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある者 一人暮らしの重度障害者 その他、町長が特に必要と認めたる者</p> <p>【実施方法】 安全センター株式会社へ委託</p> <p>【利用者負担】 なし（電話料は、実費負担）</p> <p>【実利用者（年度末現在）】 平成14年度 50件 平成15年度 52件</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 2,325千円 手数料（設置・撤去）120千円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
38	慰問品支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市ねたきり高齢者等慰問品支給事業実施要綱	城山町老人週間慰問品贈呈事業実施要領			
歳出予算額（平成16年度）	952千円	120千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 ねたきり、痴呆性高齢者に対し、慰問品を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 毎年11月に、業者が対象者に対し、慰問品（防水シート）を個別に配布する。</p> <p>【対象】 9月15日現在、65歳以上で、1年以上市内に在住し、かつ7月1日現在、次のいずれかに該当する者 ・ねたきり状態が6ヶ月以上継続中 ・痴呆の状態が継続中 ・介護度4・5の認定を受けているかもしくはこれに相当する者</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【支給件数】 平成14年度 445件 平成15年度 397件</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 慰問品 952千円</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし老人及び寝たきり老人・痴呆老人に対し慰問品を贈呈することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【対象】 (1)ひとり暮らし 9月15日現在で町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は外国人登録原票に登録されている者で77歳以上のひとり暮らし老人登録をしている者（9月1日現在でひとり暮らし老人登録をしている者） (2)寝たきり老人等 9月15日現在で町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録原票に登録されている者で該当年度に在宅ねたきり老人等介護手当支給対象者である者</p> <p>【慰問品】 お茶</p> <p>【贈呈方法】 (1)ひとり暮らし老人 9月中旬に助役が対象者宅を訪問し、贈呈する。 (2)寝たきり老人等 9月中旬に収入役（場合によっては職務代理者）が対象者宅を訪問し、贈呈する。</p> <p>【支給件数】 平成14年度 ひとり暮らし 41人 寝たきり 41人 平成15年度 ひとり暮らし 45人 寝たきり 46人</p> <p>【平成16年度予算】 消耗品費 120千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	日常生活用具給付事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱		・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・津久井町在宅ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業実施要綱		
歳出予算額（平成16年度）	1,470千円	46千円	41千円		
歳入予算額（平成16年度）	106千円	30千円	27千円		
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅において虚弱、傷病、加齢に伴う身体的な衰えなどにより日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の高齢者を対象に、介護予防などを目的とした歩行支援用具及び入浴補助用具等を給付することにより、自立した生活が営めるよう支援することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 給付品目（ ）内は給付限度額 ・歩行支援用具（30,000円） ・入浴補助用具（30,000円） ・腰掛便座（10,000円） ・火災報知器（15,500円） ・自動消火器（30,900円） ・電磁調理器（45,400円）</p> <p>【対象】 概ね65歳以上の援護を要する在宅の高齢者 「歩行支援用具」、「入浴補助用具」、「腰掛便座」については、介護保険給付対象者を除く。</p> <p>【利用者負担】 1割負担 給付限度額を超えた分は全額自己負担 （生活保護受給世帯は自己負担なし）</p> <p>【給付件数】 平成12年度 17件 平成13年度 13件 平成14年度 26件 平成15年度 35件</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 扶助費 1,470千円 特定財源 国庫補助金 106千円</p>	<p>【事業目的】 在宅において虚弱で日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の高齢者を対象に、生活の利便を図りその福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 給付品目（ ）内は給付限度額 ・電磁調理器（41,000円）</p> <p>【対象】 概ね65歳以上の援護を要する在宅の高齢者</p> <p>【利用者負担】 給付限度額を超えた分は全額自己負担</p> <p>【給付件数】 平成12年度 0件 平成13年度 0件 平成14年度 0件 平成15年度 0件</p> <p>【平成16年度予算】 扶助費 46千円 特定財源 県補助金 30千円</p>	<p>【事業目的】 在宅ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 給付品目（ ）内は給付限度額 火災報知器（15,500円） 自動消火器（30,900円） 電磁調理器（41,000円）</p> <p>【対象】 ・については、概ね65歳以上の低所得の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者等 ・については、概ね65歳以上で身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者</p> <p>【利用者負担】 所得税額により負担</p> <p>【給付件数】 平成13年度 0件 事業実績なし 平成14年度 1件 25,095円 平成15年度 0件 事業実績なし</p> <p>【平成16年度予算】 負担金、補助金及び交付金 41千円 特定財源 県補助金（2/3） 27千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
40	はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市はり、きゅう、マッサージ等施術料助成事業実施要綱				
歳出予算額（平成16年度）	67,888千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅の高齢者及び原子爆弾被爆者に対し、はり・きゅう・マッサージの施術料を助成することにより、健康の保持と介護予防を図り、生活の自立支援に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 助成券を年間12枚交付する。（ただし、年度の途中で申請があった場合には、申請月から1月当たり1枚を交付する。）助成は、1治療につき2,500円（生保世帯は3,500円）。</p> <p>【対象】 70歳以上の高齢者と被爆者健康手帳の交付を受けている市民 80歳未満の者は、本人及び扶養義務者の市県民税が非課税若しくは均等割のみ課税されている世帯に属する者に限る。 80歳以上の高齢者及び被爆者健康手帳の交付を受けかつ健康管理手当等を受給している市民は、所得制限なし。</p> <p>【利用者負担】 施術料と助成券との差額（生活保護受給者は利用負担なし）</p> <p>【実施方法】 はり・きゅう・マッサージ師会事業者及び個人事業者に委託</p> <p>【助成件交付者数】 平成12年度 1,367人 平成13年度 1,948人 平成14年度 2,333人 平成15年度 2,866人</p> <p>【平成16年度予算】 助成券印刷費 3,427千円 助成費 64,461千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	老人ホーム入所措置事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・老人福祉法第11条	老人福祉法11条	・老人福祉法第11条	・老人福祉法第11条	・老人福祉法第11条
歳出予算額（平成16年度）	191,008千円	1,101千円	9,429千円	4,201千円	2,100千円
歳入予算額（平成16年度）	108,740千円	839千円	8,108千円	3,400千円	1,575千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設（特養）に入所することが著しく困難な者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成12年度 660人 平成13年度 741人 平成14年度 813人 平成15年度 854人</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 191,008千円 特定財源 入所者負担金 26,474千円 国庫負担金 82,266千円</p>	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設（特養）に入所することが著しく困難な者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>平成16年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 1,101千円 特定財源 入所者負担金 64千円 国庫負担金 517千円 県補助金 258千円</p>	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設（特養）に入所することが著しく困難な者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成12年度 5人 平成13年度 5人 平成14年度 5人 平成15年度 5人</p> <p>【平成16年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 9,429千円 特定財源 入所者負担金 1,642千円 国庫負担金 3,892千円 県補助金 2,574千円</p>	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65歳以上の者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成12年度 3人 平成13年度 3人 平成14年度 2人 平成15年度 2人</p> <p>【SWANシステム】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 4,201千円 特定財源 入所者負担金 1,006千円 国庫負担金 1,596千円 県費負担金 798千円</p>	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65歳以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設（特養）に入所することが著しく困難な者</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成14年度 0人 平成15年度 0人</p> <p>【平成16年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 2,100千円 特定財源 入所者負担金 525千円 国庫補助金 1,050千円 県費負担金 525千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
42	在日外国人高齢者等福祉給付金支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要綱				
歳出予算額（平成16年度）	4,752千円				
歳入予算額（平成16年度）	2,376千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 相模原市在住の制度的無年金外国人高齢者等に福祉給付金を支給し、福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 月額18,000円の福祉給付金を支給する。</p> <p>【対象】 1年以上市内に在住する高齢者で、制度上無年金となっている者（大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人や、大正15年4月1日以前に生まれた日本人で昭和36年4月2日以降に国外から日本国内に住基法第22条1項の規定に基づく届け出をした者等）</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【実施方法】 年2回（9月・3月）に分割して口座振込</p> <p>【支給対象者数（各年3月）】 平成12年度 27人 平成13年度 25人 平成14年度 25人 平成15年度 22人</p> <p>【平成16年度予算】 福祉給付金 4,752千円 特定財源 県補助金 2,376千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
44	特別養護老人ホーム等建設費補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱			相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	
歳出予算額（平成16年度）	199,943千円	3,200千円	3,200千円	10,525千円	4800千円
歳入予算額（平成16年度）	181,894千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 特別養護老人ホーム等の建設費の一部を助成し、整備を促進する。</p> <p>【事業内容】 補助率 国制度 国2/3、市1/3 市制度 国制度補助金の上乗せ制度 対象施設 特別養護老人ホーム 老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設するもの） 軽費老人ホーム（ケアハウス） 老人デイサービスセンター</p> <p>【対象】 国庫補助等を受けて、市内に特別養護老人ホーム等を建設しようとする社会福祉法人（建設と併せて社会福祉法人を設立しようとするものを含む）</p> <p>【平成16年度補助事業】 （仮称）特別養護老人ホームこもれびの郷（16・17年度事業） ・特別養護老人ホーム 60人 ・ショートステイ 20人 ・デイサービスセンター 10人/日 ・ケアハウス 20人</p> <p>【補助金交付状況】 平成11年度：9件 790,154千円 平成12年度：1件 100,547千円 平成13年度：2件 77,219千円 平成14年度：3件 353,131千円 平成15年度：なし</p> <p>【平成16年度予算】 建設費補助金 199,943千円 特定財源 国庫補助金 129,994千円 市債 51,900千円</p>	<p>高齢者保健福祉計画に基づき県や圏域市町と連携し、広域的に必要な費の確保に努めるとともに、施設のサービス水準の向上に向け支援に努めます。</p> <p>【平成16年度補助事業】 特別擁護老人ホーム（さがみ桂寿苑）建設のため郡4町で費用の一部を負担する。</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度 800千円</p> <p>【平成16年度予算】 補助金 3,200千円</p>	<p>高齢者保健福祉計画に基づき県や圏域市町と連携し、広域的に必要な費の確保に努めるとともに、施設のサービス水準の向上に向け支援に努めます。</p> <p>【平成16年度補助事業】 特別擁護老人ホーム（さがみ桂寿苑）建設のため郡4町で費用の一部を負担する。</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度 800千円</p> <p>【平成16年度予算】 補助金 3,200千円</p>	<p>【事業内容】 対象施設 特別養護老人ホーム</p> <p>【対象】 国庫補助等を受けて、町内に特別養護老人ホーム等を建設しようとする社会福祉法人。</p> <p>【平成16年度補助事業】 （仮称）特別養護老人ホームさがみ桂寿苑（16年度事業） ・特別養護老人ホーム 50人 ・ショートステイ 20人</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度 2,368千円</p> <p>【平成16年度予算】 建設費補助金 10,525千円</p>	<p>【事業内容】 対象施設 特別養護老人ホーム</p> <p>【平成16年度補助事業】 特別養護老人ホーム（さがみ湖桂寿苑）建設のため郡4町で費用の一部を負担する。</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度 1,200千円</p> <p>【平成16年度予算】 建設費補助金 4,800千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
45	軽費老人ホーム事務費補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	134,137千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 軽費老人ホーム（相模原市の場合はケアハウスのみ）入所者の経済的負担軽減のため、社会福祉法人が入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合の減免額に対し補助する。 平成15年度中核市移行に伴う事業</p> <p>【対象】 市内で軽費老人ホーム（ケアハウス）を運営する社会福祉法人等</p> <p>【平成15年度補助実績】 8施設 121,396千円</p> <p>【平成16年度予算】 補助金 134,137千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
46	高齢者福祉施設運営費補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市高齢者福祉施設運営費補助金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	38,324千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 高齢者福祉施設（養護老人ホーム・ケアハウス）のサービス水準の維持、向上のため、社会福祉法人が設置する高齢者福祉施設の運営費を補助する。補助対象は、国の配置基準を超えて雇用する直接処遇職員経費及び国の定める基準事務費の級地区分を補正する経費。 平成15年度の中核市移行に伴い、県から移譲された事業</p> <p>【対象】 養護老人ホーム（本市措置者を有する県内施設を含む）及び市内軽費老人ホーム（ケアハウス）を運営する社会福祉法人</p> <p>【平成15年度補助実績】 11施設 37,037千円</p> <p>【平成16年度予算】 補助金 38,324千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
47	施設入所高齢者福祉給付金支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市施設入所高齢者福祉給付金支給事業補助金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	3,108千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】</p> <p>養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム入所者のうち、無収入または極めて低所得の高齢者の処遇水準の維持向上を図るため、施設が月収7千円未満の入所者に、月額7千円を限度に福祉給付金を支給する事業に要する経費に対し、10/10を補助する。</p> <p>平成15年度の中核市移行に伴い、県から移譲された事業</p> <p>【対象】</p> <p>養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人</p> <p>【平成15年度補助実績】</p> <p>8施設 2,837千円</p> <p>【平成16年度予算】</p> <p>補助金 3,108千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																													
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会																																													
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																													
48	老人福祉センターの管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会																																													
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																										
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																																										
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法 ・相模原市立老人福祉センター条例 ・相模原市立老人福祉センター条例施行規則 		<ul style="list-style-type: none"> 津久井町文化福祉会館条例 津久井町文化福祉会館条例施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法 ・相模湖町立老人福祉センター条例 ・相模湖町立老人福祉センター条例施行規則 																																											
歳出予算額（平成16年度）	129,329千円		37,295千円	3,434千円																																											
歳入予算額（平成16年度）	130千円		2,064千円	0千円																																											
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者が健康で生きがいのある生活を築くことができるよう、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・高齢者に対する趣味の講座、健康に関する相談の実施 ・施設の維持管理</p> <p>【施設概要】 [溪松園] ・施設類型 A型 ・開設 昭和47年9月 ・施設規模 鉄筋コンクリート造平家建 延2,055㎡</p> <p>[若竹園] ・施設類型 A型 ・開設 昭和57年4月 ・施設規模 鉄筋コンクリート造一部2階建 延1,239㎡</p> <p>[あじさい会館] ・施設類型 B型 ・鉄筋コンクリート造6階建（老人福祉施設部分3階 455㎡）</p> <p>【対象】 市内在住の概ね60歳以上の者、老人クラブ等の団体</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【過去の利用実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溪松園</td> <td>41,862人</td> <td>42,245人</td> <td>22,548人</td> </tr> <tr> <td>若竹園</td> <td>58,670人</td> <td>56,919人</td> <td>54,104人</td> </tr> <tr> <td>あじさい</td> <td>21,767人</td> <td>20,691人</td> <td>19,843人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>自主事業費</td> <td style="text-align: right;">1,700千円</td> </tr> <tr> <td>施設維持管理費</td> <td style="text-align: right;">73,797千円</td> </tr> <tr> <td>施設維持補修費</td> <td style="text-align: right;">53,832千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>特定財源 電話使用料 30千円 光熱水費実費負担金 100千円 上記予算は、溪松園及び若竹園にかかる予算で、あじさい会館分については、あじさい会館施設全体の管理運営予算（地域福祉課の予算）で対応</p>		H13	H14	H15	溪松園	41,862人	42,245人	22,548人	若竹園	58,670人	56,919人	54,104人	あじさい	21,767人	20,691人	19,843人	自主事業費	1,700千円	施設維持管理費	73,797千円	施設維持補修費	53,832千円	該当なし	<p>【事業目的】 高齢者の健康増進、生きがいの創造の場として、また、広く町民文化の向上、増進に供与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・施設の維持管理(教育委員会生涯学習課にて一元管理)</p> <p>【施設概要】 津久井町文化福祉会館 (津久井町中央公民館と津久井町老人福祉センターとの複合施設) ・鉄骨、鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階建 <老人福祉センター部分> ・2階 196㎡) ・学習室(和室)、集会室(和室)、教養娯楽室(和室)、浴室</p> <p>【対象】 一般</p> <p>【利用者負担】 高齢者団体(免除団体該当)として登録により免除</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>維持管理費</td> <td style="text-align: right;">37,180千円</td> </tr> <tr> <td>自主事業</td> <td style="text-align: right;">115千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*上記は、津久井町文化福祉会館維持管理予算で、老人福祉センターについては、施設の一元管理により全体の管理運営費(生涯学習課)で対応。</p>	維持管理費	37,180千円	自主事業	115千円	<p>【事業目的】 高齢者に対し各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・高齢者に対する趣味の講座、健康に関する相談の実施 ・施設の維持管理</p> <p>【施設概要】 [相模湖町立老人福祉センター] ・開設 昭和50年5月 ・施設規模 鉄筋コンクリート造2階建 延726㎡</p> <p>【対象】 ・町内に居住する60歳以上の者 ・町内の老人クラブ会員</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【過去の利用実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,071人</td> <td style="text-align: center;">5,210人</td> <td style="text-align: center;">5,384人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>需用費(電気料等)</td> <td style="text-align: right;">1,475千円</td> </tr> <tr> <td>役務費(ゴミ・し尿処理等)</td> <td style="text-align: right;">279千円</td> </tr> <tr> <td>委託料(警備・清掃等)</td> <td style="text-align: right;">1,630千円</td> </tr> <tr> <td>使用料(NHK受診料等)</td> <td style="text-align: right;">50千円</td> </tr> </tbody> </table>		H13	H14	H15		5,071人	5,210人	5,384人	需用費(電気料等)	1,475千円	役務費(ゴミ・し尿処理等)	279千円	委託料(警備・清掃等)	1,630千円	使用料(NHK受診料等)	50千円	該当なし
	H13	H14	H15																																												
溪松園	41,862人	42,245人	22,548人																																												
若竹園	58,670人	56,919人	54,104人																																												
あじさい	21,767人	20,691人	19,843人																																												
自主事業費	1,700千円																																														
施設維持管理費	73,797千円																																														
施設維持補修費	53,832千円																																														
維持管理費	37,180千円																																														
自主事業	115千円																																														
	H13	H14	H15																																												
	5,071人	5,210人	5,384人																																												
需用費(電気料等)	1,475千円																																														
役務費(ゴミ・し尿処理等)	279千円																																														
委託料(警備・清掃等)	1,630千円																																														
使用料(NHK受診料等)	50千円																																														

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
49	介護老人保健施設建設費補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市介護老人保健施設整備費補助金交付要綱			相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	
歳出予算額（平成16年度）	0千円			16,000千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他医療や日常生活上の世話をを行うことを目的とする介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、建設費の一部を助成し、整備を促進する。</p> <p>【事業内容】 次のうち、いずれか少ない額を交付 (1)補助金対象経費の実支出額（国庫補助金等を控除した額）の2分の1 (2)床数×200万円（上限100床・2億円） (3)総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>【対象】 国庫補助を受けて市内に介護老人保健施設を建設しようとする医療法人及び社会福祉法人等</p> <p>【補助金交付状況】 平成11年度：3件 423,000千円 平成12年度：2件 132,000千円 平成13年度：1件 115,000千円 平成14年度：2件 230,000千円 平成15年度：1件 115,000千円 平成7年度以来、9施設・931床分を整備</p> <p>【平成16年度予算】 対象施設がないため、予算措置なし</p>	該当なし	該当なし	<p>【事業目的】 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他医療や日常生活上の世話をを行うことを目的とする介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、補助金を交付する。</p> <p>【対象】 国庫補助を受けて市内に介護老人保健施設を建設しようとする医療法人及び社会福祉法人等</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度： 4,000千円</p> <p>【平成16年度予算】 建設費補助金 16,000千円</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会																
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																
51	市立高齢者デイサービスセンター等の管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部会																
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町														
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課														
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市立高齢者デイサービスセンター条例・施行規則 ・相模原市立高齢者介護支援センター条例・施行規則 																		
歳出予算額（平成16年度）	12,733千円																		
歳入予算額（平成16年度）	0千円																		
【事務事業の内容】	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理 ・デイサービスセンターの運営 ・在宅介護支援センターの運営 <p>【施設概要】</p> <p>[清新デイサービスセンター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設 平成9年4月1日 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（市営住宅との合築） ・延床面積 606㎡ ・デイサービスセンター定員 25人 ・在宅介護支援センターの併設 あり <p>[星が丘デイサービスセンター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設 平成10年4月1日 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（市営住宅との合築） ・延床面積 582㎡ ・デイサービスセンター定員 25人 ・在宅介護支援センターの併設 あり <p>[古淵デイサービスセンター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設 平成11年4月1日 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（市営住宅との合築） ・延床面積 597㎡ ・デイサービスセンター定員 25人 ・在宅介護支援センターの併設 なし <p>【デイサービスセンターの利用料金】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>介護サービス費</td><td style="text-align: right;">4,153円～7,309円</td></tr> <tr><td>機能訓練</td><td style="text-align: right;">274円</td></tr> <tr><td>食事</td><td style="text-align: right;">397円</td></tr> <tr><td>送迎片道</td><td style="text-align: right;">478円</td></tr> <tr><td>入浴介助</td><td style="text-align: right;">447円</td></tr> <tr><td>特別入浴介助</td><td style="text-align: right;">661円</td></tr> </table> <p>【デイサービスセンターの利用者負担】</p> <p>利用料金額の10%</p> <p>【実施方法】</p> <p>（福）相模原市社会福祉事業団へ委託</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>施設維持管理委託料</td><td style="text-align: right;">12,733千円</td></tr> </table>	介護サービス費	4,153円～7,309円	機能訓練	274円	食事	397円	送迎片道	478円	入浴介助	447円	特別入浴介助	661円	施設維持管理委託料	12,733千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
介護サービス費	4,153円～7,309円																		
機能訓練	274円																		
食事	397円																		
送迎片道	478円																		
入浴介助	447円																		
特別入浴介助	661円																		
施設維持管理委託料	12,733千円																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
53	介護予防事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）			0千円	7,414千円	504千円
歳入予算額（平成16年度）			0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	相模原市は、中央保健センター事業や在宅介護支援センター事業の中で介護予防事業を実施している。	城山町では地域型在宅介護センターの事業の中で介護予防実施している。又、城山町社会福祉協議会へ委託している。	<p>【事業内容】</p> <p>津久井町は、在宅介護支援センターの中で、介護予防事業として転倒予防教室等を実施。また、町保健師が地域の高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹型在宅支援センターにて、おおむね65歳以上の高齢者を対象に「転倒骨折予防教室」を実施。年1コース（8日間） ・地域型在宅介護支援センターにて、社協が主催するやすらぎステーションで「転倒予防教室」を年4回実施。 ・町保健師が老人会ややすらぎステーション等に参加し、転倒予防や食生活、閉じこもり予防等の講座を実施。 	<p>相模湖町では、介護予防拠点施設である「さがみ湖リフレッシュセンター」において、介護予防事業を実施している。また、「さがみ湖リフレッシュセンター」で実施している高齢者を対象にした介護予防事業への参加者の送迎も実施している。</p> <p>「さがみ湖リフレッシュセンター」で開催する介護予防事業の実施とリフト付マイクロバスの運行を相模湖町社会福祉協議会へ委託している。</p> <p>平成16年度予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト付マイクロバス運行事業費 1,742千円 ・さがみ湖リフレッシュセンター管理委託費 5,672千円 <p>介護予防事業は、28の生きがいデイサービスに掲載。</p>	<p>藤野町では、在宅介護支援センター事業の中で介護予防事業を実施している。また、藤野町社会福祉協議会へ委託している。</p> <p>【事業名】</p> <p>生きがい対応型サービスのびのびクラブ</p> <p>高齢者福祉課28生きがいデイサービス事業に連携</p> <p>転倒骨折予防事業 504千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
54	ゲートボール場維持管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）			29千円	23千円	
歳入予算額（平成16年度）			0千円	0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	1.ゲートボール場維持経費（29） 【目的】 ゲートボール場の維持管理に努める。 【内容】 原材料費 29 用地砂代 28,350円（3箇所分） 民有地については、契約を行う（無償）	【事業目的】 高齢者の健康増進やコミュニケーションの場として設置。 【設置数】 相模湖町内 3箇所 【平成16年度予算】 需用費（砂代） 9千円 役務費（し尿処理手数料） 14千円	該当なし (生涯学習部の「スポーツ施設管理事業」の中に記載)

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
55	電話貸与事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市ひとり暮らし高齢者等電話貸与サービス事業実施要綱	城山町老人福祉電話貸与事業運営要綱	津久井町福祉電話貸与に関する要綱		
歳出予算額（平成16年度）	5,800千円	13千円	151千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話の貸与及び電話料等の助成を行うサービスを提供することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、毎月の基本料及び1,000円までの通話料を市が負担する。</p> <p>【対象】 市内に居住する在宅の高齢者で、次のすべてに該当する世帯 60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 市民税非課税世帯（生活保護受給世帯を含む。） 現に加入電話を設置していない世帯</p> <p>【利用者負担】 毎月の通話料で、1,000円を超えた額</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成12年度 99人 平成13年度 118人 平成14年度 144人 平成15年度 155人</p> <p>【平成16年度予算】 電話料 5,637千円 その他電話架設料等 163千円</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話の貸与をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、その設置手数料のみを町が負担する。</p> <p>【対象】 町内に居住する在宅の高齢者で、おおむね65歳の生活保護世帯を原則としている。</p> <p>【利用者負担】 毎月の通話料全額</p> <p>【保健福祉オンライン】 行っていない</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成12年度 7人 平成13年度 7人 平成14年度 7人 平成15年度 7人</p> <p>【平成16年度予算】 電話架設料等 13千円</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話の貸与をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、その設置手数料及び基本料金を町が負担する。</p> <p>【対象】 町内に居住する在宅の高齢者で、おおむね65歳の生活保護世帯を原則としている。</p> <p>【利用者負担】 毎月の通話料全額</p> <p>【保健福祉オンライン】 行っていない</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成12年度 (資料なし) 平成13年度 6人 平成14年度 6人 平成15年度 4人</p> <p>【平成16年度予算】 電話架設料等 151千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
56	電話訪問サービス事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市ひとり暮らし高齢者等電話訪問サービス事業実施要綱				
歳出予算額（平成16年度）	5,695千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、電話による安否確認等を行うサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 安否確認及び健康相談を行うため、利用者に対し、老人ホームから週1回以上電話をかける。 また、利用者が電話に出ない場合など、必要に応じて緊急出動を行う。</p> <p>【対象】 市内に居住する60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、心身が虚弱、傷病等のため常時注意を要する状態にあると認められる者</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【実施方法】 市内で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人へ委託</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成12年度 188人 平成13年度 180人 平成14年度 154人 平成15年度 143人</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 5,695千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
57	特別養護老人ホーム等建設費借入償還金補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市特別養護老人ホーム等福祉施設整備に係る建設資金の借入償還金助成要綱				
歳出予算額（平成16年度）	120,835千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 特別養護老人ホーム等を建設した社会福祉法人が、独立行政法人福祉医療機構及び県社会福祉協議会からの借入金の償還に要する費用の一部に対して助成を行い、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る。</p> <p>【事業内容】 元金償還額の1/4（特養、デイ等は国庫補助基本額の1/3の8割に相当する金額を、ケアハウスは1人当たり200万円をそれぞれ控除した残りの元金が補助対象。土地購入費、造成費、利息は対象外）</p> <p>【対象】 特別養護老人ホーム等の建設に要する費用に充てるため、独立行政法人福祉医療機構及び県社会福祉協議会から借り入れを行った社会福祉法人</p> <p>【補助金交付状況】 平成11年度：102,559千円 平成12年度：115,236千円 平成13年度：115,859千円 平成14年度：116,484千円 平成15年度：119,741千円</p> <p>【平成16年度予算】 償還金補助金 120,835千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
58	介護老人保健施設建設費借入償還金補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市介護老人保健施設整備資金の借入金利子の補助金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	36,682千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 介護老人保健施設の建設促進を図る中で、介護老人保健施設を建設した法人に対し、借入償還金の一部を助成することにより、施設経営の安定化を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 独立行政法人福祉医療機構からの借入に対し、償還期ごとの借入残高の1.5%を補助 独立行政法人福祉医療機構からの借入に対し、償還金額の1/2を補助</p> <p>【対象】 介護老人保健施設の建設に要する費用に充てるため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れを行った医療法人</p> <p>【平成16年度補助事業】 ・事業内容の 対象施設：3施設 ・事業内容の 対象施設：5施設</p> <p>【補助金交付状況】 平成11年度：21,998千円 平成12年度：24,733千円 平成13年度：30,592千円 平成14年度：29,941千円 平成15年度：33,614千円（見込）</p> <p>【平成16年度予算】 償還金補助金 36,682千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
59	高齢者・障害者虐待防止体制		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課・福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市高齢者・障害者虐待防止のための検討会議並びに検討チームの設置要綱				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者・障害者虐待の防止並びに早期対応及び総合的支援を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 高齢者・障害者虐待防止検討会議（庁内関係課長で組織） ・総合的な支援に対する協力体制の検討及び確認 ・高齢者・障害者虐待に関する現状分析及び対応策の検討 ・検討チームの進行管理 高齢者・障害者虐待防止検討チーム（庁内関係課及び警察署等の外部機関） ・高齢者・障害者虐待に関わる訪問調査 ・ケース情報、経過及び問題の把握（進行管理） ・処遇方針（総合的な支援）の検討</p> <p>【ケース実績（平成16年3月末現在）】 虐待防止体制発足（平成13年度）からの総件数 虐待件数 67件 終結件数 45件 経過観察件数 22件</p> <p>【平成16年度予算】 庁内関係課による会議が主のため、予算措置は行わない。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
60	生きがい対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等		城山町高齢者スポーツ大会開催要綱	津久井町福祉スポーツ大会実行委員会規約・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)	相模湖町ふれあいスポーツ大会開催要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)
歳出予算額(平成16年度)		775千円	900千円	280千円	716千円
歳入予算額(平成16年度)		581千円	672千円	0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【事業内容】 高齢者が一堂に会しスポーツを楽しむことにより健康の増進及び生きがいを図るとともに社会との連携を深める。</p> <p>【事業内容】 町内12地区を4チーム組み分けし、競技を行う。 その他民生委員・町内2中学校・体育指導委員OBの協力を得て実行し、高齢者との交流を深めている。 大会において、参加賞を配布し、又抽選会を行っている。</p> <p>【対象】 60歳以上の町民</p> <p>【平成16年度予算】 報償費(参加賞・抽選会賞品) 125千円 需用費(食糧費・消耗品) 224千円 役務費(保険料) 56千円 委託料(会場設営) 254千円 使用料(送迎バス) 116千円 特定財源 県補助金 (高齢者の生きがいと健康づくり推進事業) 581千円</p>	<p>《津久井町福祉スポーツ大会》</p> <p>【事業目的】 高齢者や障害者を中心に、幼児から小中学校、高校の児童・生徒及びボランティアなど多くの町民が集い、スポーツを楽しむことを通じて、健康の増進、生きがいの高揚を図るとともに、世代を超えた交流や連帯感を深め、お互いの理解を高めることにより、町民福祉の向上を図ることを目的とします。 また、福祉関係団体や関係機関を構成団体として実行委員会を結成して実施していくことにより、「町民の自主参加型福祉」の実現を目指すものです。</p> <p>【事業内容】 実行委員会 ・構成 老人クラブ、障害者団体、福祉団体等 代表者 15人 ・開催数 3回 協力団体 ・旭ヶ丘老人ホーム、竹の子作業所、ガールスカウト神奈川県第52団、ボランティア団体、県立津久井高等学校、町立小中学校、町体育協会、町体育指導員ほか 参加者 ・高齢者、障害をもたれる方、保育園児、中・高生、ボランティアほか 送迎バスの運行 ・町内を7区分に分け、大型バスにより会場までの送迎を行う。 参加者 ・約800人</p> <p>【平成16年度予算】 報酬(体育指導員) 44千円 費用弁償(体育指導員) 8千円 報償費(謝礼・参加賞) 70千円 需用費(食糧費・消耗品) 129千円 使用料(送迎バス) 321千円 特定財源 県補助金 429千円</p>	<p>【事業内容】 心豊かな参加型の長寿社会を築くために町民一人ひとりが高齢社会についての認識を深め、スポーツ大会を通じて世代間相互の親睦を図る。</p> <p>【事業内容】 大会実行委員会は、町単位老人クラブ(16クラブ)の長と各単位クラブから選ばれた方16名、計32名で構成し実施する。また、本大会に保育園生、幼稚園生、小学生を招待し、一緒に競技をすることで世代間交流を図っている。</p> <p>【対象】 60歳以上の町民・小学生・幼稚園生・保育園生。</p> <p>【平成16年度予算】 報償費 100千円 需用費 100千円 役務費 10千円 使用料 70千円</p>	<p>《高齢者の生きがいと健康づくり推進事業》</p> <p>【事業目的】 高齢者の生きがいと健康づくり推進委員により、高齢者の生きがいと健康づくりの推進をお図る。</p> <p>【平成16年度予算】 報償費 100千円 特定財源 75千円</p> <p>《高齢者スポーツ大会》</p> <p>【事業目的】 高齢者が一堂に会しスポーツを楽しむことにより健康の増進等生きがいを図る。</p> <p>【平成16年度予算】 委託料 616千円 特定財源 462千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会																
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																
60	生きがい対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町														
【事務事業の内容】			<p>《津久井町ゲートボール大会》</p> <p>【事業目的】 高齢者が一堂に集い、スポーツを楽しむことを通じて、健康の増進、生きがいの高揚を図り、町民福祉の向上を図ることを目的とします。</p> <p>【事業内容】 高齢者を対象としたゲートボール大会を開催する。 また、会場は大型バスにより送迎を行う。 大会運営は、津久井町ゲートボール協会が主幹する。</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>報償費（謝礼）</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> <tr><td>需用費（食料費）</td><td style="text-align: right;">15千円</td></tr> <tr><td>使用料</td><td style="text-align: right;">189千円</td></tr> <tr><td>原材料費</td><td style="text-align: right;">29千円</td></tr> <tr><td>特定財源 県補助金</td><td style="text-align: right;">212千円</td></tr> </table> <p>《高齢者の生きがいと健康づくり推進事業》</p> <p>【事業目的】 高齢者の生きがいと健康づくり推進委員により、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図る。</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>報償費</td><td style="text-align: right;">45千円</td></tr> <tr><td>特定財源 県補助金</td><td style="text-align: right;">33千円</td></tr> </table>			報償費（謝礼）	50千円	需用費（食料費）	15千円	使用料	189千円	原材料費	29千円	特定財源 県補助金	212千円	報償費	45千円	特定財源 県補助金	33千円
報償費（謝礼）	50千円																		
需用費（食料費）	15千円																		
使用料	189千円																		
原材料費	29千円																		
特定財源 県補助金	212千円																		
報償費	45千円																		
特定財源 県補助金	33千円																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
61	高齢者入浴サービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等			津久井町入浴サービス事業実施要綱		
歳出予算額（平成16年度）		5,841千円	8,281千円		
歳入予算額（平成16年度）		630千円	720千円		
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 家庭において入浴することが困難な高齢者に対し特殊浴槽を利用し入浴サービスを行うことにより、寝たきり高齢者等の福祉の向上を図る。</p> <p>【対象者】 入浴することが困難な高齢者とは、おおむね60歳以上の者であって、床につききりの状態がおおむね3ヶ月以上継続している者 (1) 自力で入浴することが困難で、かつ、家庭で入浴することが困難な者。 (2) 入浴サービスを受けることについて、家庭の同意と医師の承認を受けている者。</p> <p>【内容】 (1) 入浴及び洗髪 (2) 血圧、脈拍及び体温の測定 (3) 健康相談、助言その他必要な措置</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会へ委託</p> <p>平成16年度予算 委託料 5841千円 利用者負担額 630千円</p> <p>平成16年度 利用状況（見込み） 登録者 9人</p>	<p><施設入浴サービス></p> <p>【目的】 家庭において入浴の困難な、要介護者に対して入浴サービスを提供することにより、衛生管理を行うとともに、健康な生活を維持できるよう援助を行い、また家族の身体的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 福祉施設の特設浴槽等を利用し、 (1) 入浴及び洗髪 (2) 血圧、脈拍及び体温の測定 (3) 健康相談、助言その他必要な措置等の入浴サービスを行う。</p> <p>【対象者】 町内に居住する要介護者で、家庭において入浴が困難な方（介護保険サービス優先）</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会に委託</p> <p>【利用者負担】 1回 1,250円 *生活保護世帯 なし</p> <p>平成16年度予算 委託料 8,281千円 利用者負担金 720千円</p> <p>平成16年度利用状況（見込み） 登録者人数・・・17人 延回数・・・594回</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
62	生きがいセンターの維持管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等			津久井町生きがいセンター条例・津久井町ミニ・ディサービス事業実施要綱		
歳出予算額（平成16年度）			6,062千円		
歳入予算額（平成16年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p><津久井町生きがいセンター管理></p> <p>【目的】 町内に居住する在宅の高齢者及び心身に障害がある者の保健福祉サービスを行う施設として生きがいセンターを設置する。</p> <p>【名称】 津久井町生きがいセンター</p> <p>【内容】 ディサービス事業及び機能訓練事業を行うと共に、高齢者・障害福祉団体等の活動拠点として活用。</p> <p>【施設概要】 建築面積 250.97㎡ 床面積 235.78㎡ 所要室：ミニディールーム、浴室、和室、リハビリルーム、木工機械室、事務室</p> <p>【職員配置】 非常勤職員 1人</p> <p>【平成16年度予算】 人件費 1,566千円 需用費 616千円 役務費 95千円 委託料 270千円 使用量及び賃借料 15千円</p> <p><津久井町ミニ・ディサービス事業></p> <p>【目的】 家庭に閉じこもりがちな者等に対し自立生活の助長、孤立感の解消、心身機能の維持向上を目的にミニ・ディサービスを行う。</p> <p>【対象者】 身体障害者・精神障害者認定者 老化等により心身機能の低下により外出の機会が少ない者 前項に準ずる者で町長が認めた者</p> <p>【事業内容】 町生きがいセンターにて、心身機能維持のための訓練・健康チェック・趣味活動・送迎サービス等を行う。</p> <p>【利用者負担】 なし（事業に要する材料費等は実費負担）</p> <p>【実施方法】 町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【平成16年度予算額】 委託料 3,500千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	社会福祉審議会児童福祉専門分科会	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	社会福祉法第12条第1項・ 児童福祉法第8条第1項・ 市社会福祉審議会条例				
歳出予算額（平成16年度）	515千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【名称】 社会福祉審議会児童福祉専門分科会</p> <p>【目的】 児童福祉に関する事項を調査審議する</p> <p>【主な議題内容】 こどもプラン進捗について 民間保育所の設置認可等について 児童虐待防止対策等について</p> <p>【委員構成】 人数 10名 学識経験者、医師会、社会福祉協議会、 民生委員、私立保育園長会、幼稚園協会、小学 学校長会、中学校長会、児童相談所、人権擁 護委員</p> <p>【予定開催回数】 4回</p> <p>【参考】 委員報酬 504千円 @12,600×10人×4 費用弁償 11千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		保健福祉部会	
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	婦人保護事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	売春防止法				
歳出予算額（平成16年度）	7,598千円				
歳入予算額（平成16年度）	2,685千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 売春を行う恐れのある女子の発見に努め、相談・指導を行うとともに、女性のいるいるな悩みごとの相談相手となり、助言などを行う。</p> <p>【内容】 婦人相談員（非常勤特別職員）の設置 ・場所 ウエルネスさがみはら（2人） 南合同庁舎（2人） ・日時 月曜日～金曜日 （月、水、金 各々2名） （火、木、金 各々2名） 午前9時～午後5時</p> <p>【参考】 報酬 6,960千円 （@145,000×12月×4人） 共済費 50千円 旅費 424千円 需用費 40千円 年会費等負担金 24千円 要保護婦人移送費等援護費 100千円</p> <p>【特定財源】 名称 生活保護運営対策事業費等補助金 金額 2,685千円 補助率 1/2</p> <p>【補助金】 名称・金額 県婦人相談員連絡協議会負担金 12千円 県都市婦人相談員業務研究会負担金 12千円</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に婦人相談員（母子自立支援員と兼務）を設置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に婦人相談員（母子自立支援員と兼務）を設置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に婦人相談員（母子自立支援員と兼務）を設置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に婦人相談員（母子自立支援員と兼務）を設置している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	家庭児童相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	厚生省事務次官通知（昭和39年）				
歳出予算額（平成16年度）	3,615千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家庭における乳幼児の養育・しつけ・発育に関する相談、指導とともに、学齢期の児童の全般的な相談を行う。</p> <p>【内容】 家庭児童相談員（非常勤特別職職員）の設置 ・場所 ウエルネスさがみはら（1人） 南合同庁舎（1人） ・日時 ウエルネスさがみはら 月・水・金曜日 午前9時～午後5時 南合同庁舎 火・木・金曜日 午前9時～午後5時</p> <p>【参考】 報酬 3,480千円、@145,000×12月×2人 共済費 25千円、旅費 60千円、 需用費 40千円、年会費等負担金 10千円</p> <p>【補助金】 名称・金額 県都市家庭児童相談員連絡協議会負担金 10千円</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している</p>	<p>津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし</p>	<p>津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	幼児養育費の助成		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	幼児養育費支給要綱（市要綱）				
歳出予算額（平成16年度）	40,800千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 幼児の保護者に対し、その養育に要する費用の一部を支給することにより、保護者の負担を軽減し、もって次代の社会を担う幼児の健全な育成を図る。</p> <p>【資格】 小学校就学前3年間の幼児の保護者が養育者で、当年6月1日現在住民登録または外国人登録があること。ただし、4月1日現在市内の認可保育園に在籍の幼児と、6月1日現在園者として相模原市私立幼稚園就園奨励補助金を受ける幼児は対象にならない。 （補注：上記の条件より、一般的には在宅の幼児や、旧無認可保育園へ通園する幼児を対象とした制度といえる。）</p> <p>【申請時期】 9月。（10月以降は遅延理由書を徴して受け、最長12月末まで。） 子育て支援課、各出張所、両保健福祉総合相談課で受付。（原則として郵送提出は認めない）</p> <p>【支給額・支払方法】 幼児1人につき12,000円を11月末頃指定口座に振り込み。（当初日に間に合わなかった分は、2月中旬に支払）</p> <p>【参考】 支給費（3,400人×@12,000円）40,800千円 事務費 （申請書印刷製本費4,200枚×@15=63千円、 データハンチ入力業務委託 3,600件×@12.08=44千円 通知書（圧着ハガキ） 3,400枚×@4.62=16千円、 窓あき封筒3,400枚×@17.9=61千円）184千円</p> <p>申請件数(15年度実績) 3,232人 （内子育て支援課取り扱い分 80%）</p> <p>【交付金】 幼児養育費支給費 （3歳児） 2,850人 34,200千円 （4歳児） 285人 3,420千円 （5歳児） 265人 3,180千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 支給が実施された場合 平成16年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 637名 認可保育所入所児童数 115名 幼稚園入園児童数 約500名</p> <p>対象幼児数 22名（637 - 115 - 500） 見込支給金額 22名×12,000円=264,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 支給が実施された場合 平成16年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 762名 認可保育所入所児童数 241名 幼稚園入園児童数 約500名</p> <p>対象幼児数 21名（762 - 241 - 500） 見込支給金額 21名×12,000円=252,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 支給が実施された場合 平成16年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 188名 認可保育所入所児童数 38名 幼稚園入園児童数 約105名</p> <p>対象幼児数 45名（188 - 38 - 105） 見込支給金額 45名×12,000円=540,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 支給が実施された場合 平成16年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 209名 認可保育所入所児童数 50名 幼稚園入園児童数 約135名</p> <p>対象幼児数 24名（209 - 50 - 135） 見込支給金額 24名×12,000円=288,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	児童手当・特例給付事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童手当法	児童手当法	児童手当法	児童手当法	児童手当法
歳出予算額（平成16年度）	2,885,810千円	96397(当初予算+法改正による追加分)	107,340(当初予算+法改正による追加分)	31400(当初予算+法改正による追加分)	38,040(当初予算+法改正による追加分)
歳入予算額（平成16年度）	2,497,066千円	83345(当初予算+法改正による追加分)	92,012(当初予算+法改正による追加分)	27003(当初予算+法改正による追加分)	30,165(当初予算+法改正による追加分)
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持ち、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者（厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等）で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。 小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。（今年度施行予定）</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童（月額）5,000円 3人目以降の児童（月額）10,000円 （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順） ・支給月 2月・6月・10月 （申請した月の翌月分から支給月の前月まで） ・支給児童数 延べ519,182人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費 2,885,810千円 現況届対象数（15年度） 20,741件 対象者数 【特定財源】 名称・金額・負担率 国) 被用者児童手当負担金 432,342千円 9/10 国) 非被用者児童手当負担金 188,160千円 4/6 国) 特例給付負担金 217,080千円 10/10 国) 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 895,360千円 4/6 国) 非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 375,380千円 4/6 県) 被用者児童手当負担金 24,019千円 0.5/10 県) 非被用者児童手当負担金 47,040千円 1/6 県) 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 223,840千円 1/6 県) 非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 93,845千円 1/6</p>	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持ち、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者（厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等）で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。 小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。（今年度施行予定）</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童（月額）5,000円 3人目以降の児童（月額）10,000円 （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順） ・支給月 2月・6月・10月 （申請した月の翌月分から支給月の前月まで） ・支給児童数 延べ11,640人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費（15年度） 65,780千円 現況届対象数（15年度） 670件 対象者数 【特定財源】 名称・金額・負担率 国) 被用者児童手当負担金 15,930千円 9/10 国) 非被用者児童手当負担金 6,200千円 4/6 国) 特例給付負担金 5,700千円 10/10 国) 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 30,065千円 4/6 国) 非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 12,400千円 4/6 県) 被用者児童手当負担金 885千円 0.5/10 県) 非被用者児童手当負担金 1,550千円 1/6 県) 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 7,515千円 1/6 県) 非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 3,100千円 1/6</p>	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持ち、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者（厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等）で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。 小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。（今年度施行予定）</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童（月額）5,000円 3人目以降の児童（月額）10,000円 （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順） ・支給月 2月・6月・10月 （申請した月の翌月分から支給月の前月まで） ・支給児童数 延べ17,352人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費 107,340千円 現況届対象数（15年度） 796件 対象者数 【特定財源】 名称・金額・負担率 国) 被用者児童手当負担金 14,364千円 9/10 国) 非被用者児童手当負担金 8,160千円 4/6 国) 特例給付負担金 4,200千円 10/10 国) 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 32,760千円 4/6 国) 非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 17,200千円 4/6 県) 被用者児童手当負担金 798千円 0.5/10 県) 非被用者児童手当負担金 2,040千円 1/6 県) 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 8,190千円 1/6 県) 非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 4,300千円 1/6</p>	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持ち、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者（厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等）で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。 小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。（今年度施行予定）</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童（月額）5,000円 3人目以降の児童（月額）10,000円 （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順） ・支給月 2月・6月・10月 （申請した月の翌月分から支給月の前月まで） ・支給児童数 延べ3,675人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費 31,400千円 現況届対象数（15年度） 213件 対象者数 【特定財源】 名称・金額・負担率 国) 被用者児童手当負担金 4,590千円 9/10 国) 非被用者児童手当負担金 2,600千円 4/6 国) 特例給付負担金 1,500千円 10/10 国) 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 8,797千円 4/6 国) 非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 5,130千円 4/6 県) 被用者児童手当負担金 255千円 0.5/10 県) 非被用者児童手当負担金 650千円 1/6 県) 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 2,199千円 1/6 県) 非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 1,282千円 1/6</p>	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持ち、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者（厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等）で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。 小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。（今年度施行予定）</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童（月額）5,000円 3人目以降の児童（月額）0,000円 （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順） ・支給月 2月・6月・10月 （申請した月の翌月分から支給月の前月まで） ・支給児童数 延べ3,340人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費 38,040千円 現況届対象数（15年度） 258件 【特定財源】 名称・金額・負担率 国) 被用者児童手当負担金 4,698千円 9/10 国) 非被用者児童手当負担金 2,800千円 4/6 国) 特例給付負担金 1,680千円 10/10 国) 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 6,498千円 4/6 国) 非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 3,515千円 4/6 県) 被用者児童手当負担金 261千円 0.5/10 県) 非被用者児童手当負担金 700千円 1/6 県) 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 6,498千円 1/6 県) 非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 3,515千円 1/6</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	助産施設母子生活支援施設入所委託事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法・相模原市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則				
歳出予算額（平成16年度）	17,400千円				
歳入予算額（平成16年度）	8,400千円				
【事務事業の内容】	<p>【助産】 保健上の必要があるにもかかわらず、経済的な理由により出産が困難と認められる新産婦を助産施設に入所させ、助産措置を受けさせることで、母子の保健保持を図るもの 市内助産施設 総合相模更生病院 のぞみ助産院 独立行政法人国立病院機構相模原病院</p> <p>【母子生活支援施設】 配偶者のない女子又はこれに準じる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させることで保護するもの</p> <p>【参考】 入所委託費 17,400千円 措置見込み数 32人 平成15年度助産実績 26人 平成15年度実績 4施設に4世帯入所</p> <p>【特定財源】 名称・金額・負担率 助産施設生活支援施設入所者負担金 248千円 (措置見込み人数32人のうち要負担階層 (@62千円)を4人と見込んだ。) 児童福祉費負担金 8152千円 1/2</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所において実施している事業である。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所において実施している事業である。</p>	<p>津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし</p>	<p>津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	(仮称)子どもの権利条例制定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	子どもの権利条約				
歳出予算額(平成16年度)	414千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【名称】 (仮称)子どもの権利条例制定検討委員会</p> <p>【目的】 子どもの権利の主体として尊重し、子どもの権利が保障される環境を確立する(仮称)子どもの権利条例の制定の検討をする。</p> <p>【委員人数】 人数 15名</p> <p>【参考】 ファシリテータ @20,000円×1名×3回 学識委員謝礼 @12,600円×3名×3回 一般公募市民 @5,000円×12名×3回</p>	<p>該当なし</p> <p>『子どもの権利条例』の策定については、子どもにとって最善の利益が得られる配慮ができるように、児童憲章・児童権利宣言などを基に研究をすすめていきたいと考えております。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	児童虐待防止事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	子育て支援課 市児童虐待防止ネットワーク設置要綱	福祉推進課	児童福祉課	こども課 相模湖町児童虐待防止ネットワーク運営要綱	健康福祉課 藤野町子ども虐待防止ネットワーク運営要綱 (平成16年12月施行予定)
歳出予算額(平成16年度)	567千円			15千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円			2千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童虐待に迅速かつ適切に対応するとともに、児童虐待を未然に防止するための諸事業を実施する。</p> <p>【内容】 市児童虐待防止ネットワークの事務局である子育て支援課が、児童虐待防止に関わる主な関係機関である相模原児童相談所、相模原福祉事務所、南福祉事務所、保健所(地域保健課、保健予防課、中央保健センター)等の連絡調整を行う。</p> <p>【参考】 児童虐待防止協議会 虐待問題への取り組みに関する情報交換、協議、連携等を目的に年2回程度開催。 [委員内訳] 児童相談所、児童養護施設、民生委員児童委員協議会、市医師会、市歯科医師会、私立保育園長会、弁護士会、人権擁護委員会、警察署、幼稚園関係団体、小学校校長会、中学校校長会、市(保健福祉部長、保健所長、学校教育部長) [委員謝礼] 医師・弁護士@12,600、 その他委員@5,000円</p> <p>児童虐待防止連絡会議 全体会議 個々の事例からでた共通の課題についての助言や調整等を行うために事例紹介、情報交換、研修等の内容で年3回程度開催。(関係課所属および児童相談所により構成。) ケース会議 関係機関が、それぞれの立場から、子どもの安全を最優先にして、どういった援助をしていくかを検討するために開催。必要時に開催する。(15年度は7回開催) [参加機関] 児童相談所、小学校、保育所、幼稚園、主任児童委員等、市(福祉事務所、保健所、子育て支援課等) ケース確認会議 各機関で把握した新規ケースの報告、状況改善等により終結を予定するケースの検討などを行なうために月1回開催。(関係各課)</p>	<p>該当なし 保健福祉事務所が実施主体(平成14~16年度)</p>	<p>現在、関係課にてネットワーク構築に向け作業中。今年度中に組織を確立する予定。</p>	<p>【目的】 児童虐待の予防、早期発見及び適切な対応を図るとともに子どもたちの健全な成長と健全な子育て支援を行うための諸会議などを実施。</p> <p>【内容】 事務局 こども課 1 町における児童虐待・子どもや子育てをめぐる課題についての実状把握 2 支援困難とする事例、他機関との調整が必要な事例などの検討会 3 支援体制の検討及び評価 4 関係機関の連絡調整 5 児童虐待や子どもや子育てをめぐる情報交換、研修、勉強会</p> <p>(構成会議や研修会など) 1 施策調整者会議・ネットワークを総合的に調整推進することを目的とする。(年1回) 相模原児童相談所、津久井保健福祉事務所、県立総合療育センター、神奈川県八王子リハビリテーション事業団七沢学園、津久井やまゆり園、津久井養護学校、津久井赤十字病院、津久井警察署、町国民健康保険診療所、相模湖町健康福祉課・教育委員会教育総務課・こども課 2 実務担当者会議・事例検討を通じ関係機関の連絡調整を行う。 ・全体会(年2回) ・庁内担当者会議(年3回) ・通園事業カンファレンス(年4回) 3 個別援助チーム活動・個々のケースに対し実際に個別援助チームを組んで行う。(随時) 4 教職員に対する研修会など ・講師謝礼 ⑩10,000円 ・需要費 5,000円</p> <p>【特定財源】 県費負担金 育児等健康支援事業費補助金 2千円</p>	<p>現在、関係課にてネットワーク構築に向け作業中。今年度中(H16.12)に組織を確立する予定。</p> <p>【目的】 児童虐待の予防、早期発見及び適切な対応をするために、関係機関相互間において連携をはかり、よりよい支援を行う。</p> <p>【内容】 事務局 健康福祉課 教育総務課 発見からサポートのシステム検討・構築 被害児童の把握 具体的援助内容の意見交換 虐待の啓発活動 虐待についての情報交換 関係機関との連携 研修活動 【構成会議】 代表者会議・ネットワークの総合的な推進(年1~2回開催) 実務担当者会議・ネットワークが円滑に機能できるように関係機関の連携を図る(年4回程度) ケース検討会議・個々のケースを検討しよりよい支援に活かす(随時開催)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク		
14	児童虐待防止事業	A協議会	B幹事会	C専門部会
【事務事業の内容】	<p>事務担当者会議 事務的な課題の増加・複雑化などに対応するために、月1回開催。（関係各課） 定例会議 各機関で把握しているケースの状況報告と今後の対応方針の確認及び検討などを行なうために年2回開催。 （関係各課および児童相談所。） 育児支援教室「AQUA」 育児不安や育児ストレスから子どもとの関係に悩む母親たちに、同じような悩みを抱えた「仲間に出会う場所」を提供し、心の内を話し合い、自らの悩みを見つめ直すことにより、不安やストレスを軽減し、より良い親子関係を築き、児童虐待の予防を図る。保健師、保育士がスタッフとなり月1回開催。 【非常勤保育士賃金】 @1,050×3時間×1.2回×3人 【運営アドバイザー謝礼】 @10,000×2時間×4回 職員研修 児童虐待に対する知識を深め、虐待予防、早期発見、早期対応を図るための研修を実施する。 15年度は5回開催。 【講師謝礼】 @15,000×2時間×4回</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	次世代育成支援行動計画策定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	子育て支援課 次世代育成支援対策推進法	福祉推進課 次世代育成支援対策推進法	児童福祉課 次世代育成支援対策推進法	こども課 次世代育成支援対策推進法	健康福祉課 次世代育成支援対策推進法
歳出予算額（平成16年度）	1,231千円	4,200千円	3,800千円	1,260千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定する。</p> <p>【内容】 地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容を記載した行動計画とする。 計画案について意見を伺うため、「次世代育成支援協議会」を設立する。また、シンポジウムを開催する。</p> <p>【策定年月】 平成17年3月</p> <p>【計画期間】 平成17年度～平成21年度（第1期）</p> <p>【計画期間】 平成17年度～平成21年度（第1期）</p> <p>【参考】 次世代育成支援地域行動計画策定業務委託 4,200,000円</p>	<p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定する。</p> <p>【内容】 地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容を記載した行動計画とする。</p> <p>【策定年月】 平成17年3月</p> <p>【計画期間】 平成17年度～平成21年度（第1期）</p> <p>【参考】 次世代育成支援地域行動計画策定業務委託 4,200,000円</p>	<p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定する。</p> <p>【内容】 地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容を記載した行動計画とする。 計画案について児童福祉協議会の意見を伺う。</p> <p>【策定年月】 平成17年3月</p> <p>【計画期間】 平成17年度～平成21年度（第1期）</p> <p>【参考】 児童福祉協議会の予算に計上。</p>	<p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定する。</p> <p>【内容】 地域における子育て支援、親子の健康の確保と増進、次世代を担う子どもの成長に資する教育環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進、子どもの安全の確保、要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進を目標達成するための行動計画とする。</p> <p>【策定年月】 平成17年4月1日</p> <p>【計画期間】 平成17年度～平成21年度（第1期）</p> <p>【参考】 委託料 1,260千円</p>	<p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定する。</p> <p>【内容】 地域における子育て支援、親子の健康の確保と増進、次世代を担う子どもの成長に資する教育環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進、子どもの安全の確保、要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進を目標達成するための行動計画とする。</p> <p>【策定年月】 平成17年3月</p> <p>【計画期間】 平成17年度～平成21年度（第1期）</p> <p>【参考】 地域福祉課17地域福祉計画の欄に計上</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	ファミリー・サポート・センター推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	仕事と家庭両立支援特別援助事業実施要綱・相模原市ファミリーサポートセンター設置要綱・相模原市ファミリーサポートセンター事務取扱規定				
歳出予算額（平成16年度）	12,178千円				
歳入予算額（平成16年度）	5,604千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 安心とゆとりをもって子育てができるように、子どもをもつ家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人で行いたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援するために、「相模原市ファミリーサポートセンター」を運営する。</p> <p>【運営方法】 （社福）相模原市社会福祉協議会に委託</p> <p>【運営体制】 センター事務局 ・所在地 （社福）相模原市社会福祉協議会内（相模原市立あじさい会館） ・開設時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後7時30分まで ・アドバイザーの配置人数 4人（6時間勤務3人、3時間勤務1人） 運営委員会 事業の充実を図るため、会員及びエリアポスト、協力施設長等で構成する運営委員会を設置 ・委員数 10名以内 ・開催回数 年3回程度 エリアポスト 市民にとって利用しやすい「しくみ」とするため、「エリアポスト（地域の窓口）」として、保育園・幼稚園・こどもセンターを指定。 ・箇所数 120箇所 （公立保育園18、民間保育園38、幼稚園45、こどもセンター19）</p> <p>【会員数】 1,118人（平成16年3月末現在） （利用会員 665人、援助会員 403人、両方会員 50人）</p> <p>【平成15年度相互援助活動件数】 9,735件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	藤野町の「乳幼児期から青年期の保健福祉計画に事業として位置づけているが未着手

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	ファミリー・サポート・センター推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【平成15年度説明会・講習会の開催状況等】</p> <p>説明会 14回 講習会 9回 随時研修（援助会員対象） 2回 会員交流会 2回 会報の発行 2回</p> <p>【特定財源】</p> <p>名称・金額・負担率 女性就業援助促進費補助金 2,802千円 1/2 児童保護費等補助金 2,802千円 1/2</p> <p>【負担金】</p> <p>女性労働協会年会費 10千円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	児童扶養手当の認定及び支給事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童扶養手当法	児童扶養手当法	児童扶養手当法	児童扶養手当法	児童扶養手当法
歳出予算額（平成16年度）	1,692,000千円	県において支出を行なう	県において支出を行なう	県において支出を行なう	県において支出を行なう
歳入予算額（平成16年度）	1,269,000千円	県において支出を行なう	県において支出を行なう	県において支出を行なう	県において支出を行なう
【事務事業の内容】	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給（月額） 41,880円 一部支給（月額） 9,880～41,870円 児童2人のとき 上記金額（月額）に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月（申請した月の翌月分から支給月の前月まで）</p> <p>【予算】 児童扶養手当支給費 1,692,000千円</p> <p>【特定財源】 名称 児童扶養手当負担金 金額 1,269,000千円 補助率 3/4</p> <p>【参考】 15年度実績 請求件数 781件 受給者数（H16.3末）3,677人</p>	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給（月額） 41,880円 一部支給（月額） 9,880～41,870円 児童2人のとき 上記金額（月額）に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月（申請した月の翌月分から支給月の前月まで）</p> <p>【予算】 神奈川県において支出</p> <p>【参考】 15年度実績 請求件数 31件 受給者数（H16.3末）109人 <全部支給 57名 一部支給 52名></p>	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給（月額） 41,880円 一部支給（月額） 9,880～41,870円 児童2人のとき 上記金額（月額）に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月（申請した月の翌月分から支給月の前月まで）</p> <p>【予算】 神奈川県において支出</p> <p>【参考】 15年度実績 請求件数 42件 受給者数（H16.3末）140人</p>	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給（月額） 41,880円 一部支給（月額） 9,880～41,870円 児童2人のとき 上記金額（月額）に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月（申請した月の翌月分から支給月の前月まで）</p> <p>【予算】 神奈川県において支出</p> <p>【参考】 15年度実績 請求件数 12件 受給者数（H16.3末）33人 <全部支給 16名 一部支給 17名></p>	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給（月額）41,880円 一部支給（月額） 9,880～41,870円 児童2人のとき 上記金額（月額）に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月（申請した月の翌月分から支給月の前月まで）</p> <p>【予算】 神奈川県において支出</p> <p>【参考】 15年度実績 請求件数 10件 受給者数（H16.3末）21人 <全部支給 15名 一部支給 6名></p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	母子寡婦自立支援計画策定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針				
歳出予算額（平成16年度）	750千円				
歳入予算額（平成16年度）	300千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に基づき、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの本市における母子家庭及び寡婦施策の方向性を示す「自立促進計画」を策定するもの 平成16年度に策定公表する</p> <p>【特定財源】 名称 母子寡婦自立支援計画策定事業補助金 金額 300千円 補助率 1/2</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	母子・父子家庭等援護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	子育て支援課 相模原市母子・父子家庭等福祉手当支給要綱・ 相模原市母子・父子家庭等高校進学・就職支度金・ 支給要綱・ 相模原市母子福祉資金等利子補給規則・ 相模原市補助金等に係る予算執行に関する規則	福祉推進課 城山町母子・父子家庭等福祉交付金支給要綱	児童福祉課 津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則	こども課	健康福祉課
歳出予算額（平成16年度）	148,826千円	2,640千円	60千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【母子・父子家庭等福祉手当】</p> <p>【目的】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子・父子家庭等に対し、福祉手当を支給し福祉の増進を図る。</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象 対象者本人の市民税額が均等割課税以下に該当する母子・父子家庭等 支給額 1世帯（月額） 3,000円 平成16年度予算額 138,663千円 対象世帯 延べ46,221世帯 <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>【目的】 母子・父子家庭等の中学生が進学又は就職するときに支度金として支給し、激励するとともにその家庭の経済的負担を軽減する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象 12月1日現在市内に居住し、中学3年生を養育している母子・父子家庭等 支給額 児童1人につき 20,000円 平成16年度予算額 9,200千円 対象人数 460人 <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>【目的】 福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している人に対し、利子を補給し、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子・寡婦・特別母子福祉資金のその年の償還を完了した人 支給額 その年に返済した利子相当額 平成16年度予算額 900千円 <p>【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】</p> <p>【目的】 会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の実を図り、会員の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【参考】 相模原市母子寡婦福祉協議会の活動に対し、運営費補助を行う。</p> <p>平成16年度予算額 63千円</p>	<p>【母子・父子家庭等福祉交付金】</p> <p>【目的】 本町に在住し、18歳までの児童を監護している母子・父子家庭等の対象世帯に対し、月額2,000円の交付金を支給する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度予算額 対象世帯数 110件 交付金額 2,640,000円 *所得制限については児童扶養手当法の所得制限を適用 <p>本町においては、</p> <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】</p> <p>に相当するものはなし。</p>	<p>【母子・父子家庭等福祉手当】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民税額が均等割課税以下に該当する母子家庭 112世帯 町民税額が均等割課税以下に該当する父子・家庭 2世帯 <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16.3末に中学3年生を養育している母子家庭 18世帯 平成16.3末に中学3年生を養育している父子家庭 0世帯 <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16.3末の母子家庭 182世帯 <p>【津久井町母子福祉会活動運営事業費補助金】</p> <p>【目的】 会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の実を図り、会員の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【参考】 津久井町母子福祉会の活動に対し、運営費補助を行う。</p> <p>平成16年度予算額 60千円</p>	<p>【母子・父子家庭等福祉手当】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民税額が均等割課税以下に該当する母子家庭 38世帯 町民税額が均等割課税以下に該当する父子・家庭 2世帯 <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16.3末に中学3年生を養育している母子家庭 6世帯 平成16.3末に中学3年生を養育している父子家庭 0世帯 <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16.3末の母子家庭 60世帯 <p>本町においては、</p> <p>【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】</p> <p>に相当するものはなし。</p>	<p>【母子・父子家庭等福祉手当】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民税額が均等割課税以下に該当する母子家庭・・・把握していない。 町民税額が均等割課税以下に該当する父子家庭・・・把握していない。 <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16.3末に中学3年生を養育している母子家庭・・・把握していない。 平成16.3末に中学3年生を養育している父子家庭・・・把握していない。 <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16.3末の母子家庭・・・把握していない。 <p>本町においては、</p> <p>【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】</p> <p>に相当するものはなし。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 20	事務事業名 母子相談事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課 母子及び寡婦福祉法	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	12,817千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子（父子）家庭の就職や、子どもの養育に関する相談・福祉資金の貸付け指導等を行う。</p> <p>【内容】 母子自立支援員（非常勤特別職員）の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所 ウエルネスさがみはら（2人） 南合同庁舎（2人） ・ 日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ・ 報酬 週5日勤務（1人） @295,700×12月×1人 週3日勤務（3人） @169,700×12月×3人 <p>【参考】 報酬 11,355千円、共済費 980千円、 旅費 414千円、需用費 68千円</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。</p>	<p>津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし</p>	<p>津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	母子家庭等自立支援事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・ 母子及び寡婦福祉法施行令・ 母子及び寡婦福祉法施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	24,584千円				
歳入予算額（平成16年度）	18,381千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子家庭の母等の自立を図るため、各種セミナーの実施や給付金を支給し、就業・企業等を支援する。</p> <p>【内容】 自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練終了後、給付金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準にあること等の要件を満たす母子家庭の母 ・対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など。 ・支給額 対象講座の受講料の40%相当額（上限20万円、下限8千円） <p>母子家庭高等技能訓練促進費 母子家庭の母の就職に有利となり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成校での受講期間のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準にあること等の要件を満たす母子家庭の母 ・支給期間 修業機関の最後の1/3に相当する期間（12ヶ月を上限とする）で、申請のあった日の属する月以降の各月において支給する。（修業期間の2/3を経過した日以後に申請可能） ・対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 ・支給額 月額10万3千円 <p>母子家庭就業促進事業 母子家庭の母等の就業・起業、キャリアアップを図るため、就業準備や離転職に関するセミナーを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 適職発見スターティングセミナーの開催 ・実施方法 （財）横浜市女性協会へ委託（県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市が協調して委託） 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	母子家庭等自立支援事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【予算】</p> <p>就業促進委託料 224千円、 給付金及び促進費 24,360千円</p> <p>【特定財源】</p> <p>名称 母子家庭等自立支援事業補助金 金額 18,381千円 補助率 3/4・1/2</p> <p>【補助金】</p> <p>名称・金額 自立支援教育訓練給付金 @200,000円×60件 12,000千 母子家庭高等技能訓練促進費 @1,236,000円×10件 12,360千円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	母子家庭等日常生活支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・母子及び寡婦福祉法施行規則・母子家庭等日常生活支援事業実施要綱				
歳出予算額（平成16年度）	400千円				
歳入予算額（平成16年度）	214千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子家庭等の生活上の困難を生活支援員の派遣により解決を手助けし、当該家庭の福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 母子家庭等の病気などによる家庭機能の低下の事態に対し、生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努める。</p> <p>【対象】 母子家庭、父子家庭及び寡婦</p> <p>【派遣事由】 母子家庭等の家族の傷病、冠婚葬祭や公的行事への出席、技術習得のための通学、就職活動、配偶者急死等の緊急事態（事由発生後概ね6ヶ月以内）など</p> <p>【派遣内容】 食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品等の買い物、医療機関への連絡等 派遣日数 ひとつの派遣事由につき原則として10日以内</p> <p>【実施方法】 市母子寡婦福祉協議会へ委託</p> <p>【特定財源】 名称 母子家庭等日常生活支援事業補助金 金額 184千円 補助率 1/2</p> <p>【利用料】 所得に応じて負担金あり</p> <p>【参考】 派遣数（H16見込み） 100件</p>	<p>該当なし</p> <p>福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。</p>	<p>該当なし</p> <p>福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。</p>	<p>該当なし</p> <p>福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。</p>	<p>該当なし</p> <p>福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	ひとり親家庭生活支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	1,407千円				
歳入予算額(平成16年度)	702千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ひとり親家庭等の親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、ひとり親家庭及び寡婦への生活支援事業を実施する。</p> <p>【対象】 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦</p> <p>【内容】 育児、健康づくり等の生活支援講習会、及び生活相談の実施</p> <p>【実施方法】 市母子寡婦福祉協議会へ委託</p> <p>【特定財源】 名称 ひとり親家庭生活支援事業補助金 金額 702千円 補助率 1/2</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	母子家庭等厚生活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	406千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子家庭に対する厚生活動の一環として集い互いに情報交換する機会を提供することにより、相互扶助活動を支援する。</p> <p>【対象】 母子家庭の母と児童</p> <p>【内容】 「湖月荘」（津久井郡城山町）への招待（年1回40人）</p> <p>【実施方法】 県母子寡婦福祉連絡協議会へ委託（県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市が協調して委託）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	ひとり親差額家賃助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	290千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 民間の賃貸住宅に居住しているひとり親等の世帯が、取り壊し等家主側の都合により立ち退きを求められ、新しい賃貸住宅に転居するときに家賃の差額などを助成し、住み慣れた地域での居住の安定を図る。</p> <p>【内容】 県の補助金の廃止をうけ、平成10年度以降は新規申請を受付けていない。 現在の対象世帯は1世帯で、3年間をめどに廃止することになっており、今後は公営住宅等への早期の入居を促すことが求められる。</p> <p>【予算】 差額家賃助成費 290千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	母親クラブ育成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	生涯学習課	教育委員会 生涯学習課	教育委員会・社会教育課
根拠法令等	相模原市母親クラブ連絡協議会補助金交付要綱		津久井町補助金等の予算執行に関する規則	相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	藤野町社会教育団体育成・活動補助金交付要綱 藤野町社会教育団体物品助成補助要綱
歳出予算額（平成16年度）	450千円		136千円	5千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。</p> <p>【内容】 運営費補助 ・相模原市母親クラブ連絡協議会 150千円 ・単位母親クラブ 1クラブあたり 12千円（10月以降設立されたクラブは 6千円） 単位クラブ補助要件 ・会員が概ね10人以上であり、市内在住、在勤、在学者が構成員の三分の二以上占めていること。 ・会則を備えていること。 ・独自の会計帳簿を備えていること。 ・会員の総意で自主的に運営されていること。</p> <p>【参考】 単位クラブ数 15クラブ（16年4月現在）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 本町においては、該当する母親クラブはないものと思われる。</p>	<p>【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。</p> <p>【内容】 運営費補助 ・単位母親クラブ 1クラブあたり 11,300円 単位クラブ補助要件 ・独自の会計帳簿を備えていること。 ・年間計画をさだめていること。</p> <p>【参考】 15年度補助金交付単位クラブ数 4クラブ（16年4月現在）</p>	<p>【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。</p> <p>【内容】 活動事業補助 ・単位母親クラブ 1クラブあたり 5,000円 単位クラブ補助要件 ・独自の会計帳簿を備えていること。 ・年間計画をさだめていること。</p> <p>【参考】 15年度補助金交付単位クラブ数 1クラブ（16年4月現在）</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	児童遊園維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町		
担当課名	子育て支援課	生涯学習課	児童福祉課		
根拠法令等	市立児童遊園要綱		相模湖町児童遊園施設維持管理要綱		
歳出予算額（平成16年度）	3,598千円	92千円	1,501千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童に安全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置した児童遊園の維持管理をおこなう。</p> <p>【内容】 市内14箇所の児童遊園の維持管理 平成15年度から地元自治会等のアダプト制度による活動支援を導入。</p> <p>アダプト制度に係る活動支援費 468,000円 管理する児童遊園の面積に応じて積算 基本額@19,000円 + (面積 - 100㎡) × 1,500円 光熱水費 143,000円 ひまわり児童遊園土地借料 1,396,000円 管理運営委託料 833,000円</p> <p>【参考】 児童遊園 14箇所（総面積：14834.88㎡）</p>	<p>【目的】 自治会からの要望により自治会内に児童の遊び場を提供する</p> <p>【内容】 施設数 12箇所 (H16.8.31で1箇所返還するため9月以降は11箇所) ・児童遊園地 4箇所 ・青少年広場 7箇所</p> <p>管理団体 自治会</p> <p>施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等</p> <p>維持管理は自治会が行う 町から補助金等の交付はない 自治会と地権者で契約が必要な場合は、町と3者で土地使用貸借契約を行う。 その場合は町が地権者に謝礼を支払っている</p> <p>箱型ブランコ等危険な遊具は公費にて撤去する</p> <p>土地借用謝礼 32,000円（8,000円×4人） 遊具撤去工事費 60,000円</p> <p>【参考】 児童遊園地、青少年広場 11箇所（総面積：31,027.18㎡） うち公的機関からの借用面積 19,162.18㎡</p>	<p>【目的】 古くから地域の広場として親しまれた児童遊園地や、町住環境整備条例に基づき設定された児童遊園地に小規模の遊具を設置し、児童の遊び場を提供する。</p> <p>【内容】 施設数 36箇所（総面積 20,800.84㎡） 施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等</p> <p>管理は町で行なっている。</p> <p>【参考】 16年度予算 ○消耗品費 51千円 ○水道代 46千円 ○施設、遊具修繕料 756千円 ○遊具点検委託料 619千円 ○原材料費 29千円</p> <p>8箇所は地主から無償で借りている。有償で借りている児童遊園地はない。</p>	<p>【目的】 町内各地域に設置してある児童遊園地が、子供達にとって安全に遊べるよう、自治会、育成会に管理委託を依頼し、事故のないよう安全管理に努めるとともに、地域のふれあいの場として社会性の育成に努める。</p> <p>【内容】 施設数 12箇所（1箇所整備予定） ・児童遊園地 11箇所 ・青少年広場 1箇所</p> <p>管理団体 自治会、育成会</p> <p>施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等</p> <p>維持管理は自治会、育成会に委託する。 （管理委託料@15,000円）</p> <p>【参考】 児童遊園 12箇所（総面積：約9,743㎡）</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	子どもの広場助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	生涯学習課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市子どもの広場設置要領				
歳出予算額（平成16年度）	6,780千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域の子供たちの安全な遊び場として、自治会または青少年を育成する団体等が土地所有者と土地の無償使用賃貸契約を締結して設置・管理する「子どもの広場」に対して、各種助成をおこなうことによって広場の確保を図る。</p> <p>【内容】 子どもの広場を設置・管理する自治会等に対して経費の一部を補助する。</p> <p>【参考】 既存広場数 122ヶ所 （平成16年4月1日）</p> <p>【補助金】 運営費等補助金 施設賠償責任保険料補助金 補助率1/2 限度額10,000円</p> <p>建設事業補助金 整備費等補助金 設置 補助率1/2 限度額300,000円 整備 補助率1/2 限度額150,000円 撤去 補助率1/2 限度額200,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 30	事務事業名 児童館管理運営事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	教育委員会・社会教育課
根拠法令等	相模原市立児童館条例・ 相模原市立児童館条例施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	77,417千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊にし、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 （1）児童館の概要 児童館数 25館 開設時間 平日及び日曜日 午後1時から午後5時まで 土曜日 午前9時から午後5時まで 休館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始 児童館での主な行事 三世代交流事業、工作展、なかよし大会、卓球大会などを実施している。</p> <p>（2）指導員 身分 相模原市非常勤一般職、時給830円 勤務体制 開設時間に1人勤務 行事等の準備のため年間65日の2人勤務がある 任用者数 50人 任用期間 6か月ごとの任用、更新有り</p> <p>（3）運営形態 自治会長、民生委員、小学校の代表者、子ども会育成会等の地域の代表者からなる運営委員会を設立している。 契約は、自治会等へ委託契約を締結している。委託契約に基づき、契約額に応じて消耗品や行事等を実施している。</p> <p>【参考】 運営費 指導員（50人）賃金、指導員研修大会等経費 子供と高齢者のふれあい事業委託（25館） 維持管理費 児童館25館の管理運営委託及び維持補修管理 維持補修費 児童館25館の小規模修繕</p> <p>【補助金】 児童健全育成推進財団会費 25,000円 市児童館連絡協議会補助金 115,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
31	児童クラブ管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	放課後児童健全育成事業費補助金・相模原市児童クラブ条例・相模原市児童クラブ条例施行規則		津久井町学童クラブ設置条例	児童福祉法・放課後児童健全育成事業補助金	藤野町放課後児童健全育成事業実施要綱 放課後児童健全育成事業補助金	
歳出予算額（平成16年度）	188,013千円		9,160千円	1,525千円	3,448千円	
歳入予算額（平成16年度）	89,094千円		4,755千円	1,005千円	1,151千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に市立児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 施設数 - 独立施設 19クラブ、 余裕教室型 15クラブ 開設時間 - 授業終了時から午後6時まで（土曜日や学校の長期休業日は、午前8時30分から午後6時まで） 休会日 - 日曜日、祝日、年末年始等 費用 - 児童クラブ育成料 月額4,700円を入会保護者から徴収。ただし、生活保護世帯や市民税非課税世帯等は、減免制度がある。 その他、おやつ代として月2,000円傷害保険料年間850円。 （直接クラブへ支払） クラブでの主な行事 - 新入生歓迎会、七夕まつり、映画鑑賞会、お楽しみ会、お誕生会、豆まき、ひな祭り、お別れ会などを実施。</p> <p>(2) 指導員 身分 - 相模原市非常勤一般職、時給830円。 勤務体制 - 1日2人体制の交替勤務、通常1日5時間勤務。 指導員加配 - 定員数以上の入会児童クラブや障害児童の入会により指導員の増員がある。 任用者数 - 約220名 任用期間 - 6ヶ月ごとの任用。更新あり。</p> <p>(3) 運営形態 独立施設 クラブごとに学校や自治会、民生委員等地域の代表者を構成員として運営委員会を設立し、運営委員会と市が委託契約を締結。各クラブは、委託契約に基づき、契約額に応じて消耗品の購入や行事を実施。 余裕教室型 市の直営。消耗品費のみクラブごとに記当。</p>	<p>独立施設なし 余裕教室型なし 「こどもセンター管理運営事業」に内容記載</p>	<p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 施設数 - 独立施設 3クラブ 開設時間 - 午後1時30分から午後6時30分まで（土曜日は午前8時30分から午後4時30分、長期休業日は、午前8時30分から午後6時30分まで） 休会日 - 日曜日、祝日、年末年始等 費用 - 児童クラブ育成料 月額8,000円を入会保護者から徴収。 （直接クラブへ支払） クラブでの主な行事 - 七夕まつり、キャンプ、お楽しみ会、お誕生会、クリスマス会、おもちゃつき会、豆まき、お別れ会などを実施。</p> <p>(2) 指導員 身分 - 津久井町学童クラブの会職員 勤務体制 - 常勤5名、非常勤3名、その他3名 任用者数 - 約11名 任用期間 - 1年ごとの任用。更新あり。</p> <p>(3) 運営形態 独立施設 津久井町学童クラブの会父母会と町が委託契約を締結。各クラブは、委託契約に基づき、契約額に応じて消耗品の購入や行事を実施。</p> <p>【参考】 (H16年度) ・児童クラブ数 3施設 ・申請者数 - 126名 ・入会者数 - 126名 ・指導員数 - 11名</p> <p>【特定財源】 名称 放課後児童健全育成事業補助金 金額 4,730千円 補助率 2/3 基本額 3施設 大規模加算 2施設 土日祝日開設加算 3施設</p>	<p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 施設数 - 独立施設 1クラブ 開設時間 - 放課後から午後6時30分まで（土曜日は午前8時30分から午後1時30分まで、長期休業日は、午前8時30分から午後6時30分まで） 休会日 - 日曜日、祝日、年末年始等 費用 - 児童クラブ育成料 月額8,500円を入会保護者から徴収。 （直接クラブへ支払） クラブでの主な行事 - 虫のついで、キャンプ、もちつき、クリスマス会、お別れ会</p> <p>(2) 指導員 身分 - 相模湖ぼんぼこ学童クラブ職員 勤務体制 - 指導員2名、非常勤1名、その他4名 任用者数 - 7名 任用期間 - 1年ごとの任用。更新あり。</p> <p>(3) 運営形態 独立施設 相模湖ぼんぼこ学童クラブの会父母会と町が委託契約を締結。</p> <p>【参考】 (H16年度) ・児童クラブ数 1施設 ・入会者数 - 21名 ・指導員数 - 7名</p> <p>【特定財源】 名称 放課後児童健全育成事業補助金 金額 1,005千円</p>	<p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 施設数 - 独立施設 1クラブ 開設時間 - 放課後から午後6時分まで（土曜日は午前8時30分から午後5時30分まで、長期休業日は、午前8時30分から午後6時分まで） 休会日 - 日曜日、祝日、年末年始等 費用 - 児童クラブ育成料 月額10,000円を入会保護者から徴収。 （直接クラブへ支払） クラブでの主な行事 - キャンプ、夕涼み会、もちつき、お別れ会等</p> <p>(2) 指導員 身分 - 藤野町学童保育運営委員会職員 勤務体制 - 指導員3名、非常勤1名、その他6名 任用者数 - 10名 任用期間 - 1年ごとの任用。更新あり。</p> <p>(3) 運営形態 独立施設 藤野町学童保育運営委員会と町が委託契約を締結。</p> <p>【参考】 (H16年度) ・児童クラブ数 1施設 ・入会者数 - 34名 ・指導員数 - 3名</p> <p>【特定財源】 名称 放課後児童健全育成事業補助金 金額 1,151千円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	児童クラブ管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【参考】</p> <p>(H16年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ数 34施設 (H17年4月開設2箇所あり) ・申請者数 - 1612名 ・入会者数 - 1500名 ・指導員数 - 220名 <p>【特定財源】</p> <p>名称 児童クラブ運営費補助金 金額 28,624千円 補助率 1/3 基本額 34施設 大規模加算 25施設 土日祝 日開設加算 34施設 障害児加算 2施設</p> <p>【使用料】</p> <p>児童クラブ育成料 60,470千円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	民間児童クラブ運営費補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市民間児童クラブ運営費等補助金交付要綱・相模原市民間児童クラブ運営費等補助金取扱い要領				
歳出予算額（平成16年度）	28,797千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 民間で児童クラブを設置し運営している団体に対し、その経費の一部を補助することにより、公立児童クラブとの役割分担を踏まえつつ、地域における放課後児童の健全育成を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 「施設運営」 施設の維持管理・運営に要する費用 補助基準 12,000円 「指導員処遇費」 児童数による。 5～40人 1800千円 41～50人 2100千円 51～60人 2400千円 61～ 2700千円 「施設費」 家賃相当額 8万円までは全額 8万円を超える部分は1/2 (10万円を限度) 「施設借換え時の支度金」 施設の借換え時に要する費用 家賃の2月分 (16万円を限度)</p> <p>【参考】 補助対象児童クラブ 7クラブ 児童数 241人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	児童クラブ整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法、 市児童クラブ条例、 市児童クラブ条例施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	168,640千円				
歳入予算額（平成16年度）	114,595千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童クラブ未設置小学校区の早期開催を図る。 （宮上、若松の設置により、全小学校区（55校）の設置我完了）</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宮上小学校区児童クラブ （独立施設 定員50人、延床面積130㎡） 2. 若松小学校区児童クラブ （独立施設 定員40人、延床面積110㎡） 3. 若松小学校区児童クラブ用地の取得 （999㎡） <p>【特定財源】 名称・金額・補助率（充当率） 児童クラブ整備事業補助金 16,795千円 1/2 社会福祉施設整備事業債（市債） 97,800千円 80%</p> <p>【補助金】 水道利用加入等負担金 550千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	こどもセンター管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市立こどもセンター条例・ 相模原市立こどもセンター条例施行規則	城山町立児童センター条例・ 城山町立児童クラブ条例・ 城山町立児童クラブ条例施行規則・			
歳出予算額（平成16年度）	328,608千円	18,908千円			
歳入予算額（平成16年度）	64,388千円	8,053千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 機能</p> <ol style="list-style-type: none"> 児童館の機能 (児童福祉法による児童厚生施設) 地域における健全育成活動を高める機能 放課後児童健全育成事業の機能 (児童クラブ) <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 健全な遊びを通じて行う児童への集団的・個別的指導 子ども会、母親クラブ等地域の関係団体の育成助長 その他児童の健全育成上必要な活動・事業 <p>【内容】 センターの概要</p> <ol style="list-style-type: none"> センター数：19館 (平成16年5月現在) 施設：遊戯室、集会所、幼児室、図書室、児童クラブ室、事務室、遊び庭または小広場 開館日：年末年始をのぞく毎日 開館時間：午前9時から午後5時(子ども会などの会合利用など専用利用は午後10時まで) 利用対象：主に幼児・児童生徒 地域関係団体等 職員体制 館長1名及び指導員4名または5名(1日当り)他に学校休業日などの繁忙時間に補助の非常勤職員を配置 運営助言：地域の関係団体で構成することもセンター運営委員会による <p>【参考】 児童クラブ入会者数 1043名 児童クラブ入会申請者数 1094名 職員人数(延べ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 館長(非常勤特別職) 19名 指導員(非常勤特別職) (1)センター担当 79名 (2)児童クラブ担当 79名 (3)補助職員 90名 <p>運営費(19館) 報酬、賃金、研修費、センター事業委託費、備品購入費等 維持管理費(19館)</p>	<p>【目的】 機能</p> <ol style="list-style-type: none"> 子育て支援センター 地域における健全育成活動を高める機能 放課後児童健全育成事業の機能 (児童クラブ) <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 健全な遊びを通じて行う児童への集団的・個別的指導 子育て支援サークルなどの育成・支援 その他児童の健全育成上必要な活動・事業 <p>【内容】 センターの概要</p> <ol style="list-style-type: none"> センター数：1館 (平成16年5月現在) 施設：遊戯室、乳幼児室、工作室、相談室、図書室、児童クラブ室、事務室、遊び庭等 開館日：年末年始をのぞく毎日 開館時間：午前8時30分から午後5時 (研修室・会議室の専用利用は、午前8時30分から午後9時30分まで) 利用対象：主に幼児・児童生徒等 職員体制 所長1名、指導員2名、事務員1名(1日当り) 運営助言：保育所・児童センター運営委員会による <p>【参考】 児童クラブ入会者数 66名 児童クラブ入会申請者数 81名 職員人数</p> <ol style="list-style-type: none"> 館長(非常勤職員) 1名 指導員(非常勤職員) (1)センター担当 4名 (2)児童クラブ担当 5名 (3)事務員 1名 <p>運営費(1館) 報酬、賃金、需用費、役務費、備品購入費等 維持管理費(1館)</p> <p>【特定財源】 児童クラブ育成料 2,322千円 放課後児童健全育成事業補助金 1,820千円 補助率2/3</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	こどもセンター管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	維持補修費（19館） 【特定財源】 児童クラブ育成料 45,003千円 こどもセンター活動事業費補助金 18,075千円 補助率1/3 労働保険被保険者負担金 1,310千円 電話使用料 55千円	子育て支援センター事業補助金 3,911千円 補助率2/3			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	こどもセンター建設事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	5,268千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童館の機能 (児童福祉法による児童厚生施設) 2. 地域における健全育成活動を高める機能 3. 放課後児童健全育成事業の機能 (児童クラブ) <p>各公民館区(23)に各1館のこどもセンターを整備する。</p> <p>【整備状況】</p> <p>19館整備(H16.4.1現在)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>大野南地区(H18.4開設)</p> <p>大野台地区(H19.4開設)</p> <p>横山地区</p> <p>陽光台地区</p> <p>【センターの概要】</p> <p>述べ床面積 約600㎡</p> <p>施設: 遊戯室、集会室、幼児室、図書室、児童クラブ室、事務室、遊び庭または小広場</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
37	母子福祉資金貸付事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・ 母子及び寡婦福祉法施行令・ 母子及び寡婦福祉法施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	229,000千円				
歳入予算額（平成16年度）	185,509千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子家庭・寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲助長を図るため資金の貸付を行う。</p> <p>【内容】 対象：母子家庭の母及び児童、父母のない児童（母子福祉資金貸付金）。 寡婦等（寡婦福祉資金貸付金）。 資金種別：13資金 （うち1資金は母子福祉資金貸付者のみ）。 貸付利率は資金により無利子又は年利3% 償還期間：資金により3～10年</p> <p>【予算】 事務費 2,900千円（旅費 10千円、消耗品費 131千円、印刷製本費 255千円、郵送料 1,216千円、郵便振替手数料 78千円、システム保守委託 1,210千円）、母子貸付金 221,000千円、寡婦貸付金 8,000千円、一時借入金利子 100千円</p> <p>【特定財源】 名称・金額 母子寡婦福祉資金貸付金利息収入 453千円 違約金 56千円 母子寡婦福祉資金貸付金元金・利息収入 98,509千円 母子寡婦福祉資金貸付金貸付事業債 86,981千円</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所で実施している。</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所で実施している。</p>	<p>津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし</p>	<p>津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	特別児童扶養手当の調整事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき・都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令・	特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令・	特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令・	特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令・
歳出予算額（平成16年度）	0千円	神奈川県において支出	神奈川県において支出	神奈川県において支出	神奈川県において支出
歳入予算額（平成16年度）	1,104千円	29（事務費委託金）	40（事務費委託金）	16（事務費委託金）	23千円（事務費委託金）
【事務事業の内容】	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 相模原福祉事務所及び南福祉事務所が、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。 子育て支援課は、特別児童扶養手当に關係する電算帳票の打ち出しや打ち出し帳票の相模原福祉事務所及び南福祉事務所への送付、所得状況届に必要なデータの神奈川県との調整、特別児童扶養手当事務取扱交付金の申請・報告等の事務を行う。</p> <p>【参考】 平成16年3月1日現在 受給者数 707人 対象児童 726人</p> <p>【特定財源】 名称 特別児童扶養手当事務委託金 金額 1,104千円</p>	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 福祉推進課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。</p> <p>【参考】 平成16年3月1日現在 受給者数 18人 対象児童 21人</p> <p>【特定財源】 名称 特別児童扶養手当事務委託金 金額 28,840円</p>	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 児童福祉課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。</p> <p>【参考】 平成16年3月1日現在 受給者数 26人 対象児童 26人</p> <p>【特定財源】 名称 特別児童扶養手当事務委託金 金額 40千円</p>	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 こども課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。</p> <p>【参考】 平成16年3月1日現在 受給者数 9人 対象児童 9人</p> <p>【特定財源】 名称 特別児童扶養手当事務委託金 金額 16千円</p>	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 健康福祉課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。</p> <p>【参考】 平成16年3月1日現在 受給者数 15人 対象児童 16人</p> <p>【特定財源】 名称 特別児童扶養手当事務委託金 金額 23千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
42	ひとり親家庭等証明書等発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	特定者用定期乗車券発売規則（旅客鉄道株式会社・公告）	特定者用定期乗車券発売規則（旅客鉄道株式会社・公告）	特定者用定期乗車券発売規則（旅客鉄道株式会社・公告）		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。 相模原市ひとり親家庭等施設利用証 相模川ふれあい科学館、博物館プラネタリウム、相模原麻溝公園が二乗車場の施設を、母子・父子家庭等が利用する場合、医療証等ひとり親であることを証明できるものを受付に提示すれば、施設使用料の優遇を受けられるが、証明できるものがない母子・父子家庭等に対して、申請に基づき相模原市ひとり親家庭等施設利用証を発行する。 神奈川県母子福祉入場優待証 母子家庭が、県の施設を利用するとき、施設使用料が割引（4施設）又は無料（8施設）となるため、神奈川県母子福祉入場優待証を発行する。 水道料金の減免 児童扶養手当を受けている方のいる世帯等について、水道料金のうち基本料金の額とその消費税相当額が減免される。申請は水道局であるが、児童扶養手当の現況届のときは、減免の申請書を預かり一括して水道局に到達している。</p> <p>【参考】 平成15年度実績 特定者資格証明書の発行件数 115件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 460件 相模原市ひとり親家庭等施設利用証の発行件数 10件 神奈川県母子福祉入場優待証の発行件数 10件 水道料金の減免申請書進達件数 200件</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。 相模原市ひとり親家庭等施設利用証 本町においては、該当するものはなし。 神奈川県母子福祉入場優待証 本町においては、該当するものはなし。 水道料金の減免 児童扶養手当を受けている方のいる世帯等について、水道料金のうち基本料金の額とその消費税相当額が減免される。受付は本町ではなく、水道局にて行なっている。</p> <p>【参考】 平成15年度実績 特定者資格証明書の発行件数 2件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 2件 水道料金の減免申請適用件数 (H15.8月現在) 26件</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。</p> <p>【参考】 平成15年度実績 特定者資格証明書の発行件数 0件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 1件</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。</p> <p>【参考】 平成15年度実績 特定者資格証明書の発行件数 0件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 1件</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。</p> <p>【参考】 平成15年度実績 特定者資格証明書の発行件数 1件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 4件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	保育料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課・収納課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市保育所入所者費用徴収規則	城山町立保育所条例 城山町立保育所条例施行規則	津久井町保育所条例・津久井町保育料徴収規則	相模湖町保育所条例施行規則	藤野町保育の実施に関する条例・藤野町保育の実施に関する規則
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	1,703,287千円	49,495千円	65,184千円	16,388千円	16,007千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳児、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて26階層</p> <p>【参考】 保育所分（私立+公立） 入所児童見込数 81,223人 1,695,627千円 延長保育負担金（公立） 対象児童見込数 1,620人 約6,032千円 家庭保育福祉員分 委託児童見込数 延べ36人 約1,626千円</p>	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳以上児 階層区分 保護者の所得に応じて7階層</p> <p>【参考】 保育所分（私立+公立） 入所児童見込数 2,304人 約49,495千円</p>	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳児、4歳以上児 階層区分 保護者の所得に応じて7階層</p> <p>【参考】 保育所分（私立+公立） 入所児童見込数 3,024人 約65,184千円</p>	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳以上児、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて7階層</p> <p>【参考】 保育所分（管内・委託分） 16,388千円</p>	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて7階層</p> <p>【参考】 保育所分（管内・委託分） 16,007千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	公立保育所の管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	・市一般職の臨時的任用職員等の給与及び勤務条件に関する規則	城山町職員の給与に関する条例、城山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、城山町臨時的任用職員及び非常勤職員の給与等に関する規則	津久井町一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員の給与及び勤務条件に関する規則	相模湖町臨時的任用職員及び非常勤職員の給与及び勤務に関する規則	藤野町臨時職員給与等に関する規則
歳出予算額（平成16年度）	746,315千円	55,365千円	88,086千円	18,474千円	28,405千円
歳入予算額（平成16年度）	58,928千円	44,440千円	26,904千円	15,613千円	13,316千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>保育所の職員数（H16.4.1現在） 保育士数（正規職員） 335人 （各保育圏に園長、副園長、地域担当各1名配置）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 3：1 1歳 4：1（国6：1） 2歳 6：1 3歳 2.0：1 4歳 3.0：1 5歳 3.0：1</p> <p>障害児対応は障害児4人に対して 保育士1名の割合 調理作業員（正規職員） 43人</p> <p>・調理作業員の配置基準 定員60名に対して正規職員1名を配置 さらに各圏に非常勤職員（午前中3時間30分）1名配置</p> <p>庁務作業員の配置 各圏に非常勤職員（午後4時間）1名配置</p> <p>公立保育所の産育休・傷病休等代替職員の雇用 臨時的任用職員（産休、育休、傷病等） 約述べ20,900人</p> <p>非常勤職員（年休、週休、土曜補充等） 約述べ44,000人</p> <p>【参考】 産育休・傷病休等の代替職員にかかる経費 379,278千円 備品購入・給食賄材料の購入等、施設運営にかかる経費207,123千円 燃料費・警備委託等施設の維持管理にかかる経費92,150千円 施設修繕にかかる経費35,105千円 各保育圏の保育教材及び消耗品にかかる経費32,659千円</p>	<p>【内容】</p> <p>保育所の職員数（H16.4.1現在） 保育士数（正規職員・但し、所長を除く） 29人 （各保育圏に所長を配置）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 3：1 1歳 6：1 2歳 6：1 3歳 2.0：1 4歳 3.0：1 5歳 3.0：1</p> <p>障害児対応は障害児1人～2人に対して 保育士1名の割合 調理作業員（正規職員） 4人（正規職員2名 臨時職員2名） 4名とも常勤職員である。</p> <p>庁務作業員の配置 各圏に非常勤職員1名配置（外部委託） <5時間～6時間> 公立保育所の産育休・傷病休等代替職員の雇用 臨時的任用職員（産休、育休、傷病等） 1名 約述べ61日</p> <p>【参考】 報酬 738千円 臨時職員賃金 31,331千円 報償費 95千円 需要費（消耗品・賄材料費・光熱水費・施設修繕費等）16,217千円 役務費 672千円 委託料 4,580千円 使用料及び賃借料 139千円 工事請負費 91千円 備品購入費 1,404千円 負担金、補助金及び交付金 97千円 償還金、利子及び割引料 1千円</p>	<p>【内容】</p> <p>保育所の職員数（H16.4.1現在） 保育士数（正規職員・但し、所長は課長兼務のため除く） 35人 （各保育所に所長代理、または所長補佐を配置）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 3：1 1歳 4：1（国6：1） 2歳 6：1 3歳 1.5：1（国2.0：1） 4歳 3.0：1 5歳 3.0：1</p> <p>障害児対応は障害児1人に対して 保育士1名の割合 調理作業員（正規職員） 7人（正規職員5名 臨時職員2名） 7人とも常勤職員である。</p> <p>その他週3回6時間で4人を配置 栄養士が5保育所で1名</p> <p>庁務作業員の配置 なし</p> <p>公立保育所の産育休・傷病休等代替職員の雇用 臨時的任用職員（産休、育休、傷病等） 年間 2名分</p> <p>非常勤職員（年休、週休、土曜補充等） 延べ1266人、他延長保育10人6734時間</p> <p>【参考】 産育休・傷病休等の代替職員にかかる経費 3,810千円 備品購入・給食賄材料の購入等、施設運営にかかる経費71,583千円 燃料費・警備委託等施設の維持管理にかかる経費8,727千円 施設修繕にかかる経費1,000千円 各保育圏の保育教材及び消耗品にかかる経費2,966千円</p>	<p>【内容】</p> <p>保育所の職員数（H16.4.1現在） 保育士数（正規職員） 9人 （各保育圏に園長、園長補佐を配置）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 受け入れなし 1歳 4：1（国6：1） 2歳 6：1 3歳 2.0：1 4歳 3.0：1 5歳 3.0：1</p> <p>調理作業員（正規職員） 3人</p> <p>庁務作業員の配置 なし</p> <p>非常勤職員（年休、週休、土曜補充等） 約述べ10人</p> <p>【参考】 報酬 590千円 臨時職員賃金 4,454千円 報償費 14千円 需要費 9,267千円 役務費 566千円 委託料 875千円 使用料及び賃借料 220千円 工事請負費 63千円 備品購入費 70千円 負担金、補助金及び交付金 5千円</p>	<p>【内容】</p> <p>保育所の職員数（H16.4.1現在） 保育士数（正規職員・但し、所長を除く） 6人 保育士補助員1人（正規職員）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 3：1 1歳 6：1 2歳 6：1 3歳 2.0：1 4歳 3.0：1 5歳 3.0：1</p> <p>障害児対応は障害児1人に対して 保育士1名の割合 調理作業員 3人（正規職員1人、臨時職員2人）</p> <p>庁務作業員の配置 1人（臨時職員） 非常勤職員 6人（臨時保育士）</p> <p>【参考】 報酬 320千円 臨時職員賃金等 9755千円 報償費 18千円 需要費（消耗品・賄材料費・光熱水費・施設修繕費等）6783千円 役務費 511千円 委託料 8303千円 使用料及び賃借料 15千円 備品購入費 230千円 負担金、補助金及び交付金 2271千円 償還金及び賠償金 50千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	認定保育室補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	保育課 相模原市認定保育室助成金交付要綱	福祉推進課 城山町認定保育施設補助金交付要綱 認定保育施設補助金交付要綱	児童福祉課 津久井町小規模保育施設補助金交付要綱	こども課	健康福祉課 藤野町小規模保育施設運営費補助金要綱
歳出予算額（平成16年度）	244,286千円	192千円	1,416千円		2,169千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>中核市移行に伴う、市単独事業。</p> <p>【目的】 増大する保育需要に対応するため、相模原市認定保育室に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>児童定員 10人以上 開所時間 原則として、1日11時間以上 施設責任者 保育士・看護師・助産師またはこれと同等と認めるもの 職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 設備 良好な保育環境が確保されていること 災害対策 防災設備、計画、訓練の設置、策定、実施</p> <p>【参考】 ・市内施設数 19箇所 ・入所児童数 641人</p>	<p>【目的】 増大する保育需要に対応するため、保育に欠ける児童に対し適切な保育が図られるよう保育施設に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>児童定員 10人以上 開所時間 原則として、1日11時間以上 施設責任者 保育士・看護師・助産師またはこれと同等と認めるもの 職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 設備 良好な保育環境が確保されていること 災害対策 防災設備、計画、訓練の設置、策定、実施</p> <p>* 認定の審査については、神奈川県が行なう。 町は、認定された保育施設に対して児童の年齢や児童数に応じた助成を行なう。</p> <p>【参考】 ・町外の認定保育施設（室）への入所児童数 2人（相模原市2園）</p>	<p>【目的】 保育需要の多様化に対応するため、保育にかかる児童に対し適切な保育が図られるよう保育施設に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>児童定員 4人以上60人未満 開所時間 原則として、1日11時間以上 施設責任者 保育士・看護師・助産師またはこれと同等と認めるもの 職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 設備 良好な保育環境が確保されていること 災害対策 防災設備、計画、訓練の設置、策定、実施</p> <p>* 認定の審査については、神奈川県が行なう。 町は、認定された保育施設に対して児童の年齢や児童数に応じた助成を行なう。</p> <p>【参考】 ・町外の認定保育施設（室）への入所児童数 0歳児 2人 1歳児 2人 2歳以上児 7人</p>	該当なし	<p>【目的】 保育需要の多様化に対応するため、保育にかかる児童に対し適切な保育が図られるよう保育施設に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>児童定員 5人以上60人未満 開所時間 原則として、1日8時間以上 施設責任者 保育士・看護師・またはこれと同等と認めるもの 職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 設備 良好な保育環境が確保されていること 災害対策 防災設備</p> <p>* 認定の審査については神奈川県が行なう。 町は、認定された保育施設に対して児童の年齢や児童数に応じた助成を行なう。</p> <p>【参考】 ・町外の認定保育施設（室）への入所児童数 0人</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	コミュニティ保育推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市コミュニティ保育推進事業補助金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	5,099千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家庭で乳幼児の養育をしている保護者の育児不安や孤立感などの解消手段の一つとして、地域で親子のグループを作り保育を通して、育児知識や技術を高めるコミュニティ保育活動を促進する。</p> <p>【内容】 小学校就学前の児童が10名以上在籍し、原則として週1回以上1回2時間以上の活動を行うグループに対して助成する。 助成内容 運営費：年額40,000円+乳幼児数×1,600円 保険料800円×乳幼児数</p> <p>【参考】 ・グループ数 50 ・対象者数 約1,300人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・グループ数 4 ・対象者数 約60人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・グループ数 1 ・対象者数 約30人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・ファミリー・サートグループ 1 ・育児サークル 3 対象者数 約35人</p>	<p>該当なし</p> <p>(参考) グループ数 5 対象人数 53人</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	児童福祉関係団体補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	695千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童福祉関係団体に補助を行い、児童福祉行政の活性化を図る。</p> <p>【内容】 相模原保育ウイーク実行委員会補助金 相模原保育ウイーク（保育所等の保育内容を地域住民に理解並びに周知するためのイベント的なもの）を行う実行委員会に、保育ウイーク実施のための活動費用を助成する。 相模原市保育士会補助金 市内認可保育室の保育士の資質向上のための、保育研究調査及び研修等を行う相模原市保育士会に対して、その活動費用を助成する。 相模原市私立保育園長会補助金 私立保育園の園長会における各種活動（経営のあり方等の情報交換、研修、苦情処理の対応方法研究等）にたいして、その活動費用を助成する。 相模原保育室連絡協議会 相模原認定保育室の代表者が相互の情報交換や勉強会を実施するための活動費用を助成する。</p> <p>【参考】 - 間での対象団体数 各 1 補助予定額 260千円 255千円 144千円 36千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 - 間での対象団体数 0</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 - 間での対象団体数 0</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 - 間での対象団体数 0</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 - 間での対象団体数 0</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	入所児童災害見舞金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市児童生徒災害見舞金条例	城山町立学校等災害見舞金支給条例、城山町立学校等災害見舞金支給条例施行規則			
歳出予算額（平成16年度）	50千円	30千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保育所等の管理下における入所児童の負傷、疾病、身体障害又は死亡につき災害見舞金を給付する。</p> <p>【内容】 医療見舞金 1～36万円 障害見舞金 10～200万円 死亡見舞金 200万円 特別見舞金 20万円以内 歯科見舞金 歯1本につき、5万円</p> <p>【参考】 偶発性が高い給付のため、特にありません。 （平成15年度決算金額 104千円）</p> <p>*上記のほか、独立法人日本スポーツ振興センターからの災害共済見舞金があります。</p>	<p>【目的】 保育所等の管理下における入所児童の負傷、疾病、身体障害又は死亡につき災害見舞金を給付する。</p> <p>【内容】 医療見舞金 1～35万円 障害見舞金 5～100万円 弔慰見舞金 100万円</p> <p>【参考】 偶発性が高い給付のため、特にありません。 （平成15年度決算金額 0千円）</p> <p>*上記のほか、独立法人日本スポーツ振興センターからの災害共済見舞金があります。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 件数 15件（スポーツ振興センターへの請求）</p>	<p>独立法人日本スポーツ振興センター、災害共済に加入</p>	<p>独立法人日本スポーツ振興センター、災害共済に加入</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	民間保育所入所児童保育委託		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	保育課 ・市保育所入所児童委託費交付要綱・ ・市保育所運営委託料交付要綱・ ・障害児保育推進事業委託料交付要綱・ ・市開所時間延長促進事業等委託料交付要綱・	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
歳出予算額（平成16年度）	4,976,053千円				
歳入予算額（平成16年度）	2,184,298千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】 保育所入所児童保育委託 相模原市が児童福祉法第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合の、保育の実施に要する費用につき、第45条の最低基準を維持するために要する費用を民間保育所に委託料として支出する。 保育所運営助成 保育所における児童及び職員の処遇向上を図るため、運営費の一部を民間保育所に対して助成する。 障害児保育推進事業委託 障害児の処遇向上を図るため、障害児を受け入れている民間保育所に、保育士の加配等に対して助成する。 開所時間延長推進事業委託 開所時間を延長して保育需要への対応を図るため、11時間開所に伴う経費の一部を民間保育所に対して助成する。</p> <p>【参考】 対象：民間保育所 38施設（内分園2施設） 事業経費3,678,303千円 対象：民間保育所 38施設（内分園2施設） 事業経費1,067,423千円 対象：障害児を受入している民間保育所（対象障害児：年間延べ600人）事業経費64,148千円 対象：民間保育所 38施設（内分園2施設） 事業経費166,179千円</p>	<p>該当なし</p> <p>* 城山町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採暖費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。</p> <p>【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>* 津久井町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採暖費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。</p> <p>【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>* 相模湖町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採暖費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。</p> <p>【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>* 藤野町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採暖費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。</p> <p>【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	民間保育所助成費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・市乳児保育推進事業委託料交付要綱 ・市民間保育所施設整備費補助金交付要綱 ・市民間保育所借入償還金補助金交付要綱 ・市民間保育所土地賃借料補助金交付要綱 ・市分園設置運営補助要綱 ・市内民間保育所運営資金貸付金貸付要綱他 				
歳出予算額（平成16年度）	609,584千円				
歳入予算額（平成16年度）	282,396千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】 民間保育所が行う特別保育拡充、施設整備等の、運営費の一部の補助を行う。具体的には次の13項目。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児保育促進事業補助金 特別保育科目設定事業補助金 施設整備費補助金 借入償還金補助金 土地賃借料補助金 分園施設賃借料補助金 分園運営費補助金 運営資金貸付金 一時保育促進事業補助金 時間延長型保育事業補助金 休日保育推進事業補助金 病後児保育事業 産休等代替職員雇用費補助金 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：16施設 事業費36,596千円 対象：3 5施設 事業費10,100千円 対象：2施設 事業費284,751千円 対象：19施設 事業費46,934千円 対象：9施設 事業費6,561千円 対象：2施設 事業費12,215千円 対象：2施設 事業費2,400千円 対象：民間保育所職員の期末勤働手当支給の不足時 事業費25,000千円 対象：2 5施設 事業費62,919千円 対象：36施設 事業費94,975千円 対象：3施設 事業費2,882千円 対象：1施設 事業費13,645千円 対象：産休等代替職員を雇用する民間保育所 単価6,120円 延べ人数1,733人 	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	家庭保育福祉員委託事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市家庭保育福祉員に関する規則	城山町家庭保育福祉員に関する規則	津久井町家庭保育福祉員に関する規則		
歳出予算額（平成16年度）	6,680千円	2,100千円	235千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	709千円	236千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童（3歳児未満）を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。</p> <p>【内容】 次の9項目を委託。 保育単価基本分 児童1人あたり@87,070円 給食助成費 児童1人あたり@ 8,200円 光熱水費 児童1人あたり@ 400円 長時間保育費 月 5,500円 採暖費（10～3月） 月 2,500円 代替雇用助成費 福祉員1人あたり 月26,040円 健康診断助成費 7,680円 委託特別調整費 42,240円 保育奨励金 26,000円</p> <p>【参考】 家庭保育福祉員数 2名 委託（入所）児童数 5名</p>	<p>【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童（3歳児未満）を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。</p> <p>【内容】 2歳未満児1名（12ヶ月）の保育を2名の家庭保育福祉員に委託 <歳出> 委託料 85,000円×12ヶ月×2人=2,040,000円 保育奨励費 30,000円×2人= 60,000円 合計 2,010,000円</p> <p>【特定財源】<歳入> 家庭保育福祉事業費補助金 225,000円 家庭保育福祉事業負担金 484,000円</p> <p>【参考】 家庭保育福祉員数 2名 委託（入所）児童数 2名</p>	<p>【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童（2歳児未満）を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。</p> <p>【内容】 今年度申請なし <歳出> 委託料 1歳以下56,000円 2歳 51,000円 保育奨励費 26,000円 （6ヶ月以上の受託者）</p> <p>【特定財源】<歳入> 家庭保育福祉事業負担金 236,000円</p> <p>【参考】 家庭保育福祉員数 1名 年間6ヶ月 委託（入所）児童数 1名 年間6ヶ月</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	保育所施設整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	112,610千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保育環境の改善を図るため公立保育所の4歳以上の保育室及び安全な給食のために調理室への冷房設備を設置する。並びに相模原保育園の老朽化等に伴う施設整備を行う。</p> <p>【内容】 冷房設備設置関係 平成16年度冷房設置工事対象園：4園 平成17年度冷房設置工事対象園：2園 （平成17年度で冷房設置工事は終了予定） 相模原保育園改修関係 仮設園舎土地賃借、仮設園舎建設（リース）、平成17年度以降改修工事予定。</p> <p>【参考】 今後の大規模な公立保育園施設整備予定 田名保育園 平成18年度建設、平成19年度現園舎解体（現在の園舎から別の敷地へ移設となる）。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 待機児童解消のための保育室等の増築（改築）、老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事務事業化には至っていない。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事業化には至っていない。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事務事業化には至っていない。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事務事業化には至っていない。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	公立保育所民営化推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市公立保育所活性化・民間移管計画				
歳出予算額（平成16年度）	28,262千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 多様化する保育ニーズへの対応、民営化により生じる人材の有効活用、限られた財源の有効活用を図るため、現在の公立保育所の一部を、設置主体運営主体ともに民間に移管を行う。 (民設民営)</p> <p>【内容】 市立橋本保育園の仮設園舎での保育開始、旧園舎の除却、運営法人による新園舎建設、引継ぎ保育平成17年4月1日から法人の運営による新保育園開園予定。 民営化によって、定員の拡充及び特別保育の充実化も行う。</p> <p>【参考】 今後の民営化予定 平成20年度 南大野保育園 平成21年度 文京保育園 平成22年度 古淵保育園 以上3園</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	保育所の設置認可等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	保育課 相模原市民間保育所設置認可等事務取扱要綱	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 認可を行おうとする法人（若しくは個人）との事前協議 児童福祉審議会への報告 施設認可、変更認可に係る指導</p> <p>【参考】1 平成15年度認可実績 1園（平成16年4月1日付で分園から認可保育所へ） 当該保育所の施設整備とあわせて2名の担当職員で行っている。認可の件数や内容によって事務量は異なってくるため、一概に当該事務の必要人員は確定できないが、書類の数量も多く事前協議等に時間がかかるため、最低1名の人員は必要と思われる。</p> <p>【参考】2 平成16年4月1日現在 保育所一覧 ・公立保育園 18園（添付ファイル参照） ・民間保育園 36園（内2園に分園あり） ・認可外保育園 60園（内19園は認定保育室） 認定保育室 一定以上の基準に達している認可外保育施設に対して助成費を交付。 公立・民間保育園定員 6,298人 内 公立 2,360人 民間3,938人 入所児童数 6,513人 内 公立 2,418人 民間4,095人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 神奈川県で行なっている事務事業である。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】1 神奈川県で行なっている事務事業である。</p> <p>【参考】2 平成16年4月1日現在 保育所一覧 ・公立保育所 5園 ・認可外保育園 2園（公立）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 神奈川県で行なっている事務事業である。</p> <p>【参考】2 平成16年4月1日現在 保育所一覧 ・公立保育所 1カ所</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】1 神奈川県で行なっている事務事業である。</p> <p>【参考】2 平成16年4月1日現在 保育所一覧 ・公立保育所 1カ所</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	老人福祉法に規定する福祉の措置		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な助案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。 相模原福祉事務所 34名 南福祉事務所 38名 合計72名</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 やむを得ない事由（家族からの虐待を受けているないし痴呆等の理由により意思決定できずかつ代理する家族等が不在）により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所困難な場合に決定をする。</p> <p>【方法】 本人の状況を勘案し、入所指針に基づいて随時福祉事務所が決定する。 現在相模原福祉事務所・南福祉事務所とも 0件</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な助案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。</p> <p style="text-align: center;">該当者 なし</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 やむを得ない事由（家族からの虐待を受けているないし痴呆等の理由により意思決定できずかつ代理する家族等が不在）により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所困難な場合に決定をする。</p> <p style="text-align: center;">該当者なし</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な助案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。 該当者：4名</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 やむを得ない事由（家族からの虐待を受けているないし痴呆等の理由により意思決定できずかつ代理する家族等が不在）により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所困難な場合に決定をする。</p> <p style="text-align: center;">該当なし</p> <p>【方法】 本人の状況を勘案し、入所指針に基づいて随時決定する。 現在 0件*</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な助案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。 該当者：2名</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置 (該当事業なし)</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な助案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置 (該当事業なし)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	児童福祉法に規定する福祉の措置及び保育の実施		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法・ ・第22条（助産の実施）・ ・第23条（母子保護の実施）・ ・第24条（保育の実施）・ ・第25条の2（事務所長の採るべき措置）	児童福祉法・ ・第24条（保育の実施）	児童福祉法・ ・第24条（保育の実施）・	児童福祉法・ ・第24条（保育の実施）	児童福祉法・ ・第24条（保育の実施）
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。 平成16年4月1日現在、認可保育所54園（私立36園、公立18園）、定員6,298人、入所児童数6,513人（内障害児73人、管外委託児173人） ・新規入所申込者（4月1日入所希望者）の受付 平成16年度新規入所申込児童1,982人、入所児童1,386人</p> <p>・年度途中入所申込者の受付 15年度途中申込児童1,872人、内入所児童828人</p> <p>・在園児の継続面接 平成16年度対象児童5,499人</p> <p>・年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務 助産の実施 保健上必要があるにもかかわらず経済的理由等により入院助産ができない妊婦に対し申請により実施する。 市内3施設（総合相模更生病院、のぞみ助産院、国立相模原病院）15年度実施件数29件 母子保護の実施 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子がその配偶者の監護すべき児童に福祉が欠ける場合に申請により実施する。 15年度は県外の3施設へ3家族実施。 福祉事務所長の採るべき措置 必要に応じて措置を採る。</p> <p>【事務手順】 保育の実施 ・新規申込受付は市内各保育所（54園）で行なう。市報で周知する。 ・年度途中の申し込みは、随時福祉事務所で行なう。入所日は毎月1日（緊急入所は随時） ・継続面接は市内各保育所（54園）で行なう。 助産の実施 母子保護の実施 実情調査後実施の可否決定。</p>	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。</p> <p>平成16年4月1日現在、 公立7園<内町立2園> 139人 私立13園) 26人</p> <p>町立2園 定員150人 入所児童数140人(内受託 12人)</p> <p>新規入所申込者（4月1日入所希望者）の受付 平成16年度新規入所申込児童54人 内入所児童32人</p> <p>その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり</p> <p>・ ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。</p> <p>平成16年4月1日現在、 公立9園<内町立5園> 249人 私立4園) 5人</p> <p>町立5園 定員379人 入所児童数254人(内受託27人、障害児2人)</p> <p>認可外町立保育園2園 定員115人 入所児童55人(うち受託1人)</p> <p>新規入所申込者（4月1日入所希望者）の受付 平成16年度保育所新規入所申込児童68人 内入所児童68人(他児童保育園19人)</p> <p>その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり</p> <p>・ ・ については、津久井保健福祉事務所において実施事務手順】 保育の実施 ・新規申込受付は市内各保育所（7園）、児童福祉課で行なう。町広報で周知する。 ・年度途中の申し込みは、児童福祉課で受付。入所日は毎月1日（緊急入所は随時）</p>	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。</p> <p>平成16年4月1日現在、 公立3園 定員180人 入所児童数53人(内受託 3人)</p> <p>その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり</p> <p>・ ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。</p> <p>平成16年4月1日現在、 公立1園 定員60人 入所児童数59人(内受託 1人)</p> <p>その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり</p> <p>・ ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	母子及び寡婦福祉法に規定する福祉の措置		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・ ・第9条（福祉事務所）・ ・第13条（母子福祉資金の貸付け）・ ・第17条（居宅等における日常生活支援）・ ・第31条（母子家庭自立支援給付金）				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】 母子父子家庭及び寡婦の相談、指導、調査、業務の実施 母子父子家庭及び寡婦からの相談に応じその福祉に関し必要な業務を行う。母子自立支援員が業務を行う。</p> <p>母子寡婦福祉資金の貸し付け 経済的な自立助成と生活意欲の助長と扶養している児童の福祉増進のため資金の貸し出申請の受付を行う。 ・母子寡婦福祉資金（事業開始資金他12資金） ・母子福祉資金等利子補給</p> <p>日常生活支援事業実施 母子父子寡婦家庭等で日常生活に支障をきたしている家庭への家事援助等について家庭生活支援員の派遣申請の受付を行う。</p> <p>自立支援教育訓練給付金の給付 雇用保険制度の教育訓練給付指定講座など受講した場合、母子家庭の母の自立促進を図るために給付金支給の申請受付を行う。</p> <p>高等技能訓練促進費の支給 母子家庭の母が看護師などの資格を取得するために養成校へ通う場合の促進費支給の申請受付を行う。</p> <p>【事務手順】 は、母子自立支援員が申請受付、子育て支援課が審査、決定し通知発送。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員が配置されている。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員が配置されている</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所で実施</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所で実施</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	身体障害者福祉法に規定する福祉の措置	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法 障害者生活訓練コミュニケーション支援事業(国) 障害者のおかるい暮らし促進事業(国) 身体障害者自立支援事業(国) 市障害者手帳交付診断助成事業・市身体障害者補装具費等事故負担金補給要綱外	身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>身体障害者手帳交付事務 【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 相模原福祉 7,953人 南福祉 4,975人 合計 12,928人</p> <p>更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。 天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等(限度額10万円)</p>	<p>身体障害者手帳交付事務 【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 78人</p> <p>更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。 天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等(限度額10万円)</p>	<p>身体障害者手帳交付事務 【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 95人</p> <p>更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。 天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等(限度額10万円)</p>	<p>身体障害者手帳交付事務 【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 78人</p> <p>更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。 天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等(限度額10万円)</p>	<p>身体障害者手帳交付事務 【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 78人</p> <p>更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。 天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等(限度額10万円)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	身体障害者福祉法に規定する福祉の措置		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 自動車運転免許取得助成 指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。 自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p> <p>身体障害者自立支援事業「ケア付住宅」</p> <p>【目的】 身辺の介護や生活への援助を必要とする重度の身体障害者が自立するための支援を行う。</p> <p>【内容】 申請に基づいて入居の決定を行う。（常時医療ケアの必要な者は利用できない）</p>	<p>自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 自動車運転免許取得助成 指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。 自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p>	<p>自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 自動車運転免許取得助成 指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。 自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p>		<p>自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 自動車運転免許取得助成 指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。 自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
10	知的障害者福祉法に規定する福祉の措置	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法、 知的障害者福祉法施行細則	知的障害者福祉法、 知的障害者福祉法施行細則	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司または社会福祉主事に指導させる。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p style="margin-left: 20px;">相模原福祉 1,531人 南福祉 846人 合 計 2,377人</p> <p>【方法】 申請に基づき、児童相談所・更生相談所に判定依頼を上げ、県の決定後交付する。</p> <p>知的障害者福祉ホーム 【目的】 低額料金で住居を求めている知的障害者に対し、居室その他の施設を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。</p> <p>【方法】 申請に基づいて決定する。</p>	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p>	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>平成15年度実績 新規 8件 更新 17件 再交付 5件</p> <p>【方法】 申請に基づき、児童相談所・更生相談所に判定依頼を上げ、県の決定後交付する。</p> <p>【参考】手帳所持者数 平成15年4月1日現在 128人 平成16年4月1日現在 133人</p> <p>知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p>	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p>	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	生活保護法に規定する保護の決定、実施その他生活保護法の施行に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	福祉推進課
根拠法令等	生活保護法		生活保護法		
歳出予算額（平成16年度）	10,085,559千円				
歳入予算額（平成16年度）	7547777千円				
【事務事業の内容】	<p>被保護世帯等（平成16年4月1日現在） 保護世帯 3,420世帯 保護人員 5,258世帯 保護率 8.47%</p> <p>15年度決算見込 ・扶助費 総額 8,550,698千円 医療扶助費の支払基金、介護扶助費の国保連 支払分を除いた金額は 4,614,206千円</p> <p>・国負担金 6,301,753千円 ・国補助金 8,757千円（生活保護適正実施 推進事業） ・生活保護費63条等返還金 52,683千円</p> <p>法外援護 ・小・中学校入学時 @5,000円 ・保育所入所児童 @5,000円 （4月1日現在の入所児童） ・臨時的援護 住宅整理費・行路人旅費等 （住宅整理費 現物給付 行路人旅費等 現物給付又は金銭給付） ・行路人医療費等援護 現物給付</p> <p>実施体制 ・福祉事務所 2箇所 ・中核市に係る本課事務は、地域福祉課</p>	<p>該当なし</p> <p>* 津久井保健福祉事務所にて実施。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所で実施</p> <p>【参考】 被保護世帯等（平成16年4月1日現在） 保護世帯 80世帯 保護人員 131人 保護率 4.48%</p>	<p>該当なし（津久井保健福祉事務所対応）</p>	<p>該当なし</p> <p>* 津久井保健福祉事務所にて実施。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	婦人保護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	政策秘書課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・売春防止法第35条（婦人相談員） ・厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業実施要領」 ・DV法第2条（地方公共団体の責務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV法第2条（地方公共団体の責務） 			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 配偶者等から暴力を受けている女性の保護及び要保護女性の転落への未然防止と更生を図る。</p> <p>【内容】 売春防止法適用要保護女性の保護</p> <p style="padding-left: 20px;">DV法適用要保護女性の保護</p> <p>【事務手順】 ・婦人相談員が相談内容を聴取し要保護女性（売春防止法適用要保護女性かDV法適用要保護女性か判別）を決定。 ・売防法適用要保護女性は県立女性相談所へ保護依頼。 ・DV法適用要保護女性は県配偶者暴力相談センターへ保護依頼。 ・県において、要保護決定後、一時保護所（シェルター）へ要保護女性を送致。</p>	<p>【目的】 配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。</p> <p>【内容】 売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施ため該当なし。</p> <p style="padding-left: 20px;">DV法適用要保護女性の保護 15年度0件</p> <p>【事務手順】 ・DV相談の実施 ・DV法適用要保護女性は県配偶者暴力相談センターへ保護依頼 ・県において、要保護決定後、一時保護所（シェルター）へ要保護女性を送致</p> <p>【平成16年度予算】 一時保護費 65千円</p>	<p>該当なし</p> <p>《DV法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画政策室 【目的】 * 配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。 平成15年度実績 0件 * DV法第2条（地方公共団体の責務）</p> <p>【平成16年度予算】 一時保護費 130千円</p> <p>* 男女参画事業調書にて資料あり。</p> <p>売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。</p>	<p>該当なし</p> <p>参考 《DV法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画財政課 【目的】 * 配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。 平成15年度実績 0件 * DV法第2条（地方公共団体の責務）</p> <p>【平成16年度予算】 一時保護費 65千円</p> <p>* 男女参画事業調書にて資料あり。</p> <p>売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。</p> <p>該当なし（津久井保健福祉事務所で実施）</p>	<p>該当なし</p> <p>《DV法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画課 【目的】 * 配偶者等から暴力を受けている女性で緊急のある方の保護を図る。 平成15年度実績 0件 * DV法第2条（地方公共団体の責務）</p> <p>【平成16年度予算】 一時保護費 65千円</p> <p>* 男女参画事業調書にて資料あり。</p> <p>売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	老人福祉施設入所者費用の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p>	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p>	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p>	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p>	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	児童福祉施設入所者費用の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	・児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)	・児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)	・児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)・	・児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)・	・児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)・
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。 16年4月1日対象児童(管外受託児除く)6340件。 助産施設 「助産の実施に係る費用徴収基準表」により決定する。 母子生活支援施設 「母子保護の実施に係る費用徴収基準表」により決定する。</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき計算する。 ・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更(保育料変更)を行う。</p> <p>は入所者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し決定。</p>	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。 16年4月1日対象児童(管外受託児除く)165名。 ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき計算する。 ・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更(保育料変更)を行う。 ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。 16年4月1日対象児童(管外受託児除く)254名。 ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき計算する。 ・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更(保育料変更)を行う。 ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。 16年4月1日対象児童(管外受託児除く)47名。 ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき計算する。 ・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更(保育料変更)を行う。 ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。 16年4月1日対象児童(管外受託児除く)66名。 ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき計算する。 ・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更(保育料変更)を行う。 ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	障害者に対する居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・身体障害者福祉法施行細則・知的障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・身体障害者福祉法施行細則・知的障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・身体障害者福祉法施行細則・知的障害者福祉法施行細則
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通所</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p>	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通所</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p>	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通所</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p>	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通所</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p>	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通所</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	身体障害者更生援護施設入所者費用の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	知的障害者援護施設入所者費用の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	特別児童扶養手当の認定請求事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、市の窓口に必要な書類を添えて申請し、市は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級（重度）月額50,900円 2級（中度）月額33,900円</p>	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、福祉推進課窓口に必要書類を添えて申請し、町は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級（重度）月額50,900円 2級（中度）月額33,900円</p>	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、児童福祉課窓口に必要書類を添えて申請し、町は県に提出、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級（重度）月額50,900円 2級（中度）月額33,900円</p>	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、こども課窓口に必要書類を添えて申請し、町は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級（重度）月額50,900円 2級（中度）月額33,900円</p>	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、健康福祉課窓口に必要書類を添えて申請し、町は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級（重度）月額50,900円 2級（中度）月額33,900円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	障害児福祉手当、特別障害者手当等の決定	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>特別障害者手当</p> <p>【目的】 20歳以上であって政令で定める程度の障害の状態にあるため日常生活うえにおいて常時特別の介護を必要とする在宅の重度の障害者に支給する。</p> <p>【内容】 障害の程度 政令に定められた基準表に基づく。 支給条件 法に定められた施設に 入所している場合また3ヶ月以上に入院している場合は支給されない。 支給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準額を超える場合、その年の8月から一年間支給しない。 支給額 1人につき月額26,620円（2月・5月・8月・11月支給）指定金融機関で支給する。</p> <p>障害児福祉手当</p> <p>【目的】 20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の障害者に支給する。</p> <p>【内容】 障害の程度 政令に定められた基準表に基づく。 支給要件 (1) 障害を支給事由とする各種給付制度で、定められたものに該当するときには給付しない。 (2) 児童福祉施設その他定める施設を利用している間は支給しない。 支給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準額を超える場合は支給しない。 支給額 1人につき月額14,480円（2月・5月・8月・11月支給）指定金融機関で支給する。</p>	<p>該当なし （津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管）</p>	<p>該当なし （津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管）</p>	<p>該当なし （津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管）</p>	<p>該当なし （津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	重度心身障害者等福祉手当の決定	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市重度心身障害者福祉手当条例				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 重度心身障害者等に対して、手当を支給することにより、重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象 重度 身体障害者手帳が1級・2級のものの・知能指数が35以下のもの・身体障害者手帳が3級でかつ知能指数50以下のもの 中度 身体障害者手帳が3級のものの・知能指数が40以下のもの・身体障害者手帳が4級でかつ知能指数50以下のもの。 支給要件 障害児福祉手当・特別障害者手当との併給はできない。 手当の額 重度 月額5,000円 中度 月額3,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	高齢者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課及び高齢者福祉課の主管に属するものを除く）の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市高齢者家事援助サービス事業実施要綱・相模原市高齢者住宅設備改善助成要綱・相模原市徘徊高齢者SOSネットワークシステム運営事業実施要綱・相模原市高齢者緊急一時入所事業実施要綱				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>家事援助サービス 【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p> <p>住宅設備改善費助成 【目的】 要介護度が自立で予防のため必要と認められた者に対して、手すりの取付や段差解消の工事費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 市民税が非課税または均等割のみ課税世帯が対象。助成限度額20万円。市民税非課税世帯は1割、均等割のみ課税世帯は5割を自己負担とする。</p> <p>徘徊高齢者等SOSネットワークシステム事前登録 【目的】 痴呆性高齢者等の行方がわからなくなった場合に、警察・交通機関・福祉関係機関等の協力により早期発見を支援する</p> <p>【内容】 事前に本人の状況・緊急連絡先等の情報を事前登録することで協力が可能となる。登録には1年以内に撮影した本人の写真が必要。</p> <p>緊急一時入所 【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護老人ホーム等に短期 間入所させ食事・入浴・着替え等必要な介護を行う。</p> <p>【内容】 食事代等の負担あり。</p>	<p>家事援助サービス 【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p> <p>緊急一時入所 【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護老人ホーム等に短期 間入所させ食事・入浴・着替え等必要な介護を行う。</p> <p>【内容】 食事代等の負担あり。</p>	<p>家事援助サービス 【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p> <p>徘徊高齢者等SOSネットワークシステム事前登録 【目的】 痴呆性高齢者等の行方がわからなくなった場合に、警察・交通機関・福祉関係機関等の協力により早期発見を支援する</p> <p>【内容】 事前に本人の状況・緊急連絡先等の情報を事前登録することで協力が可能となる。登録には1年以内に撮影した本人の写真が必要。</p> <p>緊急一時入所 【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護老人ホーム等に短期 間入所させ食事・入浴・着替え等必要な介護を行う。</p> <p>【内容】 食事代等の負担あり。</p>	<p>家事援助サービス 【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p>	<p>家事援助サービス 【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	障害者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課及び障害福祉課の主管に属するものを除く）の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課・高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	市障害者在宅福祉サービス総合利用登録実施要綱 市手話通訳者設置等要綱 市要約筆記者・設置等事業実施要綱 市在宅重度障害者福祉タクシー利用助成要綱 市身体障害者自動車燃料費助成要綱 市障害者施設通所交通費助成金支給要綱 市障害児等宿泊費助成事業				
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>【目的】 在宅福祉サービスを進める上で登録することにより複合的な利用を可能とする。</p> <p>【内容】 登録により寝具消毒乾燥・訪問入浴サービス・給食サービス・緊急通報サービスの利用を速やかに開始する。介護保険対象者は介護保険優先とする。</p> <p>寝具消毒乾燥</p> <p>【目的】 ねたきりの重度障害者で自宅での寝具乾燥困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 寝具の消毒乾燥を年6回業者委託して実施する。</p> <p>訪問入浴サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週1回、移動入浴車が家庭を巡回訪問して入浴介助を行う。</p> <p>給食サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で1人暮らしで自分で食事の支度をする事が困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週4回調理した夕食を自宅に直接届ける。（1食400円）</p> <p>緊急通報サービス</p> <p>【目的】 1人暮らしの重度の障害者に対して急病等の緊急時に自動的に119番通報する装置を提供する。</p> <p>【内容】 在宅の緊急時に簡易な操作で緊急通報が可能な装置を設置する。またかかりつけ病院や病歴を登録することで迅速・的確な対応が可能となる。</p> <p>SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>【目的】 徘徊の見られる知的障害者が行方不明時に警察等関係機関の協力を要請し発見を支援する。</p>	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>該当なし</p> <p>寝具消毒乾燥</p> <p>該当なし</p> <p>訪問入浴サービス</p> <p>該当なし</p> <p>給食サービス</p> <p>事務事業番号D-6-22に記載</p> <p>緊急通報サービス</p> <p>事務事業番号D-6-37に記載</p> <p>SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>該当なし</p> <p>手話・要約筆記通訳者の派遣</p> <p>事務事業番号D-10-18に記載</p> <p>宿泊施設利用料の助成</p> <p>該当なし</p> <p>施設通所交通費助成</p> <p>福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成</p>	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>【目的】 在宅福祉サービスを進める上で登録することにより複合的な利用を可能とする。</p> <p>【内容】 登録により入浴サービス・給食サービス・緊急通報サービスの利用を速やかに開始する。介護保険対象者は介護保険優先とする。</p> <p>寝具消毒乾燥</p> <p>【目的】 ねたきりの重度障害者で自宅での寝具乾燥困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 寝具の消毒乾燥を年1回業者委託して実施する。</p> <p>入浴サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週1回、移動入浴車が家庭を巡回訪問、又は福祉施設にて入浴介助を行う。</p> <p>給食サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で1人暮らしで自分で食事の支度をする事が困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週4回調理した昼食を自宅に直接届ける。（1食400円）</p> <p>緊急通報サービス</p> <p>【目的】 1人暮らしの重度の障害者に対して急病等の緊急時に委託業者通報する装置を提供する。</p> <p>【内容】 在宅の緊急時に簡易な操作で緊急通報が可能な装置を設置する。またかかりつけ病院や病歴を登録することで迅速・的確な対応が可能となる。</p> <p>SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>【目的】 徘徊の見られる知的障害者が行方不明時に警察等関係機関の協力を要請し発見を支援する。</p> <p>【内容】 本人の情報を事前登録し、行方不明時に警察その他関係機関に連絡、早期発見につなげる。</p>	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>該当なし</p> <p>寝具消毒乾燥</p> <p>該当なし</p> <p>訪問入浴サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週1回、移動入浴車が家庭を巡回訪問して入浴介助を行う。</p> <p>給食サービス</p> <p>該当なし</p> <p>緊急通報サービス</p> <p>事務事業番号D-6-37に記載</p> <p>SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>該当なし</p> <p>手話・要約筆記通訳者の派遣</p> <p>該当なし</p> <p>宿泊施設利用料の助成</p> <p>施設通所交通費助成</p>	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>該当なし</p> <p>寝具消毒乾燥</p> <p>該当なし</p> <p>訪問入浴サービス</p> <p>該当なし</p> <p>給食サービス</p> <p>緊急通報サービス</p> <p>SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>該当なし</p> <p>手話・要約筆記通訳者の派遣</p> <p>該当なし</p> <p>施設通所交通費助成</p> <p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	障害者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課及び障害福祉課の主管に属するものを除く）の決定	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【内容】 本人の情報を事前登録し、行方不明時に警察 その他関係機関に連絡、早期発見につなげる。 手話・要約筆記通訳者の派遣</p> <p>【目的】 聴覚障害者の相談・通院等の用務や公的事业 への参加場面等に通訳者を派遣する。</p> <p>【内容】 本人・福祉団体等の申請に基づき、市に登録 されている通訳者を派遣する。 宿泊施設利用料の助成</p> <p>【目的】 障害児者が宿泊施設を利用した際の宿泊費の 一部を助成する。</p> <p>【内容】 障害児者一名に対して介護者一名まで一泊の み各3000円の助成を行う。1人につき年一回 の利用を限度とする。 施設通所交通費助成</p> <p>【目的】 障害者が市内の知的・身障・精神の通所施設 に通所する際にかかる交通費の一部を助成す る。</p> <p>【内容】 申請により路線バス・鉄道の通所負担額の二 分の一について助成を行う。 福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成</p> <p>【目的】 在宅障害者の外出・社会参加等の促進を 図る。</p> <p>【内容】 対象は身体障害者1-2級・療育手帳A1・A2所 持者、タクシーの助成と自動車燃料費の助成 のどちらかを選択する。いずれもチケットと なる。</p>		<p>手話・要約筆記通訳者の派遣 該当なし 宿泊施設利用料の助成 該当なし 施設通所交通費助成</p> <p>【目的】 障害者が町内の地域作業所、又は郡内の精神障 害者地域作業所へ通所する際にかかる交通費の一 部を助成する。</p> <p>【内容】 申請により路線バス・鉄道の通所負担額の二分 の一について助成を行う。 福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成 該当なし</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	母子・父子相談、女性相談、家庭児童相談その他福祉相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第18条の2（福祉事務所の業務）・ ・母子及び寡婦福祉法第8条2項（母子自立支援員業務）・ ・DV法第4条（婦人相談員の相談）・ ・売春防止法第35条（婦人相談員）・ ・児童虐待防止法第6条（児童虐待に係る通告） 				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子、父子、寡婦、妊産婦、児童の保護者、女性等から福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供及び指導等を行う。通告については必要な状況把握を行い関係機関と連絡調整を行い必要な措置をとる。</p> <p>【内容】 母子自立支援員は、母子・父子家庭の生活に係る相談に応じる。</p> <p>婦人相談員は、夫婦や家庭の問題など女性の悩みごと、DVなどの相談に応じる。</p> <p>家庭児童相談員は、乳幼児や学齢期の児童全般的な相談に応じる。15年度相談件数850件。</p> <p>社会福祉主事は、保育所入所に関する相談、児童虐待の通告、その他児童に関する相談や実情把握、調査などを行う。</p> <p>【事務手順】 ・相談員は保健福祉総合相談課において相談に応じる。</p> <p>・母子自立支援員（4名） 月～金、9：00～17：00。</p> <p>・婦人相談員（4名） 月～金、9：00～17：00。</p> <p>・家庭保育福祉員（2名） 月～金、9：00～17：00</p> <p>・相談員の相談業務以外については、福祉事務所窓口で社会福祉主事が相談・通告等に応じる。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所において、母子自立相談員・家庭児童相談員を配置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>* 津久井保健福祉事務所で実施</p>	<p>該当なし（津久井保健福祉事務所で実施）</p>	<p>該当なし（津久井保健福祉事務所で実施）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	陽光園管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	陽光園	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉施設最低基準、知的障害者支援施設の設備及び運営に関する基準、相模原市立療育センター条例及び同施行規則、相模原市障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱 他	城山町在宅心身障害児等生活訓練会実施要綱	津久井町在宅心身障害児生活訓練会実施要綱	児童福祉法・心身障害児通園事業バンドこあら教室運営規定・相模湖町児童虐待ネットワーク運営要綱 等	藤野町在宅心身障害児生活訓練会実施要綱
歳出予算額(平成16年度)	125,854千円	3,255千円	1,909千円	8,663千円	4,355千円
歳入予算額(平成16年度)	150,716千円	1,433千円	622千円	6,071千円	293千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1. 療育相談室 障害に関する相談、判定、機能訓練等及び児童福祉法第6条の2第8項に規程する児童デイサービス事業(旧障害児通園事業)を行うとともに、療育に必要な指導及び助言を行う。 なお、相談等について、従来は児童のみを対象としていたが、平成16年度からは対象を広げ、障害児(者)地域療育等支援事業(中核市事務)として実施している。 対象 在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児 等 児童デイサービス事業は児童のみ 相談等件数(H15実績) ・初回相談 195件 ・経過相談 175件 ・医療相談 157件 ・巡回訪問 199件 ・機能訓練 223件 他 障害児(者)地域療育等支援事業相談件数 168件(H16.4月～6月末) 児童デイサービス事業 ア 保育グループ(9グループ) 1グループ定員 8人 イ 心理グループ(12グループ) 1グループ定員 6人 ・療育時間 1時間30分(1日3、4グループ) ・契約児童数 76人(H16.4.1現在) ・利用児童数 延べ1,834人(H15実績) ・療育日数 197日 歳入【特定財源】 療育センター使用料(児童デイサービス分) H16予算額 892千円 心身障害児(者)福祉対策費補助金(国庫) H16予算額 2,362千円 支援費総額から を引いた金額の1/2 2. 第一陽光園(定員50人) 児童福祉法第43条の規定により、就学前の知的障害の児童を通園させ保護するとともに、自立自活に必要な知識技能を与える。 対象 児童相談所により措置された知的障害児措置児童数(H15実績)</p>	<p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1. 療育相談室に相当する事業 生活訓練会(月・水・金) 在宅心身障害児等に対する基本的な生活訓練及び指導並びに保護者に対する障害児等への正しい理解及び養育指導を行う 療育時間(月・金)10:00～12:00 (水) 10:00～12:00 及び [14:00～16:00] []は幼稚園・保育園通園児が対象 H15実績 対象児童数 10人 年間延べ166回、延べ443人 肢体生活訓練会(火) 肢体にハンディのあるお子さんに、基本的な動作能力の機能回復訓練や生活習慣を身につけさせるための教室 療育時間 10:00～12:00 H15実績 対象児童数 6人 年間延べ54回、延べ87人 機能訓練会(第1・3土) 身体に障害のあるお子さんの基本的な動作能力の機能回復訓練や生活習慣を身につけるための訓練会 療育時間 14:00～17:00 H15実績 対象児童数 10人 年間延べ24回、延べ139人 療育相談(年2回実施) H15実績 1回当り4、5人程度 【歳入(特定財源)】 ・在宅障害者福祉対策推進事業補助金 1,433千円(県補助金:補助対象事業費×1/2) 【負担金】85千円 ・4町合同訓練会負担金 他2件 2. 第一陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業 該当なし 3. 第二陽光園(肢体不自由児通園施設)に相当する事業 該当なし 4. 第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する施設 該当なし</p>	<p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1. 療育相談室に相当する事業 療育に必要な指導及び助言を行い、発達の促進を図る。 個々の障害に応じた運動の機能訓練を行う。 利用者の地域での生活の自立に向けた支援を行う。 療育相談(H15実績) ・初回相談 22件 ・医療相談 43件 ・評価会議 3回 ・経過相談 35件 生活訓練会(毎週月・水・木) 療育時間 9:30～12:00 H15実績 対象児童数 12人(年平均) 年間延べ118回、延べ662人 肢体不自由児訓練会(毎週金) 療育時間 9:30～12:00 H15実績 対象児童数 2.5人(年平均) 年間延べ47回、延べ96人 機能訓練会(毎月1回第3土) 療育時間 9:30～12:00 H15実績 対象児童数 7人 年間延べ13回、延べ39人 【歳入(特定財源)】 ・在宅障害者福祉対策推進事業補助金 622千円(県補助金:補助対象事業費×1/2) 【負担金】92千円 ・4町合同訓練会負担金 他1件 2. 第一陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業 該当なし 3. 第二陽光園(肢体不自由児通園施設)に相当する事業 該当なし 4. 第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する事業 該当なし 【参考】 実施場所 ・生活訓練会</p>	<p>【目的】 障害のある児童及び障害が懸念される児童の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1. 療育相談室に相当する事業 通園療育事業(児童デイサービス事業) 児童福祉法第6条の2第8項に規定する児童デイサービス事業を行うとともに、療育に必要な指導及び助言を行う。身辺自立・発達の促進を目的とした指導を行う。 対象 在宅の重症心身障害児、知的障害児、身体障害児、視聴覚障害児、情緒的な問題を抱える児童等。学齢児童の利用検討中 形態 ア 児童単独通園クラス(バンド) *食事指導あり(弁当) ・療育時間 10:00～14:00 イ 母子通園クラス(こあら) *食事指導あり(弁当) ・療育時間 10:00～13:00 件数 *利用定員 10人 ・契約児童数22人(H16.4.1現在) ・利用児童数 延べ1,274人(H15実績) ・療育日数 227日 相談事業 障害に関する相談、支援費支給決定に関する相談・判定・個別指導を行う。要望があれば、保育園、幼稚園、学校へ出向き相談を行う。併せて児童虐待ネットワークの実務を担う。 対象 原則として18歳未満の児童 *支援費に関わる相談・施設入所に関わる相談は通園事業卒園者に関しては、成人でも行うことがある。 件数(H15年度実績) ・療育相談(保育園、幼稚園、学校での相談を含む)335件 ・発達相談(月1回)24件 外来療育事業 通園事業登録児童(学齢児童)に関して、在籍機関と家庭との連携によって、児童の療育活動に対して必要な支援を行うとともに、</p>	<p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1. 療育相談室に相当する事業 生活訓練会(月・火・木) 在宅心身障害児等に対する基本的な生活訓練及び指導並びに保護者に対する障害児等の正しい理解及び養育指導を行う 療育時間 (月・木) 9:30～14:00 (火) 給食なし9:30～11:30 給食あり9:30～13:00 各2回 (火)は保育所にて実施 H15実績 対象児童数 15人 年間延べ143回、延べ738人 療育相談(年18回実施) H15実績 1回当り3.6人程度 【歳入(特定財源)】 ・在宅障害者福祉対策推進事業補助金 293千円(県補助金:補助対象事業費×1/2) 【負担金】125千円 ・4町合同訓練会負担金 他1件 2. 第一陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業 該当なし 3. 第二陽光園(肢体不自由児通園施設)に相当する事業 該当なし 4. 第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する施設 該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	陽光園管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>【事務事業の内容】</p>	<p>平均 48人 歳入【特定財源】 ・陽光園児童福祉費負担金(国1/2、県1/2) H16予算額 101,552千円 その他 ・送迎バスあり ・給食あり ・園内療育時間 10:00～15:00 3. 第二陽光園(定員40人) 児童福祉法第43条の3の規定により、就学前の肢体不自由のある児童を通園させ治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。 対象 児童相談所により措置された肢体不自由児措置児数(H15実績) 平均 19人 歳入【特定財源】 ・陽光園児童福祉費負担金(国1/2、県1/2) H16予算額 15,339千円 ・肢体不自由児診療報酬負担金 H16予算額 1,634千円 その他 ・診療所機能 ・送迎バスあり ・給食あり ・園内療育時間 10:00～15:00 4. 第三陽光園(定員30人) 知的障害者福祉法第21条の6の規定により、概ね18歳以上の知的障害者が通園し、日々の作業や社会体験活動、健康づくり等を利用者の特性に応じた形態で行うなど、生活の質の向上を目指した自立支援を図る。 対象 支援費制度に基づく契約者 契約者(利用者)数(H15実績) 平均 25人 歳入【特定財源】 療育センター使用料(第三陽光園分) H16予算額 0円 施設福祉対策費負担金(国庫) H16予算額 24,823千円 支援費総額からを引いた金額の1/2 その他 ・送迎なし ・給食あり ・利用時間 9:00～16:00 【負担金】 H16予算額 208千円 日本知的障害者福祉協会負担金 他8件 【運営費】 H16予算額 87,634千円 非常勤職員の賃金等の経費 42,810千円を含む 【施設維持管理費】 H16予算額 38,012千円 施設修繕等の維持補修費 7,360千円を含む 【参考】 建物の概要 ・鉄筋コンクリート造 2階建 3,289.78㎡ 所有車両 バス3台、ワゴン1台、バン1台、乗用1台 職員数 63人(所長 1を含む) 【総務班】担当課長 1、事務職 3、看護師 1、保健師 1、栄養士 1、理学療法士 3、作業療法士 2(1)、言語聴覚士 2(1)、調理作業員 3(1) 【療育相談室】室長 1、福祉指導員 3、社会福祉職 7(1)、保育士 2 【第一陽光園】園長 1、福祉指導員 1、社会福祉職 1、保育士 12(2) 【第二陽光園】園長 1、医師(1)、福祉指導員 1、社会福祉職 1、保育士 7(3) 【第三陽光園】園長 1、社会福祉職 6(3) ()書きは非常勤職員数で、63人には含まれていない。</p>	<p>【参考】 訓練会実施場所 城山町立保健福祉センターもみじ教室 職員数 非常勤保育士 2、事務職員(兼務) 1 理学療法士 1(年24回) 謝礼対応 療育相談講師 1 謝礼対応 その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度)</p>	<p>津久井保健センター機能訓練室 ・肢体不自由児訓練会 津久井保健センター指導室 ・機能訓練会 津久井保健センター機能訓練室 職員数 保育士 1、非常勤保育士 3 心理相談員 1(年16回) 謝礼対応 理学療法士 1(年13回) 謝礼対応 その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度) ・県津久井やまゆり園から心理相談員を派遣(年20回) ・県津久井保健福祉事務所から心理相談員を派遣(年12回)</p>	<p>家庭や保護者の会への支援を行う。 対象 通園事業卒園児童及び学校教育機関等で教育上配慮の必要な児童と認められた児童件数(H15年度実績) ・放課後支援20件 ・課外活動支援10回等 【歳入(特定財源)】(児童デイサービス) 利用料金(支援費受給者負担金) H16年度予算額586千円 心身障害児(者)福祉対策補助金(国庫) H16年度予算額3,657千円 * 支援費総額からを引いた金額の1/2 心身障害児(者)福祉対策補助金(県) H16年度予算額1,828千円 * 支援費総額からを引いた金額の1/4 【負担金】 108千円 ・4町合同訓練会負担金 他1件 2. 第一陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業 該当なし 3. 第二陽光園(肢体不自由児通園施設)に相当する事業 該当なし 4. 第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する事業 該当なし 【参考】 児童デイサービス実施場所 桂北小学校空き教室 職員数 園長 1(兼務)、事務職 1(兼務) 児童指導員兼療育相談指導員 1(臨時) 保育士(非常勤)3(週4日)・2(週3日) 心理士(月1回) 謝礼対応 その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度)</p>	<p>【参考】 訓練会実施場所 藤野町立町民センター多目的ホール 職員数 非常勤保育士 4、事務職員(兼務) 1 心理相談員2 謝礼対応 その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度)</p>

市 民 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	地域市民まつり助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	経済課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市地域市民まつり等助成金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	5,050千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 心のかよいあう明るいまちづくりを図るため、地域（原則として公民館区域とする）における市民まつりの開催を推進することを目的とする。</p> <p>【対象】 ふるさとづくりを目的とした地域市民まつり事業及びこれに類する事業。</p> <p>【助成を受ける団体】 助成事業を実施するために地域の人々によって構成された団体。 その他、市長が認めた団体。</p> <p>【助成額の内訳】 H16年度 1地区@ 250,000円 × 17地区 @ 400,000円 × 2地区（2公民館区） 計 5,050,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	ふれあい広場事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課・生涯学習課	環境課	総務課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市立ふれあい広場条例・ 相模原市立ふれあい広場施行規則・ 相模原市立ふれあい広場要綱・ 相模原市立ふれあい広場管理要綱・ 相模原市立ふれあい広場設置基準・ 相模原市広場基金条例				
歳出予算額（平成16年度）	42,083千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域住民のコミュニティ活動を促進するための場として、軽スポーツ、レクリエーション、文化活動等、子どもからお年寄りまでが自由にかつ多目的に利用できる「ふれあい広場」を、1公民館区に2箇所設置する計画で整備を進める。</p> <p>【広場設置数】 30箇所</p> <p>【整備施設】 防球ネット、園内灯、清掃用具保管庫、水飲み場、便所等の附帯設備及び植栽程度</p> <p>【管理方法】 広場の清掃や維持管理、利用調整など、維持管理に関することは、地域で組織する「広場管理運営委員会」に委託している。</p> <p>【予算の内訳】 維持管理費 5,194千円 維持補修費 3,139千円 整備費 33,750千円</p> <p>広場用地取得事業の円滑な執行を図るため、相模原市広場基金を設置している。</p> <p>【基金の額】 20億円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	防災資機材整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	地域防災計画 避難所運営マニュアル				
歳出予算額（平成16年度）	259千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 防災時の避難場所の開設、運営を自主防災組織や避難者等が迅速に進められるよう、開設に必要な用紙類、筆記用具、その他必要な資材、消耗品等を避難所倉庫に保管し、3年毎に更新するもの。</p> <p>【更新する倉庫数】 星が丘小学校他26小中学校倉庫（対象倉庫設置数 80箇所）</p> <p>【更新物品の種類】 マジック・セロハンテープ・布テープ・乾電池・鉛筆・カッターナイフ</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	出張所維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	4支所	総務課	民生部町民課・支所
根拠法令等	相模原市出張所設置条例		津久井町支所等設置条例		藤野町役場支所設置条例
歳出予算額（平成16年度）	181,499千円		35,913千円		1,834千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 出張所（橋本出張所及び大野南出張所を除く）の維持管理及び施設修繕に関すること。</p> <p>【施設名】 大野北出張所 大野中出張所 大沢出張所 田名出張所 上溝出張所 麻溝出張所 新磯出張所 相模台出張所 相武台出張所 東林出張所</p>	該当なし	<p>【内容】 支所（中央出張所を除く）の維持管理及び施設修繕に関すること。</p> <p>【施設名】 串川支所 鳥屋支所 青野原支所 青根支所 中央出張所</p>	該当なし	<p>【内容】 維持管理及び施設修繕に関すること。</p> <p>【施設名】 牧野支所 佐野川支所</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	市民健康文化センターの管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課・(広域行政組合管理課)	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市立市民健康文化センター条例及び相模原市立市民健康文化センター条例施行規則	津久井郡広域行政組合青山健康会館条例・津久井郡広域行政組合青山健康会館条例施行規則			
歳出予算額(平成16年度)	422,436千円	10,377千円			
歳入予算額(平成16年度)	利用料金制度により計上せず	10,377千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の健康保持及び増進並びに文化及び福祉の向上のために、市民の誰もが、運動、文化、レクリエーション活動等の多彩な目的に利用できる複合施設として、また、開かれた市民相互の交流の場として設置する。</p> <p>【施設の概要】 管理運営委託先(両健康文化センターとも) (財)相模原市都市整備公社 (市民健康文化センター) 所在地 麻溝台1,872番地1 敷地面積 7,986㎡ 建築面積 4,079㎡ 延床面積 6,261㎡ 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 1階 プール室 浴室 食堂、喫茶、売店 ふれあい広場 集會室 2階 大広間 和室 茶室 講習室 トレーニング室 3階 ミニゲートボール場 ・開所時間 プール 午前9時30分～午後8時 浴室 午前10時30分～午後4時 ミニゲートボール場 午前9時～日没時 その他の施設 午前9時～午後10時 ・利用実績(平成15年度) プール 109,573人 浴室 72,348人 その他 90,611人 (合計) 290,795人 (北市民健康文化センター) 所在地 下九沢2,071番地1 敷地面積 9,076㎡ 建築面積 4,454㎡ 延床面積 9,069㎡</p>	<p>該当なし (津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【事業目的・内容】 津久井郡広域行政組合青山健康会館は地域振興環境対策事業の一環で、住民の健康の保持及び増進に寄与する施設として、津久井町が同時に設置した地域センター(西青山会館)と棟を併合して設置した。 運営は、津久井郡広域行政組合が行い、受付・清掃等の業務を地元自治会に委託している。</p> <p>【施設の概要】 開館年月日 平成13年5月15日 敷地面積 889.34㎡ 延床面積(全体) 289.43㎡ うち青山健康会館 142.69㎡ 開館時間 12:00～17:00 (西青山会館) 9:00～17:00 利用実績(平成15年度) 9,048人</p> <p>【平成16年度予算】 光熱水費 3,132千円 浄化槽・ボイラ等点検手数料 1,397千円 管理業務委託料 4,673千円 その他 1,175千円</p> <p>【基金】 青山健康会館基金 252,625,525円 (平成16年4月1日現在)</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	市民健康文化センターの管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>構 造- 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階 地上3階</p> <p>地下1階 駐 車 場</p> <p>1階 プール室 レストラン 展示コーナー</p> <p>2階 障害者プール 娯楽室 談話室 多目的会議室 講習室</p> <p>3階 浴室 大広間</p> <p>・開所時間 プール 午前9時30分～午後8時 浴 室 午前10時30分～午後4時 その他の施設 午前9時～午後10時</p> <p>・利用実績（平成15年度） プール 189,027人 浴室 67,169人 その他 54,375人 （合 計） 310,571人</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	斎場の管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	環境防災課	環境課	町民課	町民課・健康福祉課協議
根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律・ 相模原市営斎場条例・ 相模原市営斎場条例施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	236,546千円				
歳入予算額（平成16年度）	50,083千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火葬場及び葬儀施設等の運営管理</p> <p>【事業内容】 死体及び死産児等の火葬、葬儀施設等(式場及び霊安室)の使用許可</p> <p>【主な施設】 火葬炉 12基 収骨室 3室 葬儀式場 2室（大式場110人、小式場80人） 霊安室 1室（4基） 待合室 7室（和室6室、洋室1室） 式場控室 2室（和室） 駐車場 約140台</p> <p>【事業実績】 平成15年度 火葬 12歳以上 3,415体(市内2,999体、市外416体) 12歳未満 40体(市内 36体、市外 4体) 死胎児 163体(市内 165体、市外 48体) 改葬 5件(市内 5件、市外 0件) 身体の一部 35件(市内 22件、市外 13件)</p> <p>式場 大式場 通夜 305件(市内 303件、市外 2件) 告別式 305件(市内 305件、市外 0件) 小式場 通夜 304件(市内 304件、市外 0件) 告別式 304件(市内 304件、市外 0件) 霊安室 111件 344日(市内)</p> <p>【開場等時間】 火葬棟 午前9時から午後5時 式場棟 午前8時30分から午後9時 予約受付 無休 24時間対応</p> <p>【休場日】 1月1日～3日及び管理上必要と認める日</p> <p>【休業日】 毎月第2友引の日</p> <p>【職員】 事務職2名、労務職2名、嘱託2名、非常勤1名</p> <p>【使用料】 財産使用料 538千円 斎場使用料 49,215千円 (内訳は事務事業番号7斎場使用料を参照)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	地域センター管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	政策秘書課・町民課	企画政策室・町民課・4支所・出張所	総務課	総務課・社会教育課
根拠法令等			津久井町地域センター条例・津久井町地域センター条例施行規則		藤野町立町民センター管理の設置及び管理に関する条例 藤野町立町民センター管理及び使用規則
歳出予算額（平成16年度）			23,819千円		8,241千円
歳入予算額（平成16年度）			64千円		30千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	1. 地域センターの維持管理及び施設修繕に関すること。 2. 非常勤職員の前払の支払に関すること。 3. 地域センターの運営及び諸経費に関すること。 【施設概要】 串川地域センター（串川支所併設） 開設年月日 平成3年4月1日 敷地面積 1,756.04㎡ 延床面積（全体） 1,167.08㎡ うち地域センター 992.98㎡ 串川ひがし会館 開設年月日 平成8年4月20日 敷地面積 3,278.84㎡ 延床面積（全体） 597.97㎡ 西青山会館 （郡広域行政組合青山会館併設） 開設年月日 平成13年5月15日 敷地面積 889.34㎡ 延床面積（全体） 294.40㎡ うち会館 141.61㎡ 鳥屋地域センター（鳥屋支所併設） 開設年月日 昭和58年4月1日 敷地面積 3,131㎡ 延床面積（全体） 923㎡ うち地域センター 754㎡ 青根コミュニティセンター（青根中学校併設） 開設年月日 昭和61年4月1日 敷地面積 中学校敷地内 延床面積（全体） 332㎡ 中央地域センター（生涯学習センター併設） 開設年月日 平成9年4月15日 敷地面積 7,060.19㎡ 延床面積（全体） 1,542.34㎡ うち地域センター 88.14㎡ 三井会館 開設年月日 昭和60年4月1日 敷地面積 1,031.39㎡ 延床面積（全体） 312.59㎡ 小網地域センター 開設年月日 平成2年6月26日 敷地面積 973.96㎡ 延床面積（全体） 358.41㎡	該当なし	1. 中央町民センターの管理運営に関すること。 【施設概要】 藤野町立中央町民センター （図書室併設、町社会福祉協議会へ一部貸与） 開設年月日 昭和62年6月18日 敷地面積 848.22㎡ 延床面積（全体） 614.00㎡ うち中央町民センター 509.84㎡

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名													
29	各種事務事業の取扱い	市民部会													
事務事業番号	事務事業名	協議ランク													
23	地域センター管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会													
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町										
【事務事業の内容】			<p>【平成16年度予算】</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>報酬</td><td style="text-align: right;">1,344千円</td></tr> <tr><td>事務諸経費</td><td style="text-align: right;">10,834千円</td></tr> <tr><td>維持管理費</td><td style="text-align: right;">11,483千円</td></tr> <tr><td>運営委員会事業費</td><td style="text-align: right;">158千円</td></tr> </table> <p>【使用料・手数料の概要】</p> <p>津久井町地域センター条例第7条に規定する営利目的の使用に伴う料金収入</p>	報酬	1,344千円	事務諸経費	10,834千円	維持管理費	11,483千円	運営委員会事業費	158千円		<p>【平成16年度予算】</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>維持管理費</td><td style="text-align: right;">8,241千円</td></tr> </table> <p>【使用料・手数料の概要】</p> <p>藤野町立町民センターの設置及び管理に関する条例第4条に規定する地域の文化、福祉の向上、産業の振興等に適合しない個人、営利の伴うもの、町外の者等の使用に係る料金収入</p>	維持管理費	8,241千円
報酬	1,344千円														
事務諸経費	10,834千円														
維持管理費	11,483千円														
運営委員会事業費	158千円														
維持管理費	8,241千円														

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	広場設置費補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課・生涯学習課	環境課	総務課	まちづくり課
根拠法令等		城山町コミュニティ施設等整備事業補助要綱	津久井町広場整備費補助金交付要綱・ コミュニティと緑の環境づくり基金事業計画書・		
歳出予算額（平成16年度）		0千円	500千円		
歳入予算額（平成16年度）		0千円	0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設又は設備の整備事業に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>【内容】 ・広場、児童遊園新設（1,000千円限度） 総事業費×1/2</p>	<p>コミュニティと緑の環境づくり基金</p> <p>【目的】 地域のコミュニティ組織の育成及び活動の拠点となる広場の整備費用を補助する。</p> <p>【内容】 自治会が5年以上地域の広場として無償で借り受け広場として整備する費用及び返還時の現状復帰に要する経費に対しそれぞれ50万円まで補助を行う。</p> <p>*平成15年度事業実績 ・三井自治会 50万円（ネット、水道等） ・大堰自治会 50万円（水道整備等）</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	相談事業（市民相談）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課市民相談室 相模原市広報広聴規則	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	23,274千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>市内3ヶ所に市民相談室を設け、市民の日常生活の悩みや心配ごとの相談を市民相談員が受けている。</p> <p>市民相談室(月～金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9：00～17：00 ・ 相談員 3名 <p>北市民相談室（第4月曜日を除く毎日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9：00～12：00、 <li style="padding-left: 20px;">13：00～16：00 ・ 相談員 2名 <p>南市民相談室（月～金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9：00～12：00、 <li style="padding-left: 20px;">13：00～16：00 ・ 相談員 2名 <p>*相談員は、市のOB等で非常勤特別職員。全市で15名。市民相談室6名、北市民相談室5名、南市民相談室4名が配置されている。週2～3日勤務。</p> <p>平成15年度相談件数 6,969件</p> <p>予算額 報酬15名×12月×129,300円=23,274,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし 相談があったときに随時対応している。	該当なし 相談があった場合は随時対応している。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	相談事業（法律相談）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課市民相談室 相模原市広報広聴規則	町民課	企画政策室 津久井町情報の共有化の推進に関する規則	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	9,979千円	672千円	670千円	181千円	180千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 市民相談室 毎週火曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分 相談枠18（弁護士3名×6枠） 第4木曜日 予約制 外国人法律相談 ・13:30～16:00 ・1枠40分 相談枠3枠（弁護士1名×3枠）としている。但し、外国人の相談が入らなかった場合、空いている枠は、1枠20分で日本人の予約を入れている。</p> <p>*他に、県の法律相談が第1・3木曜日に開催される。</p> <p>北市民相談室 毎週水曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分相談枠12（弁護士2名×6枠） 第4木曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分 相談枠6（弁護士1名×6枠）</p> <p>南市民相談室 毎週金曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分相談枠18（弁護士3名×6枠） 第2木曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分 相談枠6（弁護士1名×6枠）</p> <p>予算額 委託料 @22,837円×437回=9,979,769円</p> <p>委託先は、横浜弁護士会。</p>	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 役場別館相談室 毎月第1、第3火曜日 予約制 ・13:30～4:00（30分単位）</p> <p>委託先 弁護士法人 谷口総合法律事務所 報償費 28,000円×2回×12月=672,000円</p>	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 本庁舎1階相談室 第3水曜日 予約制 毎月第1、第3火曜日 予約制 ・10:00～15:00 ・1枠30分 相談枠8（弁護士1名×8枠）</p> <p>委託先 弁護士 水上淑子（町顧問弁護士）</p>	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 相模湖交流センター 奇数月 月1回（年6回） 予約制 ・13:30～15:30 ・1枠20分 相談枠6（弁護士1名×6枠）</p> <p>委託先は、澤野法律不動産鑑定事務所（町顧問弁護士）</p> <p>需用費 1,000円 委託料 @30,000円×6回=180,000円</p>	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 藤野町本庁舎会議室 奇数月 月1回（年6回） 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠30分 相談枠5（弁護士1名×5枠）</p> <p>委託先は、町顧問弁護士</p> <p>委託料 @30,000円×6回=180,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	相談事業（特設相談）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	市民生活課市民相談室 相模原市広報広聴規則	町民課	総務課	企画財政課	企画課
歳出予算額（平成16年度）	144千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の相談の中で特に専門的な助言をするために各種の専門家による相談窓口を次のとおり開設している。</p> <p>【内容】 外国人相談 市政や日常生活に関する一般相談を外国人相談員が受け付ける。 市民相談室 中国語 水曜日 スペイン語 金曜日 ポルトガル語 金曜日 英語 第1・3水曜日 相談員 中国語3名 スペイン語2名 ポルトガル語2名 英語2名</p> <p>報酬 195日×@12,600円= 2,457,000円 相談時間 9:00～12:00 13:00～16:00</p> <p>税務相談 土地売買、相続、贈与などの税金について税理士が相談を受ける。 予約制 市民相談室 第1・3水曜日 北市民相談室 第2月曜日 南市民相談室 第4月曜日</p> <p>登記相談 土地売買、相続などに伴う登記について司法書士が相談を受ける。 予約制 市民相談室 第4水曜日 北市民相談室 第1木曜日 南市民相談室 第2水曜日</p> <p>行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 市民相談室 第2水曜日 北市民相談室 第3水曜日 南市民相談室 第1水曜日</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 市民相談室 第1・3金曜日</p>	<p>【目的】 町民からの国等に関する苦情や意見、要望等を受ける行政相談及び人権擁護に係る相談に応じる人権相談を開設している。</p> <p>【内容】 行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 役場別館相談室（年4回開設）</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 役場別館相談室（年4回開設）</p>	<p>町民の相談の中で特に専門的な助言をするために専門家による相談窓口を次のとおり開設している。</p> <p>行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 5月及び10月の第3水曜日 役場新分庁舎会議室（5月） 町生涯学習センター（10月）</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 毎月第3水曜日（町内公共施設を巡回）</p>	<p>【目的】 町民の相談の中で行政相談、人権相談については相談窓口を開設している。なお、その他の相談については、随時各課で対応している。</p> <p>【内容】 行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 概ね年6回（金曜日）</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 概ね月1回（平成16年度は10回開設）</p>	<p>【目的】 町民の相談の中で行政相談、人権相談については相談窓口を開設している。なお、その他の相談については、随時各課で対応している。</p> <p>【内容】 行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 年5回開設</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 年5回開設</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	相談事業（特設相談）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>北市民相談室 第4金曜日 南市民相談室 第2水曜日</p> <p>新築・増改築修理等の相談 市民住宅相談所(市内建設業者)が相談員。 市民相談室 第3木曜日 北市民相談室 第2木曜日 南市民相談室 第1木曜日</p> <p>交通事故相談(県交通事故相談員) 予約制 市民相談室 第1・3月曜日 南市民相談室 第1・3木曜日 相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00</p> <p>労働相談 労働・社会保険や労働条件などの相談を社会保険労務士が受ける。 市民相談室 第1水曜日</p> <p>行政書士相談 相続, 成年後見, 契約書, 官公署に提出する書類の作成などの相談を行政書士が受ける。 市民相談室 第3水曜日</p> <p>不動産相談 不動産取引や借地・借家契約に関する相談を宅地建物取引主任が受ける。 市民相談室 第2金曜日</p> <p>* 新築・増改築・修理等の相談は、相談員に文具券により謝礼を払っている。その他の相談は、相談員が所属する団体の自主事業であるため市の謝礼等の負担はない。</p> <p>* 相談時間の記載のない相談はの相談時間は、13:00~16:00。</p> <p>予算額 謝礼用文具券2人×36回×@2,000円 = 144,000円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	人権擁護委員		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	市民生活課市民相談室 人権擁護委員法	町民課 人権擁護委員法	総務課 人権擁護委員法	企画財政課 人権擁護委員法	企画課 人権擁護委員法
歳出予算額（平成16年度）	550千円	100千円	150千円	83千円	80千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 人権擁護委員数 17人 相模原市人権擁護委員会を組織している。 1、相模原市人権擁護委員会の活動内容 （1）啓発活動 ・4月又は5月に開催される市民まつりに参加する。 ・主に6月、12月に広報さがみはらにて人権擁護委員を周知する。 ・人権週間中、本庁舎及び南合同庁舎にて横断幕等掲出する。 （2）相談活動 ・月に4回（特設相談を参照） ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。（北及び南相談室） （3）研修活動 ・年度内2～3回程度、ビデオを使用した研修会を開催している。 ・行政相談委員と合同で視察研修（県内）を年1回開催している。 2、人権擁護委員の候補者の推薦事務 ・6月議会及び12月議会で提案している。 ・候補者は、公立学校長退職者や弁護士、自治会から選出される。 3、相模原人権擁護委員協議会 ・分担金として、485,400円を支出している。</p>	<p>【内容】 人権擁護委員数 5人 城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会を組織している。 1、活動内容 （1）啓発活動 ・10月に開催される町もみじまつりに参加する。 ・人権週間中、役場別館にて懸垂幕を掲出する。 ・12月に街頭宣伝を実施する。 （2）相談活動 ・月に4回（特設相談を参照） ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。（役場別館相談室） 2、人権擁護委員の候補者の推薦事務 ・任期満了前の議会で提案している。 ・候補者は、前任者と相談の上、公立学校長退職者等の中から推薦している。 3、相模原人権擁護委員協議会 ・分担金として、32,200円を支出している。</p>	<p>【内容】 人権擁護委員数 6人 津久井町人権擁護委員等連絡会を組織している。 1、津久井町人権擁護委員等連絡会の活動内容 （1）啓発活動 ・11月に開催される町民文化祭の会場及び12月に街頭にて啓発を実施する。 ・主に6月、12月に広報つくいで人権擁護委員を周知する。 ・人権週間中、本庁舎にて横断幕等掲出する。 （2）相談活動 ・月に1回（特設相談を参照） ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。 （3）研修活動 ・行政相談委員と合同で視察研修（県内）を年1回開催している。 2、人権擁護委員の候補者の推薦事務 ・年4回開催される定例議会で提案している。 ・候補者は、公立学校長退職者や地域の有識者を選出している。 3、相模原人権擁護委員協議会 ・分担金として、39,700円を支出している。</p>	<p>【内容】 人権擁護委員数 4人 相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を組織している 【活動内容】 （1）啓発活動 ・4月（やまなみ祭）・10月（ふれあい広場）に開催される町イベントに参加する。 ・広報さがみこにて人権擁護委員を周知する。 ・人権週間中、本庁舎にて立て看板、懸垂幕等掲出する。 （2）相談活動 ・概ね月1回（特設相談を参照） ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。 （3）研修活動 ・年度内2程度、ビデオを使用した研修会を開催している。 ・民生委員、行政相談委員と合同で視察研修を年1回開催している。 【人権擁護委員の候補者の推薦事務】 ・任期の3ヶ月前議会で提案している。 ・候補者は、地区割りをして議員と相談の上選出している。 【相模原人権擁護委員協議会】 ・分担金として、20,300円を支出している。 相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会へ町よりまとめて助成している。</p>	<p>【内容】 人権擁護委員数 4人 藤野町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を組織している 【活動内容】 （1）啓発活動 ・広報ふじのにて人権擁護委員を周知する。 ・人権週間におけるJR藤野駅前における通勤者へのPR、本庁舎にて立て看板等の掲示 （2）相談活動 ・8、10、12、3月に相談日を開設 ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。 （3）研修活動 ・相談日における情報交換等し研修の一環とする。 【人権擁護委員の候補者の推薦事務】 ・任期満了前の議会で提案している。 【相模原人権擁護委員協議会】 ・分担金として、20,700円を支出している。 藤野町人権擁護委員・行政相談委員連絡会へ町から助成している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	行政相談委員		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	総務課	企画財政課	企画課
根拠法令等	行政相談委員法	行政相談委員法	行政相談委員法	行政相談委員法	行政相談委員法
歳出予算額（平成16年度）	54千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 8人 相模原市行政相談委員連絡会を組織している。</p> <p>1. 相模原市行政相談委員連絡会の活動内容</p> <p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月又は5月に開催される市民まつりに参加 ・ 主に5月、10月に「広報さがみはら」で相談委員を周知（行政相談週間にあわせて） <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月に3回（特設相談を参照） ・ 秋の行政相談週間の一環として「国県市合同行政相談」を実施 <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護委員と合同で視察研修（県内）を実施 ・ 県北ブロック自主研修会を実施 <p>2. 行政相談委員の推薦事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 <p>3. 神奈川県行政相談委員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金として48,000円を支出 	<p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 1人 城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会を組織している。</p> <p>1. 活動内容</p> <p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月に開催される町もみじまつりに参加 <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年に4回（特設相談を参照） <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県北ブロック自主研修会を実施 <p>2. 行政相談委員の推薦事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 <p>3. 神奈川県行政相談委員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金として6,000円を支出 	<p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 1人 津久井町人権擁護委員等連絡会を組織している。 （委員が1人のため人権擁護委員と活動を展開）</p> <p>1. 津久井町人権擁護委員等連絡会の活動内容</p> <p>(1) 啓発活動（行政相談委員に関係する部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月に開催される町民文化祭の会場及び12月に街頭にて啓発を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に5月、10月に広報つくいで行政相談委員 <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月及び10月の第3水曜日（特設相談を参照） <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護委員と合同で視察研修（県内）を実施 ・ 県北ブロック自主研修会を実施 <p>2. 行政相談委員の推薦事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 	<p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 1人 相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を組織している。</p> <p>【活動内容】</p> <p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月（やまなみ祭）・10月（ふれあい広場）に開催される町イベントに参加する。 ・ 行政相談週間にあわせて、広報さがみこにて行政相談委員を周知する。 <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね年6回（特設相談を参照） <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員、児童委員、人権擁護委員と合同で視察研修を年1回開催している。 ・ 県北ブロック自主研修会を実施 <p>【行政相談委員の候補者の推薦事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 <p>【神奈川県行政相談委員協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金として、6,000円を支出している。 <p>相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会へ町よりまとめて助成している。</p>	<p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 1人 藤野町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を組織している。</p> <p>【活動内容】</p> <p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政相談週間にあわせて、広報ふじのにて行政相談委員の周知と相談日の周知する。 ・ 人権週間と合わせてJR藤野駅前において通勤者へのPR <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね年5回（特設相談を参照） <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談日を通じて情報交換 ・ 県北ブロック自主研修会を実施 <p>【行政相談委員の候補者の推薦事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 <p>【神奈川県行政相談委員協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金として、6,000円を支出している。 <p>藤野町人権擁護委員・行政相談委員連絡会へ町よりまとめて助成している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	戸籍住民課連絡所維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課 相模原市行政組織及び事務分掌規則	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	683千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 光が丘連絡所の施設維持管理のための経費</p> <p>【経費】 (6 8 3 千円) ・ 需要費 4 3 3 千円 ・ 役務費 1 1 6 千円 ・ 委託料 1 3 4 千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	日直代行員経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	総務課	町民課
根拠法令等	相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則、日直代行員服務要領	城山町職員服務規程	津久井町職員服務規程	相模湖町職員服務規程	藤野町職員服務規程
歳出予算額（平成16年度）	8,009千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）に市役所及び出張所に代行員を置いて、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 身分 非常勤特別職 委嘱期間 1年間（4月1日～3月31日） 登録者数 54人（平成16年4月1日現在） 勤務時間 8：30～17：00 勤務場所 市役所本庁（年末年始のみ。土曜、日曜、祝日は休日窓口サービス員が実施） 出張所（大野南出張所は本庁同様年末年始のみ。土曜、日曜、祝日は休日窓口サービス員が実施） 「休日窓口サービス員」は同様の目的で職員課が任用しているもの 職務内容 戸籍に関する届（出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等）及び死産届の受領。 死体（胎）埋火葬許可証、斎場火葬炉使用承認書及び火葬炉使用料免除決定通知書を交付すること。 行旅病人（死亡人）、変死人、棄児、迷子等に関する届出があったときは出張所長の指示にあおること。</p> <p>【財政的な影響額を把握するための基礎数値】 日直代行員報酬 1,273人×5,540円 =7,052,420円 日直代行員報酬（年末年始） 90人×8,160円=734,400円 日直代行員報酬（研修） 40人×5,540円=221,600円</p>	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 身分 町職員 勤務時間 8：30～17：00 受付場所 役場本庁舎のみ 職務内容 戸籍に関する届（出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等）及び死産届の受領。 死体（胎）埋火葬許可証の発行。</p>	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 身分 町職員 勤務時間 8：30～17：00 受付場所 役場本庁舎のみ 職務内容 戸籍に関する届（出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等）及び死産届の受領。 死体（胎）埋火葬許可証の発行。</p>	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 身分 町職員 勤務時間 8：30～17：00 受付場所 役場本庁舎のみ 職務内容 戸籍に関する届（出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等）及び死産届の受領。 死体（胎）埋火葬許可証の発行。</p>	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 身分 町職員 勤務時間 8：30～17：15 受付場所 役場本庁舎のみ 職務内容 戸籍に関する届（出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等）及び死産届の受領。 死体（胎）埋火葬許可証の発行。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	住居表示整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	都市計画課	町民課	町民課・総務課協議
根拠法令等	住居表示に関する法律・相模原市住居表示に関する条例	住居表示に関する法律・城山町住居表示実施要項			
歳出予算額(平成16年度)	11,073千円	19千円			
歳入予算額(平成16年度)		0千円			
【事務事業の内容】	<p>【整備】</p> <p>目的 住所をわかりやすくするため、街区方式による表示に整備するもの。</p> <p>16年度整備地区 水郷田名地区</p> <p>地区の概要 およそ50ヘクタール</p> <p>134.2世帯</p> <p>事業費 957.5千円</p> <p>付属機関 相模原市住居表示審議会</p> <p>町の区域及び町名について、市長の諮問に答申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期 2年 ・委員(20名以内) <p>関係行政機関の職員 学識経験のある者</p> <p>【維持管理】</p> <p>目的 住居表示実施区域について、街区表示板の更新及び新築建物の住居番号を付番するもの。</p> <p>対象 293町 6912街区</p> <p>付番件数 2800件(予定)</p> <p>事業費 1498千円</p>	<p>(整備)平成5年10月12日以降実施なし (維持管理)</p> <p>目的 住居表示実施区域について、街区表示板の更新及び新築建物の住居番号を付番するもの。</p> <p>対象 21町 359街区</p> <p>付番件数 100件(予定)</p> <p>事業費 19千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務（統計、総括及び指導を含む）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課 相模原市行政組織及び事務分掌規則	町民課	町民課 津久井町行政組織及び事務分掌規則	町民課	町民課 藤野町行政組織及び事務分掌規則
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円		0千円		0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内12箇所の出張所に対して、戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務に係る指導と総括を行うことにより、事務の取り扱いの統一と円滑化を図る。また、市内の事務処理状況を把握するため、統計事務を行う。</p> <p>【内容】 （住民基本台帳、印鑑登録等に係る）窓口担当者を集めて窓口担当者会議を開催する。</p> <p>年3回程度 場所（市役所本庁舎）</p> <p>戸籍事務担当者を集めて、戸籍事務担当者会議を開催する。</p> <p>年2回程度 場所（市役所本庁舎）</p> <p>各出張所に事務処理状況報告書、及び（戸籍）事務処理実績報告書を提出させ、市内での事務処理件数の統計を出す。（毎月）</p>	該当なし（支所なし）	<p>【目的】 窓口等における事務取扱を正確かつ迅速に行うため、窓口で取扱う諸事務内容について共通理解を深め、本庁及び支所との連携を密にし町民サービスを図る。</p> <p>【内容】 町内4箇所の支所及び1箇所の出張所に対して窓口事務担当者を集めて窓口事務説明会を開催する。 （戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、（前記の他、税証明、老人保健医療事務等を同時に開催する。））</p> <p>年1回程度 場所 本庁 各支所及び出張所より毎月手数料及び件数表を提出させ、町内での事務処理件数の統計を出す。（毎月）</p>	該当なし	<p>【目的】 窓口等における事務取扱を正確かつ迅速に行うため、窓口で取扱う諸事務内容について共通理解を深め、本庁及び支所との連携を密にし町民サービスを図る。</p> <p>【内容】 町内2箇所の支所に対し、各一人体制のため、異動時のみ担当者にマシンの扱いを講習。窓口対応の疑義問題は本庁照会。 扱う事務等 （戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民健康保険、国民年金、介護保険、各種税証明、牧野財産区、施設利用等）</p> <p>各支所より毎月手数料及び件数表を提出させ、町内での事務処理件数の統計を出す。（毎月）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	外国人登録事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	外国人登録法	外国人登録法	外国人登録法	外国人登録法	外国人登録法
歳出予算額（平成16年度）	207千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	19,000千円	580千円	1,008千円	110千円	330千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 戸籍住民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録原票記載事項証明書の発行 各出張所、連絡所 外国人登録原票記載事項証明書の発行</p> <p>【必要経費項目】 3町の登録者を本庁電算システムに入力 原票の居住地変更 職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住民オンライン（NEC） 登録事項をすべて電算入力し、証明書はプリンターより出力。</p> <p>【特定財源】 外国人登録事務委託金 19,000千円</p>	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録証明書の発行</p> <p>【必要経費項目】 原票の居住地変更 職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住基オンラインへ氏名、通称名、生年月日、性別、住所、世帯主、続柄、前住所、転出先、異動日、届出日、国籍のみを入力 外国人登録記載事項証明書は手処理</p> <p>【特定財源】 外国人登録事務委託金 580千円</p>	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録原票記載事項証明書の発行、外国人登録入力装置により原票入力 各支所、出張所 取扱なし</p> <p>【必要経費項目】 登録者を相模原市電算システムに入力 原票の居住地変更 職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住基オンラインへ氏名、通称名、生年月日、性別、住所、世帯主、続柄、前住所、転出先、異動日、届出日、国籍のみを入力 外国人登録記載事項証明書は手処理</p> <p>【特定財源】 外国人登録事務委託金 1,008千円</p>	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録証明書の発行</p> <p>【必要経費項目】 原票の居住地変更 職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住基オンラインへ氏名、通称名、生年月日、性別、住所、世帯主、続柄、前住所、転出先、異動日、届出日、国籍のみを入力 外国人登録記載事項証明書は手処理</p> <p>【特定財源】 外国人登録事務委託金 110千円</p>	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録原票記載事項証明書の発行、外国人登録入力装置により原票入力作成 2支所、取扱なし</p> <p>【必要経費項目】 外国人登録入力装置により原票 原票の居住地変更 職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住基オンライン（住登外人力）へ氏名、通称名、生年月日、性別、住所、世帯主、続柄、前住所、転出先、異動日、届出日、国籍のみを入力。 外国人登録記載事項証明書は手処理</p> <p>【特定財源】 外国人登録事務委託金 330千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	住民基本台帳カードの発行		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法
歳出予算額（平成16年度）	3,890千円	1,021千円	1,032千円	78千円	75千円
歳入予算額（平成16年度）	1,500千円	50千円	50千円	15千円	25千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民票の広域交付、転入転出の特例及び行政ICカードとしての独自利用、身分証明書として機能があるカードの交付</p> <p>【内容】 行政ICカードとしての独自利用は現在なし 申請及び交付場所は戸籍住民課及び12出張所 ・即日交付はカード発行機が、戸籍住民課のみに設置のため、戸籍住民課にて処理。 事業費の内訳 ・住基カード受付通知用厚紙 5千円 ・ICカード 2,853千円 ・カードプリンタリボン 147千円 ・住基カード用ケース 30千円 ・住基カード照会用封筒 58千円 ・住基カード発行関連機器リース料 797千円 住基カード交付実績（H15年度）1350件</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p> <p>【システムの概要】 住基カード発行関連システム ・システム全般 NEC ・カード NTTコミュニケーションズ ・プリンタ トッパンフォームズ</p>	<p>【目的】 住民票の広域交付、転入転出の特例及び行政ICカードとしての独自利用、身分証明書として機能があるカードの交付</p> <p>【内容】 行政ICカードとしての独自利用は現在なし。 申請及び交付場所は町民課窓口。 ・即日交付は町民課に機器設置済みのため可能。 事業費の内訳 ・住基カード発行関連機器リース料 743千円 ・住基カード発行関連機器保守料 278千円</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p> <p>【システムの概要】 住基カード発行関連システム ・システム全般 NEC ・カード 凸版印刷株式会社 ・プリンタ トッパンフォームズ</p>	<p>【目的】 住民基本台帳カードは、10年間有効のICカードであり、住民票の広域交付や転入転出の特例のほか、行政ICカードとして、市町村が独自に利用することも可能。 行政ICカードとしての独自利用は現在なし。 申請及び交付場所は町民課。 即日交付可能。 事業費の内訳 ・住基カード発行関連機器リース料 953千円 ・住基カードプリンタリボン 79千円</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p> <p>【システムの概要】 住基カード発行関連システム ・システム全般 NEC ・カード 凸版印刷株式会社 ・プリンタ トッパンフォームズ</p>	<p>【目的】 町が独自の利用は現在なし 申請及び交付は町民課窓口 交付については、委託しているため、2週間程度かかる。 カード発行委託料 78千円</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p>	<p>【目的】 住民基本台帳カードは、10年間有効のICカードであり、住民票の広域交付や転入転出の特例及び身分証明書として利用することも可能、行政ICカード交付</p> <p>行政ICカードとしての独自利用は現在なし。 申請及び交付場所は町民課。 住基カード発行処理業務委託により、委託から10日程度で交付。 事業費の内訳 ・住基カード発行処理業務委託料 75千円 ・住基カード発行処理業務（財）地方自治情報センター</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	公的個人認証事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	196千円	240千円	221千円	0千円	172千円
歳入予算額（平成16年度）	88千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】 電子証明書の発行等業務 ・公的個人認証機器保守委託締結 ・電子証明書の交付実績（H15年度） 72件（取り扱い部署） ・鍵ペア生成装置が戸籍住民課のみに設置のため戸籍住民課にて一括処理。</p> <p>【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末 ・保守 富士通ワイエフシー</p>	<p>【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】 電子証明書の発行等業務 ・公的個人認証機器保守委託締結 ・電子証明書の交付実績（H15年度） 8件（取り扱い部署） ・鍵ペア生成装置は町民課に設置</p> <p>【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末 ・保守 富士通ワイエフシー</p>	<p>【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】 公的個人認証機器保守委託 電子証明書の交付実績（H15年度） 4件 取り扱い部署 ・鍵ペア生成装置が町民課のみに設置のため、町民課にて一括処理。</p> <p>【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末 ・保守 富士通ワイエフシー</p>	<p>【内容】 電子証明書の交付実績（平成15年度） 0件 取り扱い部署 ・鍵ペア生成装置が町民課のみに設置のため町民課にて一括処理。</p> <p>【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】 公的個人認証機器保守委託 電子証明書の交付実績（H15年度） 0件 取り扱い部署 ・鍵ペア生成装置が町民課のみに設置のため、町民課にて一括処理。</p> <p>【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末 ・保守 富士通ワイエフシー</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	埋火葬許可及び改葬許可並びに斎場火葬炉使用承認事務（身体の一部に係るものを除く）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課/環境防災課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	232千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可 市営斎場火葬炉使用承認	環境防災課所管事務 【内容】 改葬許可 【実績】 改葬申請2件（平成15年度） 町民課所管事務 【内容】 埋葬、火葬許可	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	死体解剖保存法第13条に規定する死体交付証明書の交付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する（死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）</p>	<p>【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する（死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）</p>	<p>【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する（死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）</p>	<p>【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する（死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）</p>	<p>【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する（死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	相続税法第58条に規定する通知事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	相続税法	相続税法	相続税法	相続税法	相続税法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌末日までに所轄税務署長に通知する 帳票は戸籍情報システムで管理、作成 【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌末日までに所轄税務署長に通知する 帳票は戸籍総合システムで管理、作成 【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌末日までに所轄税務署長に通知する 帳票は一部戸籍管理システムで管理、作成 【システム概要】 戸籍受付、当該システムにて作成した戸籍記載等関連事務を含み一部をシステムにより効率化を図る。</p>	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌末日までに所轄税務署長に通知する 帳票は戸籍総合システムで管理、作成 【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌末日までに所轄税務署長に通知する 帳票は戸籍総合システムで管理、作成 【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	破産者、禁治産者、準禁治産者、成年被後見人及び犯罪人名簿に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	内務省訓令	内務省訓令	内務省訓令	内務省訓令	内務省訓令
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は戸籍情報システムで管理、あわせて紙帳票も作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は台帳で管理、作成（紙管理）</p>	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は台帳で管理、作成（紙管理）</p>	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は戸籍情報システムで管理、あわせて紙帳票も作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	公職選挙法第11条第3項及び第29条第1項に規定する通知事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する</p>	<p>【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する</p>	<p>【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する</p>	<p>【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する</p>	<p>【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	人口動態調査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課 人口動態調査令	町民課 人口動態調査令	町民課 人口動態調査令	町民課 人口動態調査令	町民課 人口動態調査令
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	400千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	3,500千円	22千円	25千円	10千円	22千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 帳票は一部戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	住民実態調査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行なう</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する。”</p>	<p>【内容】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う。</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する。</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う。</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する。</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行なう</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する。”</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		
事務事業番号 26	事務事業名 自動車臨時運行許可		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	道路運送車両法・ 地方公共団体の手数料の標準に関する法令・ 相模原市手数料条例・ 自動車の臨時運行許可に関する規則		道路運送車両法・ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令・ 津久井町手数料徴収条例・ 自動車の臨時運行許可に関する規則		
歳出予算額（平成16年度）	136千円		0千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	【内容】 臨時運行許可件数等（大野南出張所合算数） ・番号標保有組数 345組 ・許可件数（H15年度） 4,103件 事業費の内訳 ・自動車臨時運行許可申請書（証） （2部複写） 200冊	該当なし	【内容】 臨時運行許可件数等 ・番号標保有件組数（自動車）56組 （単車） 4組 ・許可件数（H15年度） 599件 事業費の内訳 ・自動車臨時運行許可申請書（許可証） （二部複写） 0冊	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	自衛官募集		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	環境防災課	防災課	町民課	総務課
根拠法令等	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法
歳出予算額（平成16年度）	36千円	27千円	27千円	28千円	20千円
歳入予算額（平成16年度）	36千円	27千円	27千円	28千円	20千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 市ホームページと神奈川地方連絡部ホームページとのリンク 本庁舎、出張所への自衛官募集ポスターの掲示 市広報誌への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳（4情報）の閲覧手数料の減免</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 町ホームページと神奈川地方連絡部ホームページとのリンク 本庁舎への自衛官募集ポスターの掲示 町広報誌への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳（4情報）の閲覧手数料の減免</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 町ホームページと神奈川地方連絡部ホームページとのリンク 本庁舎への自衛官募集ポスターの掲示 町広報誌への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳（4情報）の閲覧手数料の減免</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 町広報誌への自衛官募集の掲載 自衛隊協力員の委嘱式の実施 町ホームページと神奈川地方連絡部とのリンク 本庁舎へのポスターの掲示</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 本庁舎への自衛官募集ポスターの掲示 町広報誌への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳（4情報）の閲覧手数料の減免</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	児童手当に係る認定請求書等の受理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 戸籍住民課受付分は台帳に記入した後、子育て支援課に送る。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、担当課に持参又は郵送してもらう。 オンライン上の項目を検索し請求書に書き加える。 ・請求者の住民票コード ・対象児童数 ・国民年金加入者の基礎番号・取得日 ・児童手当受給の有無 転居は口座の変更の有無について、転出は児童手当用所得証明書が必要な人にご案内する。</p>	<p>【内容】</p> <p>認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 町民課受付分は福祉推進課に送る。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、担当課に持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。</p>	<p>【内容】</p> <p>認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。</p>	<p>【内容】</p> <p>認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 町民課受付分はこども課に送る。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、担当課に持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。</p>	<p>【内容】</p> <p>認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 市民部会			
事務事業番号 29	事務事業名 国民年金に係る資格取得届書等の受理	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課 国民年金法	町民課 国民年金法	保険年金課 国民年金法	町民課 国民年金法	町民課 国民年金法
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は年金運動の指示をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入し、そのコピーを担当課へ送付する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると、担当課に変更内容がオンラインでいくようになっている。個別に年金の処理を行う必要はない。</p>	<p>【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は年金運動の指示をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更内容がオンラインでいくようになっている。個別に年金の処理を行う必要はない。</p>	<p>【内容】 転入時は、町民課が住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は、保険年金課で年金システムに異動をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入する。 転居時は、町民課が住民登録オンラインで住所変更を入力し、保険年金課で個別に年金の処理を行う。</p>	<p>【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は保険年金班に伝える。保険年金班の担当者は年金システムに基礎番号、取得日、種別等を入力し、その内容を住民異動届に記入する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更内容がオンラインでいくようになっているが、個別に年金の処理が必要である。</p>	<p>【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は保険年金班に伝える。保険年金班の担当者は年金システムに基礎番号、取得日、種別等を入力し、その内容を住民異動届に記入する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更内容がオンラインでいくようになっているが、個別に年金の処理が必要である。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	介護保険に係る資格者証の作成交付及び認定申請書等の受付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課・高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>転入受付時、65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。</p> <p>転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。</p>	<p>【内容】</p> <p>町民課で転入受付後、高齢者福祉課で65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。</p> <p>転居、転出届受付時は、町民課で資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。</p>	<p>【内容】</p> <p>転入受付時、65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。</p> <p>転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。</p>	<p>【内容】</p> <p>転入受付時、65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。</p> <p>転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。</p>	<p>【内容】</p> <p>転入受付時、65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。</p> <p>転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付。出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証について ・住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続を戸籍住民課で受付、国民健康保険証の交付、回収等を行うことができる。 ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、被保険者証を交付することができる。 ・申請書を記入していただき受付し、国民健康保険課へ送付する。 ・高齢者受給者証について ・対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は国民健康保険課へ負担額の確認をしてから交付する。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証について ・住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回収等を町民課（保険年金窓口）で行う。 ・被保険者証について ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際、郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明書の交付を町民課（保険年金班）で行う。 ・申請書を記入していただいた後は、町民課（保険年金班）が受け付ける。 ・高齢者受給者証について ・対象者に住所異動等で、住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は負担割合を確認してから町民課（保険年金班）が交付する。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証について ・住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回収等を行うことができる。 ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明書を交付することができる。 ・申請書を記入していただき受付する。 ・高齢者受給者証について ・対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は負担額の確認をしてから交付する。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証について ・住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回収等を町民課（保険年金班）で行う。 ・被保険者証について ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明書を保険年金班で交付することができる。 ・申請書を記入していただき保険年金班で受付する。 ・高齢者受給者証について ・対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は負担額の確認をしてから保険年金班が交付する。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証について ・住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回収等を町民課（保険年金班）で行う。 ・被保険者証について ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明書を保険年金班で交付することができる。 ・申請書を記入していただき保険年金班で受付する。 ・高齢者受給者証について ・対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は負担額の確認をしてから保険年金班が交付する。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等			母子保健法	母子保健法	母子保健法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	366千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 妊娠届出書を受理し、住民登録又は外国人登録を確認して母子手帳を交付している。再交付や特殊交付も同様。 登録のない居住者は申請書のみ受付、担当課へ送付し、担当課より居住確認の文書送付し後日交付。 日本語を読めない外国人が希望した場合も英・中・ハンブル・スペイン・ポルトガル・タガログ語の母子手帳訳本も交付している。</p>	<p>保健所部会（E-1-30）「母子健康手帳交付事業」にて対応いたします。 （ 城山町では町民課での妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付事務は行っていません）</p>	<p>保健所部会 地域保健課（No30）「母子健康手帳交付事業」の再掲</p> <p>1 目的（保健師による相談も実施） 主体的意識の動機付けの場となり、必要な情報を得ることで安心感を体験できる。また、見通しを持った妊娠生活を過ごし、主体的な出産を支えていく。 妊婦の現状や不安など問題を明らかにし、施策につなげる妊婦のニーズ把握を行なう。</p> <p>2 事業内容 ・対象者 町内在住の妊婦 ・配布先 健康福祉課 各支所（串川・鳥屋・青野原・青根）</p> <p>3 平成15年度事業概要 ・交付数 193冊（うち再発行10冊） ・外国語版交付数 3冊（韓国語1冊、中国語2冊）</p> <p>4 事業費の内訳 需用費 消耗品費 母子健康手帳交付時事務用品@5,460円 外国語版母子健康手帳 750×10冊×1.05+送料735=8,610円 （H16年度は在庫があるため予算計上せず） パンフレット@58,200円 印刷製本費 母子健康手帳@780円×300冊×1.05= 245,700円 母子健康手帳カバー@180円×300枚×1.05= 56,700円</p>	<p>母子健康手帳交付事業としてこども課で交付。 妊娠届出書を受理し、住民登録又は外国人登録のある妊婦に対して、母子健康手帳を交付。 外国語版を希望した場合も交付。</p>	<p>保健所部会（E-1-30）「母子健康手帳交付事業」で対応。 町民課での交付は行っていません。 慮待チェックリストの記入や相談があるため、保健師が交付するようにしています。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名					
29	各種事務事業の取扱い				市民部会					
事務事業番号	事務事業名				協議ランク					
33	し尿の処理に係る届出書の受付				A協議会 B幹事会 C専門部会					
	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町	
担当課名	戸籍住民課		環境防災課		環境課		産業環境課		まちづくり課	
根拠法令等										
歳出予算額（平成16年度）	0千円		0千円		0千円		0千円		0千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		0千円		0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>申請者からし尿収集申込（異動）届を受け取り担当の相模台収集事務所に送付している。</p>		<p>【内容】</p> <p>申請者から、し尿収集申込（異動）届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。</p> <p>合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。（なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている）</p>		<p>【内容】</p> <p>申請者から、し尿収集申込（異動）届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。</p> <p>合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。（なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている）</p>		<p>【内容】</p> <p>申請者から、し尿収集申込（異動）届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。</p> <p>合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。（なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている）</p>		<p>【内容】</p> <p>申請者から、し尿収集申込（異動）届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。あわせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。（なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている）</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	学齢児童及び生徒に係る入学期日の通知及び就学すべき学校の指定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>転入、転居等、住所異動の入力を行うと、オンラインにより自動的に就学通知書が発行されるため、住所の異動手続時に保護者へ渡している。</p> <p>就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合は、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい手続きしてもらっている。</p>	<p>【内容】</p> <p>転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。</p> <p>就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。</p>	<p>【内容】</p> <p>転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。</p> <p>就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。</p>	<p>【内容】</p> <p>転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。</p> <p>就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。</p>	<p>【内容】</p> <p>転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。</p> <p>就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
37	証明書自動交付機システム維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	相模原市証明書自動交付機設置に関する規程				
歳出予算額（平成16年度）	20,670千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 証明書自動交付機を設置し、市民の利便を図る。</p> <p>【内容】 証明書の種類：住民票・印鑑登録証明書・税務証明書（一部） 設置場所 ・本庁 （2台） ・橋本出張所 （1台） ・大野南出張所 （1台） ・相模台出張所 （1台） ・相模原駅連絡所（1台） 事業費の内訳 ・システムパッケージ保守委託 ・メンテナンスリース（6台分）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	市民部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
38	住民基本台帳ネットワークシステム維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課		町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	住民基本台帳法・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律・		住民基本台帳法・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律・	住民基本台帳法・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律・	住民基本台帳法・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律・	住民基本台帳法・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律・
歳出予算額（平成16年度）	22,859千円	12,738千円	12,896千円	4,711千円	5,266千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績（H15年度） 1,350枚 2次稼働業務の取り扱い部署（広域交付住民票・付記転入等） ・本庁及び出張所（12ヶ所） 連絡所では取扱わない。 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 6,773千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 12,601千円 ・住基台帳ネットワークシステム周辺機器リース料 2,555千円 ・消耗品費 930千円 (データ用媒体、トナーカートリッジ等)</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績（H15年度） 34枚 2次稼働業務の取り扱い部署（広域交付住民票・付記転入等） ・本庁 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 8,165千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 2,916千円 ・住基台帳ネットワークシステム周辺機器リース料 1,468千円 ・データ用媒体 189千円</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績（H15年度） 34枚 2次稼働業務の取り扱い部署（広域交付住民票・付記転入等） ・本庁のみ 支所・出張所では取扱わない。 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 6,000千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 6,815千円 ・バックアップ用データカートリッジ 80千円</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績（H15年度）1枚 2次稼働業務の取り扱い部署（広域交付住民票・付記転入等） ・本庁 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 1,845千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 2,857千円 ・バックアップ用データカートリッジ 9千円</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績（H15年度） 11枚 2次稼働業務の取り扱い部署（広域交付住民票・付記転入等） ・本庁のみ 支所では取扱わない。 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 2,060千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 3,118千円 ・住基台帳ネットに係る消耗品 142千円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	住民基本台帳事務オペレーション委託業務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	住民基本台帳・ 相模原市印鑑条例				
歳出予算額（平成16年度）	31,333千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民基本台帳事務のオペレーション業務を委託し、事務の効率化を図る。</p> <p>【内容】 委託業務 ・印鑑登録に係る入力業務 ・住民基本台帳法9条19条に係る通知入力業務 ・住民基本台帳法9条19条に係る通知発送業務 ・住民票等の郵送請求事務に係る出力等諸業務 ・住民基本台帳カード作成等業務 ・住民登録入力業務</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
40	相模原市民証交付業務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課 相模原市民証交付事業実施要綱	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	522千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市民証を交付し、市民の日常生活の利便の向上を図る。</p> <p>【内容】 対象者 ・住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている15歳以上の希望者</p> <p>交付状況 ・13年度：2717枚(13年9月から実施) ・14年度：936枚 ・15年度：244枚</p> <p>事業の内訳 ・発行機リース ・消耗品</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	国民年金事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民年金課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民年金法・ 国民年金法施行令・ 国民年金法施行規則・ 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法・ 国民年金法施行令・ 国民年金法施行規則・ 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法・ 国民年金法施行令・ 国民年金法施行規則・ 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法・ 国民年金法施行令・ 国民年金法施行規則・ 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法・ 国民年金法施行令・ 国民年金法施行規則・ 国民年金市町村事務処理基準
歳出予算額（平成16年度）	41,180千円	203千円	559千円	565千円	287千円
歳入予算額（平成16年度）	199,487千円	8,455千円	10,581千円	3,165千円	3,298千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用（資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出）及び給付（老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理）等の国民年金法に基づき市が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発はN E C。 国民年金推進相談員 市民の国民年金に関する相談・手続きに対応するため、年金制度に精通するものを委嘱する。身分は非常勤特別職。 特定財源 基礎年金等事務費交付金 199,056千円 福祉年金事務費交付金 246千円 合 計 199,302千円 国民年金事務運営費(41,180千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 県国民年金推進協議会 105千円 (社)日本国民年金協会 13千円 県都市国民年金事務連絡協議会 5千円 その他研修会等負担金 62千円</p>	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用（資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出）及び給付（老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理）等の国民年金法に基づき町が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発はN E C。 国民年金推進相談員 該当なし 特定財源 基礎年金等事務費交付金 8,444千円 福祉年金事務費交付金 11千円 合 計 8,455千円 国民年金事務運営費(203千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 県国民年金推進協議会 18千円 (社)日本国民年金協会 6千円</p>	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用（資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出）及び給付（老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理）等の国民年金法に基づき町が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発はN E C。 国民年金推進相談員 該当なし 特定財源 基礎年金等事務費交付金 10,565千円 福祉年金事務費交付金 16千円 合 計 10,581千円 国民年金事務運営費(559千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 県国民年金推進協議会 20千円 (社)日本国民年金協会 6千円</p>	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用（資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出）及び給付（老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理）等の国民年金法に基づき町が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発は日本電子計算(株)。 国民年金推進相談員 該当なし 特定財源 基礎年金等事務費交付金 3,156千円 福祉年金事務費交付金 9千円 合 計 3,165千円 国民年金事務運営費(565千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 県国民年金推進協議会 14千円 (社)日本国民年金協会 6千円</p>	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用（資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出）及び給付（老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理）等の国民年金法に基づき町が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発は日本電子計算(株)。 国民年金推進相談員 該当なし 特定財源 基礎年金等事務費交付金 3,289千円 福祉年金事務費交付金 9千円 合 計 3,298千円 国民年金事務運営費(287千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 県国民年金推進協議会 14千円 (社)日本国民年金協会 6千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	防犯活動等推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	防犯活動推進員設置要綱				
歳出予算額（平成16年度）	15,356千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1 概要</p> <p>市内における犯罪の多発化に対応するため、地域住民・警察等関係機関と連携を図り、総合的な防犯対策を展開する。</p> <p>【基本方針】</p> <p>市民一人ひとりの防犯意識や自警意識の高揚 地域総ぐるみによる防犯体制の強化 犯罪の発生を抑制するための環境整備 警察活動の強化（要請活動）</p> <p>【重点対策】</p> <p>「空き巣」等の侵入犯被害防止対策 「ひったくり」「車上狙い」「自転車盗」等の街頭犯罪防止対策 子どもに対する犯罪・変質者被害防止対策</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 防犯活動推進員の設置 防犯啓発活動による地域住民の自主防犯意識の高揚、並びに防犯対策に関するアドバイス相談業務等を行なう。</p> <p>(2) 防犯モデル地区の推進 市民一人ひとりが直接関わることのできる単位自治会等の身近なエリアを対象に、モデル地区（6団体）を指定し、より効果的な防犯活動の検討や実践に取り組み、もって、その活動を全市域へ波及させる。</p> <p>(3) 地域防犯パトロールの支援 パトロールベスト等の防犯パトロールに必要な物品の貸与</p> <p>(4) 全小・中学生への防犯ブザーの貸与 児童・生徒の登下校時の安全性をより高めるため、市内全小中学校の児童生徒に「防犯ブザー」を貸与（教育委員会事業）</p> <p>(5) その他 各種媒体を活用した啓発、情報提供事業等 JR町田駅南口環境浄化対策事業</p> <p>事業費には、教育委員会による防犯ブザー貸与に係る事業費は含まない。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	連合防犯協会補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	21,901千円	268千円	273千円	124千円	102千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 概要 防犯意識の高揚と自警心を喚起し、犯罪の発生を未然に防止することにより、犯罪のない明るい社会を実現するため、市内18地区防犯協会の連合組織である「相模原連合防犯協会」及び「相模原南連合防犯協会」に活動費を補助する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額（H16予算） ・相模原連合防犯協会運営費 3,945千円 ・相模原連合防犯協会防犯灯 7,972千円 ・相模原南連合防犯協会運営費 5,049千円 ・相模原南連合防犯協会防犯灯 4,935千円 21,901千円</p> <p>3 連合防犯協会事業内容 (1) 地域安全運動の実施 ・春の地域安全運動 ・全国地域安全運動 ・年末年始特別警戒 (2) 「地域安全市民のつどい」の開催 (3) 「子ども110番の家」広報、啓発活動 (4) 防犯団体への助成 ・地区防犯協会 ・防犯指導員連絡協議会 ・暴力団排除対策推進協議会 等 (5) 防犯灯の設置及び維持管理 ・管理灯数 2,591灯 ・管理費 9,523千円 ・設置費 3,384千円</p>	<p>1 概要 防犯思想の徹底を図り、防犯意識の高揚と自警心を喚起し、各種犯罪の未然防止や地域ぐるみの防犯体制の確立により、犯罪のない明るい社会の実現を期するため、防犯関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額等（H16予算） 268千円 ・津久井郡連合防犯協会負担金 135千円 ・津久井郡暴力団排除推進協議会補助金 97千円 ・防犯指導員活動補助金 32千円</p> <p>3 各団体事業内容 (1) 津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動及び各種運動の推進 ・少年非行防止活動の推進 ・暴力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2) 津久井郡暴力団排除推進協議会 ・暴排キャンペーンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼における暴力団の排除 (3) 防犯指導員 ・防犯バトロールの実施</p>	<p>1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民の防犯思想の普及徹底を図り、各種犯罪を未然に防止し治安維持に寄与するため、関係団体に活動費を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額（H16予算） ・津久井郡連合防犯協会負担金 159千円 ・津久井郡暴力団排除推進協議会補助金 114千円</p> <p>3 事業内容 (1) 津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動及び各種運動の推進 ・少年非行防止活動の推進 ・暴力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2) 津久井郡暴力団排除推進協議会 ・暴排キャンペーンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼における暴力団の排除</p>	<p>1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民の防犯思想の普及徹底を図り、各種犯罪を未然に防止し治安維持に寄与するため、関係団体に活動費を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額（H16予算） ・津久井郡連合防犯協会負担金 12.4千円 ・津久井郡暴力団排除推進協議会補助金 6.8千円</p> <p>3 事業内容 (1) 津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動及び各種運動の推進 ・少年非行防止活動の推進 ・暴力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2) 津久井郡暴力団排除推進協議会 ・暴排キャンペーンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼における暴力団の排除</p>	<p>1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民の防犯思想の普及徹底を図り、各種犯罪を未然に防止し治安維持に寄与するため、関係団体に活動費を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額（H16予算） ・津久井郡連合防犯協会負担金 10.2千円 ・津久井郡暴力団排除推進協議会補助金 7.3千円</p> <p>3 事業内容 (1) 津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動及び各種運動の推進 ・少年非行防止活動の推進 ・暴力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2) 津久井郡暴力団排除推進協議会 ・暴排キャンペーンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼における暴力団の排除</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	交通安全思想普及啓発事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市違法駐車等の防止に関する条例	城山町交通安全対策協議会規程・ 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	津久井町交通安全対策協議会規約・ 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町交通安全対策協議会規約	藤野町交通安全対策協議会規約 藤野町特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
歳出予算額（平成16年度）	9,472千円	2,579千円	2,557千円	180千円	534千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 概要 交通安全思想の普及及び意識の掲揚を図り、交通事故の減少に努める。 また、違法駐車等防止のための意識の啓発を図り、違法駐車等の防止を推進することにより、市民の安全で良好な生活環境を保持する。</p> <p>2 事業内容 (1) 交通安全思想普及啓発 ・交通安全標語、作文、ポスターの募集及び表彰 ・立看板の作成、配布 ・新入学児童に対し、交通安全リーフレットを配布 (2) 違法駐車等防止啓発 ・違法駐車等防止啓発員による「違法駐車等防止重点区域」における啓発活動の実施 *重点区域：相模大野駅、相模原駅、橋本駅 ・キャンペーン活動の実施</p> <p>3 事業費 (1) 交通安全思想普及啓発 901千円 (2) 違法駐車等防止啓発 1,790千円</p>	<p>1 概要 交通安全対策協議会を開催し、交通安全関係団体や機関と連絡調整を図る。また、啓発活動や広報活動を行い、交通事故防止を図る。 交通整理員を配置し、登下校時における児童・生徒の安全確保を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 城山町交通安全対策協議会 ・会議の開催（年1回） ・各季交通安全運動の実施 ・新入学児童に対し、ランドセルカバー・リーフレットを配布 (2) 交通整理員 ・町内4箇所に配置 (3) 交通安全啓発活動 ・立看板の作成、配布</p> <p>3 事業費 (1) 城山町交通安全対策協議会 委員報酬 30千円 交通安全対策事業委託料 132千円 (2) 交通整理員 2,358千円 (3) 交通安全啓発活動 立看板購入 50千円</p>	<p>1 概要 交通安全対策協議会を開催し、各関係機関と調整を図る。また、啓発活動や広報活動を行い交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 津久井町交通安全対策協議会 ・会議の開催（年4回、各季運動期間） ・各季交通安全運動の実施 ・新入学（園）児に対し、ランドセルカバー、ハンカチを配布 (2) 交通安全思想普及 ・各季運動期間中に街頭指導を実施 ・高齢者に対する交通安全思想普及事業 ・幼児・小中学生に対する交通安全思想普及事業 (2) 交通安全環境の整備 ・立看板の作成、配布 ・ストップマークの張り替え</p> <p>3 事業費 (1) 津久井町交通安全対策協議会委員報酬 1,812千円 (2) 啓発経費 ・服装整備費 745千円</p>	<p>1 概要 町内における道路交通の現況に鑑み、交通安全対策の充実めざすと共に、各関係機関及び団体相互間の密接な連絡を保ち、組織的な総合交通安全対策の樹立を図る。また、啓発活動や広報活動を行い交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 交通安全思想普及 ・各季運動期間中に街頭指導を実施 ・高齢者に対する交通安全思想普及事業 ・幼児・小中学生に対する交通安全思想普及事業 (2) 交通安全環境の整備 ・立看板の作成、配布 ・ストップマークの張り替え</p> <p>3 事業費 (1) 相模湖町交通安全対策協議会 180千円</p>	<p>1 概要 町内における道路交通の現況に鑑み、交通安全対策の充実めざすと共に、各関係機関及び団体相互間の密接な連絡を保ち、組織的な総合交通安全対策の樹立を図る。また、啓発活動や広報活動を行い交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 交通安全思想普及 ・各季運動期間中に街頭指導を実施 ・幼児・小中学生に対する交通安全思想普及事業 ・立看板の作成、配布 (2) 交通安全環境の整備 ・立看板の作成、配布</p> <p>3 事業費 (1) 藤野町交通安全対策協議会 90千円 (2) 啓発物品、看板等 444千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	交通安全教室事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市児童交通指導員設置要綱・ 交通公園設置運営要綱	城山町交通安全対策協議会規程	津久井町交通安全対策協議会規約	相模湖町交通安全対策協議会規約	藤野町交通安全対策協議会設置規程
歳出予算額（平成16年度）	12,184千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 概要 交通安全指導員が、保育園、幼稚園、小学校PTA、自治会等に対して自転車の正しい乗り方、信号機の見方、街頭指導旗の振り方等を指導し、交通事故の減少に努める。</p> <p>2 事業内容 道路横断の仕方、自転車の乗り方の指導、交通安全映画の上映、ダミー人形を用いた自動車巻き込み実験等を行い、交通安全意識の高揚を図るとともに、正しい知識の普及を図る。 開催日時 土・日・祝日、火曜日を除く平日 午前10時から11時30分まで 午後2時から4時まで 内 容 講話、歩行・自転車実技、映画、ダミー実験等</p> <p>3 指導員 交通安全指導員 6名 (非常勤特別職員)</p>	<p>1 概要 高齢者を対象に、交通安全教室を開催し、高齢者の交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 高齢者を対象に、自治会単位で、津久井警察署の指導により交通安全教室を実施。</p> <p>3 その他 城山町交通安全対策協議会の主催により実施</p>	<p>1 概要 新入学（園）児を中心に交通安全教室を開催し、交通事故の危険性を教え、高い傾向にある幼児及び小学生の交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 幼稚園児及び小学生に対し、津久井警察署の指導により交通安全教室を実施。</p> <p>3 その他 津久井町交通安全対策協議会主催により実施</p>	<p>1 概要 幼児、小学生及び高齢者を対象に交通安全教室を開催し、交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 幼稚園児、小学生及び高齢者に対し、津久井警察署の指導により交通安全教室を実施。</p> <p>3 その他 相模湖町交通安全対策協議会主催により実施</p>	<p>1 概要 幼児・児童を中心に交通安全教室及び自転車の正しい乗り方教室を開催し、交通事故の危険性を教え、高い傾向にある幼児及び小学生の交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 幼稚園児及び小学生に対し、津久井警察署の協力を得ながら町交通指導隊等により交通安全教室及び自転車の正しい乗り方教室を実施。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	鹿沼児童交通公園管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市児童交通指導員設置要綱・ 交通公園設置運営要綱				
歳出予算額（平成16年度）	8,905千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1 概要 公園内に信号機、踏切警報機、道路標識等を園内に設置し、遊具を用いて交通知識や道徳の指導を行い、子どもたちの交通事故の減少を図る。</p> <p>2 事業内容 ・来園者に対して遊具（豆自動車、ミカト、自転車等）を用いての交通安全教育の実施 ・保育園、幼稚園、小学校等の団体利用者に対する交通安全教育の実施 ・夏休み交通安全教室の開催</p> <p>3 指導員 児童交通指導員 3名 (非常勤特別職員)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	交通安全団体補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	10,880千円	106千円	1,672千円	209千円	174千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 概要 「交通安全都市」宣言に基づき、市民総ぐるみで交通事故を防止するため、各種交通安全運動の実施、交通安全思想の高揚など多様な交通安全対策を推進するため、相模原市交通安全都市推進協議会、並びに相模原交通安全協会及び相模原南交通安全協会に対し、活動費を補助する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 相模原市交通安全都市推進協議会 事業費 9,090千円(H16予算) 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全パトロールの実施 ・道法駐車等防止啓発活動の実施 ・交通安全市民総ぐるみ大会の開催 ・交通安全功労者の表彰 ・交通安全標語・作文・ポスター入選者の表彰等 ・交通安全母の会等への助成 (2) 交通安全協会 事業費 1,790千円(H16予算)</p>	<p>1 概要 町民の交通安全意識を高揚し、交通ルールの遵守等により、交通事故の減少を図る為、交通安全推進関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 津久井交通安全協会城山支部 補助額 64千円(H16予算) 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全標語の募集 ・機関紙の発行 (2) 津久井交通安全協会 補助額 42千円 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全パレードの実施</p>	<p>1 概要 町内における道路状況をかんがみ、関係機関並びに各種団体と相互の連絡を保ち、組織的な交通安全対策を推進し交通事故防止を図るため、津久井町交通安全対策協議会並びに津久井安全協会に対し活動費を補助する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 津久井町交通安全対策協議会 事業費 1,610千円(H16予算) 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・常任委員会の開催(定例会、臨時会4回) ・交通安全功労者の表彰 ・広報活動等における運動の周知 ・街頭活動の推進 ・交通安全教室の開催 ・交通安全団体への助成(支部、父母の会) (2) 交通安全協会 負担金 49千円(H16予算) 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全パレードの実施</p>	<p>1 概要 各季交通安全運動、啓蒙宣伝、安全教育等の実施による交通事故防止を図るため、交通安全推進関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 相模湖町交通安全対策協議会 補助額 18千円(H16予算) 事業内容 ・各季の交通安全運動の実施 ・交通安全教室の開催 ・街頭活動の推進 (2) 津久井交通安全協会 補助額 29千円(H16予算) 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全パレードの実施</p>	<p>1 概要 各季交通安全運動、啓蒙宣伝、安全教育等の実施による交通事故防止を図るため、交通安全推進関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 藤野町交通安全対策協議会 補助額 28千円 事業内容 ・各季の交通安全運動の実施 ・交通安全教室の開催 ・街頭活動の推進 (2) 津久井交通安全協会 補助額 31千円 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 (3) 津久井交通安全協会藤野支部 補助額 40千円 事業同上 (4) 津久井交通安全協会牧野支部 補助額 30千円 事業同上 (5) 幼児交通安全クラブ 補助額 45千円 事業内容 ・幼児向け交通安全教室開催</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	交通指導隊事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	交通・地域安全課	環境防災課 城山町交通指導隊の組織活動に関する規程・ 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	防災課 津久井町交通指導隊設置条例・ 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	総務課 相模湖町交通指導隊設置条例相模湖町非常勤職員・ の報酬及び費用弁償に関する条例	総務課 藤野町交通指導隊設置規程 藤野町非常勤職員・の報酬及び費用弁償に関する条例
歳出予算額（平成16年度）		2,560千円	2,981千円	2,094千円	2,704千円
歳入予算額（平成16年度）		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【名称】 城山町交通指導隊</p> <p>【目的】 人命尊重の理念に基づき、交通事故による犠牲者の絶滅を期し、正しい交通ルールを指導すると共に、交通事故の防止を図り、町民の交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>【委員等の構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 24名 ・交通指導の知識経験があると認める者について町長が任命する ・任期 2年 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭指導 ・広報活動 ・安全教育 ・町及び自治会諸行事における交通整理 <p>【報酬】（H16予算 1,751千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊長 年額 100千円 ・副隊長 年額 78千円 ・班長 年額 73千円 ・隊員 年額 71千円 <p>【費用弁償】（H16予算 507千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4時間以下の出勤 2,400円 ・4時間超の出勤 2,700円 	<p>【名称】 津久井町交通指導隊</p> <p>【目的】 人命尊重の理念に基づき、交通安全の実をあげるため指導隊を設け、町内の交通事故防止および交通安全対策の推進を図る。</p> <p>【委員等の構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 20名以内 ・社会的信望があり交通安全について深い関心と理解を持ち、その職務を遂行する熟意と能力を有するものの中から町長が委嘱任命する。 ・任期 3年 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭指導（毎月1日、15日、各季運動期間） ・広報活動（毎月1日、15日、各季運動期間） ・安全教育 ・町の公共行事における交通整理 <p>【報酬】（H16予算 1,362千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊長 年額 93千円 ・副隊長 年額 77千円 ・隊員 年額 70千円 <p>【出勤手当】（H16予算 270千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一回の出勤につき1,800円 <p>【費用弁償】（H16予算 170千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地までの交通費 <p>【活動費交付金】（H16予算 171千円）</p> <p>【服装整備費】（H16予算 1,008千円）</p>	<p>【名称】 相模湖町交通指導隊</p> <p>【目的】 人命尊重の理念に基づき、交通安全の実をあげるため指導隊を設け、その組織及び運営を明確にして、円滑なる推進を図る。</p> <p>【委員等の構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15名以内 ・社会的に信望があり、交通安全について深い関心と理解を持ち、その職務を遂行する熟意と能力を有するものの中から町長が委嘱任命する。 ・任期 3年 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭指導 ・広報活動 ・安全教育 ・町の公共行事における交通整理 <p>【報酬】（H16予算 996千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊長 年額 90千円 ・副隊長 年額 75千円 ・隊員 年額 63千円 <p>【費用弁償】（H16予算 356千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3時間未満の場合900円 ・3時間以上の場合1,400円 	<p>【名称】 藤野町交通指導隊</p> <p>【目的】 人命尊重の理念に基づき、交通安全の実をあげるため指導隊を設け、その組織及び運営を明確にして、円滑なる推進を図る。</p> <p>【委員等の構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 20名以内 ・社会的に信望があり、交通安全について深い関心と理解を持ち、その職務を遂行する熟意と能力を有するものの中から町長が委嘱任命する。 ・任期 3年 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭指導 ・広報活動 ・安全教育 ・町の公共行事における交通整理 <p>【報酬】（H16予算 2004千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊長 年額 89千円 ・副隊長 年額 71千円 ・隊員 年額 61千円 ・3時間未満の場合800円 ・3時間以上の場合1,600円 <p>【費用弁償】（H16予算 63千円）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	消費者啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課
歳出予算額（平成16年度）	2,641千円	160千円	73千円	13千円	62千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消費者が自主性をもって、健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活知識の情報提供、啓発活動を行う。</p> <p>くらしの情報提供事業 *消費生活情報紙・くらしの豆知識・消費者啓発リーフレット等の発行し、情報提供、消費者啓発を図る。 *出張所・公民館等市公共施設及び事業の際に配布。</p> <p>【内容】 ・消費生活情報紙 年4回 1,800部 ・啓発リーフレット 5種類程度</p> <p>消費生活展事業 *消費者団体等と共に、暮らしに関するパネル等の展示、啓発資料の配布等を行い、消費者に情報提供する。</p> <p>【内容】 ・パネル作成委託 ・出展者 9団体程度</p> <p>消費者啓発講座・学習会事業 *消費者被害の未然防止のため、また、自立した消費者育成のため消費者啓発講座・学習会等を実施する。 消費者啓発講座 衣食住や環境など消費者問題に関する講座及び消費者被害未然防止のための講座・学習会等を開催 ・くらしの講座 3回 ・学習会 1回 ・月間事業講演会 1回 ・暮らしの問題交流会議 1回 ・暮らしを考えるつどい 1回</p> <p>親子消費者教室 親子が楽しみながら、消費者としての知識を習得する実習などの教室を開催 2～3回 消費生活講座講師派遣 消費生活に関する問題について、地域の団体やサークル等が自主的に企画した講座等に、依頼を受けて講師を派遣する。 講師料は、市負担と主催者負担がある。</p>	<p>【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動</p> <p>消費者啓発活動 ・町民が架空請求等の被害防止及び生活設計（貯蓄等）に関する講座の開催</p> <p>【内容】 ・高齢者向け悪質商法被害未然防止講座 年1回（2会場） ・暮らしの講座 年1回（1会場）</p> <p>情報提供 パンフレット、くらしの豆知識等で情報を提供し、啓発を図るとともに、町内に被害が拡大する恐れのある悪質商法等が発生した場合に緊急情報誌を発行する。</p>	<p>【目的】 消費者被害の未然防止及び、自立した消費者育成のため情報提供及び啓発を行う。</p> <p>【内容】 くらしの情報提供事業 1市4町で作成した消費者啓発リーフレット等を各支所及び講座の際に配布。</p> <p>消費生活展事業 該当なし</p> <p>消費者啓発講座・学習会事業 53千円 消費者被害未然防止啓発講座 5回 ・悪質商法による被害を未然に防止するため特に被害が集中している高齢者を対象に落語による講座を開催。 ・津久井町社会福祉協議会で主催する「やすらぎステーション」の場で津久井町内を7地区に分けローテーションで開催。 ・講師料は全額町負担。 親子消費者教室 該当なし 消費生活講座講師派遣 該当なし</p> <p>生活設計推進事務 20千円 家計簿の購入</p>	<p>【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動</p> <p>消費者啓発活動 ・町民が架空請求等の被害防止及び消費者育成のための講座の開催</p> <p>【内容】 ・高齢者向けの講座を町老人福祉センターと共催で年1回（11月又は12月）開催。</p> <p>情報提供 パンフレット、くらしの豆知識等で情報を提供し、啓発を図る。</p>	<p>【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動</p> <p>消費者啓発活動 ・町民が架空請求等の被害防止及び消費者育成のための講座の開催</p> <p>【内容】 高齢者向け悪質商法被害未然防止講座開催 年1回（2会場）</p> <p>情報提供 ・パンフレット、くらしの豆知識等で情報を提供し、啓発を図る。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	消費者保護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課
根拠法令等	消費者保護基本法		消費者保護基本法		
歳出予算額（平成16年度）	30,664千円	460千円	460千円	463千円	463千円
歳入予算額（平成16年度）	5,499千円	230千円	230千円	230千円	230千円
【事務事業の内容】	<p>消費生活相談事業</p> <p>【目的】 消費生活に関する相談及び苦情等を受付処理することにより、市民の消費生活の安定と向上を図る。</p> <p>【内容】 商品の品質やサービスなどの問い合わせや契約上のトラブルなど、消費生活に関する相談や解決のための助言等を消費生活相談員が行う。 ・相談日 平日（北センターは年末年始・施設点検日を除く毎日） ・相談時間 午前9時～12時、午後1時～4時 ・相談場所 相模原消費生活センター 北消費生活センター 消費生活相談コーナー（南市民相談室内） ・相談員 10名（7名/日、但し、土曜日2名、日・祝日は1名/日） ・相談件数 平成15年度＝9、098件 *相談員経費（報酬） 21、912千円</p> <p>*平成12年4月1日付けで相模原市と津久井4町の各首長が津久井4町の消費生活相談を相模原市が代行する協定を結んでいる。 負担金として、各町から460,000円を受けている。</p> <p>消費者活動等助成事業 相模原市消費者団体連絡会に運営費の一部を助成し、活動の活発化を図る。 ・市消費者団体連絡会加盟 11団体</p> <p>【特定財源の概要】 ・ 県補助金 3,539千円 ・ 労働保険被保険者負担金 120千円 ・ 3町負担金 1,380千円</p>	<p>消費生活相談事業</p> <p>相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 267件（平成15年度）</p> <p>【特定財源の概要】 県補助金 460千円×50%</p> <p>消費者活動等助成事業 該当なし（消費者団体なし）</p>	<p>消費生活相談事業</p> <p>相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 347件（平成15年度）</p> <p>【特定財源の概要】 県補助金 460千円×50%</p> <p>消費者活動等助成事業 該当なし（消費者団体 6団体）</p>	<p>消費生活相談事業</p> <p>相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 82件（平成15年度）</p> <p>【特定財源の概要】 県補助金 460千円×50%</p> <p>消費者活動等助成事業 該当なし（消費者団体なし）</p>	<p>消費生活相談事業</p> <p>相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 66件（平成15年度）</p> <p>【特定財源の概要】 県補助金 460千円×50%</p> <p>消費者活動等助成事業 該当なし（消費者団体なし）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	消費生活推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	747千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>消費生活事業推進協議会事業</p> <p>【目的】 消費者保護行政の参考とするため、各界の代表者の意見を聞く協議会を開催する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催 ・協議会の構成（委員15名、任期2年） <ul style="list-style-type: none"> 消費者 5名 関係団体・機関の代表 6名 学識経験者 2名 市職員 2名 <p>モニター事業</p> <p>【目的】 「消費生活モニター」を委嘱し、地域での消費者啓発、情報提供、意見収集を行い、消費生活の安定・向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の20歳以上の市民 ・職務 地域での消費者啓発、情報提供、意見収集 <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する意見・要望・提案等の提出 勉強会、講演会等への参加及び調査への協力 	該当なし	<p>消費生活事業推進協議会事業</p> <p>該当なし</p> <p>モニター事業</p> <p>該当なし</p> <p>平成13年度に消費生活モニター及び広報モニターが廃止され、平成15年度に町政モニターが設置された。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	計量検査等事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法
歳出予算額(平成16年度)	6,276千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 計量法に基づき、特定計量器の定期検査、事業所への立入検査、計量思想の普及指導等を実施する。</p> <p>定期検査 取引や証明に使用される「非自動はかり、分銅及びおもり等」の定期検査 ・市域を2分し、隔年で実施（2年に1度の検査） ・平成16年度は、市北部地区を実施 対象計量器数 900台(予定) 定期検査委託料 5,570千円</p> <p>事業所への立入検査 特定計量器の製造者・修理業者・販売事業者等の事業場・営業所等で、計量器の適正な使用状況や適正な計量の実施について調査、質問を実施する。 ・事業者に対する立入検査 11業種(者) ・特定計量器に対する立入検査 11計量器 ・適正計量管理事業所の指定に係る検査 ・その他、商品量目検査・試買検査</p> <p>計量思想の普及指導 計量教室、計量モニターの実施と商取引 強調・計量管理強調月間等の広報周知</p>	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。</p>	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 県が直営で実施している。町では計量器定期検査の事前調査、通知の発送、定期検査の補助を行う。</p> <p>定期検査 ・取引や証明に使用される「非自動はかり、分銅及びおもり等」の定期検査 ・2年に1度の検査(平成16年度は、実施予定なし)</p> <p>事業所への立入検査 該当なし</p> <p>計量思想の普及指導 県より送付されるポスター等で計量法の普及啓発を行う。</p>	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。</p>	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に規定する表示監視	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課
根拠法令等	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法	家庭用品品質表示法・津久井町家庭用品品質表示法事務取扱要領・消費生活用製品安全法・津久井町消費生活用製品安全法事務取扱要領	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法	家庭用品品質表示法・藤野町家庭用品品質表示法事務取扱要領・消費生活用製品安全法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・指定品目 90品目 ・年1～2日 実施地域を定めて、1,000点程度調査 <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・特定製品 6品目 ・年1～2日 実施地域を定めて、5～6点調査 	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・指定品目 90品目 ・年1 実施 <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・特定製品 1品目 ・年1 実施 	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・指定品目 90品目 ・検査対象品目を指定し、立入検査を実施。 ・平成15年度は、24品目指定し、11店舗立入検査を実施。 <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・特定製品 6品目 ・検査対象品目を指定し、立入検査を実施。 ・平成15年度は、1品目指定し、1店舗立入検査を実施。 	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・調査品目 100～120品目 ・年1回 実施 <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・調査品目 1品目 ・年1回 実施 	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・指定品目 90品目 ・年1 実施 <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・特定製品 1品目 ・年1 実施

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	窓口業務の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	出張所	町民課	4支所・出張所	町民課	支所
根拠法令等	戸籍法 住民基本台帳法 相模原市印鑑条例 相模原市印鑑条例施行規則 相模原市出張所設置条例 相模原市庁舎管理規則 相模原市公印規則 相模原市手数料条例 相模原市手数料条例施行規則		戸籍法 住民基本台帳法 津久井町印鑑条例 津久井町印鑑条例施行規則 津久井町支所等設置条例 津久井町公印規程 津久井町手数料徴収条例		戸籍法 住民基本台帳法 藤野町印鑑条例 藤野町印鑑条例施行規則 藤野町支所設置条例 藤野町支所処務規程 藤野町公印規程 藤野町手数料徴収条例
歳出予算額（平成16年度）	0千円		0千円		0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>出張所は、次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・ 戸籍の届出の受付及び住民基本台帳への記載修正 ・ 住民異動届の受付及び処理 ・ 印鑑登録（さがみはらカード）申請の受付及び処理 ・ 住民基本台帳の閲覧 ・ 住民基本台帳カード交付等申請書の受付及びカードの交付 ・ 転入通知未着者の紹介及び処理 ・ 埋火葬許可及び改葬許可並びに商場火葬炉使用承認（身体の一部に係るものを除く。）に関する事 ・ 住民実態調査に関する事 ・ 身分証明書その他証明書 ・ 広域交付住民票の交付（住居表示、戸籍表示証明書及び受理証明書については手書き。） ・ 個人の市・県民税課税証明及び納税証明（法人市民税納税証明を除く。）に関する事（大野南出張所（上鶴間連絡所をのぞく。）の主管に属するものを除く。） ・ 自動車臨時運行許可に関する事（大野南出張所に限る。） ・ 所管区域内の行政に係る情報収集に関する事 ・ 市民の相談その他要望等の受付に関する事 ・ 児童手当、児童福祉手当（児童福祉手当は大野南出張所を除く。）等にかかる認定請求書の受理に関する事 ・ 医療連絡票の交付に関する事 ・ 老人医療証、乳児医療証、重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証の交付申請受付（重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証は大野南出張所を除く。） ・ 国民年金に係る資格取得届書等の受理に関する事 ・ 介護保険に係る資格者証の作成交付および認定申請書等の受付に関する事 ・ 国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付に関する事 ・ 妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付に関する事 	該当なし	<p>【内容】</p> <p>支所は、次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・ 戸籍の届出の受付 ・ 住民異動届の受付 ・ 印鑑登録申請の受付 ・ 住民基本台帳の閲覧 ・ 埋火葬許可及び改葬許可に関する事 ・ 身分証明書その他証明書 ・ 個人の町・県民税課税証明及び納税証明に関する事 ・ 固定資産税の諸証明及び公図の閲覧等に関する事 ・ 所管区域内の行政に係る情報収集に関する事 ・ 町民の相談その他要望等の受付に関する事 ・ 老人医療証の交付申請受付 ・ 国民年金に係る資格取得届書等の受理に関する事 ・ 介護保険に係る資格認定申請書等の受付に関する事 ・ 国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付に関する事 ・ 妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付に関する事 ・ し尿の処理に係る届出書の受付に関する事 ・ 地域自治団体等との連絡に関する事 <p>出張所は、次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄抄本の交付に関する事 ・ 住民票及び戸籍の附票の写し並びに住民票記載事項証明書の交付に関する事 ・ 印鑑登録証明書の交付に関する事 ・ 地域自治団体等との連絡に関する事 	該当なし	<p>【内容】</p> <p>支所は、次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・ 戸籍の届出の受付 ・ 戸籍謄抄本の交付に関する事 ・ 住民異動届及び印鑑登録に関する事 ・ 住民票及び戸籍の附票の写し並びにその他諸証明書等の交付に関する事 ・ 印鑑登録証明書の交付に関する事 ・ 埋火葬許可及び改葬許可に関する事 ・ 課税及び納税証明並びに固定資産税の諸証明等に関する事 ・ 国民年金に関する事 ・ 介護保険に関する事 ・ 国民健康保険に関する事 ・ その他関連する窓口業務に関する事 ・ 施設の利用及び管理に関する事 ・ 地区の団体等に関する事 <p>牧野支所は、上記の事務以外に次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 牧野財産区に関する事

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	窓口業務の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p> すること。 し原の処理に係る届出書の受付に關すること。 地域自治団体等との連絡に關すること。 学齡児童及び生徒に係る入学期日の通知及び就学すべき学校の指定に關すること。 不在者投票に關すること。 連絡所に關すること（当該連絡所の所属する出張所に限る。）。 シティ・プラザはしもと（相模原市橋本6丁目2番1号）の維持管理及び秩序保持に關すること（橋本出張所に限る。）。 相模原市南合同庁舎（相模原市相模大野5丁目31番1号）の維持管理及び秩序保持に關すること（大野南出張所に限る。）。 出納員の設置に關すること。 ・市税、税外諸収入金の収納及び公金払込領収書、調定報告書の作成 福祉年金に係る定時届の受付 ゴミ収集所設置及び移設申込書の受付 マッサージ等施術助成券の交付申請受付（大野南出張所を除く。）。 出張所ホームページに關すること 出張所・・・12出張所 </p> <p> 連絡所は、次の事務を所掌する。 戸籍謄抄本の交付に關すること。 住民票及び戸籍の附票の写し並びに住民票記載事項証明書の交付に關すること。 印鑑登録証明書の交付に關すること。 身分証明書、不在住・不在籍証明書及び住居表示・本籍表示変更証明書の交付に關すること。 外国人登録原票記載事項証明書の交付に關すること。 個人の市・県民税課税証明書及び納税証明（法人市民税納税証明を除く。）に關すること。 現金出納員の事務補助 連絡所・・・4連絡所 </p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	出張所の維持管理及び秩序保持	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	出張所	町民課	4支所・出張所	町民課	町民課・支所
根拠法令等	相模原市庁舎管理規則				
歳出予算額（平成16年度）	410,916千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>シティ・プラザはしもと維持管理及び秩序保持に関すること。</p> <p>施設維持管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要費（433千円） ・役務費（1,268千円） ・委託料（17,902千円） ・使用料及び賃借料（261,969千円） ・公課費（9千円） ・負担金補助金及び交付金（19,351千円） <p>施設維持補修費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要費（380千円） <p>南合同庁舎の維持管理及び秩序保持に関すること。</p> <p>施設維持管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要費（21,933千円） ・役務費（6,198千円） ・委託料（68,324千円） ・使用料及び賃借料（664千円） ・公課費（9千円） <p>施設維持補修費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要費（10,538千円） <p>一般事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要費（1,680千円） ・負担金補助金及び交付金（20千円） <p>南合同庁舎における文書の収受及び集配に関すること。</p> <p>南合同庁舎の事務室等の配置に関すること。</p> <p>南合同庁舎の連絡調整に関すること。</p> <p>財務事務に関すること。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし